

R210033
K. 53

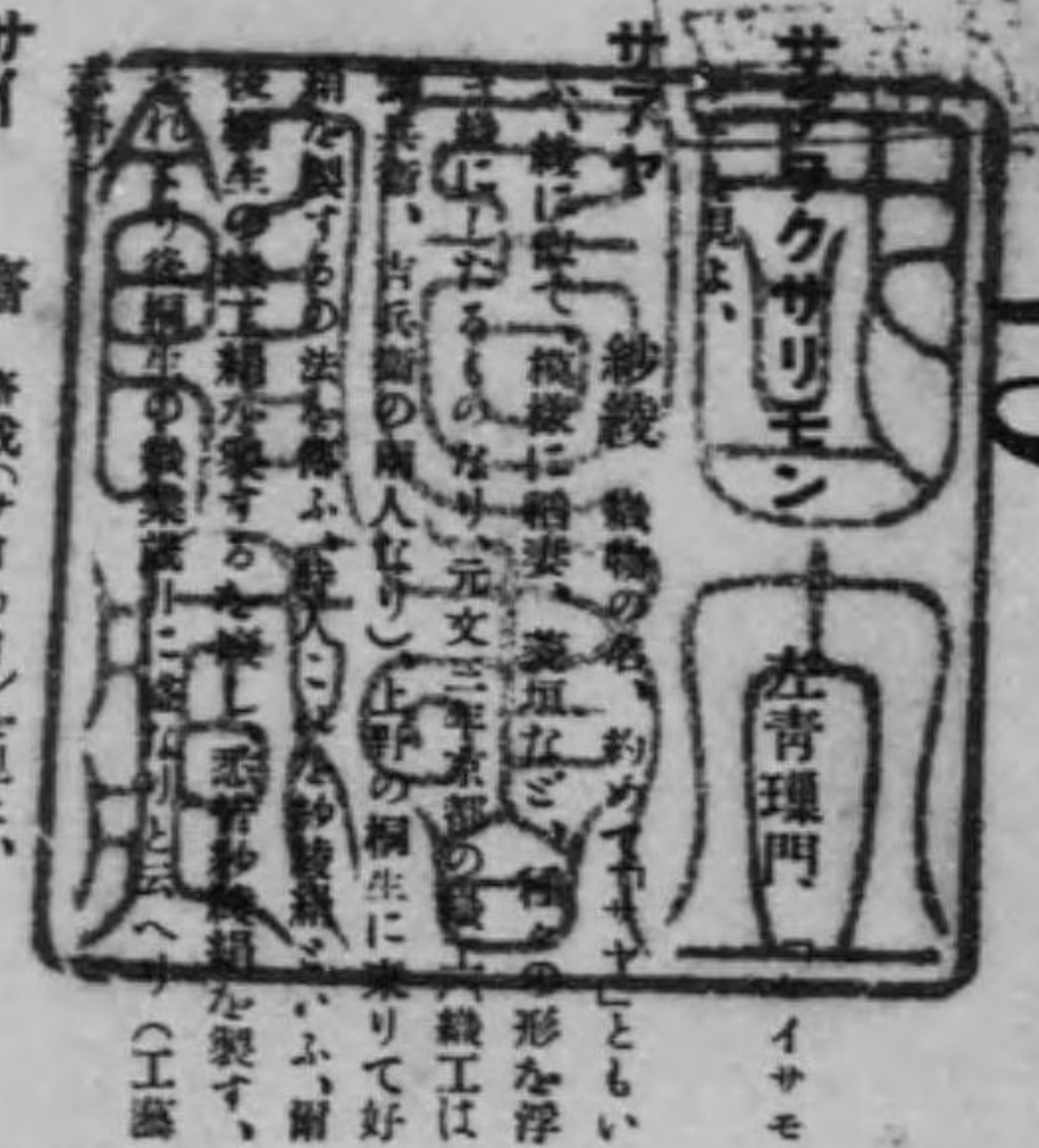


始



サアヲ サイキ

齋院 賀茂大神に奉仕する
 皇女、齋王(イッキノミヤ)とも云ふ。其院は山城國愛
 宕郡に在るを以て、一に紫野院と稱し、有栖川の側に
 在るより又有栖川とも云ふ。 天皇即位の年、内
 親王の御せざるものを簡び、卜定して賀茂齋王と爲
 す、若し内親王なき時は、更に女王を簡び定む、卜定
 既に畢れば、使を遣して命を齋王に傳へ、又賀茂に奉
 告す、爾後退職に至る迄、齋王の居所に賢木を立て、
 注連を引き、不淨佛事を禁ず、次に宮城内の帳所を
 トして齋王の居所となす、之を初齋院と稱す、所司
 兼め禊地を點定して之を奏す、期日齋王軍に初し列



を正して禊所に至り、河津に臨み禊を行ふ、其後初
 齋院に入るや、院内を祓除し、大殿祭御井祭等あり、
 初齋院は一定せず、後一條天皇の時には、右近衛府
 を用ふ、其後左近衛府、大膳職等を用ひし事もあり、
 初齋院にて三年間(此間月毎に齋院に入りて賀茂
 大神を参拜す)齋院終りて後、四月上旬吉日を選びて
 野宮の齋院に入る、當日齋王與にて禊所に向ふ、勅
 使大納言以下多く供奉し、儀衛盛なり、禊畢りて後、
 齋院に大殿祭等の事あり、禊所は仁明天皇承和二年
 鴨河にて行ひしより、常に此河に於てする例なる、
 この月賀茂祭あり、齋王上下兩社に参向して祭事に
 供奉す、又相嘗祭も親ら行ふ、臨時祭には預らず○齋
 王の年齢は、幼なるは二三歳、長ぜしは二十八九歳な
 るあり、幼稚なる人も尙ほ成人の服を着けて奉侍す、
 若し新嘗の時には乳母代りて勤む、解職は使を遣し
 て兩社に告ぐる事、卜定の儀の如し、其後齋王本院
 を出で近江國幸時に至りて禊を修し、後京都に入る

位上、主典二人從八位下、史生二人、後世勳別當を置
 き庶事を總掌す、勳別當は別勳を以て補する所にし
 て、因と親王家の家司の長官なりしが、位齋院司長
 官の上にあるを以て全權を總るに至れり、延喜の制
 一人を置き、關原天皇の天元五年左中辨を以て勳別
 當とし、爾來權大納言、左近衛權少將等の兼官補せら
 れしが、後世は多く散位を以て之に補す、又家司職事
 等あり、齋王の家司を分掌す、女官は長を女別當と爲
 し、内侍、宣旨、女藏人、采女、女御等の役人あり、又別
 に宮主一人(從八位下)あり、齋院の忌火庭師祭及び
 解職の事を掌る。 弘仁九年五月始めて齋院
 司を置く、同十四年之を停め、天皇元年舊に復して
 又置く、後鳥羽天皇以後廢絶す(延喜式、類聚國史、官
 職抄、撰集秘記、古事類苑神祇部)

齋會 古來多くの僧尼を集めて、讀經
 供養する法會をいふ、推古天皇十四年始めて之を行
 はる、每寺四月八日、七月十五日齋を設けて永式と
 爲す、後世に至り、臨時に行はる、齋會には、必しも
 此日を用ひずといふ(ゴサイエ、參看(佛事志))

西院帝 淳和天皇を稱
 す、「ジュンナテツワ」を見よ。

西園寺 山城國葛野郡衣
 笠村字大北山の西北隅、今の鹿苑寺の地は即ち其舊
 址なり○又北山堂とも云ふ。 太政大臣西園
 寺公經之を創立す、元仁元年十二月成りて供養を行
 ふ、北白河院安嘉門院等臨御あらせらる、隨増健内
 野雪の巻に「故公經のおほきおと、其のかみ夢見給
 へることありて、源氏の中將わらはやみまじなひ給
 ひし、北山のはとりに、世にしらすゆ、しき法堂を建
 て、名をば西園寺と云ふめり、この所は伯三位資
 仲の領なりしを、尾張の國松枝と云ふ庄に換へ給ひ

サイキ

サイキ サイラ

32 月

R210.033 K053



【齋院略譜表】

(本表は田邊勝成氏が主として齋院記に據りその誤脱は當時の記録類に據りて増訂編成せしものに係る)

御名	御父	御母	齋院卜定の時日及年齢	退下の時日及在任年数	崩薨の時日
有智子内親王	醍醐天皇(第三皇女)	正五位下交野女王	弘仁元(四歳)	天長八(十二(廿二年))	承和十四(二十(廿六歳))
時子内親王	仁明天皇(第一皇女)	女御從四位上滋野繩子	天長十(三(二十六))	嘉祥三(三(十八年))	承和十四(二十(廿二歳))
高子内親王	仁明天皇(時子内親王妹)	百濟氏(從五位上教復女)	天長十(三(二十六))	嘉祥三(三(十八年))	承和十四(二十(廿二歳))
慧子内親王	文德天皇(第二皇女)	藤原列子	嘉祥三(七(九))	天安元(二(二十八(八年))	貞觀八(六(十六歳))
逢子内親王	文德天皇(第五皇女)	更衣從四位上紀幹子	天安元(二(二十八))	天安元(二(二十八(八年))	貞觀八(六(十六歳))
儀子内親王	文德天皇(慧子内親王妹)	太皇太后(女御)藤原明子	貞觀元(十(五))	貞觀十八(十(五(十八年))	元慶三(四(十(五歳))
教子内親王	清和天皇	皇太后(女御)藤原高子	元慶元(二(十七))	貞觀十八(十(五(十八年))	元慶三(四(十(五歳))
穆子内親王	光孝天皇	桂心女王	元慶六(四(九))	仁和三(六年)	延長八(正(十三歳))
直子内親王	四品中務藤原惟彦親王	女御從四位上橘義子	寛平元(三(六))	延喜三(二(十八(年))	延喜三(二(十八(年))
君子内親王	宇多天皇(第三皇女)	更衣從五位上藤原鮮子	寛平五(三(三))	延喜十五(五(四(十三年))	延喜十五(五(四(十三年))
恭子内親王	醍醐天皇(第三皇女)	更衣從五位上藤原鮮子	延喜三(二(十九(二歳))	延喜十五(五(四(十三年))	延喜十五(五(四(十三年))
宣子内親王	醍醐天皇(第二皇女)	更衣從四位上源封子	延喜十五(七(十九(十四歳))	延喜二十(六(八(六年))	延喜二十(六(八(六年))
額子内親王	醍醐天皇(第十五皇女)	女御正三位源和子	延喜二十一(二(二十五(四歳))	延長八(九(二十九(十年))	天元三(正(十八(卒(四歳))
錦子内親王	醍醐天皇(額子内親王姉)	更衣從五位上藤原鮮子	承平元(十二(二十五(二十九歳))	康保四(五(三十七(年))	安和元(九(十一(歳))
尊子内親王	冷泉天皇(第二皇女)	贈皇太后(女御)藤原懷子	安和元(七(一(三歳))	天延三(四(三(八年))	寛和元(五(三十七(年))
選子内親王	村上天皇(第十一皇女)	贈皇太后(中宮)藤原安子	天延三(六(二十五(十二歳))	長元四(九(十七(六年))	長元四(九(十七(六年))
藤子内親王	後一條天皇(第二皇女)	中宮藤原顯子	長元四(十二(十六(三歳))	寛徳二(正(十六(十年))	寛徳二(正(十六(十年))
朔子内親王	後朱雀天皇(第二皇女)	皇弟陽明門院親子内親王	長元九(十一(二十八(五歳))	寛徳二(正(十六(十年))	康和五(四(三十三(年))
藤子内親王	後朱雀天皇(第四皇女)	中宮藤原顯子	永承元(三(十四(八歳))	康平元(四(三十三(年))	康平元(四(三十三(年))
藤子内親王	後朱雀天皇(第五皇女)	女御從二位藤原延子	康平元(六(二十七(十四歳))	延久元(七(二十七(十二年))	永久二(八(二十(歳))

てけり、もとは田畑など多くて、ひたぶるに田舎めきたりしを、更にうちかへしくして、麗なる園につくりなし、山のたけすまひ木ふかく、池の心ゆたかに、わたつみをたふへ、峰より落つる瀧のひびきも實に涙催しぬべく、心せばき所のさまなり、本堂は西園寺、本堂の如きは誠になへなる御姿、生身もかくやと、いづくしう願され給へり、又せむみやく院は薬師、功德院は地藏菩薩にておはす、池のほとりに妙音堂、瀧のもとには不動堂、この不動は、津の國より生身の明王、簀笠うち来りて、さし歩みておはしたりき、其の簀笠は、寶藏にこめて、三十三

年に一度出るとぞうけたまはる、石橋の上には五大堂、成就心院と云ふは、愛染王座さまの秘法と行はせらる、供僧も紅梅の衣、袈裟数珠の糸まで、同じ色にて侍るあり、又法水院、化水院、無量光院とかやとて、來迎のけしき、彌陀如來、二十五の菩薩、虚空に顯じ給へる御姿も侍るあり、北の庭殿にぞ、おとば住み給ふ、廻れる山のとさば木どいといふりたるに、なつかしき程の若木の櫓など、植ゑ渡すとて大臣うそぶき給ひけり云々とあるにて、西園寺の宏大壯麗なりしを知るべし、子孫代々傳領す、元弘建武の際西園氏の衰ふると共に衰頽す、文和三年室

町に移り、天正十八年今の上京區高徳町に移る。云ふ、今淨土宗智恩院末に属し、寶龍山と號す、舊址は應永の初年足利義滿に譲與す、義滿依りて之に鹿苑寺を建つ(山城名勝志、平安通志)

サイランジウチ 西園寺氏 姓は藤原、七清華の一、九條右大臣師輔の十男太政大臣公季の玄孫三條權大納言公實の四男大宮權中納言通季より出づ、通季の曾孫公經、山城國葛野郡北山莊に堂宇を建立す、依て西園寺と號す、子孫因て氏となす、清華に列す、攝官太政大臣大將に至る、世々舊習を家業に傳ふ、子孫相繼ぎて明治に至り、華族に列し、侯爵を

佳子内親王	後三條天皇(第四皇女)	贈皇太后(女御)藤原茂子	延久元(十(二十八(十三歳))	延久四(七(六(四年))	大治五(七(二十五(歳))
篤子内親王	後三條天皇(第五皇女)	贈皇太后(女御)藤原茂子	延久五(三(十一(十四歳))	延久五(五(七(歳齊二月))	永久二十(一(崩))
齊子内親王	小一條院教明親王(第五皇女)	陽明門院養女藤原氏(下野守從五位下政隆女)	承保元(十二(八))	寛治三(四(十二(十六年))	天養元(四(二十一(崩))
令子内親王	白河天皇(第三皇女)	贈皇太后(中宮)藤原賢子	寛治三(六(二十八(十二歳))	康和元(六(二十(十一年))	保元元(正(五(歳))
順子内親王	白河天皇(第四皇女)	贈皇太后(中宮)藤原賢子	康和元(十二(十九(九歳))	嘉承二(七(十九(九年))	應保二(十一(三(歳))
官子内親王	白河天皇(第五皇女)	掌侍源盛子	天仁元(十一(八))	嘉承二(七(十九(九年))	保元元(正(五(歳))
椋子内親王	堀河天皇(第一皇女)	典侍仁子女王	保安四(八(二十八(二十五(歳))	大治元(七(二十五(四年))	文治五(七(二十(崩))
上西園院統子内親王(初名栴子)	鳥羽天皇(第二皇女)	待賢門院(中宮)藤原璋子	大治二(四(六(二歳))	長承元(六(二十九(六年))	文治五(七(二十(崩))
昭子内親王	鳥羽天皇(第一皇女)	待賢門院(中宮)藤原璋子	長承元(十一(二十五(十一(歳))	長承二(九(二(歳齊二年))	長承二(十(十(歳))
怡子内親王	輔仁親王	源氏(從三位大藏卿行宗女)	長承二(十二(二十一(一(歳))	平治元(四(五(十九(二十七(年))	長承二(十(十(歳))
式子内親王	後白河天皇(第三皇女)	從三位藤原成子	平治元(十(二十五(五歳))	嘉應元(七(二十六(十一年))	建仁元(正(二十五(歳))
信子内親王	二條天皇(第一皇女)	中原氏(大外記師元女)	嘉應元(十(二十一(一(歳))	承安元(二(二十二(歳齊三年))	承安元(二(二十九(歳))
頼子内親王	鳥羽天皇(第七皇女)	藤原氏(從一位左大臣實能女)	承安元(六(二十八(二十七(歳))	承安元(八(十四(歳齊三月))	承元二(九(十八(歳))
坊門院範子内親王	高倉天皇(第二皇女)	藤原氏(中納言正二位成範女)	治承二(六(二十七(二(歳))	養和元(正(十四(四年))	承元四(四(十二(崩))
嘉陽門院禮子内親王	後鳥羽天皇(第三皇女)	藤原氏(内大臣正二位信清女)	元久元(六(二十三(五歳))	建曆二(九(四(九年))	文永十(八(二(歳))

サイラ

授けらる(拾芥抄、尊卑分限、有職中抄、華族譜)
○通季 公通 實宗 公經 實氏 公相
賞 公衡 賞衡 公宗 賞俊 公水
賞水 公名 賞遠 公藤 賞宣 公朝
賞益 公益 賞晴 公達 賞輔 致季
公晃 賞季 寛季 公潔 師季 公望

サイランジキンスケ

世に冷泉前太政大臣、又は今出川と稱す
賞氏の二男、母は家女房 貞應二年に生
れ、嘉祿元年正月叙爵、建長四年十一月内大臣に累
進し、六年十一月右大臣に轉じ、正嘉元年十一月右
大臣を辭す、三年十一月左大臣に任じ、弘長元年十
二月太政大臣に轉じ、二年に辭す、文永四年十月十
二日薨す、年四十五(公卿補任、尊卑分限)

サイランジキンスケ

世に冷泉前太政大臣、又は今出川と稱す
賞氏の二男、母は家女房 貞應二年に生
れ、嘉祿元年正月叙爵、建長四年十一月内大臣に累
進し、六年十一月右大臣に轉じ、正嘉元年十一月右
大臣を辭す、三年十一月左大臣に任じ、弘長元年十
二月太政大臣に轉じ、二年に辭す、文永四年十月十
二日薨す、年四十五(公卿補任、尊卑分限)

西園寺公相

世に冷泉前太政大臣、又は今出川と稱す
賞氏の二男、母は家女房 貞應二年に生
れ、嘉祿元年正月叙爵、建長四年十一月内大臣に累
進し、六年十一月右大臣に轉じ、正嘉元年十一月右
大臣を辭す、三年十一月左大臣に任じ、弘長元年十
二月太政大臣に轉じ、二年に辭す、文永四年十月十
二日薨す、年四十五(公卿補任、尊卑分限)

西園寺公經

世に冷泉前太政大臣、又は今出川と稱す
賞氏の二男、母は家女房 貞應二年に生
れ、嘉祿元年正月叙爵、建長四年十一月内大臣に累
進し、六年十一月右大臣に轉じ、正嘉元年十一月右
大臣を辭す、三年十一月左大臣に任じ、弘長元年十
二月太政大臣に轉じ、二年に辭す、文永四年十月十
二日薨す、年四十五(公卿補任、尊卑分限)

西園寺公相

世に冷泉前太政大臣、又は今出川と稱す
賞氏の二男、母は家女房 貞應二年に生
れ、嘉祿元年正月叙爵、建長四年十一月内大臣に累
進し、六年十一月右大臣に轉じ、正嘉元年十一月右
大臣を辭す、三年十一月左大臣に任じ、弘長元年十
二月太政大臣に轉じ、二年に辭す、文永四年十月十
二日薨す、年四十五(公卿補任、尊卑分限)

西園寺公經

世に冷泉前太政大臣、又は今出川と稱す
賞氏の二男、母は家女房 貞應二年に生
れ、嘉祿元年正月叙爵、建長四年十一月内大臣に累
進し、六年十一月右大臣に轉じ、正嘉元年十一月右
大臣を辭す、三年十一月左大臣に任じ、弘長元年十
二月太政大臣に轉じ、二年に辭す、文永四年十月十
二日薨す、年四十五(公卿補任、尊卑分限)

西園寺公相

世に冷泉前太政大臣、又は今出川と稱す
賞氏の二男、母は家女房 貞應二年に生
れ、嘉祿元年正月叙爵、建長四年十一月内大臣に累
進し、六年十一月右大臣に轉じ、正嘉元年十一月右
大臣を辭す、三年十一月左大臣に任じ、弘長元年十
二月太政大臣に轉じ、二年に辭す、文永四年十月十
二日薨す、年四十五(公卿補任、尊卑分限)

サイカイ

齋戒 身心を清淨潔白にする事
云ふ、即ち神佛を祭る時、若干日沐浴し、飲食を慎
み、穢れに觸るゝことを忌むなり、物忌とも齋とも齋
とも云ふ、神齋と佛齋との二あり(一)神齋は、神代
に伊弉諾命黄泉の穢に觸れて成を、後に海潮に
入りて身を洗ひ、又素戔鳴命出雲に逐はれ、清地

サイカイ

に至り、吾心清々之と云へるは、共に齋戒の始めと
も云ふへし、文武天皇大寶元年散齋、致齋の制を立
てたり、委しくは「アライミ」「マイミ」を見よ、(一)
佛齋は、八齋戒あり、八關齋戒と云ふ、即ち不殺生、非
興不取(不偷盜)非犯行(不淫、不邪淫)不虛誑語(不妄
語)不飲酒、不塗飾香油、不飲非時酒、不飲非時酒、不
登高床高座、不中食(不食非時食)なり、前八支を關
と名づけ、後の一支を齋と名づく、關は八齋を禁閉
して、諸罪を生ぜしめざるなり、齋は中を過ぎて
食せざるを云ふ、八戒を以て齋法を助成し、共に相
支持す、故に八支齋法とも云ふ、觀經疏に、齋戒者
即八齋戒、俗所持故、業疏云、齋謂齋也、齊二其意、
或言「清也」と見えたり(古事類苑神祇部、佛教のりは
辭典)

サイカイ

濟高 初め承徳聖徳の二師に隨ひ
て密教を學び、後聖賢に隨ひて典義を極む、延喜
三年秋、醍醐天皇勅修寺を建て、高に隨ひて落慶供
養導師たらしむ、十年秋、勅して勸修寺を領せしむ、
六年十二月東寺長者を司る、天慶四年、大僧都とな
る、六年中冬二十五日化す、歳九十一(本朝高僧傳)

サイラ

内大臣に任じ、貞應元年八月從一位太政大臣に拜す、
翌年之を辭し、寛喜三年十二月削髮、宣元二年八月二
十九日薨す、年七十四(公卿補任、大日本史)

サイランジキンスケ

世に竹林院入道前左大臣と號す、又竹中と號
す、法名靜勝 賞兼の男、母は内大臣通成の女
永仁六年六月内大臣に、正安元年四月右大臣
に轉じ、同年十二月右大臣を辭す、延慶二年三月左
大臣と爲る、尋で辭す、應長元年八月出家、正和四年
九月二十五日薨す、年五十二 公衡公經、鎌倉
時代兩統伏立、及び公武關係の重大事件を考する
に最も重要な史料たり(公卿補任、大臣補任)

サイランジキンスケ

世に京極前右大臣、又は萬里小路と號す、
賞氏の長男、公相の兄 建長六年十二月
内大臣に累進し、康元二年十一月右大臣に轉じ、正
嘉二年十月辭す、文永十一年十二月四日薨す、年五
十五(公卿補任、大臣補任)

サイランジキンスケ

世に常盤井入道と號す、又冷泉とも稱す、法名
賞空 公經の長男、母は中納言能保の女
土御門、順徳、後醍醐、四條、後醍醐、後深草の六朝に

サイラ

仕へ、内大臣、皇太子傅、後院別當等に歴任せられ、從
一位右大臣に累進し、寛元四年三月太政大臣に拜す、
文應元年薨す、文永六年六月七日薨す、年七十六、
賞氏和歌を最も善くし藤原爲家之を稱す(公卿補任、
大日本史)

サイランジサネハル

大忠院入道と號す、法名性永 公益の男
慶安二年十二月内大臣に累進し、同三年に罷
む、承應三年六月右大臣に任じ、尋で辭す、寛文七
年四月左大臣と爲り、從一位に進む、八年五月また
辭す、十二月十四日出家、十三年正月十一日薨す、
年七十三、賞晴性禮學を好み、又書を善くす、屢々
佛祖の像を畫くといふ(公卿補任、大臣補任、扶桑名
畫傳)

サイランジサネヒラ

世に今出川内大臣と號す、又竹中殿ともい
ふ 公衡の男、母は權大納言經任の女 正
中元年四月内大臣に累進し、嘉祿元年十月辭す、同
年十一月十八日薨す、年二十九(尊卑分限、公卿補任、
大臣補任)

サイランジサネマス

一眞院と號す 慶長十九年正月内大臣に
累進し、元和四年十一月罷む、六年八月右大臣と爲
り、翌年正月辭す、寛永九年三月十二日薨す、年七十
三(公卿補任、大臣補任)

サイカウ

西郷札 西南戦争の時、賊軍が製造したる精帶、實は寒冷紗にして二枚を
合せ、心に紙を挿みて之を堅固にせり、西郷公明
治十年西郷隆盛の兵を鹿兒島に擧ぐるや、策まるも
の約四萬人、各地に轉戦し、勢銳なりと雖も、糧食軍
需の費を支ふるに由なく、遂に紙幣製造の事を案じ、
凡そ三十萬圓を發行して、之に宛つるの議を決し、ま
づ舊佐土原藩士森半夢(通稱喜助)に命じて雛形を造
らしめ、然る後ち桐野利秋總裁となり、加世田工、池
上四郎等工事を督し、日向國宮崎郡廣瀬なる鳳凰島
に其局を設く、而して親しく製造の任に當れるもの
は、實に森半夢なりき、然るに天氣驟しき時は其乾き
方不充分に完全ならず、さりとて時期を延ばす
がごときは、事狀の許さざる所なるを以て、紙幣を
中止して、更に精帶を製造する事に改めたり、尋で
工場を廣瀬公文所に移し、毎日二十五六人の職工を
使用し、六月よりはじめ、八月、廣瀬の敗るゝに至る
まで之に従事せしむ、其全額は、いまだ三十萬圓に
滿たざりきといへり、而して此の精帶、即ち西郷札は
製造と共に徐々使用したりしを、十錢二十錢等の小
額のものば、隆盛の名聲威望により、相當に通用せ
しと雖も、五圓十圓の如きに至りては、甚だ喜ばれ
ず、殊に敗報相續で聞ゆるに及びては、信用全く地
に落ちたり、然るに賊軍に於ては、其際に最も使用の
必要を感じたるの時なれば、盛に之を使用せるを以

サイカイ

に至り、吾心清々之と云へるは、共に齋戒の始めと
も云ふへし、文武天皇大寶元年散齋、致齋の制を立
てたり、委しくは「アライミ」「マイミ」を見よ、(一)
佛齋は、八齋戒あり、八關齋戒と云ふ、即ち不殺生、非
興不取(不偷盜)非犯行(不淫、不邪淫)不虛誑語(不妄
語)不飲酒、不塗飾香油、不飲非時酒、不飲非時酒、不
登高床高座、不中食(不食非時食)なり、前八支を關
と名づけ、後の一支を齋と名づく、關は八齋を禁閉
して、諸罪を生ぜしめざるなり、齋は中を過ぎて
食せざるを云ふ、八戒を以て齋法を助成し、共に相
支持す、故に八支齋法とも云ふ、觀經疏に、齋戒者
即八齋戒、俗所持故、業疏云、齋謂齋也、齊二其意、
或言「清也」と見えたり(古事類苑神祇部、佛教のりは
辭典)

サイカ

て、益々整備を損せるのみならず、使用者の多くは、少額物を購ひ、多額の西郷札を出して、釣り銭を求め、政府發行の貨幣紙幣と引き換へる強ひたるが故に、宮崎市中のみならず、商人の損害極めて多かりしといへり...

サイカウタカモリ

字吉之助、南州と號す、一時、菊地源吉、大島三右衛門と號せり。薩長吉藏の長子、従道の兄...

サイカ

後見となり、政權を執り、公武合體の意見を抱きしを以て、隆慶等の主唱は隆慶の喜ばざる所なりき、故に月照潛渡の事亦効を奏せず、茲に於て更に避けて日向に赴かんとし、海を航するの時、月照と相識して水に投ぜり、時に順風ありて舟の走る事前のごとく、舟人等容易に手を下す能はざりしが、漸くして二人を探ひ隆慶は僅に蘇生したれども、月照は遂に死せり、時に安政五年十一月十六日なりき、而して隆慶は、幕府の嫌疑あらんことを慮り、隆慶を大島に流す、後ち赦されて國に歸るや、或は薩長連合の策を講じ、或は幕府討幕の謀を企て、名聲天下を壓せり、此時に當り諸藩士の京都に在るもの頗る多かりしが、就中勢力を有したるは薩長の二藩にして、隆慶と大久保利通、長は木戸孝允、高杉晋作等によりて代表せられ、其言論は能く朝旨を動かすに足れり、隆慶三年隆慶は同志と謀し、久光に就き、遂に十月十四日討幕の密勅を薩長の二藩に下賜せらるゝに至りしが、其日恰も將軍徳川慶喜は上表して軍職を辭したり、隆慶は其參與職に補し、權機に與る、而して會津桑名等の二藩は、頗る新政府の行爲に平かならず、勢の激する處鳥羽伏見の戦となりしかば、隆慶等は之を以て討幕の機會となし、明治元年東征大將軍有栖川徳仁親王の參謀として、海道を下りしが、勝安房、徳川氏を代表して來謝し、隆慶と會見して逆撃を止めんことを請ひ、且つ江戸開城の約を結ぶ、隆慶即ち間に在りて周旋し、朝旨遂に之を許可せるを以て、四月江戸に入りて城を収め、尋でまた奥羽に赴きしが、列藩悉く歸順するに及び兵を還したり、既にして隆慶は國に歸り大參事として國政に參與し、四年再び東京(江戸の改稱)に出で、參謀に任じ、尋で陸軍

サイカ

元帥に補し、近衛都督を兼ね陸軍大將となり、威震天下に重し、後ち征韓論に關して、岩倉具視、木戸孝允と齟齬す、同六年職を辭して故山に歸り、私學校を興して子弟を教育す、同十年警視官中原尚徳等鹿兒島に歸省するや、私學校を以て隆慶を刺さんが爲めに來れるの刺客となし、積年の鬱鬱一時に發し、俄に起ちて造船所を襲ひ、彈藥兵器を奪ひ、君側の奸を除くを名として軍旗を整ふ、隆慶時に大隅山に銃藏しつゝありしが、變を聞きて歸れりと雖も、勢亦利すべからず、遂に子弟の擁する所となり、新政厚徳の權を觀へし、總軍一萬五千に將として東上の途に就きしが、軍利なくして城山に於て戦死す、時に十年九月二十四日、西南役(セイナンノエキ)參軍、二十二年二月十一日朝廷特赦して其職名を除き、正三位を贈る(西郷隆盛傳、官報)

サイカクノオビ

犀角帶 犀の角を以て飾りとしたる帶、逆方丸柄の二種あり、逆方は節會行幸の時四位五位之用ひ、又辨官等拜賀の時之用ふ、丸柄は五位の人尋常に之を用ふ、馬場欠知の時には四位も着用す、(イシノナヒ)を見よ(桃葉集、武家名目抄)

サイキンタウ

榮芹堂 遊藝館(イワエンタウ)を見よ、

サイキヤウ

歲刑 陰陽道にて八將神の一、地神なり、和漢三才圖會に按、歲刑之配當未考也、向此方不可種植、とあり、

サイキヤウ

西京 山城國京都をいふ、東京に對しての稱、キヤウトを見よ、

サイギヤウ

西行 佐藤義清(サトウヨシキヨ)を見よ、

サイキヨ

裁許 江戸時代訴訟上の用語、裁決

サイキヨシヨウモン

して許すことをいふ(御仕置例類集) 代訴訟文書の名、裁判申渡の時、後日の證據を要するものに下附する證書、牧民金鑑に、安永二年六月御調、前々評定所並奉行所におゐて裁許有之御領私領寺社領等之村方に致し所持、御裁許書繪圖裁許書下裁許證文、御料は御代官私領は領主地頭其村方より寫を爲し出、本紙相添當巳年中に取集江戸著次第寺社奉行月番之致し通達、差圖可申請候、右裁許證文古來は爲し取替、證文と認め有之候間、是亦同様取集可被し差出候、右之通可被し相觸候、と見えたり、

サイグウ

齋宮 齋宮(齋)天皇歴代毎に、伊勢大神宮に差遣して、奉侍の任に當らしむる皇女若くは女王を云ふ、イツキノミヤとも訓す、又齋内親王と稱し、略して齋王とも云ひ、又御杖代とも云ふ、齋宮は居所の名、伊勢國多氣郡に在るを以て、ミヤノミヤとも云ふ、齋宮の嫁せざる者をトして之に充つ、若しト食せざるか、或は皇女無き時は世次によりて女王を簡びトす、卜定の後幣を奉りて大神

サイキヨ

宮に告げ、齋王を宮城内の便所に移らしむ、是を初齋院と云ふ、其後更に城外にトして新宮を作る、之を野宮と云ふ、明年八月初齋院を出で野宮に入る、其初齋院野宮に入らんとするに、齋王先づ河水に臨みて禊を修し、野宮に入りては朔日毎に木綿製を著け、齋殿に入りて大神宮を迎拜し、潔齋三年にして、其九月始めて伊勢に發向す、是を群行と云ふ、當日天皇大極殿に出御、中臣を召して宣命を賜ひ、新に齋王を侍せしめ、及び例幣を奉る事を大神宮に告げしむ、其後齋王を召して親ら御を其額に加へ給ふ、之を別の額と云ふ、然して宮中を出づる間更に顧面する事を固く禁せしむ、是より先、裝束司監遣使等を點定して其旅裝を整へしめ、先づ大藏使を京畿七道に遣して禊除を行はしめ、且つ九月一日より三十日迄齋月と稱し、沿道諸國北辰を祭り、華哀改葬を禁す、又近江伊勢の國司に命じて近江の國府、伊賀垂水、伊勢の鈴鹿、壹志に頓宮を造らしめ、兼て雜物を辨備して、群行の用に供せしむ、其途に上るや、百官之を京城外に奉送す、路次は禊を修し、樂を奏す、行裝壯嚴なり、歸京の儀亦之に同じく使を遣して大神宮に告

サイキヨ

げ、奉迎使を以て之を迎ふ、凶事にて歸京するは、路を伊賀大和に取り、難波にて禊を修し、歸京する例なり○初齋院野宮の地一定せず、元正天皇の朝、北地邊の新造宮を初齋宮とし、光孝天皇以後は推葉寮、宮内省、主殿寮、主水司、近衛府、兵衛府等を以てし、野宮は天武天皇の朝、泊瀨に、光仁天皇は春日に、桓武天皇は平城に置きしが文德天皇以後は多く皇城の北野に設く、禊の地亦一定せず、延暦運部以後は葛野川鴨河に於てするを例とす○齋王の年齢は一歳ならず、二三歳の幼稚なるあり、二十七八歳又は三十歳に長命を以て、天照大神を饗の笠懸色に祭らしめ、次で重仁天皇二十五年に倭姫命をして、豐劔入姫命に代りて、伊勢齋宮に奉齋せしむ、是を御杖代と云ふ、是れ齋宮の始めなり、成務より安徳迄九代中絶し、清和、顯宗、仁賢、武烈の四代亦此事なく又舒明より、天智迄五代亦中絶す、以後は大概間斷なりしが、後醍醐天皇の祥子内親王以後廢絶す、今齋宮の人名、卜定退下の日等を示せば左表の如し(書紀、續紀、延喜式、西宮記、江次第、大神宮諸雜事記、古事類苑神祇部)

齋宮略譜表

(本表は田邊勝武氏が主として伊勢齋宮部類、齋内親王に據り傍ら諸書を參考して編成したるものに係る)

Table with columns: 御名, 御父, 御母, 齋王卜定の時日及年齢, 退下の時日及在任年數, 崩薨卒の時日. Rows include 豐劔入姫命, 崇神天皇第一皇女, 崇神天皇五十八(五十二年), 景行天皇二十(百三十年), etc.

サイキ

雄略天皇三、四、薨

御名	御父	御母	齋王卜定の時日及年齢	退下の時日及在任年数	崩薨卒の時日
皇子内親王	文德天皇(第一皇女)	藤原列子	嘉祥三、七、九	天安二、九(九年)	昌泰三、七、二十、薨
皇子内親王	文德天皇(第四皇女)	更衣藤原氏(神祇伯四位下真近女)	貞觀十、五	貞觀十八(十八年)	延喜十三、六、十八、薨
皇子内親王	清和天皇	藤原今子	元慶六、四、七	元慶八、二、十三、不遂詳行	延喜十四、二、二十三、薨
皇子内親王	光孝天皇(第四皇女)	贈皇太后(女御)藤原胤子	元慶八、三、二十二	仁和三(四年)	延喜十六、五、廿六、薨
皇子内親王	一字多天皇(第二皇女)	贈皇太后(女御)藤原胤子	寛平元	寛平九(九年)	延喜十六、五、廿六、薨
皇子内親王	醍醐天皇(第十皇女)	更衣藤原氏(神祇伯四位下真近女)	寛平九、八	延長八、十二(三十四年)	天德三、正、二、薨
皇子内親王	醍醐天皇(第十七皇女)	更衣藤原氏(神祇伯四位下真近女)	承平元、十二、二十五(二十	承平六、三、七(六年)	天曆八、八、二十九、薨
皇子内親王	醍醐天皇(第十七皇女)	女御正三位源和子	承平六、九、十二(八歲)	天慶八、八、十三(十年)	寛和元、薨
皇子内親王	醍醐天皇(第十七皇女)	女御正三位源和子	天慶九、五、二十七	承平六、不遂詳行	承平六、五、十一、薨
皇子内親王	醍醐天皇(第十七皇女)	女御正三位源和子	天曆元、二、二十六	天慶九、九、不遂詳行	天慶九、九、十九、薨
皇子内親王	醍醐天皇(第十七皇女)	女御正三位源和子	天曆九、七、十七(四歲)	康保四、十一(十三年)	長德四、九、十六、薨
皇子内親王	醍醐天皇(第十七皇女)	女御正三位源和子	安和元、七、一十六(歲)	安和二十一、四、不遂詳行	正曆三、三、三、薨
皇子内親王	醍醐天皇(第十七皇女)	女御正三位源和子	安和二、十一、十六	天延二(六年)	天延二、四、十、十六、薨
皇子内親王	醍醐天皇(第十七皇女)	女御正三位源和子	天延三、三、二十七(二十七	永觀二、八、二十七(十年)	寛和二、五、十五、薨
皇子内親王	醍醐天皇(第十七皇女)	女御正三位源和子	永觀二、十一、四	寛和七、十一(二十五年)	
皇子内親王	醍醐天皇(第十七皇女)	女御正三位源和子	寛和元、八、八	寛和七、十一(二十五年)	
皇子内親王	醍醐天皇(第十七皇女)	女御正三位源和子	長和元、十二、四(十二歲)	長和五、八、十七(五年)	
皇子内親王	醍醐天皇(第十七皇女)	女御正三位源和子	長和五、二、十九(十二歲)	長元九、四(二十一年)	
皇子内親王	醍醐天皇(第十七皇女)	女御正三位源和子	長元九、十一、二十八(八歲)	寛德二、正、十九(十年)	
皇子内親王	醍醐天皇(第十七皇女)	女御正三位源和子	永承元、三、十	永承六、正(六年)	承曆元、八、二十六、薨
皇子内親王	醍醐天皇(第十七皇女)	女御正三位源和子	永承六、十、七	治曆四、四、二十三(十八年)	
皇子内親王	醍醐天皇(第十七皇女)	女御正三位源和子	延久元、二、九(十四歲)	延久四、十二(四年)	長承元、四、四、五、薨

御名	御父	御母	齋王卜定の時日及年齢	退下の時日及在任年数	崩薨卒の時日
皇子内親王	繼體天皇(第二皇女)	妃麻媛媛子	齋王卜定の時日及年齢	退下の時日及在任年数	崩薨卒の時日
皇子内親王	欽明天皇	妃蘇我堅媛媛	(齋王御杖代)		
皇子内親王	敏達天皇(第二皇女)	皇后廣姫王	敏達天皇七、三、五	推古天皇二十九(三十七年)	
皇子内親王	用明天皇(末皇女)	糠葛城媛子	敏達天皇十四、九、十九	朱鳥元(十三年)	
皇子内親王	天武天皇(第二皇女)	妃大田皇女	天武天皇自風二、四、十四(十四歲)	文武天皇四(三年)	大寶元、十二、二十七、薨
皇子内親王	天武天皇	夫人磯媛	文武天皇二、九、十	文武天皇四(三年)	天武天皇三、正、二十五、薨
皇子内親王	天智天皇(第九皇女)	夫人忍海色夫古媛	大寶元、二、十六	慶雲三(六年)	天平六、二、八、薨
皇子内親王	天智天皇(第九皇女)	夫人贈正二位石川大藏媛	慶雲三、八、二十九	和銅七(九年)	天平六、二、八、薨
皇子内親王	聖武天皇(第一皇女)	夫人藤原大養廣刀自	靈龜元	養老五(七年)	神龜五、三、五、薨
皇子内親王	中務禮正三位三原王(第二皇女)	皇后井上内親王	養老五、九、十一(五歲)	養老七(九年)	天平六、二、八、薨
皇子内親王	淳仁天皇	皇后井上内親王	天平十六	(二二又二四年)	寶龜六、四、二十七、崩
皇子内親王	光仁天皇(第三皇女)	皇后井上内親王	天平十六	天平勝寶元、四、五、十一(六年)	
皇子内親王	右大臣禮正二位神王	皇后井上内親王	天平勝寶元、九、六	天平勝寶四(四年)	
皇子内親王	桓武天皇(第一皇女)	皇后井上内親王	天平寶字二、八	天平寶字八(七年)	
皇子内親王	桓武天皇(第五皇女)	皇后井上内親王	寶龜三、十一、十三(十九歲)	天應元(七年)	天長六、八、二十、薨
皇子内親王	平城天皇(末皇女)	皇后井上内親王	寶龜三、四、二十九	天應元(七年)	
皇子内親王	嵯峨天皇(有智子内親王)	皇后井上内親王	延曆元	延曆十五、二(十五年)	弘仁八、四、二十五、薨
皇子内親王	淳和天皇(第一皇女)	皇后井上内親王	延曆十六、四、十八	大同元(十年)	弘仁三、八、六、薨
皇子内親王	嵯峨天皇(有智子内親王)	皇后井上内親王	大同元、十一、十三	大同四(四年)	貞觀五、正、十九、薨
皇子内親王	淳和天皇(第一皇女)	皇后井上内親王	天長元	弘仁十四(十五年)	寛平元、正、薨
皇子内親王	贈太政大臣一品仲野親王	皇后井上内親王	天長五、二、十三	天長四(四年)	仁和元、四、二、薨
皇子内親王	仁明天皇(第八皇女)	皇后井上内親王	天長十、三、二十六	天長十(六年)	
皇子内親王	從五位上高宗女	皇后井上内親王	天長十、三、二十六	嘉祥三(十八年)	貞觀十八、六、十八、薨

サイグ

御名	御父	御母	齋王卜定の時日及年齢	退下の時日及在任年数	崩薨卒の時日
淳子内親王	三品式部卿致賢親王	源氏(伯耆守從五位下親方女)	延久五、二、十六、	承暦元、八、十七(五年)	嘉保三、八、七、崩
郁芳門院皇子内親王	白河天皇(第一皇女)	贈皇太后(中宮)藤原賢子	承暦二、八、二(三歳)	應徳元、九、二二(七年)	長承元、二、一、薨
善子内親王	白河天皇(第二皇女)	女御從四位下藤原道子	寛治元、二、十一(十一歳)	嘉承二、七、十九(二十一年)	長承元、十、十六、薨
侑子内親王	白河天皇(第五皇女)	藤原氏(從四位下木工權頭季實女)	天仁元、十、二十八(十六歳)	保安四、正、二八(十六年)	保元元、三、二十九、薨
守子内親王	白河天皇(第一皇女)	源氏(正二位大納言師忠女)	保安四、六、九(十三歳)	永治元、二、(十九年)	保元元、三、二十九、薨
新子内親王	鳥羽天皇	更衣藤原氏(參議正三位家政女)	康治元、二、二十六、	久安六、四、九(九年)	應保元、十、三、薨
喜子内親王	堀河天皇(第二皇女)	從三位藤原成子	仁平元、三、二、	久壽二、七、(五年)	
殷富門院亮子内親王	後白河天皇(第一皇女)	從三位藤原成子	保元元、四、十九(十歳)	保元三、八、十一、不遂詳行	建保四、四、二、崩
好子内親王	後白河天皇(第二皇女)	從三位藤原成子	保元三、二、二十五、	永萬元、六、二十五(八年)	建久三、七、三、薨
休子内親王	後白河天皇(第四皇女)	源氏(右近衛中將正四位下信宗女)	仁安元、二、十八(十歳)	仁安三、二、十九、不遂詳行	承安元、三、一、薨
惇子内親王	後白河天皇(第五皇女)	藤原氏(右大臣正二位公能女)	仁安三、八、二十七(十一歳)	承安二、五、三(五年)	承安二、五、三、薨
功子内親王	高倉天皇(第一皇女)	藤原氏(右近衛少將正四位下公重女)	治承元、十、二十八、	治承三、正、十一、不遂詳行	建久九、正、十七(十四年)
深子内親王	高倉天皇(第三皇女)	典侍藤原氏(參議正三位頼定女)	文治元、十一、十五、	建久九、正、十七(十四年)	承元四、十一(十二年)
顯子内親王	後鳥羽天皇(第二皇女)	源氏(少納言從四位下信康女)	正治元、二、二十四、	承元四、十一(十二年)	承久三、四、二七(七年)
式乾門院利子内親王	後高倉院太上天皇(第一皇女)	(名石)	建保三、三、十四、	承久三、四、二七(七年)	眞永元、十四(七年)
昱子内親王	後堀河天皇(第三皇女)	北白河院藤原陳子	嘉祿二、二、二十六(三十歳)	仁治三、正、二六(六年)	寛元四、正、二九、不遂詳行
仙華門院暲子内親王	土御門天皇(第四皇女)	藤原氏(權大納言正二位兼良一女)	嘉祿三、十一、二十四(七歳)	寛元四、正、二九、不遂詳行	弘安七、二、十五、薨
惲子内親王	後嵯峨天皇(第二皇女)	更衣藤原氏(大炊助俊盛女)	寛元二、二、十六(二十一歳)	文永九、二、(十一年)	弘安七、二、十五、薨
達智門院非子内親王	後宇多天皇(第一皇女)	藤原氏(權大納言正二位有雅女)	弘長二、二、四、	延慶元、八、二十六、不遂詳行	正平三、貞和四(十一、二、崩)
宣政門院權子内親王	後醍醐天皇	藤原氏(權大納言正二位有雅女)	徳治元、二、廿二(二十一歳)	元弘元、不遂詳行	正平三、貞和四(十一、二、崩)
祥子内親王	後醍醐天皇	中宮後京極院藤原禰子	元徳二、二、十九(十七歳)	元弘元、不遂詳行	正平三、貞和四(十一、二、崩)
茅渚女王	二品長親王	新待賢門院藤原藤子	元弘三、二、廿八、	建武三、八、不遂詳行	七、崩

四方女王 左大臣正二位長屋王

(右の表中、茅渚女王、四方女王は齋内親王記等に引用したる神祇記によりて掲ぐ)

寶龜五、十二、廿三、卒

サイグウキ

西宮記 卷二十五、改定史籍集覽外に載む、故實家は「セイキウキ」と訓めり、西宮集覽中の恒例、臨時の公事等を記したるもの、西宮左大臣の記録なるを以て名づく、一巻より三巻まで正月、四巻に二三月、五巻に四月、六巻に五月、七巻に七月、八巻に八月、九巻に九月、十巻に十一月、十一巻に十二月の恒例を記し、十二巻より二十四巻まで臨時の公事を載せ、二十五巻に天皇御元服記を附録とせり、**源高明(西宮記)**

リ、諸司にも春秋二季の祭あり○齋王の月料は、皆野宮に准じて賜ひ、男女官の衣食、月俸、季祿、及寮司の供給は諸國の神戶より輸送する庸調、京庫より下す雜物、伊勢の神祇正税等を以て之に充つ、**世稱治平**、垂仁天皇の朝、天照大神を伊勢に遷し奉り、始めて度會に齋宮を建つ、蓋し當時は齋内親王も同殿に住みしならん、其後親王の居所は、別に多氣郡に置きしが、大神宮と遠隔し、奉祀に不便なるを以て、淳和天皇天長九年に至り、度會の齋宮を齋宮と定めらる、仁明天皇六年火災に罹り、再び多氣郡に復す、後世の齋宮村其舊地なりと云ふ、凡そ寮中官舎の修理は、大神宮司之に任じ、齋王宮殿の修理は國司之を營む、若破壊甚しき時は、使を遣して造營せしむ、後世朝綱衰へ、用途缺乏するに及びては、毎に成功を慕りて修造せしめられたり、後醍醐天皇以後廢絶す、**(延喜式、神宮雜例集、職官志、古事類苑神祇部)**

にして、同心四十七人附録す、細工方改役一人、百伎高、細工所組頭三人、同組頭改役勤方二人、**世稱治平**、創置詳かならず、慶應二年十二月廢す、職務は納戸局(附す)官制沿革略史)

サイグウレウ

關する一切の事を處理し、且つ神宮及び神部の雜務を檢校す、又「イツキノミヤノツカサ」とも云ふ、**伊勢齋宮**に寮は内外の三院に分れ、内院は齋内親王の居所にて、男官には勅別當以下の家司、主典、番上、仕丁等あり、女官には宣命、命婦、乳母、女孺等ありて各其職を奉す、中院には頭一人從五位下、助一人正六位下、大九一人正七位下、少九一人從七位上、大少屬各一人從八位上、史生四人等ありて、寮中一切の事を掌り、外院には舍人、藏部(以上長官各一人從六位、主典各一人大初位)膳部(長官一、從六位、判官一、正八位、主典一、大初位)酒部(長一、從七位、酒部)水部(長一、從七位、水部)采部(長一、從七位、采部)二院部(長一、從七位)藥部(長一、從八位)掃部(長一、從七位、掃部六)炊部、馬部十二司及び諸種の雜舎ありて其職を分掌す、別に主神司(中臣一人、從七位、忌部宮主各一人、從八位)あり、初めは本寮に屬せしが、後に神祇官の被官となり、内院の神殿に關する一切の事を掌る、内院に新年、月次、神今食、新嘗等の諸祭あり

サイグクシヨ

以下のものを細工する所なるべし、**葉黃記**寛元四年九月二十七日の條に「院(後醍醐)細工所新調御車、御牛飼渡之處、忽被突殺牛了云々」と見えたり○又諸國國衙の内に置く、國守雜任の役、其掌る所詳かならざれども、院中に置きしものと同じく、調度類の細工物を取扱ひし所なるべし、**(新編樂記)**

サイクワン

齋館 神事深齋の時、神官等の參籠する所、イミダチとも、モイミノチとも云ふ、又神館と書し、カランダチとも云ふ、皇大神宮儀式帳によれば、福宜、宇治大内人、大内人、物忌小内人、宮守物忌等各齋館ありしが如し、儀式解に、齋館は伊美多智と讀むべし、此院現存すれど、今は齋火炊屋も、厨も皆一字に造りなして御倉は絶たり(中略)福宜神事に供奉の時、齋宿する殿を此院内に建るなり、齋殿は伊美登能とも云ふべし、昔はいかなりしか、今世は登攻佐養也、古は福宜一長たるによりて齋殿も一間なり、村上天皇應和元年より次第に加補せられ、福宜十員となりたれば、追々に造り加へ、今は一福宜齋殿一間(四面)二福宜より十福宜まで、九人の齋殿合九間(南面)を一連に作りなせり、汚損するに隨ひ、造營或は修葺せらるゝなり、平戸記仁治元年十二月十八日、大神宮外院焼亡事云々、去十二日子時白福宜齋館、出來所焼出、不復而出、橋赴正殿之間、年中行事(正月一日)政印、上古一福宜齋館被安置、など見え、其餘の記文福宜齋館の事多く注せり云々」とあり、

サイグ

サイグ

サイケ

サイケウジ

サイケ

サイケ

齋家 臨濟宗の寺をいふ、**西教寺** 近江國滋賀郡

サイケー—サイサ

坂本村○大窪山智光寺と號す。天台宗、眞盛派の本山。本尊彌勒如來。應永十八年、僧眞盛の創建する所なり。公武の歸依頗る厚し、降りて徳川氏慶長五年九月境内禁制の札を下し、元和三年九十石の寺領を寄附す、現今五百餘の末寺を有し、郡内の一大刹とす。寺内に明智光秀及び豐臣秀頼の臣米田監物の墓あり。寶物に、蕨心僧都の筆なる觀經曼荼羅、其外數十種ありて、孰も國寶となる(近江輿地志略、近江名跡案内、國寶目録、名勝地誌)。

サイケウハ 西教派 天台宗の一派なる眞盛派をいふ、コシノセイハを見よ。

サイコクケンタイ 西國郡代 關西江戶幕府の職名、豊後國日田に駐在し、豐前、豐後、日向、肥前、肥後、筑前の中に、高十萬石の地方を管し、收税其他の事を掌る、在職手當金九百五十兩、米百二十人扶持を給す(關西寶曆九年二月始めて之を置く、コアンダイの條參看(官制沿革略史))

サイコクサンジフサンシヨクワンオン 西國三十三所觀音 『サンジフサンシヨクワンオン』を見よ。

サイコクシユウ 在國衆 室町幕府の時、京都へ参勤する事なく、常に領内に居住する大名を云ふ、又國人とも稱す(貞丈雜記)

サイゴチウウジヤウ 在五中將 在原業平(アリハラノナリヒコ)を見よ。

サイサウクワン 榮藻館 邵文館(イカブシノクワン)を見よ。

サイサウシ 催造使 造宮職(ヂウカウシキ)を見よ。

サイサウシ 催造司 聖武天皇神龜元年始めて此名見え、天平二年小野朝臣馬養を以て催造監

サイサ—サイシ

と爲したる事續に見えたり、然れども職掌職員詳ならず、公卿補任天平四年の條に、催造宮長官と見えれば、或はこれと同物ならんか(職官志)

サイサウラウ 採桑老 唐樂の曲名、一に『サイシヤウラウ』とも訓す、般涉調二十二曲中の一、一名採桑子とも稱す、古樂にて中曲、詠あり、〇舞者一人、答舞新秋福也(關西志)もと三州の曲に由て作る、三州歌は巴陵三門口の諸商客の作り謠ふ所といへり、一説には百濟國採桑の翁が老衰のさまを取りしとも稱す、即ち竹枝を頭に挿み、老翁鳩杖を携へて行歩に勝へざる状をなすなり、我國用明天皇の朝、大神公持の始めて傳ふ所と稱す、關河天皇の時、多食此舞を善くせしが、事を以て人に殺されしかば、天皇詔曲の絶えんことを恐れ、幼して天王寺の舞人兼公員に實忠が子近方に教へしむ、近方これより崇徳天皇に仕へ、天承元年朝觀行幸に始めて此舞を奏す、因て舞を進め右近衛の將監となせる由教訓鈔、體源鈔等に見えたり(禮樂志、歌謠音樂略史)

サイサク 細作 問者に同じ、後風俗考に、『上杉謙信、世智に長たる者を種々の妻に變へさせ、敵國を始め旗下大名衆の領地へ入り、こませ、施政の善惡、當主の正邪、風俗民情等を密に探らしむ、其者を細作と名づけ重任す』といへり。

サイシ 釵子 朝廷に於て婦人正服の時頭髪に飾るものなり、平安朝の中比より出來しものか、新



子に髪をかざるは垂髮の頭の中央に小梳を入りて齒の如きものを作り、これに結びつけたるなり、この歯たつ形につくるを寶髻と稱す、猶女房裝束の挿圖に就て知るべし(雅莖裝束抄、歴世女裝考)

サイジ 西寺 關西右京西大宮東、九條坊門南、壬生の北、今山城國葛野郡七條村字唐橋に屬す。

淨土宗、禪林寺末。本尊阿彌陀如來。思原源賴朝、聖武天皇延暦十五年大納言藤原伊勢人をして遣寺長官となし、西寺を建立し、東西兩京の鎮護道場となす、南北各二町東又二町、弘仁の比守教部此寺に居して東寺空海と相違遠したり、寺址に守教塚の名今に遺れり、河海抄には弘仁十四年正月西の鴻臚館を守教に賜ふて西寺となすと云へり、天長三年桓武天皇の爲めに、西寺に於て七日間法華經を講説す、大僧都護命を講師となす、聖寶西寺の別當たりし時、寶塔を作る建久中文覺上人四寺の塔を修理す、天福元年十二月西寺の塔燒失して、漸次衰へて、終に廢廟して僅に一小巷を有して、四方寺と稱せしが、近年有志の人々相謀り、佛堂を再建して、四方寺の名を改め、西寺に復歸す(歴代編年集、山城名勝志、平安遺志、京事要誌)

サイシタケ 細見竹 繪地(カンチ)を見よ。

サイシヤウ

宰相 參議の異名、又は大臣の唐名、參議の唐名にあらず、參議は正官にあらずるも、兼中に在て諸政を參議し、國治を觀察する故に名づく、參議の新任を新宰相、近衛中將を兼ねたるを宰相中將と云ふ、『サンギ』參看(増註職原抄)

サイシヤウ 齋場 天神地祇を祭る潔斎の處を云ふ、又齋庭とも云ふ、大嘗會の時に宮城の北野に悠紀主基の齋場を設く、代始和抄に、悠紀主基の齋場所、俣野門を去りて、北八十二丈を畫して其所とす云々、齋場所の額、御屏風の色紙形は行成大納言の子孫相傳して書進す』と見え、又玉勝間にもほぼ同様の事見えたり。

サイシヤウチウジヤウ 宰相中將

サイシヤウ 裝束のたけを、着用する人のたけと等しくするを云ふ、伏見院裝束抄にも纒著(マクトロトシキコトナリ)と見えたり(貞丈雜記)

サイシヤウ 祭主 關西マツリノツカサシと

サイシヤウ 最勝會 金光明最勝王經を講する法會を云ふ、藥師寺の最勝會は毎年三月七日七箇日行ひ、圓宗寺の最勝會は毎年二月廿七日を以て始む(關西志)建武年中行事に、母屋御慶高くかゝりて、御帳の帷子巻きて、御座を取除けて、本尊を掛けたり、四箇大寺(東大、興福、延暦、圓城)僧の中に、稽古の聞あるを、兼れて推ひ定む、禮義の座(兩面)北にあり、講師の座二三の間東西にしく(録

北條貞時(ホウアツサダトキ)を見よ。

サイシヨウカウ 最勝講 朝廷に於て毎年五月中に日を定めて五日間宮中に金光明最勝王經を講じて天下太平を祈る儀(後世は大概二十四日を以て始む(關西志)建武年中行事に、母屋御慶高くかゝりて、御帳の帷子巻きて、御座を取除けて、本尊を掛けたり、四箇大寺(東大、興福、延暦、圓城)僧の中に、稽古の聞あるを、兼れて推ひ定む、禮義の座(兩面)北にあり、講師の座二三の間東西にしく(録

今は一方向地下の者にてあるなり、二位三位などになれども、昇殿などする事なしと云へり、後には藤波家の世襲となる〇祭主に目代あり、又政所あり、權司副官を以て別當となす(官職秘抄、職原抄、祭主補任、諸家補任、神祇志、古事類苑、神祇部)

サイシモクタイ 祭主目代 『サイシ』を見よ。

サイシニキ 最樹院 徳川治濟(トクガハハルナリ)をいふ。

サイシニモクタイ 祭主目代 『サイシ』を見よ。

サイシ 釵子 朝廷に於て婦人正服の時頭髪に飾るものなり、平安朝の中比より出來しものか、新

サイシ

サイシ

サイシ

サイシ

サイシ

サイシ

サイジ

最勝寺... 文治中後白河法皇... 備前の地を寄せ、再び造營せしむ、後鳥羽天皇御讓位の後、最勝寺に遷々幸して、御職權を行ひし事、家長日記、明月記等に見えたり、承久元年焼失す、其後再興の事詳ならず、終に廢寺に歸す、五月最勝講を行ふ(菅養鏡、歴代編年集成、山城名勝志)

サイジヨウジ

最乗寺... 上郡關本村の大雄山と號す... 應永元年草創す、開山は了庵、了庵は慧明、建長園常寺に遊て、終に能登總持寺に入り、僧峨山に從て法園十哲の土首となり、應永元年歸りて當寺を建立す、開基は太田尊信と云ふ、一説に大森寄栖庵と云へり、應永三年八月北條氏康當寺に參詣し、堂宇の修理を加ふ、天正十八年小田原役豐臣秀吉軍勢の亂入を禁ず、慶安元年境内山林竹木免除の朱印を給ふ(新編相模國風土記稿)

サイセツ

歲殺... 陰陽道にて八將神の一、和漢三才圖會に、陰陽毒害之辰、皆在歲之死地、犯之、主有官災疾病失財、主殺子、按歲殺以未辰丑戌(中央土方)四方、順巡如子年(未方)丑年(辰方)、寅年(丑方)、卯年(戌方)、以下亦次第如此、曆家云、從此方不迎子年、歲殺、黃曆、約尾之三、共用未辰丑戌方、而黃曆以辰當子年、約尾以戌當子年、次第順巡如圖(圖略)とあり、

サイタイジ

西大寺... 明徳大和國添下郡(今生駒郡)伏見村大字西大寺(高野寺)とも、又四王院とも云ふ、國司眞言律宗の本山、七大寺の一、應永元年神護元年建立して、高野寺と號す、高野天皇の勅願なるを以てなり、僧養隆を開基とす、神護景雲元年勅して封五十戸を施入す、二年又百五十戸、寶龜十年五十戸、延暦元年三百三

サイタ

十戸を施入す、後屢々火災に罹りて大に衰頽せしが、鎌倉時代に至り、嘉禎二年寂尊(興正菩薩)朝廷及び武家の信仰を得て、大に律宗を起し、本寺を再興して法弟に附與す、爾來戒律宗の一大道場となる、其後堂塔又燒失し、今のは近世の再造に係る、本堂は寶曆二年の造立にして、寂尊作と傳ふる釋迦如來を本尊とし、文殊彌勒四佛(以上共に國寶)等を安置す、愛染堂には愛染明王を本尊とし、自作と稱する行基菩薩(國寶)を安置す、觀音堂は本堂の東方に在り、十一面觀音を本尊とし、四天王像を安置す、寶物に十二天畫像(國寶)十六羅漢像、金光明最勝王經、天平寶字六年跋あり、國寶)大毘盧遮那經(天平神護二年跋、國寶)寶財流記帳(寶龜十一年勅奏、國寶)古文書等多し、又弘安六年寂尊の建つる鐵製の寶塔あり、木曾義仲(寂尊は義仲の一族)の鐵を以て作る所なりと云ふ、最も珍とするに足る、いま其歴代の補任を示せば左のごとし(續紀、類聚國史、伊呂波字類抄、拾芥抄、元亨釋書、大和通、國寶目錄、佛家人名辭書)【別當】

- 安樂 平恩 安好 豐繼 雲澄 入玄
- 入玄 隆始 真祐 恩寬 延喜 永有
- 源敦 源樹 源樹 中算 源樹 安教
- 承安 定澄 仁宗 輔靜 輔靜 明空
- 道觀 蓮胤 仁統 圓緣 長慶 行昭
- 能算 惟真 慈愷 隆源 實覺 漢秀
- 濟胤 寬久 維嚴 覺珍 玄緣 教覺
- 忠惠 雅圓 忠惠 雅圓 尊雅 定宗

サイタ

- 性譽 宗範
- 【長老】
- 容尊(恩圓) 慈真 宣瓊淨覺 靜然(眞澄)
- 賢善(覺律) 澄心(靜心) 信昭(靜觀) 元曉(求覺)
- 眞法(信妙) 清算(彦聰) 覺榮(慈惠) 眞祐(慈惠)
- 信尊(道昭) 德基(尊密) 眞良(信樂) 眞善(圓宗)
- 慈朝(結覺) 深泉(本湧) 眞順(淨順) 高滿(明順)
- 觀空(圓道) 英如(正圓) 英源(圓善) 元空(忍照)
- 榮秀(淨會) 高海(本圓) 眞誓(淨音) 元澄(眞誓)
- 高算(明圓) 仙臺(明秀) 秀如(正真) 眞慶(圓珠)
- 尊海(淨宗) 高仲(通圓) 高森(圓宣) 玄海(高實)
- 光淳 高球 尊珠 高興 尊慶 隆海
- 高秀 高久 高仙 尊智 高喜 寶瑞
- 高圓

サイタマノコホリ

崎玉郡... 關東國武藏國... 應永元年神護元年建立して、高野寺と號す、高野天皇の勅願なるを以てなり、僧養隆を開基とす、神護景雲元年勅して封五十戸を施入す、二年又百五十戸、寶龜十年五十戸、延暦元年三百三

サイチ

妻鏡之に仍る、郡名考以後埼玉又埼玉を以て之を稱し「サイヤマ」と唱ふ、今此讀みに從ふ、明治十三年五月分て南埼玉、北埼玉の二郡とせり(諸國郡縣考、郡名異同一覽、國郡沿革考)

サイチャウクワン

在廳官... 中古諸國の國衙の廳に在りて、國司の命を奉じて、事務を行ふ下司を云ふ、即ち地方廳に在りて事を行ふ官人の義なり、故に又在廳官人とも云ふ、多くは其職を世々にす、中世以來國司遠路を兼ひ、京都に在りて、國政を攝するに及びて、目代並に在廳の者を呼て留守所と云ふ、今在廳官の重なるものを示す、稅所、大帳所、朝集所、健兒所、國掌所、田所、總檢校、出納所、調所、細工所、小舍人所、膳所、政所等あり、各條に述べたれば就て見るべし、又留守所、國司等參看すべし(新編樂記、新編常陸國誌)

サイチヨウ

最澄... 國傳傳教大師と號す... 國傳姓は三津氏、其先は漢獻帝の苗裔、我が國神の朝歸化せるもの、父は百枝、内外の學に富む、神護景雲元年八月、天台宗の開祖、近江國滋賀郡の人、神護景雲元年八月誕生、十八にして得度し、二十にして具足戒を受く、南都に至りて昔日鑑眞の精妙なるに服し、此得、晝夜讀經し、天台の釋義の精妙なるに服し、此宗を弘通せんと欲し、延暦七年、叡山に根本中堂を建立し、十三年、供養會を修す、桓武天皇行幸ありて、後勅額を賜ひ、延暦寺と云ふ、十六年、内供奉十禪師に補し、近江國の正税を分ち、寺費に賜はる、二十一年、勅して入唐台敷の舊典を授らしむ、二十三年、海に航して入唐し、天台山國清寺に至り、智者大師七世の法孫道暹和尚に值ひ、一宗の支旨及び菩薩戒を受け、又佛體寺の行滿座主に法要經書を稟く、又越前府の龍興寺に赴き、願曉阿闍梨に眞言三部

サイツ

の大法輪機道具等を授かり、又唐興縣に於て、簡然禪師に北宗一派の經法を聞く、二十四年六月歸朝す、所傳の經書二百三十部、道具圖樣等を朝廷に奉獻す、天皇親感涙からず、天皇の崩後、平城磯城兩天皇の歸靈堂々濕く、弘仁四年、始て宮中に於て後七日の密法を修す、五年法門を宮中に講じ、六年南都に於て法門を講じ、學て東國を巡化す、十三年六月四日、叡山中道院に於て逝く、年五十六、澄一生の德行内外に光揚して、修證の教法を以て道義を千歳に留めしのみならず、經國の事業に盡せしこと亦少からず、其利物開成に就ては、信濃美濃の境に廣濟廣徳院を建て、罪惡の便を開き、或は茶種を將來して物産を興起せしめ、又平安運部の如きにも興りて力ありしと云ふ、貞觀八年七月十二日勅して傳教大師の號を贈る、我國における大師號實に並にはじまる、國傳の著る多く、註法華經十二卷、註金光明經五卷、註仁王經、註無量壽經、各三卷、守護國界章十卷、内證佛法相承血脈譜等、數十部あり(元亨釋書、各宗綱要)

サイツカヒ

先使... 國守に任ぜられし時に、吉日を預び任國に遣はす使を云ふ、即ち新任につき在廳官人等に訓示する國守の廳宣を持たせ、隨兵を添へて遣はすなり、是れ多くは遠任國守の時に限るが如し、廳宣は朝野詳載に見えたり(朝野詳載、故實拾要、好古小錄)

サイテイ

齋庭... サイツウヤウを見よ、居郡西條町... 河野實隆此に館し西條御館と稱す、其後寛永十三年一柳直盛伊勢より移りて治す、寛文五年一柳直興の時除封、紀伊大納言頼宣の二男松平頼純之に代り入封す、子孫相傳へて明治

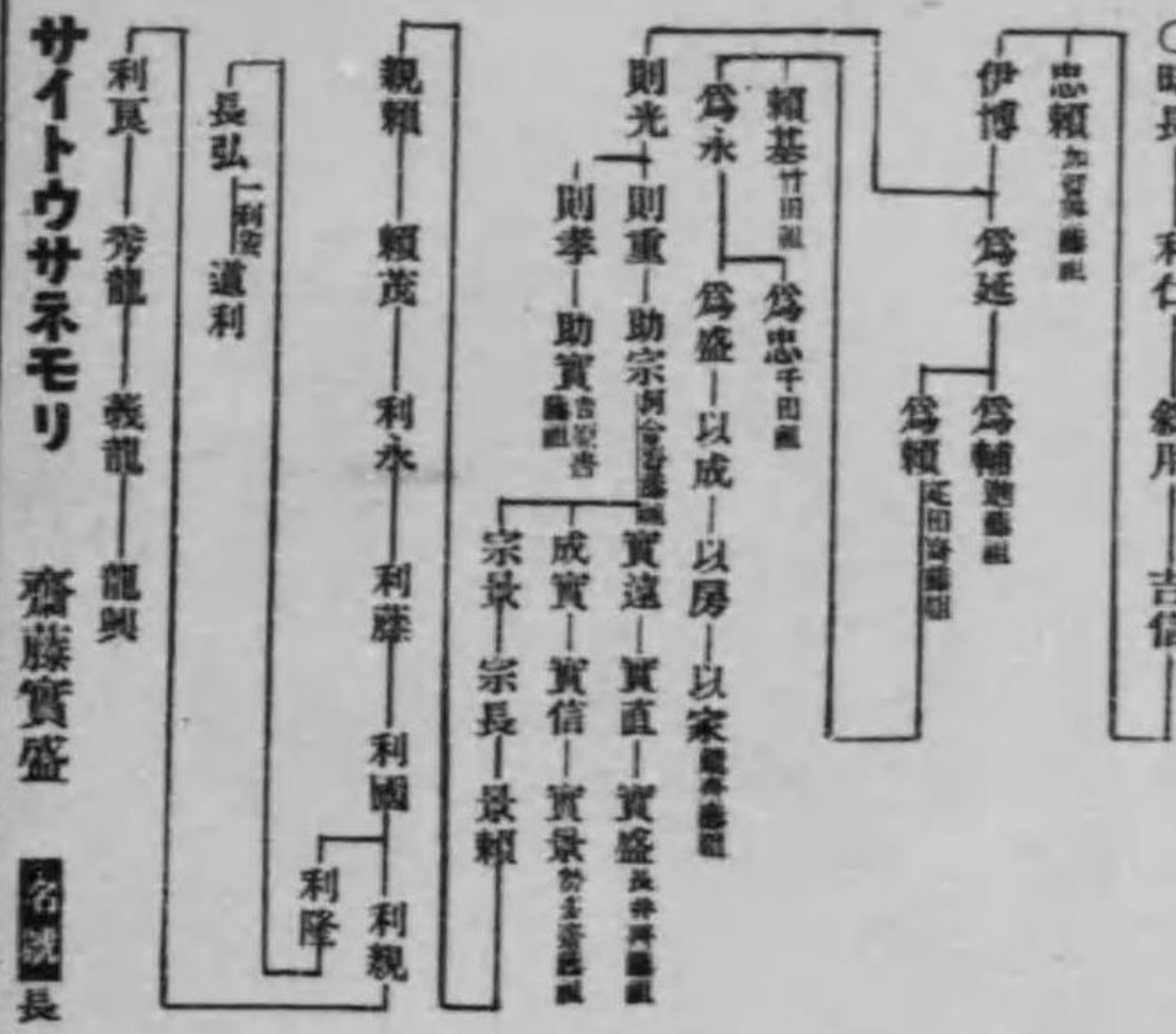
サイト

に至る(愛媛面影) 齋藤氏... 姓は藤原、常陸介時長より出づ、時長鎮守府將軍利仁を生む、利仁賦を討て功あり、威天下に振ふ、其子叙用齋宮頭となる、子孫依て齋藤氏と稱す、利仁嘗て別業を感前教賢に置く、資産甚だ富む、其後子孫世々北國に居す、故に子孫越前加賀越中に蕃衍す、叙用の子吉信は、忠頼、重光、伊博を生む、吉信、忠頼並に加賀介となる、是を加賀齋藤氏と云ふ、その後、大田、石浦、河時、富樫、林氏あり、其中富樫氏最も著る、(トカシウケ)を見よ、伊博の子爲延北陸七國押領使となる、爲輔爲頼を生む、爲輔修理少進となる、因て爲藤氏と稱す、爲頼越前權介七國押領使となる、匹田齋藤氏と稱す、或は單に匹田氏とも云ふ、頼基爲永を生む、頼基竹田氏を稱す、爲永は、爲忠、爲盛を生む、爲忠千田氏と稱す、爲盛以成を生む、熊坂氏と稱す、孫以家鏡齋藤氏と稱す、其族に野木、河口、押垂、大谷、宇多、葺崎、志比氏等あり、爲延の弟則光吉原氏と稱す、則重、孝則を生む、則重越前權介吉原氏と稱す、孝則の子助實吉原齋藤氏と稱す、則重助宗を生む、河合齋藤氏と稱す、四子實遠、成實、景實、宗景、實遠の孫實遠武藏長井に移る、長井齋藤氏と稱す、實盛六世の實の孫實景、勢多齋藤氏と稱す、其族に有坂、南、都筑、脇本氏等多し、景實の子實澄越前介となる、其裔松木、大見、綾部等の氏あり、宗景右衛門尉となり、赤塚氏を稱す、宗景の子宗長の八男景頼、後醍醐院下北面となる、其子親頼美濃國目代となりて下向す、子頼茂延文中守護土岐氏に從ふ、孫利藤賴山山城に在り、應仁の亂西美濃を襲食し、勢漸く盛なり、子利國利親利隆を生む、利隆長井豐後守と稱す、其子長弘長井藤

サイト

左衛門と稱し勢あり、時に山城四國の人松波庄九郎なる者美濃に往き、長弘に仕へ西村勘九郎秀龍と改む、勢を得るに及び、長弘を害し、土岐頼藝を逐み、今須城に居し、齋藤氏を討つ、天文十一年土岐氏を逐ひ、國を奪ふ、頼藝逃れて、尾張國に赴き、織田信秀に據る、是れより連年織田氏と戦ふ、後ち和し其女を信秀の子信長に嫁す、長子義龍(實は頼藝の遺子とも云ふ)二男龍元三男龍之等を生む、弘治二年四月義龍兵を起し秀龍を討みて之を弑す、織田信長兵を起し義龍と連戦し、互に勝敗あり、其子龍興の時永祿七年九月終に信長の爲に敗られ、國を去る、天正元年朝倉義景と共に信長と刀禰山に戦て大敗し之に死す、齋藤氏は至りて亡ぶ(源平盛衰記、尊卑分脈、系圖、信長記、氏族志)

○時長 利仁 叙用 吉信



非齋藤別當と稱す、世々越前に住す、實盛の時武藏國長井に遷り、源爲義義朝父子に仕へ、保元の亂には義朝に従ひ、白川殿及び待賢門に戦うて功あり、後ち義朝の敗死するに及び、平宗盛に仕ふ、尋で平維盛に従ひて、源義仲を北陸に討つ、是より先富土川の戦、實盛關東將士の騎射精強にして當り難きを稱す、軍士大に懼れ遂に戦はずして走る、茲に至り宗盛に請うて曰く、臣必ず死を此役に致し、以て前日の耻をそがんと欲す、唯越前は臣の郷國にして親類のあるあり、古より曰く、錦を衣て郷に歸ると、願はくは錦直垂を着て以て身後の榮と爲すことを得人、宗盛憐みて之を許す、既にして篠原に戦うに及び陣に臨むに際し、墨を以て頬を染めて陣に臨み、衆皆敗走せしと雖も獨り止りて奮闘し、手塚光盛と相搏つて遂に其殺す所となる、年七十三(大日本史)

サイトウセツタウ 齋藤拙堂 名義通 稱徳、名は正謙、字は有信、拙堂、拙翁、鐵研等の號あり、私諱して文靖先生といふ、津藩主藤室氏の子出で、外戚齋藤氏を繼ぐ、世々津藩主藤室氏に仕ふ、寛政九年江戸の藩邸に生る、稍々長じて昌平襲に入り、業を古賀精里に受く、最も力を古文に注ぎ、遂に卓然として家を爲す、藩主藤室高尙の學校を創建するに及び、擢でられて教授となり、家を撃つ津に從る、時に年二十四、尋で藤百五十石を賜ふ、後ちまた進を上士に進め、侍讀を兼ね、累りに職を増して二百石に至る、天保十二年七月郡宰に轉す、即ちまづ表曲の里正數人を擧げて、政を匡し、將に大に民の疾苦を救ひ、爲す所あらんとし、いまだ果たさずして再び學校に入り、督學の事に參與し、弘化元年督學に陞り、文武學校を總督す、茲に於て學則を立て、人才を擧げ、廣く書籍を購ひ、文庫を増建

サイト

サイト

し、實治通鑑を刊行し、また武場を設けて兵を練り、更に藩士中有爲のものを抜擢し、江戸に遊びて、洋學及び兵學砲術等を學ばしめたり、安政二年六月幕府の召によりて東下し、將軍徳川家定に謁す、已にして幕府拙堂を擢て、備官と爲さんとし、内命あり、固辭して從はず、尋で職を増して三百石に至る、六年三月致仕するに及び、藩主藤室高尙之を優遇し、其子正格を藤三百石を襲はしめ、別に養老料月俸十五人扶持を拙堂に賜ふ、國老若くは大目付にあらざして、養老の料を給せられしは、藩にありて蓋し異例なり、慶應元年三月喧嘩を患ひ、在野處えず、七月十五日茶山莊に没す、享年六十九、塔世村四天王寺に葬る、性酒を嗜み客を受す、客至れば折然對酌、詩を賦し文を論じ、終夕厭はず、四方の文士來訪する者殆ど虚日なし、又才談明達、學古今に通じ、經義は宋儒に本づくとも、遂に致して是守せず、拙堂文話、續文話、海外異傳、士道要論、鐵研餘論、救荒事宜、韓子新論、北島國司紀略、地學要要、魯西亞外紀、夜航詩話等(拙堂先生小傳)

サイトウタウサン 齋藤道三 齋藤利政 (サイトウトシマサ)を見よ、

サイトウタツオキ 齋藤龍興 名義功 字喜太郎、右兵衛大夫と稱す、頼義の孫、父に嗣ぎて國政を執る、然れど暗弱、小牧道家野水治左衛門の二人智勇ありて能く助く、後ち二人互に職權を争ひ益闘して死す、是より國勢日に衰ふ、龍興に統あり馬場殿と稱す、織田信長納れて妾にせんといふ、龍興聽かず、信長憤る、是より互に兵を構ふ、永祿七年八月信長軍を發して瑞龍寺を襲ひ之を焚き、稻葉山城を圍む、龍興拒ぐ能はず、和を乞ひ關城に逃れ、尋で越前に走る、天正元年八月濃瀨の軍敗れて潰走

サイト



(集電掛裏編料史)藏所寺在常阜岐

し、朝倉義景と共に力戦して死す、年二十二(野史)

サイトウトシマサ 齋藤利政 名義道 三と號す、初め松波庄九郎、西村勘九郎秀元、長井新九郎政利等と稱す、法名圓覺院日追、松波基宗の子、幼にして妙覺寺に入り僧となり、法蓮坊と名づけ頗る辯才あり、後ち還俗して山崎屋と稱し、松波と號して油を鬻ぎて業と爲す、毎年美濃に往來し、齋藤氏の家老長井長弘に遇せらる、時に長弘國柄を執り宴樂に耽り政治を怠る、利政音曲を能くし好才に長するを以て寵異せられ、長弘の室老西村三郎左衛門死して嗣なきを以てその後を繼ぐ、又土岐頼藝に禮受せられ、毎に左右に侍す、享祿三年正月幕府を攘ぎ長弘夫妻を弑し、自ら長井氏を襲ぐ、遂に齋藤氏を稱し山城守と名づく、天文十五年土岐氏を逐ひ一國を領し、屢々織田氏と戦ふ、後ち織田信秀と和し、女を以て其子信長に娶はす、弘治二年利政の子義龍に自立を謀り兵を擧ぐ、利政の軍敗走遂

サイト サイナ

に殺さる、時に四月二日、年六十三、利政才智あり、善く兵を用ひ、口辯人を服し、損益に通曉して非命を畏れず、政を行ふこと苛酷、凡罪ある者は生きながら之を焚き、或は手から之を裂くと云ふ(野史)

サイトウトシマサ 齋藤利三 名義内 頼助と稱す、頼義父は某伊豆守、母は明智光秀の妹、初め齋藤氏に仕へ後ち稻葉長通に屬し、その女を妻とす、故あつて長通を恨み、去りて明智光秀に仕ふ、光秀二萬石を與へて丹波に居らしめ猪口山城主と爲す、天正十年光秀大事を謀す、利三之を謀めしも聽かず、遂に本能寺に信長を弑す、豊臣秀吉の兵來り攻むるに及び、再三策を光秀に進むるも聞かれず、遂に山崎に敗れて光秀殺さる、利三逃れてこれを知らず、堅田に匿れ、遂に因はれ、粟田口に隠せらる、利三狼心あり、織田信長能くその人たりを知り、曾て富士山を觀て左右に謂ていはく、内藏助をして見せしめば、猶小と謂ふべきなりと(野史)

サイトウヨシタツ 齋藤義龍 名義功 字を新九郎といふ、法名雲鋒支龍、土岐頼藝の妾の生む所、初め齋藤道三妾を土岐氏に進め、後ち土岐氏を逐ひ既に振める妾を奪ひて妾とす、義龍は其生む所なり、道三己の養子とす、義龍長するに及びて美濃に居り、父は土岐氏なるを知り、竊に計を日根野弘就に問ふ、弘就諭して民心を撫育せしむ、時に道三廢嫡の意あり、義龍之を知り、二弟を殺し自立して道三を弑す、後ち足利義輝に仕ふ、義輝諱字を授けて義龍と稱し、左京大夫となす、永祿四年五月卒す、年三十五、義龍身長六尺五寸、座して膝の高一尺二寸、背力ありて勇銳群に超ゆ、外形は愚の如く、内實は頓悟、能く人情を察し衆心を獲る(野史)

サイナイシンワウ 齋内親王 宮宮(サイ

ササノ サイハ

ケウ)を見よ、

ササノコホリ 佐位郡 名義上 野國 肥前國 肥前國 延喜式又佐位に作る、和名抄に名撰(ナハシ)岸新、反治、佐井(サキ)淵名(フチナ)源家、雀部(サ、イ)美保、等の郷あり、拾芥抄、佐井に作り、古國、元祿、古へに復して佐位に作る、以後之に仍る、明治二十九年郡改と共して佐波郡を置く(郡名異同一覽、國郡沿革考、法令全書)

サイハ 薩破 陸奥道にて八將神の一、水の神なり、和漢三才圖會に、太歳所沖、天上之天綱也、犯之損老長、按所沖者如子午年在子方、午年在子方、是也、向此方不可乘舟不可移徙とあり、

サイバ 細馬 最もよき馬、即ち上馬を云ふ、書紀に、天武天皇朱鳥元年四月戊子、新羅進調、從三筑紫、買上細馬一疋云々と見えしを始めて、延喜式に、凡細馬十匹、中馬五匹、下馬二十匹云々、其詞、後者、冬細馬日米三升、大豆二升云々とあり、

サイハイ 再拜 再拜、ハ、イを見よ、

サイハイ 采幣(采配、再拜) 名義軍陣 に用ふる具、大将たる人の之を打振りて、將士に命令す、厚紙を細く切りて、木又は竹の先に付けて垂る、又「サイ」と云ふ、左に、薩の字を書く、肥前國に、源頼義采幣の字を新羅三郎に授くること見えたりとも信じ難し、又足利尊氏義隆の手に做ひて作りたるものなりと云へり、尊氏の時造れりと云ふは信じ難し、伊勢貞丈は、鷹匠の家にて、山鷹を使ふ道具にざいと云ふものあり、罕の先に、細く裁ちたる紙を圓く結付けて、之を振りて鷹を使ふより、之に倣ひて軍陣のさいを作ししものにて、武田信玄より始まると云へり、これはた全く信を置き難し、

サイハ

北條五代記に、それ大將軍戰場に出で、或は關原を取て士卒をいさめ、或はさいなふつて下知する事、漢家本朝古今の例たりと見え、江瀧記、大友與隆記等以後屢々戰陣に用ひしこと見えれば、戰國時代に起



(鞍所器用軍)圖考持所康家

りたるものにして、蓋し其製は禪宗の拂子より起りしものなるべし(安齋隱筆、眞丈雜記、武家目抄)○弓技を演ずる時、之を振りて其の否を報する器具をも云ふ、軍事に用ふる采配とは別物なり、其製、主として檀紙を用ふ、串は木又は竹にして長さ一尺二寸乃至一尺八寸、最も長きは二尺八寸などいふものありて必ずしも一定したるにあらず(的場之次第、小的之卷、百手射禮之卷)

サイハウジ

西芳寺 關原山城國高野郡松尾村字神ヶ谷 臨濟宗、天龍寺に屬す○本尊阿彌陀佛坐像 天平中、聖武天皇の勅願によりて創建し、行基を以て開基とす、四十九院精舎の一なりと云ふ、後、空海本寺に住し、高岳親王落飾の後、本寺に入り給ふと云ふ、建久中、中原師貞堂舎を修造し、源空を請じて之に居らしむ、後、荒敗せしが

サイハ

於てするとの別あり、幕府に於てするものに、内談及び内評定の二つありて、内談は引付に於てし、内評定は問注所、政所に於てするをいふ、並に定日ありてこれを行ふ、式日と稱す、而して曲直を判するに際し、原被兩造を召して對決せしむることあり、將軍座前對決、問注所對決、政所對決等の別あり、また文書物品に限らず、之が證據に供すべきものは原告より之を法庭に出し、或は法吏より之を徴す、然れども其證據たる、詐欺を扱むもの毎多くして決し難きがゆゑに、誓を立て、之を證せしむ、起請と稱す【室町時代】に於ては大抵鎌倉時代と異なるなし、但し此時代には、侍所の權力次第に強し、訴訟裁判の權また之に移り、問注所は、只記録證券のみを専ら管掌せしこと、宛も王朝時代に檢非違使の權重くなりて、判部の官、その職掌を失ひしに似たり、故に民事判事共、後には侍所の司る所なりしと知るべし【江戸時代】に於ける裁判庭は數種の等級あり、今初級のものより之を述べんとす、まづ名主の宅、所謂名主の宅園は、或場合即ち民事上の勸解並に評閣等の重大ならざるもの、和談等は、大抵茲に於てするものにして、一種裁判所の作用を爲すものなり、然れども事は單に和談勸解に止まりて、判決の權なきことなれば、嚴正に云は、素より裁判所にあらず、而して寺社奉行は全國の寺社、及び寺社領の訴訟を受け、また關八州外の他領、もしくは關八州内の寺社領より府内の人々に對する訴訟を處理し、町奉行は江戸市街の訴訟を受けて、江戸の寺社領の町、寺社門前の町、寺社境内借地にまで及ぶ、勘定奉行は關八州の公領及び私領の訴を受け、また關八州以外の公領より府内に對する訴訟を聽訟す、並に各自役宅内に於て審問判決を行ふものとす、これを奉行手限の

サイハ

曆應二年、師員四世の奇觀秀堂宇を再建し、跪石を請じて中興開山とす、爾來天龍寺派となる、永祿十一年、火災に罹り、堂宇荒廢せしを、天龍寺塔頭妙智院の住持兼産田信長の命により、堂舎を建立せしが、漸次大破に及び、明治六年之を撤却せしを、十一年八月更に之を修營す、今の建物是れなり(山城名勝志、平安通志)

サイハク

財帛 禪僧の役名、副寺に同じ、フラスを見よ、

サイバン

裁判 【上代】は氏族政治行はれしを以て、族内の争訟は、普通其族長これを裁判して他を煩はす事なし、故に上古裁判所の構成は、氏族の組織と相終始するものといふべく、兵人の争訟は小氏の兵上、小氏の兵上の争訟は大氏の兵上、大氏の兵上の争訟は朝廷に於てこれを決するを法とせり、而して朝廷にて裁判をなす時は、まづ中臣連、齋部首儀式を備へ、神に請ひて威を執行し願を爲さしめ、かくして後其罪を推訊し罪名を定め、大伴連、物部連の兩職其刑を執行す、故に争訟は大抵中臣、齋部、大伴、物部の四氏によりて決したれども、事の重大なるものに至りては、天皇若くは皇太子の親決する所なりき、文武天皇の大寶年間(律令の撰定あるに及び、其制漸く定まる、當時裁判を管せるは國、郡、京職、攝津職、太宰府、諸司、判部省、太政官等にして、天皇の親裁を以て、最高最終となしたり、後檢非違使の設置せらるゝに及び、訴訟裁斷の權また、これに移り、判部京職のこときは、空位に備はるのみなりき、而して當時裁判は最慎重を命じ、五聽の法あり、五聽とは、一に曰く辭聽、其言を出すを觀る、不直なれば即ち煩ふ、二に曰く色聽、其顔色を觀る、不直なれば即ち厭然たり、三に曰く氣聽、其氣息を觀る、不

サイハ

直なれば即ち喘ぐ、四に曰く耳聽、其聽聲を觀る、不直なれば即ち惑ふ、五に曰く目聽、其眸子を觀る、不直なれば即ち眩たりと、これ法官が第一に注意すべきことなりき、次に諸證據物を檢し以て被告人を審問す、證據充分にして、尙任實を吐かざるものは拷問を用ふ、かくのごとく訊問すること三回にして、毎訊の間二十日を隔つるを要し、三訊間を経てはじめて決す、但重害則ち盜殺、放火のごときものにして、疑いの點少なきは、必ずしも三訊間に滿つるを要せず、かくして辭定まる所あれば、裁判官は之を寫し被告に讀示す、今の所謂口供なり、判決を下すは悉く律令の正文に依るものにして、死罪は天皇の裁可を要し、太政官これを奉行す、流罪は太政官これを決して後に奏上し、徒罪は判部省、杖以下は京職、諸地方官これを決するものとす【鎌倉時代】には將軍の直裁を以て、最終最高の裁判としたりしが、其後將軍の權執權に移りてより、將軍直裁のこと全く行はれず、只執權連署の決斷を以て最終となすに至れり、而して將軍もしくは執權の下に在りて裁判を司るは、民事にありては政所、問注所、判事にありては侍所とす、また別に賦別奉行、五方引付等も民事訴訟を司ると雖も、領地、貸借、盜難等の訴訟は、専ら問注所の典かる所なりき、なほ裁判の遲滯もしくは冤枉等に當り、聽訟を受けるが爲めに聽訟奉行あり(朝廷にては記録所、文殿ありて之を聽き、共に室町時代のはじめ頃まで行はれし、其以後は空名に過ぎざりき)當時法吏には退坐の法あり、疑を避け、情弊を防ぐ所以にして、祖父父母の訴には、これが子孫たる吏は、其評定の席に列して聽斷するを得ざるをいふ、また評定あり、衆議を以て決定することにて、將軍の前に於てすると、幕府に

サイハ

裁判といふ、此餘幕府公領の邊國にあるものは、其他の奉行裁判、京都、大阪、駿府の町奉行、伏見山田の奉行のごときこれなり、また道中奉行に判決することあり、東海、中山、日光、甲州、奥州の五街道の諸驛にて起れる捕盜、殺人、變死の如きこれなり、而して上述の吏員にて專決したるもの、又は決するを得ざるものは評定所におくる、評定所は幕府裁判の最高府にして、寺社、町、勘定の三奉行管轄の特に重大なるもの、三奉行中二者以上に關聯するもの、及び其他事務も幕府に關係せるもの等重大なる事件を裁判する所なり、此所の會合は二種の定日ありて、各毎月三回とす、一を立合と稱し、三奉行大目付、目付出席す、一日を式日寄合と稱し、式日の一回は、三奉行各月番の外に老中出席す、また別に内寄合あり、三奉行各月番の役宅に於て、其同役並に部下の士を會して評定す、亦毎月三回なり、而して三奉行が評定所の内座にて評定するを内寄合といひ、三奉行と兩目付と列座するを一庭といふ、此外に町勘定の兩奉行と兩目付と會合するあり、訴訟の件に由りて同じからず、なほ右に述べられる外身分によりて次の區別あり、(一)宮方、堂上、寺社の臣は寺社奉行に屬す、(二)諸藩士の現に江戸に居住せる者は町奉行に屬す、(三)御家人は町奉行に屬す、(四)公領の役人關所番は勘定奉行に屬す、(五)僧侶は小事は其本寺にて判じ、大事を以て寺社奉行に訴ふ、(六)檢校勾當等は、其居住地武家の邸内に在れば寺社奉行、町方に在れば町奉行、在方に在れば勘定奉行に屬す、(七)檢多非人は、關左衛門車善七配下は町奉行、其他は居住地によりて管轄を異にし、(八)巫女大神樂等は、其職に關しては寺社奉行、一身に關しては居住地の管轄に従ふ、以上は

サイハ

一般の訴訟にして、此外堂上或は諸大名に關したる事體の輕からざるものは老中若年寄以下の合議、及び更に進みて將軍の直裁を要するものとす、而して老中若年寄の裁判することとは、はじめは式日を定め、老中は大名の訴を、若年寄は旗下の訴を聽きしごととし、然れども事務によりて考ふれば、老中の宅にて議下を裁斷し、若年寄の宅にて寺社の裁決を宣告せしことあり、將軍の直裁は、慶長元和の際はその例他に多かりしが、五代綱吉の時、松平光長藩中の争訟、所謂越後騒動といふものを裁斷せるより以後、絶えて行はれしことなし、而して三奉行の公事上、即ち聽訟の體を將軍陣内に在りて上覽することとは、三代家光の時より起り、此時代の末より行はれしが、後には單に形式のみに止まり、陳述論辯の辭、順序等豫め定めおき、法庭において、之を復習するに過ぎざりき、而して裁判は初判の奉行主任となり、雙方の訴狀口供證據により、判事は證據備はりて尙任實を吐かざるものには拷問を用ひ、審問を終りて後、評定所は合議、奉行所は其意見により、先規慣習及び道理によりて判決を下すものとす、なほ關係の各官衙、及び訴訟、拷問等の各條に述べたれば、就きて見るべし(官制沿革略史、日本法制史、徳川將軍御直裁判實紀、古事類苑法律部、續徳川實紀)

サイハラ

催馬樂 關原雜樂の一種、歌を以て主とす、もと路頭里老の謡歌なるが、唐樂専ら行はるゝ世となりてより、其音調により其時代の人の好尚に叶ふべく譜を定めて謡ひ、終に高貴の人の用ふる雅樂となりしなりと云ふ、呂律の二旋あり、其調呂旋は、雙調、律旋は平調を常とす、皆的々拍子の曲にして舞なし、笏拍子、和琴、琵琶、篳篥、篳篥、横笛の七種の樂器を用ふ、催馬樂の名義に數説あり(一)

サイバ

梁塵怨琴抄には昔諸國より、貢物を大藏省へ納めし時、民の口ずさみにうたひたる歌なれば、能馬樂といふなりと、(一)能馬樂考には神樂に前張あり、その拍子にうたふ故に、是もさいばりの名を貢せしといひ、(二)玉勝間には、長瀬眞幸の説として、其初にいでたる吾前歌に伊天安加己未早去欲云々とあり、馬を催す詞なるを以て能馬樂と名づけたりといへり、(四)馬を催す詞なれば、馬催しと云ふべきに、然が稱せざるを見れば、唐樂より出たものならんと(五)郡曲抄、所選樂譜名抄には唐樂の能馬樂に起れりと云へり、(六)古へは唯だ歌詞のみを奏せしことありしが、今は専ら管絃を加へて奏するを例とす、之を奏する法、發聲者一人拍子を掌る、助音十數人に及ぶも妨なし、笙竽樂笛は必ず一管一人を以て定則とし、絃類には定員なし、現時は、呂に安名尊、山城、唐田、茨山律に、伊勢海、更衣等を行ふ、(七)音略略解に、能馬樂は風俗歌の一種にして、其音久米歌に亞ぐものなれども、今日に至ては古調亡びて傳はらず、其沿革を考ふるに、蓋し欽明敏達二帝の朝に至りて一變す、此の一變たる音聲の文を改めしに止まりて、拍子等は神樂に相似たり、後、承和貞觀の際に至りて又一變す、當時唐樂盛行はれしかば、此曲も亦自ら唐樂の様となれり、後、文化年中、光格天皇の勅によりて、又拍子を一變す、中古の曲今尙存すと雖も、常に用ふる所は大抵文化の改作に係ると云ふ、と見えたり、能馬樂の文字は、三代實録貞觀元年十月廿三日の條に、尙侍從三位廣井女王、廣井者二品長親王之後也云々、廣井少修、德操、舉動有禮、以能歌見稱、特善能馬樂歌、諸大夫及少年好事者、多就而習之焉、至于短歌、時人憚之とあるを初見とす、是により能馬樂が、以前より廣

サイバ

く行はれしこと知るべし、其舊譜は延喜十年藤原忠房に勅して定め給ひしものと云ふ、今傳ふる所の譜は、醍醐天皇の代、一條左大臣雅信の撰定せし所と云ふ、古來二流あり雅信の傳流を藤家と稱し、式部卿教實親王の傳流を源家と云へり、戰國時代全く廢絶せしが、後再興し寛永三年後水尾天皇二條城行幸舞樂御覽の時、四辻大納言季繼卿に命じて能馬樂を行はしめたり、現時も他の雅樂と共に行はれたり、(八)ガガケを參看すべし、(九)右に述べし譜の外、傳ふる所の曲名左の如し、(音略略解、如蘭社話、歌舞音樂略史) 【呂】安名尊、新年、梅枝、極人、葦垣、山城、眞金吹、紀伊國、葛城、竹河、河口、此殿、此殿之、此殿與、鹿山、石川、美作、藤生野、味與我、淺綠、青馬、妹之門、唐田、大宮、總角、本枝、眉止白女、酒飲、田中井戸、難波海、我家、無方殿、鈴之河、奥山、奥山、鳥井、青柳、伊勢海、庭生、我門、我門、大路、大岸、浅水橋、刺柳、鷹子、逢路、道口、更衣、何爲、鶴鳴、老風、隱名、 【律】我前、澤田川、高砂、夏引、貫河、志井、飛鳥井、青柳、伊勢海、庭生、我門、我門、大路、大岸、浅水橋、刺柳、鷹子、逢路、道口、更衣、何爲、鶴鳴、老風、隱名、 【律】我前、澤田川、高砂、夏引、貫河、志井、飛鳥井、青柳、伊勢海、庭生、我門、我門、大路、大岸、浅水橋、刺柳、鷹子、逢路、道口、更衣、何爲、鶴鳴、老風、隱名、

サイフ

在府 江戸時代、諸侯等江戸に居住することないふ、江戸府内に在住の意なるべし、 【西福寺】 上總國山邊郡東金町○安國山と號す、(一)日蓮宗、中本山にて、關頭なり、(二)關頭も天台宗にして、觀山の僧上國の亂を避けて、來り住したる所なりと云ふ、文明十一年二月、僧日近之を再興し、日蓮宗となす、最福と號せしが、其後天正年間に至り、今の寺號に改む、徳川氏の時寺領三十石を領す、○什寶に智者大師の畫像あり、描筆細實するに足る、(三)讚辭は唐の備法鏡の書する所、又、(四)二箇あり、一は文明十八年丙午十月吉日、上總國管生庄持長谷寺歸口、一は八幡宮歸口之事、東金池發願根寺云々、天文十八年己酉二月、松戸平四郎勸進のもの(上總國誌、名勝地誌、地名辭書) 【サイミヤウジニフダウ】 最明寺入道 北條時頼(ホウワツキヨリ)を見よ、 【甘井】 左院 關西明治政府初年の職名、太政官中の一院にして、立法の事を議する所なり、事務章程に、一、本院の事務は立法の事を議するを掌る、(明治六年に、此條を、會議及國家民法の編纂、或は命に應じて法案を草するを掌る所なり)と改めたり) 一、凡制度條例を創立し、或は成規定期を損増更草する事、總て議決の上之を正院へ上達すべし、一、凡一般に布告する諸法律制度は、本院之を議するを則とす、云々と見えたり、其職掌を知るに足るべし、(關西議長一人(正三位)、參議より兼任し、又は一等議員より任す、議事を判するを掌る、一等議員(從三位)、二等議員(正四位)、三等議員(從四位)ありて、諸立法の事を議するを掌る、書記、文書を檢し、議案を草する事を掌る、(關西議長明治四年七月太政官の職制を定め、之を置く、六年六月集議院を廢し、其

サイメ

事務を取扱はしむ、尋で職制を改め、議長、副議長、議員(一等より五等官を置き、此外地方及び各省委任以上の官之に兼任し、總て議事を掌り、常在議員は、兼て攝政及び法案を草すること、人民建白書を附録するを掌る)書記官(一、二、三等、文案記録、會計の事、及び建白書を勸査し、或は編纂の事に兼任す)書記生(一、二、三、四、五等、書記官に分別して文案記録會計等の事を掌る)筆生(一、二、三等、淨寫記録、計算の事を掌る)を置き、七年二月、正院中の財務法制課を左院に附す、又職制並に事務章程を改制し、議員を更に置く、八年四月元老院大審院を置くに及び、之を廢す(法令全書) 【サイメイテンワウ】 齊明天皇 皇極天皇 重祚後の臨臨、クワウキヨクテンワウを見よ、 【サイモクフキヤウ】 材木奉行 關西江 戶幕府の職名、木石の收支、運搬の費用、買取の價直等を掌る、其他柳管及び社寺堂宇を作るべき料の材木を採りて工場に運輸するまでの事をも掌る、若年寄の所管にて、役料百俵、手代二十人、同心四十人等に隸屬す、(關西通志)正保四年十一月、始めて一人を置き、元禄二年正月、石奉行を併せて材木石奉行といふ、後三人となる(史微、明長帶録、官制沿革略史) 【サイモンフシ】 祭文節 名 關西江戶時代俗話の一種、單に「サイモン」といふ、神の靈驗縁起、或は死者を吊ふ意をつかりて語り唄ひたるより此の名あり、説教節に對しての稱なるべし、此を唄ふ者を祭文讀といふ、(關西通志)説教節に次ぎて起る、初め只錫杖をふり、小さき法螺貝を吹き、之に合せて唄ひたりしが、後には之に説經の節を加へ、更に小唄を交へ、三絃に合せて唄ふに至れり、之を説祭文と云ふ、(關西通志)祭文を語らず、主として當代の出

サイラ

來事或は世の風俗を面白く、つらりて唄ふことなり、色祭文、心中祭文等の名稱あるに至る、諸國にも亦蔓延して常陸祭文、日本祭文、上州祭文、大阪祭文、壬生祭文の種類出で、夫より「チヨホケレ」節、法螺祭文、チヨホケレ節などの俗曲起りて執も今に傳はる、享保の頃五説教八祭文と稱して最も流行したるは、八百屋お七、お染久松、おさん茂兵衛、お初徳兵衛、お夏清十郎、おちよ半兵衛、小三金五郎、お俊傳兵衛の八つなり、(遊遊笑覽、用捨箱、樂曲類編) 【サイランイゲン】 采覽異言 關西五卷、我自刊我本二冊、また新井白石全集に收む、(關西通志)萬國地誌なり、著者寶永五年命を奉じて薩摩多福島に來りし羅馬人に質問し、又和蘭人に就て正し、此書を著はす、譯文は明人の萬國坤輿圖說に據ると云ふ、而して白石の絶筆にして歿前五六日の間に功を畢りしと云ふ、後年山村昌永考訂増補し、十二卷目一巻となす、享和二年大槻茂賢の序、文化元年杉田勳の序あり、(關西通志)新井白石、アラキハタケキ、參看、采覽異言、淺草文庫書目解題略) 【サイリンジ】 西琳寺 所在河内國古市郡(今南河内郡)古市村、(律宗)起、關西開基記に、此の寺始め向原寺と號す、欽明天皇十三年百濟より佛像經論を獻す、天皇之を蘇我稻目に賜ふ、稻目大に喜び、向原の宅を捨て、寺とし、以て尊像を奉ず、是れ本邦寺院の始めなりと云ふ、(諸州巡覽記)に初め古市寺と號すと云へり、古京遺文所載の緣起によれば欽明天皇二十年河内の文氏の創立したるも、如し、(關西通志)聖武天皇の世西大寺の靈眞和尚大に寺堂を修補す、後、衰頹せしが、建長年中西大寺の觀尊當寺を再興して、今の名に改め、弘安四年官符を賜はりて四至を定め、放生を禁斷す、昔時は伽藍盛々

サイリ

として、頗る莊嚴なりしが、後、屢々災に罹りて燒亡し、今僅に一堂を存するのみ、(河内志、伽藍開基記、古京遺文、名勝志) 【サイリヤウ】 宰領 武家時代、荷物擔の入夫などをつかさどる者をいふ、(關西通志)に、荷などの、さいりやうとは、何の字ぞ、宰領と書也、宰はツカサドル、領はウナガスとよむ、逗留解意もあらば、うながしやらん爲に入夫を宰とる心也、夫領と云は同事也、また年中恒例記正月十日御參内次第の條に、御裝束唐櫃の宰領には公人つき申て、云々とあり、 【サイレウ】 菜料 王朝時代大學寮、陰陽寮、典藥寮學生の食料を云ふ、始め詳かならず、光孝天皇元慶八年九月新饒三十貫を賜ひ、左右京職に分て出舉し、其利錢を以て、大學寮に送り學生の菜料に充てしむ、是より先、大學頭藤原佐世奏して曰く、式に據るに、左京職出舉して、其息利を以て學生菜料に充つ、弘仁前毎年送りしが、天長以降絶えて納れず、夫隆平永實は延暦の新作なり、其後錢文五度改まる、兩職須く舊貫を改めて、新錢を請ふべし、而るに其事を忽略にして、全く木物を失ひ、生徒をして菜なき難せしむ、大學は百川の學海、九流の道淵なり、望み請ふ式文に據りて新錢を給ひ、毎年出舉して送らしめんと、茲に至りて其請を許したるなり、延喜の制丹後國稻八百束を國司に預け、毎年出舉して其息利を大學寮に送り、大學生の菜料に充てしむ、又、越中、播磨、山城等の地三十九町餘を賜ひ賃租して學生の食に充てしむ、又白田一丁を菜園となす、在京中の園地は得業生をして居住せしめ、餘地あらば雜菜を植えて食料に充つ、陰陽寮學田河内攝津各五町を賃租し諸生食料に、典藥寮學田大和九町近江四丁地子を月料に加へて、共に醫針生の食に、大和五

サウシ

從五位上采女牧夫多治比三宅廣、從五位下舟其勝、笠吉廣を以て之に補す、後ち板屋司と改め、班秩一に寮に准ぜらる(續紀、職官志)

掃司

「カニモノツカサ」とも訓む(續後宮十二司の一、床席調掃鋪設を供奉する事を掌る。朝野群載一人准七位、典掃二人准八位、女掃十人) 皇武天皇大寶元年始めて制定し置く(令義解、職官志)

冊子(策子)

綴じたる書物の總名、故に綴本とも、綴文とも云ふ、松の落葉に、青本と云ひつるは、皆巻物にて、後に綴たるが出来つるを、さうして云ひける、かゝれば巻物は、昔様にてうるはしく、さうしてはのちのちのものにこそ、さるからにいろく(の紙してうつくしくもつくれるなり(中略)はじめは本なるを、さうしてうつませたまふは、見るに傾り善ければなるべし、然のみならず、珍しさを好むは、人の心の習なれば、斯様に造りいなませたまふにこそ、かくて漸々に冊子の方多くなりゆき、はてはこれの本と云ひ、もとの本はかたはらになりて、今は巻物と云ふなる云々とあり、其綴方には胡蝶綴、唐開、大和綴、袋綴、結綴、東綴等の別あり、又書物の體裁上に就ても、旋風葉、胡蝶葉、粘葉、車冊子、袋冊子等の種類あり、冊子の名は日本紀略延喜十九年十二月の條に、「二日詔以眞言根本阿闍梨贈大僧正空海、入唐求法諸文冊子付帖、安置經藏」とあるを始めと云ふべし、枕草子に、「うすやうのさうし、むら濃の糸して、おかしくとちたる云云、紫式部日記に、「おまへには、御さうしつくりいなませたまふとて云々」と見えたり。

草紙(草子、雙紙)

思ひ當れる事何れとなく書き付けたるもの、即ち隨筆體の書物

サウシ

の總名、草葉の義、一説に冊子の轉なりと(倭訓栞) 枕草子春曙抄に、草紙は雙紙とも書けり、草紙は物の下がきを草葉草葉などいへる其心にて、未だ清書なもしあへざる物とのころにや、雙紙はかみをならべてかきつられし心なるべし、何れも昔物語などの總名を云ふ也と云へり、我國にては清少納言の枕草子を最も古とす。

藏司

「クラツカサ」とも訓む(神皇正統記、御裝束、珍寶等の出納を掌る、御裝束の藏司にては其調達の品を藏めて、時々供奉するものなるべし) 尚藏一人、准從三位、典藏二人准從四位、掌藏四人准從七位、女藏十人准少初位(皇朝通記) 皇武天皇大寶元年制定して之を置く、後世歴經の年詳かならず(令義解、標註令義解校本)

曹司

局を云ふ、又人の若干をも云ふ、部屋住と云ふ意なり、局より轉じたるなり、委しくは「ツボネ、カンザツシ」を見るべし(安齋隨筆)

葬式

「上代」には殊に葬事を重んじ、務めて厚葬の風あり、人死すれば別に新屋を作りて殯せり、其新屋を喪屋と名づく、其中に棺を置き、白細布にて裝飾し、種々の禮儀歌舞を行ひ、數重花これを守り、酒食を供へて誄詞を奏す(談詞は死者生前の功勳善行を追想して、これを吊ふ詞)かくて一定の日を過ぐれば、棺を土中に埋む、上流の埋葬には、海濱を列れてこれを送る、これに岐佐理持(死者の食物を持ち行く者、高貴のは、飯を玉筒に、水玉瓶に盛りて行く)等持(葬地を掃洒する者)、泣女(號泣の聲を擧げて、悲哀の情を表する者)等從ひ、棺を廻りて幡旗を展へし、音楽を奏し、手炬を燃やし

サウシ

て供奉す、而して家に死人あれば、其家を棄て一家族擧げて他に移る風あり、これ汚穢を忌む習性より出でたるものにして、置津葉戸といふ、神武天皇以來數十世の間、歷代遷都ありしも、この風習より出たるものに外ならず(奈良朝時代)人死すれば、まづ殯宮又は喪屋を作りて、棺を置くこと古風に異ならず、すべて殯宮、喪屋は白細布を以て裝飾し、こゝに仕ふる舎人も、皆白色の麻衣を着く、斯くて生時の如く酒食を供へてこれを祭り、誄詞を奏し、棺を葬地に送る、其遺體亦古來の習慣に従ひ、玉筒に飯を盛り、玉筒に水を盛り、青赤の幡旗を指立て、幡を連れ、笛、大角、小角を吹き、金鉦、鏡鼓を鳴らし、手炬を燃やして送り行くなり、棺を埋めて後、生前親近の人、一週間程其傍に座を作りて宿り、又人をしてこれを守らしめたり、而して此時代葬儀に一大變遷あり、火葬はなり、皇武天皇四年、元興寺の僧道昭、寂し、遺體を栗原に荼毘せしむ、これ古來印度支那に於て、佛徒間に行はれたる風俗にして、我國火葬の始めとす、大寶二年、持統天皇崩御ありしが、遺體して火葬せしめらる、これ天皇の火葬の始めなり、其後佛教の流行に従ひ通習となりて、火葬大に行はる、天平神寶八年、聖武上皇崩御の時、葬儀に、獅子座、香天子座、金輪幢、大小寶輪、香華、蓋帳等を用ひて悉く佛式によらしめられしが、爾來遂に恒例となれり(平安朝時代)古來厚葬の風は益々加はりしかば、桓武天皇延暦十一年、葬儀の制に論え、富家の市人、貴賤の席を兼り、隊伍を列ね幡旗を翻へし、葬りれば酒醉して歸るとて、これを嚴禁し、十六年に、諸司の服忌未だ終らざるに、私に吉服に更むることを禁じ、承和九年、嵯峨上皇崩御に臨み、遺體して葬儀を薄くし、柩を挽く者、燭を乗る者、各々

サウシ

十二人とし、從者二十人に過ぎざらしめ、土を封じず、樹を植ふすして、山陵を起すことなく、別に國忌を設くることなからしめしかば、葬費僅に南布二千段、錢一千貫文のみなりと云ふ、天皇薄葬を尙びたまふ風も其極に達し、淳和天皇は遺詔して茶毘の後、御骨を碎き、大原野の西の山に撒せしめて、山陵を起すことなからしめらる、當時中納言藤原吉野諫めしかども聽されざりき、火葬は、前時代既に其端を開きたりしが、此時に及び、佛教の盛大に伴ひて、殊にこれを行ふもの多く、京都の人は多く鳥部野を茶毘所となせり、貞觀十三年制して五條荒木の四の里、六條久受の里、十條の下石原の四外の里、十一條の下佐比の里、十二條の上佐比の里等を、京都庶民の葬地と定む、後世京都に五三味場あり、阿彌陀峯、舟岡山、鳥部野、西院、竹田これなり、或は云ふ、東寺、四塚、三條河原、千本、中山延年寺、これを五墓所といふと、喪服は鈍色にして死者との親疎に従ひて濃淡を異にすること年期と同じく、特に重きは乘車調度に至るまで總て鈍色のものを用ひたり、而してまた死人の住みたる跡には、僧侶を招きて讀經せしめ、或は直に其家を寺に變ふるものあり、遺骸を埋みたる所には、石碁、又は全部姿を立て、墓標とす、七日、七日など時々の讀經供養ありて、一周年に當りたる日には、御はての業と名づけて、また僧侶を聘して讀經供養せしむ、この日に至れば、重服の人も皆喪服を脱ぎて平服に更む、これを最終の法事として、この上に三周年、七周年などの法事を行ふことは未だなかりき(鎌倉時代)には葬事といふことを思ひて、吉事又は勝事といへり、いまだ京都貴族の間に行はれたる葬儀の大略をいへば、人死するや、先づ其座を直して北枕とし、衣を掩ひ、枕元に屏風

サウシ

几帳を立て廻し、燈火を點じ、香を焚き煮らす、燈火は葬儀の終るまで、消えざるやうに守らしめ、夏日はよき酢を茶碗にいれ、鼻邊に置き、屍臭を消す、近習禪僧等番々伺候して念誦す、棺は大抵木製にして、長さ六尺三寸、廣さ一尺八寸、高さ一尺六寸を制とし、覆布を以てこれを掩ふ、其中には香土器の粉を、遺體の下に敷きつめて、屍體の移動を防ぎ、傍ら漏液を吸はしむ、其上には曼陀羅を畫ける野草衣を掩ひ、更に土砂を敷いて、護符、持經等の遺物をも納れて、葬事の日まで北枕に据え置き、葬日に、早旦より貴所の處に荒垣を廻らし、鳥居を建て、貴所屋を替ひ(貴所屋とは遺體を茶毘する所、高さ一丈四尺、廣さ二丈四方、中央に窟を設く)、葬儀の時刻は古の如く夜を以てす、執行の人々は素服を着け、牛車に棺を乗せ、遺體の頭を車の端の尾の方に向け、道師咒願その前に並び、松明をとる者前行すれば、火舎を取り名香を焚く者棺の邊に在り、次で貴賤編素冠の人々つき送る、出棺後、留守の人は直に家をか掃除し、其帯は穢れたりして川又は山野に棄つ、茶毘の後には骨を灰中に攪り、瓶子に納めて、近親の人これを三味堂に藏む、葬送の歸途は鬼門(良の角)を過ぎず、凡て凶事は再びあるべからずといふ意より、何事にも再びすることを忌み、棺の綱を結び付くるにも、ふたかへり結ぶことをせざるなり、葬儀終れば貴所屋、荒垣、鳥居等を毀ち、墓を築きて全部姿を立て、釘貫を廻らし、松を四面に植ゑて、四邊に溝を掘る、この時代の初めに死せし陸奥の豪族藤原秀衡の棺は、五重ばかり重ねて、外の棺は漆を以て塗り、内の棺一重のみは白木につくれりといふ、また葬儀終りし後、魚鳥の類を放ちて死者の冥福を祈ることあり、七日の佛事、一週忌の供養等は、既に

サウシ

古より行はれしが、年忌の法會はこの頃に始まり、三年より十三年の追福等あり、法會は寺院に於て催し、十種の供養、或は一切經の供養などを務む、僧侶には布施として太刀、金銀、牛馬等を與ふ、親縁知己、結縁の爲めに其場に詣つ、またこの頃より室町時代を通じて、富貴の者は、亡者の追福供養のために、數萬の卒部姿を建つることあり、關東及び四國にては石版の卒部姿をたたり、俗間には魂喚といふこと行はれ、これを以て死人の靈魂に接し得べしと信ぜられ、魂女は亡者を己が體に寄せて物語すべしとて、弓弦を鳴らして口寄せさすることありき(室町時代)天皇の葬儀は火葬にして、遺骨を寺院に納む、故に陵墓は、概ね卒部姿を建て、樹木を植ゑて墓標となすのみ、前期に四條天皇を泉涌寺に葬りしことありしが、後光嚴天皇の晏駕に至りて、また此處を陵所となす、後醍醐天皇、後小松、勝光、後土御門、後奈良、正親町の諸帝相尋で皆しかせしかば、後陽成天皇以降、世々の天皇は、皇族と共に此寺に葬るに至れり、(モンテウジ)參看)また將軍は代々、等持院(トウヤケン)參看)に葬るを例となしたり、また貴族間に行はれたる葬儀の一斑を擧ぐれば、屍體を棺に納め與に乗せて寺に送り、寺に到れば、輿を西向にし、寺僧先づ焼香し、次に供奉の人々順次焼香す、さて後寺僧は屍體を沐浴剃髮せしめ、黒衣、袈裟、帽子を着せて成を授け、更に位牌を作りて法鏡を與ふ、その前に燈火を點じ花瓶に花を挿し、卓臺に茶湯を供し、香盤香盒を揃え、かくて未亡人の尼となるもあり、臣從の僧となりて菩提を吊ふもあり、知己親縁よりは香奠として金錢を贈る、かくてまた屍體を葬らんがために葬場を設け、大塚、火屋を營み、外周に坪を燒

サウシ

らす、大屋は大抵方七間にして、四面板を以て圍み、各々一間半許の門口を開く、各門口に鳥居あり、東は發心門、南は修行門、西は菩提門、北は涅槃門といふ、その中央に大屋あり、方一間半、高さ二間、四面壁を以て塗り、各々龕を入るべき口を開く、龕の日に、名僧智識、喪主となりて、龕前の佛事を行ふ、別に下火、起龍、龍茶、點湯、掛具、舉經、念誦、起骨、初七等の役者ありて、皆僧侶のなす所なり、佛事終れば勤仕の人各々焼香し、終りて棺を葬場に送る、力者棺を昇き、松明を乗る者、幡、天蓋を持つ者、鉢を打ち、鉦鼓を打つ僧、燭臺、香爐、花瓶、湯瓶、茶湯、掛具等を持つ僧次第を追うて扈從し、位牌は通常、家督の人これを持ち、棺の善の綱は日頃愛顧を蒙りし者これに取りつき、求僧は阿彌陀の大咒を唱へて歩み行く、葬場に着れば、三たび大屋を廻り、調經ありて佛事終れば、これを茶毘に附し、當日遺骨を収む、これを起骨といふ、後に諸寺に分納す、その頃死人の家には、物忌札を門口に立つ、さてその後の佛事は、七日毎に營み、また臨時に設けることあり、七七日(四十九日)に至りて一段落とし、これまでの間を中陰といふ、その後は百箇日、一週年、三年、七年、十年、十三年、十七年、二十三年、二十五年、二十七年、三十年、三十三年、三十七年、四十二年、五十年、百年を経る毎に各々佛事を營みたり(江戸時代)高貴の葬儀に、鎌倉以來の風の一たび正規となりて、また漸く變れたるものに過ぎず、中流社會の喪儀は、人死すれば家人は屍體を亮蓮の上に移し、側面に屏風を立て、枕頭に卓を置き、棺を立て、香を炷き、燈をかき、屍體の上に刀を置き、惡魔の來襲を防ぐ、直に計を比隣親縁知己に告げ、また檀那寺に報すれば、何れも集まり來りて吊詞を述べ、香花料を贈り、或は

サウシ

葬儀を助く、檀那寺よりは僧を派して終夜枕頭に於て誦經せしむ、これを枕經といひ、其僧を僧僧といふ、また寺より白木の位牌に戒名を書して、これを死者に授け、一向宗にては戒名に釋の一字を冠せしめ、日蓮宗にては日の一字を附す、概ね男子には信士、居士の稱を授け、女子には信女、大姉の稱を與ふ、身分真きものは更に院號を用ふるもあり、天保の改革に、平民に院號、居士號を附くること、及び三尺以上の大碑を立てることを禁じたり、さて屍體を沐浴せしめ、其頭髪を剃りて僧形とし、白衣を着せ、數珠を持たしむ、これを湯灌といひ、湯灌終りて棺に納む、棺は木を以て造り、方面の形をなして卍字を附す、通常は其上に棒を通したるものなれども、儀を重くするものは輿を用ふ、富人は寝棺を用ふれども、貧民は早桶と稱して、粗製の桶を棺とするもの多し、棺の中には死人が生前に用ひたる衣服調度を含め、また錢(これを六道錢といふ、紙にて作れる錢の形を用ふるもあり)、杖、草鞋、脚絆の類を納る、ことあり、これ死者の靈魂が幽冥の途に上り、六道の辻、三途の川を過ぎん時これを要すべしとの妄信より起れり、寛保二年、將軍吉宗、諸寺をして各檀越の六道錢を容るゝを禁せしむ、また妻妾は夫の爲めに頭髪を剃りて棺に納むることあり、葬儀は大抵一晝夜を過ぎて後行ふ、寅日、五墓日、十死日などに當れば一日を上下す、或は假に葬儀を營み、更に數日の後に水儀を營むもあり、儀は概ね暮六時を期とし、百姓町人は多く晝間に行ふ、出棺に當りて門火を燃やしてこれを送る、葬送の儀は前驅先づ導き、僧侶鈴を鳴らして行き、高提燈を照らすもの、香爐、紙幡、天蓋、位牌を捧ぐる者相繼ぐ、棺は中央にあり、其兩側に無紋の箱提燈を照らし、其

サウシ

後に奥の從者從ふ、士人にありては、猶若葉、草履取、及び挾箱、籠などを持つもの、馬を牽くものなど相從ふ、その後に喪主、從者に定紋の箱提燈を照らさせて行く、これに次ぎて親縁知己比隣の人々續き送る、京畿にては死者及び棺を昇くるの類に、三角の紙を貼することあるは、蓋し平安以來、頼鳥帽子の遺風を存するものならんか、都市富家の葬儀は、外觀を飾るを旨とし、檀那寺の組合五箇寺の僧侶、その他知音の僧侶を聘して、式に與らしめ、親縁知己比隣及び己が町内の者を頼み、送葬に従はしめて其儀を盛にす、喪家よりは會葬の人々へ饅頭菓子などを賦與す、村里はこれに異なり、知音の者のみ會葬す、其儀も質素なりと雖も、組合の制よく行はれ、無常講などと稱して、平時より金を貯蓄し、一家に死人あれば其金を出だして葬費を助け、講中の入集まり來りて、自ら棺を昇き、襪を穿ちなどす、死を願はたりとして厭忌する風は、なほ太古の如く、會葬者の殊に親しき者に酒食を饗するにも、喪家の暖火を用ふることもなく、隣家に借りてこれをなす、また出雲の許斐町の如きは大社のある處なるを以て、公然屍體を昇り行くことを懼り、これを駕籠に入れ、病人と稱して檀那寺に送り、こゝにて沐浴せしめて後、葬儀を行ひたりき、而して、自家または檀那寺に於て、僧侶棺前に誦經し、死者に引導を授くるの事あり、其儀終れば棺を葬場に送り、埋葬または火葬にす、此時代には火葬は概ね本願寺派に限り、餘宗の門徒は埋葬とす、但し餘宗にても死者が生前に遺言して火葬をなさしむることあり、葬儀を畢へし翌日、更に寺に詣り墓を拜す、火葬なれば其日遺骨を拾ひて歸り、殘灰は茶毘場の比隣に埋む、これを灰塚といふ、遺骨は瓶に納めて佛壇に供へ置くこと、凡そ

サウシ

七七日にして墳墓の中に蔵む、舍利及び齒は眞宗徒にありては、大谷の骨塔、餘宗にありては高野山、黒谷などに送る、なほ京都に五三味場ありて茶毘の場に供せしことは、既に述べたり、前期、秀吉以後、豐國神廟を鳥部山に建てしに、鳥部野の茶毘の煙の社頭に通じしかば、不淨を避けんがために葬場を建仁寺の前嶋林に移したれど、後また鳥部野に復せり、此時代の初め南禪寺金地院の山上に東照宮を勧請せしに、阿彌陀尊の茶毘の臭氣の侵すを忌み火葬場を花頂に移せり、江戸には北に小塚原、南に鈴が森の刑場の邊、及び隅田川の東、行徳街道に當れる中川の邊などに三味場を設けたり、すべて茶毘を業とする賤民を賤坊と稱す、遺骸を埋めまたは殘骨を納むるには、都市にては寺院の墓地に葬り、村落にては寺院の墓地に、または人家に遠からざる所に共同墓地を有してこゝに葬れり、また、新たに死人ありし家には、喪中は神棚を封じて職家の入らざる様にす、鄙俗には輕きは三日、五日、重きは一七日、二十七日の間、門戸に簾、または黒色の暖簾を垂れ、都を下し、衆を休みて哀を表す、また土庶ともに忌札また門牌を戶外に貼す、忌札は白紙に忌まはれ忌中の字を書したるものにして、門牌は死者の戒名、年齢、死亡の年月を記したるものなり、さて死後第七日には初七日(中陰)とて、當日または其前夜(連夜)に、自家若しくは檀那寺に於て法會を營み、親縁知己、これに會す、その後一週日毎に僧侶を聘して讀經せしめ、第七週に終り、其日には七七日の法會を營む、但し眞宗派にては多くは五七日に終る、其間に死者の遺物を子弟甥姪朋友家人奴婢等に頒つことあり、又其死したる翌日の命日に至りて、僧侶を聘して讀經せしむ、是を「たち日」といふ、更に第一百日に至り、百箇日の法

サウシ

事を營み、一周忌、三回忌、七回忌、十七回忌、二十七回忌、三十三回忌、三十七回忌、四十三回忌、四十七回忌、五十三回忌、百回忌に及ぶ、百回忌以後は五十年毎に法會を營む、神葬(シムサウ)、儒葬(ツユサウ)、白葬(ツサウ)、火葬(クサウ)を參看(日本風俗史) 薩摩藩領元祿七年藩主九鬼副将、林大頭門弟町田原田元祿七年藩主九鬼副将、林大頭門弟白洲義太夫真幹を召請し、之を一藩の儒官となし、學問所を藩邸内に創立し國光館と稱す、文政元年、隆國の時益々儒學を尊び、造士館を建築す、慶應中、隆義傍ら洋書を加へ大に擴張せしめんとせしも幾程もなかく廢藩に際し共に廢校となる(儒學) 學校地坪凡五千五百坪、建物凡九十七坪餘、内聖廟、藩主臨校の間、書箱庫、校守部屋等あり(日本教育史資料) 薩摩藩領元祿七年藩主九鬼副将、林大頭門弟町田原田元祿七年藩主九鬼副将、林大頭門弟白洲義太夫真幹を召請し、之を一藩の儒官となし、學問所を藩邸内に創立し國光館と稱す、文政元年、隆國の時益々儒學を尊び、造士館を建築す、慶應中、隆義傍ら洋書を加へ大に擴張せしめんとせしも幾程もなかく廢藩に際し共に廢校となる(儒學) 學校地坪凡五千五百坪、建物凡九十七坪餘、内聖廟、藩主臨校の間、書箱庫、校守部屋等あり(日本教育史資料) 薩摩藩領元祿七年藩主九鬼副将、林大頭門弟町田原田元祿七年藩主九鬼副将、林大頭門弟白洲義太夫真幹を召請し、之を一藩の儒官となし、學問所を藩邸内に創立し國光館と稱す、文政元年、隆國の時益々儒學を尊び、造士館を建築す、慶應中、隆義傍ら洋書を加へ大に擴張せしめんとせしも幾程もなかく廢藩に際し共に廢校となる(儒學) 學校地坪凡五千五百坪、建物凡九十七坪餘、内聖廟、藩主臨校の間、書箱庫、校守部屋等あり(日本教育史資料)

サウシ

學校に徴ふ、後數十年を経て學風衰頹の色あり、其弊を革め學風一變す、明治三年本學校を改稱し、別小學校を新置し、和漢洋習字筆算の業を授く、三十四年第七高等學校造士館と改稱し、文部省直轄學校となれり(儒學) 學校地坪三千三百五十六坪、宣成殿及び御供所六十坪、講堂及び學寮等三百七十坪(出版)に、童蒙須知、雪山文集、月洲詩集、四書、五經、孝經等あり(日本教育史資料) 薩摩藩領元祿七年藩主九鬼副将、林大頭門弟町田原田元祿七年藩主九鬼副将、林大頭門弟白洲義太夫真幹を召請し、之を一藩の儒官となし、學問所を藩邸内に創立し國光館と稱す、文政元年、隆國の時益々儒學を尊び、造士館を建築す、慶應中、隆義傍ら洋書を加へ大に擴張せしめんとせしも幾程もなかく廢藩に際し共に廢校となる(儒學) 學校地坪凡五千五百坪、建物凡九十七坪餘、内聖廟、藩主臨校の間、書箱庫、校守部屋等あり(日本教育史資料) 薩摩藩領元祿七年藩主九鬼副将、林大頭門弟町田原田元祿七年藩主九鬼副将、林大頭門弟白洲義太夫真幹を召請し、之を一藩の儒官となし、學問所を藩邸内に創立し國光館と稱す、文政元年、隆國の時益々儒學を尊び、造士館を建築す、慶應中、隆義傍ら洋書を加へ大に擴張せしめんとせしも幾程もなかく廢藩に際し共に廢校となる(儒學) 學校地坪凡五千五百坪、建物凡九十七坪餘、内聖廟、藩主臨校の間、書箱庫、校守部屋等あり(日本教育史資料)

サウシ

草子箱(造紙箱) 草子類を納るゝ具、又古くは料紙箱のことをも云ふ(類聚名物考、貞丈雜記)調度口傳に、草子箱の事、黒漆時繪蓋合口一尺四方、長し合口に錫線を入る、深き蓋とも三寸五分、又、類聚雜要抄に、造紙箱一雙、甲乙、折角有折立、三寸半板九尺五寸、弘一尺五分、木道單功七十疋、金廿七兩一分、漆一升一合、磨料五百六十疋、裏塗

サウシ

草子箱(造紙箱) 草子類を納るゝ具、又古くは料紙箱のことをも云ふ(類聚名物考、貞丈雜記)調度口傳に、草子箱の事、黒漆時繪蓋合口一尺四方、長し合口に錫線を入る、深き蓋とも三寸五分、又、類聚雜要抄に、造紙箱一雙、甲乙、折角有折立、三寸半板九尺五寸、弘一尺五分、木道單功七十疋、金廿七兩一分、漆一升一合、磨料五百六十疋、裏塗

サウシ

五疋、口白綿二斤四兩、蠶繭料三百疋、同繭料百疋、同...

せしむ。此の造酒司の中に酒殿あり、大刀自小刀自...

薩想流 石野傳一氏利 神道流 飯篠若狹守盛近...

サウシハサミ 草子挾 冊子を挟みおくり具、造紙形とも云ふ...

サウシユツ 槍術 槍の製たるはじめて後醍醐天皇の頃より起り...

サウス 薩主 薩宗僧侶の役名、經藏を掌りて義學に兼通するを云ふ...

サウシマチ 曹司町 兼中にて、曹司の多く建ち連なりたる所...

寶藏院流 覺禪房風榮 中村派 中村市右衛門尙政...

サウセツ 相折 供御の米等の定まれる具數の中を折ぎて、御菜等に充つることをいふ...

サウシユシ 造酒司 名、ミキノツカサシとも、サケノツカサシとも訓む...

サウドウシユウ 曹洞宗 名、曹洞宗の一派、支那六祖大鑿禪師曹錕山に在りて法を傳へ...

サウト 草蓐 調度の名、蓐を心として、高さ一尺三寸程に圓く作り、上をすべて錦にてつみ...

サウチ

サウチケチヤウバ 掃除丁場 江戸時代、街道筋における掃除場の一區域、地方凡例録に、街道筋...

サウド

サウドウシユウ 曹洞宗 名、曹洞宗の一派、支那六祖大鑿禪師曹錕山に在りて法を傳へ、其六世の孫良會禪師は、洞山に在りて道を弘むるに依り...

サウト

サウト 草蓐 調度の名、蓐を心として、高さ一尺三寸程に圓く作り、上をすべて錦にてつみたる腰掛の如きものをいふ、本朝式に清涼殿設錦草...

サエジ サライ

東、鹿角鹿皮漆黄髮西葛酒濁酒等の幣帛を備へ、祝部等官幣を請ふてその神社に奉る、後世遂に絶少(令義解、延喜式、四宮記)公事根源に、この三枝祭は、率川祭を云ふよし、神祇令に載せたり、三枝の花をとりて、酒樽をかざる故に、三枝の祭とは申すなり、この祭もし二月の率川の祭と同じかるべきか、さりながら神祇令に、孟夏の祭のたぐひに載せられたれば、先づ四月の所に申侍るなり、率川祭は、右大臣は公の建立と申す口傳侍れど、おぼつかなき事なり、この故に令と申す書は淡海公の撰ばれて、養老年中に奏覽せらる、是公の大臣は、淡海公の曾孫なり、即ち令に率川祭と侍るなれば、是公の始めて建立にはあるべからざるにや、養老以前にもはありける神社なり、是公の再興しけるを、建立と申すやらん、いとおぼつかなし、三枝とかきて、こゝにはさいぐさともよむべしと云へり、

サエシフ 左衛門府 ヲエシフを見よ、

サエタ 小枝 横笛の名器、平教盛持つ所の笛なり、此笛は教盛の父経盛百金を以て淡竹を宋に需め作り、深更に至つて吹けば、其聲ますます清々たり、因て左枝と名づく、教盛傳へて最後に至るまで所持せり(樂家録、樂器考)〇倭訓栞に、小枝也、小は發語にて枝といふに同じ、又漢韻草に竹を小枝草といふとも見え、盛衰記に、平清盛がたりし笛は夜ふくろがまゝにさえければ名づくるよしも見えたり、されど南都正倉院の所藏の小枝笛は節に小枝三つありしと見えたり、

サエモンフ 左衛門府 ヲエモンフを見よ、
サライレ 竿入 江戸時代、檢地の事を俗に稱していふ、檢地に間字(ケンザチ)を入てはかるを以てなり、ケンチを見よ、

サカガ サカ井

サカガネ 竿金 古金の名目、金銀を鑄して竹筒に流し込み、竿の如くに鑄造したるものをいふ、入用の時には、之を能き程に切り、貨幣として用ひたり(金銀圖録)

サチカヒヒキ 竿違引 江戸時代免租の一、檢地の時種竿を誤り打ち、又は野帳を誤記して免石等を定めたる後之を正すに、查段別より甚だ換きを以て、其租を減するなり、ケンチ參看(地方凡例録)

サラノヘ 竿延 檢地の時前の地積より廣がり延びたるをいふ、地方凡例録に、竿延は、古檢の村新檢になれば、間竿の寸尺差ふに付き、打出の歩を竿延といふ、元和以来の野帳、六尺竿に成たる村方にても、論所に成敷、又は何ぞ子細ありて、檢地或は地押等にて、一村の段別改る時、山添川付野方等切り添へて、地廣に成り、水帳の段別より餘計に打出る事もあり、右にいふ如く、新檢に成ても、元和寛水の頃迄は、物毎おふふにて、田畑餘歩等、餘計に付たる故、當時檢地いたせば、何れ打出有之に付、新檢の類も竿延と云ふ、或は切添へ場所あり、其場所計り改め出し、高段別相増す分は、新田同然にて、竿延とはいはず、といへり、ケンチ參看、

サヲノマ 棹間 大内親清涼殿小坂敷の西に在り、天皇御椅子の覆をかけ置く棹のある所、殿上間(テンシヤウノマ)參看(大内親國考)

サオホトネリレウ 左大舍人寮 ヲオホトネリレウを見よ、

サカカタ 逆板 鐵の名所、ヨロヒを見よ、
サカ井ウチ 酒井氏(播磨野路) 祖先詳かならず、播磨野路に、徳川殿の御先祖源親氏と申奉る、初て三河國に至り給ひ、坂井といふ所に留り、

サカ井

嘉吉元年十二月、御子一人設けらる、坂井五郎親清といふ、親清男子二人、兄は小五郎親忠、弟は典四郎親重といふ、親忠、信光の子親忠と申奉れば名業を改めて、坂井左衛門尉氏忠といひ、入道して淨賢と號す、是も男子二人、兄は將監忠尚、弟は左衛門尉忠次といひしなり、典四郎親重は、豐樂助正親の父なりと云々、此説詳なるに似たり、されども雅樂助正親の系圖に合せ考ふるに大に異なり、といへり、一説に、大江廣元の男忠成尾張海東郡の地頭職たり、其曾孫海東左京將監忠房元弘元年關東の討手として近江國唐崎濱合戦に討死す、男次郎左衛門尉忠賢桃井直常と共に越中にて討死す、男小五郎忠尚三河國幡豆郡坂井郷の雜掌となる、其子忠時子二人あり、長を酒井太郎左衛門尉忠親、次を酒井與四郎忠則と云ふ、忠親は坂井郷庄官を繼ぐ、これ酒井左衛門尉が祖なり、弟忠則應永三十一年尹良親王に仕へ、後三河鳴瀬に住し、後同國大瀨下宮に住す、忠則女子のみにして男なし、時に上野新田の旗大郎兵衛親氏三河に流逐せし頃、忠則の女に配して酒井五郎廣親を生む、是より清和源氏となる、廣親文明十一年七月松平信光安詳城攻の時初めて武功を著す、時三十九歳、此より世々徳川家長たり、六世典四郎正親徳川家康に仕へ、雅樂助に任じ、三河西尾を賜ふ、といへり、正親の男典四郎重忠天正十八年相模國甘藷に移り、後武藏川越城を賜ひ一萬石を領し、從五位下河内守となる、慶長六年二月關ヶ原の役の功を以て二萬石加賜、封を上野國に移され、廣城を治む、嫡子雅樂助忠世に一萬石を那波郡に賜はる、十年十二月雅樂助忠世に京都更番の資として五千石を近江國栗田日野の兩所に加賜せらる、十四年二月五千石を上野國善養寺に加賜せらる、元和二年九月二萬石加賜、五年十月老

サカ井

中職たるの累勳を以て一萬石加賜、八年十二月老中職たるの累勳を以て二萬六千石、九年十二月同じく二萬石加賜、寛永二年八月阿波守忠行二萬石を上野國藤岡に賜、十年四月一萬石加賜、前封を併せて十六萬千石、十四年正月二萬二千五百石を次子日向守忠能に分封す、寛文三年二月雅樂助忠清大老に補せられ三萬石加賜、延寶八年正月十二日二萬石加賜、天和元年二月上野國伊勢時二萬石を次子下野守忠寛に分封す、五月二萬石を削らる、明暦八年十二月雅樂助忠忠二萬石加賜、寶永四年七月豊田二萬石を封額に加ふ、寛延二年正月雅樂助忠忠實潤田に移封し、經路城を治む、文政二年五月雅樂助忠忠實潤田に進む、天保三年五月啓行に雄刀を用ふるを許さる、爾來相繼ぎて明治に至り華族に列し伯爵を授けらる(藩翰譜、系圖、徳川加除封録、華族諸家傳、華族譜)

サカ井

○忠恒 忠彰 忠彰 忠一
○廣親 家忠 信親 家次 清秀 正親
重忠 忠世 忠行 忠清 忠舉 忠相
親愛 親本 忠忠 忠以 忠道 忠實
忠學 忠寶 忠顯 忠統 忠淳 忠邦
忠興
○忠次 家次 忠勝 忠富 忠義 忠真
○忠寛 忠告 忠温 忠哲 忠察 忠長
○忠忠 忠實 忠徳 忠徳 忠徳 忠徳
○忠忠 忠實 忠徳 忠徳 忠徳 忠徳

サカ井

サカ井ウチ 酒井氏(出羽松山) 宮内大輔忠勝朝臣三男酒井忠恒を祖とす、正保四年十二月父の遺領の内出羽國村山郡海田川三郡にて二萬石を分知し、松山に住す、明暦元年十二月從五位下に叙し大學頭となる、安永八年十二月石見守忠休若年誓たる累勳により五千石加賜、城主格を賜ふ、前封を併せて二萬五千石、爾來子孫相繼ぎて明治に至り華族に列し、子爵を授けらる(系譜、徳川加除封録、武鑑、華族譜)

サカ井

サカ井ウチ 酒井氏(若狭小瀨) 雅樂助正親の三男與七郎忠利を祖とす、天正十八年忠利武藏河越の地三千石を受く、慶長六年三月關ヶ原の役の功を以て七千石を加賜せられ、封を駿河國に移され田中城を治む、十一年十二月叙爵せられ備後守と稱す、十四年九月一萬石加賜、復た封を武藏國に移され河越城を治む、十九年十二月嫡子讀崎守忠勝に三千石を下總國に賜はる、元和二年七月西成の傳相に補せられ、一萬石を加賜せらる、五年十月一萬石加賜、九年十二月一萬石を武藏國深谷に賜はらる、寛永三年三月二萬石加賜、四年十一月讀崎守忠勝父の封を襲ふ、九年九月二萬石加賜、十一年閏七月大老職たるの累勳を以て二萬石加賜、封を若狭前兩國に移され、若狭國小瀨城を治む、十三年正月二十日一萬石加賜、前封併せて十四萬石、寛文八年六月修理大夫忠直二萬石を、兄備後守忠朝の子大和守忠國に分封す、天和二年九月遠江守忠隆一萬石を次弟右京亮忠淵に、同三千石を三弟數馬忠規に分封す、文久二年三月若狭守忠義京都所司代たるの累勳を以て一萬石加賜、十月二十五日一萬石を削らる、爾來子孫

サカ井

相繼ぎて明治に至り、華族に列し、伯爵を授けらる(系譜、徳川加除封録、武鑑、華族譜)

○忠利 忠勝 忠直 忠隆 忠國 忠吉

○忠存 忠用 忠興 忠實 忠進 忠順

○忠義 忠徳 忠氏 忠経 忠道

サカ井ウチ

酒井氏(越前鞠山) 酒井備後守

忠則孫、酒井修理大夫忠直の二男忠綱(初名忠登)を祖とす、寛文十二年十二月五位下に叙し、右京亮に任じ、天和二年九月父の遺領の内、越前の敦賀(五千石)近江の高嶋(五千石)にて一萬石分地し、越前國鞠山に住し、貞享四年八月大番頭となる、十五年閏八月職を辭し、寶永三年五月卒す、子孫相繼ぎて明治に至り、華族に列し子爵を授けらる(系譜、徳川加除封録、鞠山神社造營略記、華族譜)

サカ井ウチ

酒井氏(安房加山) 酒井備後守

後守忠利孫、酒井備後守忠男酒井忠國を祖とす、寛文八年六月叔父酒井修理大夫忠直、封地の内安房國平群郡越前國敦賀郡の内にて一萬石分知し、安房加山に住す、同年十二月五位下に叙し、越前守に任じ、延寶八年十二月大番頭となり、天和三年改む、天和元年十二月奏者番となり、寺社奉行を兼ね、奉行的勤功により同二年八月上総安房兩國の地五千石を加賜し、都て一萬五千石を領す、子孫相繼ぎて、明治に至り、華族に列し子爵を授けらる(系譜、徳川加除封録、武鑑、華族譜)

○忠朝 忠國 忠胤 忠篤 忠大 忠孝 忠和 忠嗣 忠一 忠美 忠勇

サカ井

サカ井タタツキ

酒井忠勝 名 幼字

與七郎、入道して空印と號す、系譜忠利の子、母は徳川家康の妹光源夫人、關原の戦、父と共に徳川秀忠に供奉す、時に年十四、慶長十四年十一月叙爵して讃岐守と稱し、十九年下總國にて鹿降料三千石を賜ひ、元和六年四月徳川家光に附けられ、八年封七千石を加へて深谷城を領す、寛永元年更に二萬石を加へ、三年三月武蔵國忍に轉封して五萬石を食む、四年家督を継ぎ、武蔵國河越の城主となり、八萬石を領し、九年秀忠薨すの、家光、忠勝が年來輔佐の功を賞して二萬石を加へ、凡て十萬石となる、十二月四位下侍從に叙任す、忠勝常に大政を助け、公武の法制を掌り、異國他邦の事に至るまで沙汰せずといふ事なし、因て朝鮮の信使來朝する毎に、彼の國の禮費より、忠勝には、別に音信の物を贈れりといへり、又家光が忠勝の牛込邸に臨みたる事も屢屢にて、賜物枚舉に違はず、十一年六月家光上洛の時、これに供奉し、参内院参のとき、天蓋を拜授し、守家の太刀を賜ふ、七月若狭國一圓並に敦賀一郡を賜ひ、また敦賀より上洛の便宜として別に近江國高島郡にて七千石餘の地を賜へり、十二年十二月更に下野國佐野にて一萬石を加へ、總計十二萬三千五百石餘を領す、十五年十一月大老職となり、二十年十月左少將に陞る、明暦二年五月二十六日致仕す、萬治三年四月十七日入道して空印と稱し、寛文二年七月十二日卒す、年七十六、忠勝人と爲り大智ありて、小事は愚の如し、また度量宏偉、老少稱譽を隔てず、善言を聞けば輒ちこれを納る、執政に居る事年を累れ、龍過日に厚く、當時將軍家の恩顧を蒙る事の深き、名臣中において第一と稱せらる(徳川實紀、野史)

サカ井タタキヨ

酒井忠清 名 幼字

と和し、家康上洛の事あるに及び、忠次また之に従ふ、實に天正十四年なり、十六年致仕入道して一智と號す、十八年家康大に功臣を封する時、忠次子家次の采邑の削減せられしを見て喜ばず、井伊直政に就いて哀訴す、家康曰く、汝もまた子を受ずるか、忠次汗顔して退く、蓋し是より先忠次、家康の子信康に傳たり、而して信康、織田信長の忠む所となり、護また其間に入りて遂に自盡す、而して忠次之を救ふこと能はず、故に言茲に及ぶ、慶長元年十月京都に卒す、年七十(藩翰譜、野史)

サカ井タタキヨ

酒井忠世 名 幼字

耶、法名隆興院院向源眞、系譜重忠の長子、關原早くより徳川家康に仕へて三千石を領す、天正十六年四月、從五位下に叙し、右兵衛大夫と稱し、八月采邑二千石を加ふ、此年世子秀忠に附せられて、其家老職となる、時に年十九、慶長六年また封を加へ、上野那波の地一萬石を賜ひ、後ち屢々加封あり、十四年二月に至りて、合計二萬石を食む、十九年大坂冬の陣に從ひ、元和元年同夏陣の時また戦功あり、二年八月上野大胡伊勢崎の地三萬二千石を加へて五萬石を領し、三年家督を相續するに及び、自己の采邑と合せて八萬五千石に至る、尋で老中となりて國政を掌り、かれて外國の事も管す、五年十月、上野里見に於て一萬石を賜ひ、八年十二月再び加恩あり、新驒田と共に十二萬二千石を領す、九年二月世子家光の傳を命ぜらる、七月家光、將軍宣下の謝恩として参内の時、騎馬にて太刀の役し、寛永三年また將軍の上洛に從ひ、八月從四位下に陞り、九月別動によりて侍從に任す、十一年六月家光更に上洛の事あり、忠世留守として西丸に居りしが、七月厨より出火して城中悉く同燒せるを以て、其罪を恐懼し、東叡山

サカ井

世に忠清を下馬將軍と稱せり、「ケバシヤウケン」(卷看(徳川實紀、野史))

サカ井タツク

酒井忠次 名 幼字

平次、後ち小五郎と改む、別號後一智と號す、法名先求院高月慈心、系譜淨賢の子、關原世々徳川氏に仕へて其重臣たり、忠次、徳川廣忠の妹に配し徳川家康の伯母なりしかば、寵遇殊に厚く、權勢肩を並ぶるものなし、永祿六年の秋、一向宗門徒の徳川氏に叛くや、之を討じて功あり、七年六月今川家の部將小原康實を吉田城に攻めて之を拔く、茲に於て三河國盡く徳川氏に屬す、よりて吉田城を忠次に賜ひ、東三河の藩鎮となる、元龜元年六月、家康に從つて、織田信長を援ひ、朝倉義景の軍と大に姉川に戦ひ殊勳あり、三年味方原の戦には、小山田備中守の陣を破り、天正元年二月には、風來寺城を攻めて之を陥る、三年七月武田勝頼來りて徳川氏を攻め、長篠城を圍む、家康其後を巻として、子信康と共に兵を率ゐて吉田城に入り、信康は山中に陣す、忠次また城を出て、生薑原附近に於て山縣昌景と戦ふ、幾干もなくして信長來り援ひ、總軍合して十餘萬騎、有海ヶ原に次す、勝頼即ち族弟信實及び部將七人をして、壽樂原を成らしめ、更に隊を分ちて長篠を攻め、自ら一萬五千餘騎を以て瀧津川を渡りて陣す、時に忠次策を獻じて曰く、臣願くば、兵を率ゐて轉じて南に出で、山路に沿つて急に壽樂を襲つて之を屠らば、次日の戦必ず利あるべきなりと、家康信長大に之を嘉し、兵を授けて策を行はしめしが、果して圖に當り、勝頼大敗して退く、信長其力を賞し短刀を賜ふ、既にして天正十年家康甲信を拘へて制度を建つるや、忠次命を受けて信濃十二郡の事を領知す、十二年小牧の役森長一の軍に當り、奮戦して之を破る、尋で秀吉家康

サカ井

サカ井

に入りて豊后罪を待つ、家光之を聞いて喜ばずして曰く、大變何ぞ忠世の爲す處ならんや、假令予をして在らしむるもまた道ること能はず、然れども其罪を謝せんが爲めに、其守る處を奪て、去るは、其職を失へるものといふべしと、遂に其職を奪ふ、尋で金銀の奉行を命ぜられ、十二年もとの如く四丸に勤番すべきよしの恩命に接したりしが、十三年三月病に罹り、十九日卒す、年六十五(徳川實紀、野史)

サカ井

サカ井

サカ井 嵯峨院 大覺寺(ダイカクジ)を見、サガウチ 嵯峨氏 正親町三條氏(オホギマチサンアウチ)を見よ、サカキ 榊(賢木、坂木、龍眼木) 祭時に、神前に供へて裝飾等に用ふる木、榮樹の義にて、もと常磐木の總稱なり、然るに後世に至りては、別一種の木を定めて以て榊と稱し、専ら之を神事に用ひ、神御の物を其枝に懸る事あり、或は神人等執持する事あり、又神事公事には讚稱して眞榮樹と云へり、中古春日社にては榊を神木とし、事あれば神人等之を昇ぎ以て敬奏せり、又神樂の曲名にもあり、榊の説につきては冠鮮者、萬葉考楓の落葉、神樂入鏡等につきて見るべし、サカキバラウチ 榊原氏(越前高田) 姓は清和源氏、伊勢仁木氏の流、右京大夫義長の後胤利長、伊勢國守志都榊原に居住す、依て氏とす、七郎右衛門清長三河國に移り、松平親忠に仕へ、延徳中井田の戦に子長政と共に功あり、長政の長子清政、弟康政共に徳川家康に仕ふ、一説に「鎮守府將軍秀郷の男、千常も孫相模守公光より出づ、公光佐藤氏と

サカキ

稱す、五世伊勢少将基景伊勢に住し、伊藤氏と稱す、其孫上總介忠清佐藤七郎基之七世佐藤二郎基氏壹志郡神原邑に住し、神原を稱す、六世神原平七郎基政、應永中仁木右馬大夫伊勢數箇所を押領せし時、亂を避て三河額田郡山中に遷り、始て松平太郎左衛門尉親氏に従ひ、世々松平氏に仕ふるに至る、其孫神原七郎右衛門清長岡崎次郎三郎廣忠に仕へ、男七郎左衛門長政二男康政と共に家康に仕ふと云ふ、神原小平太康政永祿六年家康一字を賜ふ、軍功最も多し、天正十四年十一月從五位下に叙し、式部大輔に任ず、同十八年八月上野國館林城に封じ、同國邑樂勢多二郡下野國磯田郡等に於て十萬石を領せしむ、文祿元年秀忠將軍の補佐となる、慶長八年十一月上京料として近江國野洲粟多浦生三郡の内にて五千石を賜ふ、又家康刀及び國綱の鎧二本を賜ふ、寛永二十年七月式部大輔忠次四萬石加賜、封を陸奥國に移され白河城を治む、家康松平を賜はる、慶安二年六月一萬石加賜、播磨國姫路城に移封、前封を併せて十五萬石、寛文七年六月式部大輔政倫封を越後國に移され、村上城を治む、寶永九年五月式部大輔政邦四國探題に補せられ、復た播磨國姫路城に移封、寛保元年十一月式部大輔政永復た越後國に封移、高田城を治む、爾來子孫相繼ぎて明治に至り華族に列し子爵を授けらる(系譜、藩翰譜、徳川加除封録、華族諸家傳、華族譜)

○康政 康勝 忠次 政房 政倫 政邦 政祐 政孝 政隆 政永 政教 政令 政養

サカキハラヤスマサ

神原康政 名 幼字龜丸、長じて小平太といふ、法名養林院上譽見向阿闍梨長政の二子、神原水藤三年徳川家康に初見



(押化政康)

し其近侍となり、六年上野城の戦に高名し、其後首服を加へし時、家康の偏諱を賜うて康政と稱す、十一年三河國堀川城を攻めて特功を顯はしたるを以てめとし遠江の天方、犬居、光明、高天神、近江の姉川、駿河の田中等の戦に従ひ、勲功頗る多し、天正十二年家康、豊臣秀吉と矛盾の事あるや、長久手の戦に先陣し、南田繁江等の諸城を陥れ、十月家康の軍を班すに及び、小牧山に留りて上方勢の押たり、既にして家康秀吉と和し上洛するに際し之に従ひ、十一月從五位下に叙し式部大輔に任ぜらる、徳氏の家臣にして叙任する事、實に康政を以て始めと爲す、十八年小田原北條氏及び、家康關八州を領するに及び、上野國館林城を賜ひて十萬石を食む、文祿元年正月世子秀忠に附らる、慶長五年上杉景勝征討の時、秀忠の先鋒として東下したりしが、途にして石田三成等の舉兵の報を聞き、更に忠秀を奉じて山道より西上す、會々眞田昌幸信濃上田城に據りて之を遮らんとするや、本多正信は昌幸と戦う、との不利なるを論じ、秀忠に勸め、同道を経て軍を進めしが、康政は昌幸もし城を出なば、一戰し去らんのみと稱し、手兵を率ゐて城近く押して進しと雖も、昌幸また敢て之に迫らざりき、然れども秀忠の軍は、昌幸の爲めに大に戦機に後れ、遂に關ヶ原の戦に會すること能



(集菟掛攝科史)藏所家爵子原神

サカキヒヤクセン

彭城百川 名 字は眞淵、字は百川、蓬州及び八仙堂と號す、伊勢の人、有名なる書家、元明の古蹟を撰して其妙を極む、法橋に任ぜらる、本邦人にして元人の書格を擴張せし蓋し、書畫の鑒識に精しく又俳諧を能くす、寶曆三年八月二十五日死す、年五十六(扶桑名書傳)

サガク

左樂 左方に用ふる樂の義、即ち唐樂の一名なり、續教訓抄和樂の條に、抑此樂、本は古樂なり、被念ありて念を横笛に渡して左樂とす、繼

サカキ

サガク

秀家の父、三男忠家は出羽守直盛の父なり、直家家を興すに及びて、忠家兄を輔く、直盛父と共に直家の子秀家に仕へ、浮田左京亮と號す、慶長四年冬事を以て秀家を恨み、家老月川、花房、岡等と共に去る、翌五年關ヶ原の役徳川家康に従ふ、功を以て石見國津和野城三萬石に封ぜらる、其後姓名を改め坂崎對馬守と稱す、後ち出羽守となる、元和大阪の役に從ふ、三年是より先秀忠の女子姫を直盛に配するの約あり、後ち約を變じて本多忠則に嫁せしむ、直盛大に怒り、途中千姫の喪を奪ひ取らんことを謀る、幕府之を諭せしと雖も聞かず、茲に於て再び家老に命じて直盛の自殺を圖らしむ、家臣遠藤某直盛の晝寝に乘じて、其首を取り家康に獻す、秀忠其不忠を惜みて某を殺し、また直盛の所領を沒收す(藩翰譜、廢絶録、徳川加除封録)

サガケンジ

嵯峨源氏 嵯峨天皇の皇子融より出づ、融性源を賜ひ、官左大臣從一位に至る、大納言昇、仕、是茂の三子あり、仕武藏守宛を生む、宛武藏足立郡箕田に居る、因て箕田源氏と稱し、嗣を生む、源敦の養う所となる、敦即ち仁明天皇の皇子光の孫、源滿仲の女婿となる、故に綱滿仲の子頼攝津渡邊に居る、一族渡邊と稱す、綱、久を生む、肥前松浦に居る、其後松浦氏となる、久八世の孫等越後赤田保の地頭となる、因て赤田氏を稱す、又瓜生氏あり、嵯峨源氏より出づ、延元中瓜生保其弟義盛と新田義治を佐け、勤王節に殉ず、其族又足利氏に從う者あり(太平記、渡邊系圖、尊卑分脈)

サカコシ

坂輿 四方輿の屋形を取り去りて、下ばかりなるを云ふ、四方輿に限らず、手輿をも用ふ、是は山坂を通行する時、屋形などありては樹木にさばりて、甚だ不便なれば、かくして用ふるなり、輿昇大臣公卿は二十四人、略儀には六人を用ふ、又遠近によりて異なり、(水記に、永正十七年十一月二十八日、今日四宮御方御入室御登山也(中略)從山下、樂御四方輿、ヤセ童子奉輿也、(中略)俗中從是乘、坂輿、力者昇也)と見えたり(輿軍圖考、輿輿類聚)

サカサキウチ

坂崎氏 本氏は浮田氏、其先は百濟國より出づ、彼國人兄弟三人幼兒の時船を浮べて我國に到り、備前の一島に止る、旗幟皆兒の字を標したる故に兒嶋と名づく、其兄弟後三宅を姓とし、浮田とも號せり、(三宅は新羅蕃別にて、兒島の説は後世好事者の附會にて取るに足らざる事氏旗志に見えたり)、和泉守能家の時、當國守護浦上兼作守則宗の被官として名あり、子三人あり、嫡男直家は浮田

サカシタモン

坂下門 江戸城郭門の一、四九大手と内櫻田門との間に在り、四九造營の後ち、新に立てらる(落穂集)江戸城(エドジャウ)の挿繪を見よ、

サカシタモンヘン

坂下門變 文久二年江戸城坂下門外に於て、浪士等老中安藤對馬守信隆を襲撃したる事變をいふ、(見)大老井伊直弼死後、信隆主として政務を處理し、京都と江戸との調停を計り、國論を一定せんとす、然れども攘夷論甚だ盛にして朝廷亦其意あり、幕閣開國に意ありと雖も如何とも爲し難し、一時の姑息策を以て攘夷實行の旨を領承し、公武合體の目的を遂げんとす、然るに、外人の跋扈甚だしく、攘夷論者の氣焰亦熾にして、幕府の處置に平かならず、文久二年正月十五

サカシヤウ

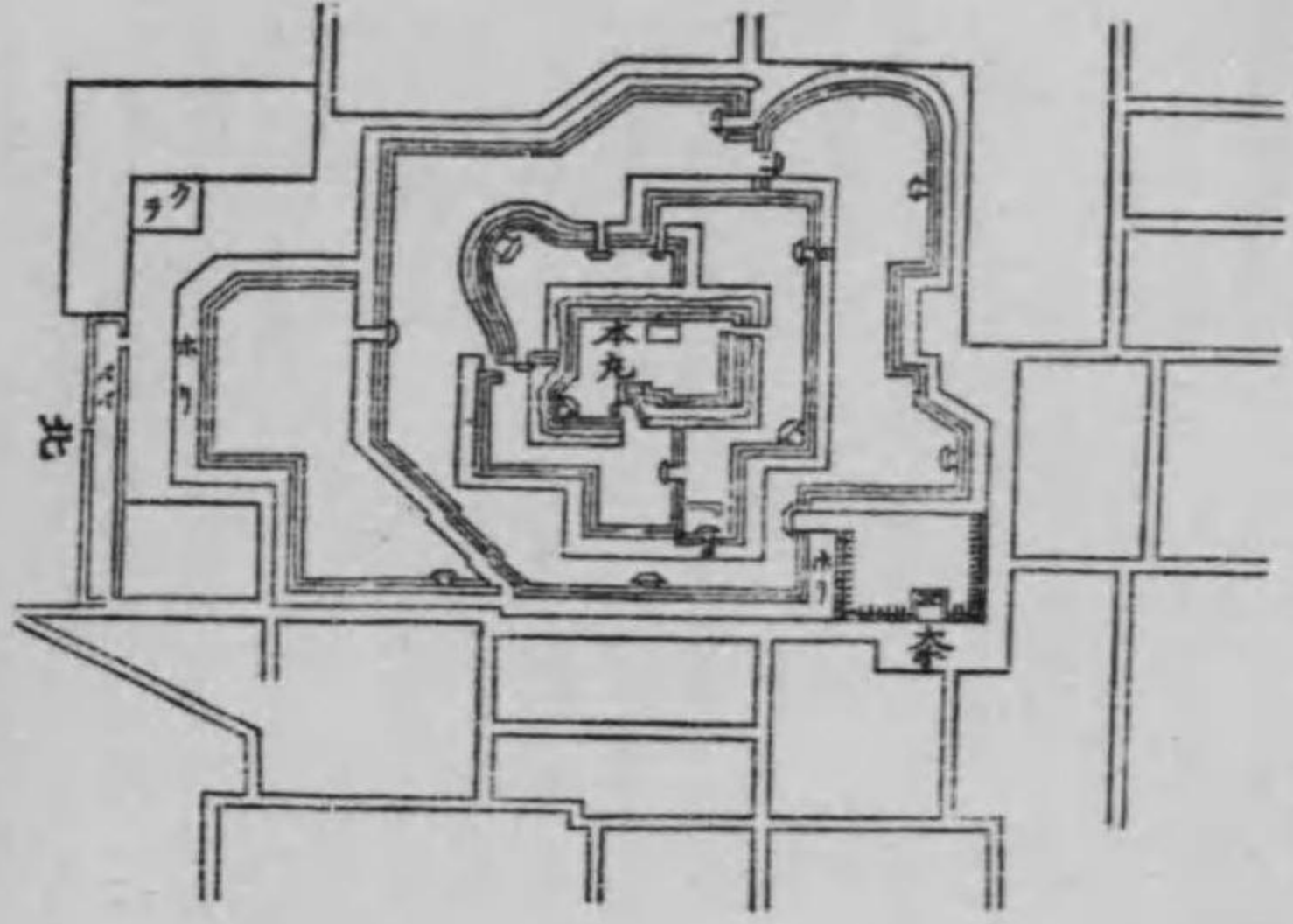
佐賀城 所在 肥前國佐賀郡佐賀市の南端○又水筒江城ともいふ(肥前)天文の初年龍造寺家兼築築といふ(肥前)天文三年陶道縣當城を圍む、家兼却て之を破る、永祿十二年大友氏の軍又隆信を當城に圍み敗れ返る、元龜元年大友宗麟自ら之を圍む、鍋島直茂復之を却く、慶長十三年直茂工を起し本城を擴張す、十六年落成、子孫相襲ぎ三十五萬七千石の治所となし明治維新に至る、明治七年江藤新平暴舉を謀る、縣令岩村高俊陸軍少佐山川浩本城に據りて之を防ぐ、既にして久留米に退く、遂に兵變に罹りて烏有に歸す、サカシヤウ(參看)肥前軍記、鎮西要略、聖代實錄、主國合誌記)

サカゲ

サカサ

サカジ

サカタ



サカタテラ

坂田寺 所在 大和國高市郡高市村大字坂田に舊址あり。一名小聖田坂田尼寺と云ふ。...

サカタ

サカタノコホリ

坂田郡 所在 近江國書紀元恭天皇七年冬十二月始めて見ゆ。...

サカツライリサキノジンシヤ

酒列磯前神社 所在 常陸國那珂郡平磯町。古へ酒列磯前神社と云ふ。...

サカツライリサキノヤクシボサツノジンシヤ

酒列磯前神社(サカツライリサキノジンシヤ)を見よ。地名によりて名づく。...

サカトル

坂田 伊勢國松坂に製造する。地名によりて名づく。...

サガテ

サガテンノウ

嵯峨天皇 御名は神野。桓武天皇の第二皇子。...



(藏所御館物博室帝京東)

御壽五十七。山城國葛野郡嵯峨村大字上嵯峨。山上陵に葬る。...

サカト

サカトジヤウ

坂戸城 所在 越後國南魚沼郡坂戸。上田城ともいふ。...

サカドノノカミ

酒殿神 宮中造酒司の祭神。中御門北壬生の四に鎮座す。...

サガドノノホツケタウ

嵯峨殿法華堂 嵯峨天皇の御陵。山城國葛野郡嵯峨村天龍寺に在り。...

サカトハラノミササキ

坂門原陵 清寧天皇の御陵。河内國南河内郡西浦村大字西浦に在り。...

サカナ

サカナノノコホリ

坂井郡 所在 越前國古へ坂中井に作る。始めて織體天皇紀に見え。...

サカナノウウチ

坂上氏 蕃別、漢主劉宏の子廷王より出づ。廷王の孫阿智使主應神天皇の時。...

サカナノウヘノカリタマロ

坂上阿智使主の後裔なり。天平寶字中特に大忌寸を賜はる。...

サカナ

サカナノ

浄野 所在 廣道 國富 恒隆 鏡親。定成 鏡政 明兼 兼成 明基 明政。...

サカノ

功を以て従四位に叙し、性大忌寸を賜ひ、また中衛少將に補し甲斐守を兼ね、神護中勳二等を授けられ、功田二十町を賜ひ其子に傳へしむ、寶龜中道鏡の奸計を告ぐるを以て正四位下に叙し、鎮守將軍となり、中衛中將に補す、後安藝丹波等の守並に右衛士督を兼任す、延暦中水上川繼の事に坐して職を奪はれしが、數月を経て再び右衛士督となる、四年下總守を兼ね従三位に叙す、此年上表して、忌寸の姓を改めて宿禰を賜はらんことを請ひ、勅許を得たり、尋で左京大夫に任ず、五年薨す、年五十九、坂上氏世々武を以て顯はれ、湖田廣に至りてまた其家聲を落さず、殊に騎射に工なり、水く宮掖に宿衛し數朝に仕へ、皆寵遇を辱くざるを以て、其人となりを知るに足るべし(大日本史)

サカノウヘノタムラマロ 坂上田村麿

延暦中従五位下に叙し、近衛將監となり、内匠助を兼ね、近衛少將に進み、越後守を兼ね、時に桓武天皇親夷を征せんとするの志あり、田村麿命を奉じて、百濟俊哲と共に東海道に赴き、土馬を閉じ、戎器を掠す、尋で俄に征夷副使となり、大將軍大伴弟麿に従うて蝦夷を討ち、殺略する所多し、功を以て従四位下に進み木工頭を兼ね、陸奥出羽按察使に任じ、鎮守將軍を兼ね、幾干となくして征夷大將軍に拜す、二十年陸奥蝦夷復た反したるを以て、行いて之を平ぐ、凱旋するに及び従三位に陞る、翌年陸奥蝦夷城を築きて蝦夷を鎮壓し、二十二年また同國志波城を築く、二十三年再び征夷大將軍となり、明年參議に任じ、大同元年中納言に移り、中衛大將を兼ね、餘官元のごとし、二年中衛府を改めて右近衛府と爲すや、田村麿書によりて其大將たり、更に侍從兵部卿を兼ね、正三位に進

サカノ

む、弘仁元年嵯峨天皇、平城天皇と不和を生じ依りて藤原兼子の變あり、時に田村麿衛府に居り威聲頗る高し、天皇其上皇に與せんことを恐れ、遽に官を奪めて大納言と爲し以て其心を固くす、既にして上皇東國に幸せんとするに及び、輕騎を率ゐて之を美濃路に遮る、二年栗田別業に薨す、年五十四、詔して従二位を贈り、山城國宇治郡栗栖村水陸田三町を賜ひて墓地と爲す、また其屍を以て棺中に立たしめ、平安城に向ひて之を葬り、甲冑刀劍弓箭櫛篋を並せて壓めたりといへり、爾來大將出征する毎に必ず墓前に謁で、戰勝を祈る、而して其佩ぶる所の佩は御府に藏して坂上實録と名付け(詳しくは、古事談、増鏡、著聞集等に就きて見るべし)天皇また其像に贊して深く哀惜し給へりといへり、田村麿身長五尺八寸、胸の厚さ一尺二寸、身の重さ二百一斤、之を輕んずれば六十四斤に至る、眼蒼蒼の如く、鬚髮金線に似たり、最武略に長じ、東夷の王化に伏したる者實に其力による(大日本史)

サカノウヘノハウケン 坂上實劔

坂上田村麿傳來の劔を云ふ、サカノウヘノタムラマロを見よ、
サカノラケラノミササキ 嵯峨小倉陵 後龜山天皇の御陵、山城國葛野郡嵯峨村大字上嵯峨に在り、陵上五輪の石塔を安置し、西面す、光城面積四百五十五坪餘(禮樂志、陸奥一覽、平安通志)
サカノコホリ 佐嘉郡 前國 風土記に、昔者榊樹一株生於此村、幹枝秀高、葉繁茂、朝日之影蔽、梓島郡蒲川山、暮日之影蔽、美交之草横山也、景行天皇皇子日本武尊巡幸之時、御覽榊茂繁、曰此國可謂榮國、因曰榮郡、後改號佐嘉郡云々と見えたり(風土記に榮、延喜式に

サカノ

佐嘉に作る、和名抄に城塙(キサキ)巨勢(コセ)深溝(フカムツ)小津(ナツ)山田(ヤマタ)等の郷あり、後ら佐賀に作り、古圖之に仍る、寛文中又佐嘉に復す、寛知集元禄帖之に仍り、明治の初め、復佐賀に改む、沿津帖之に仍る、地誌提要、サカノと稱す、今之に従ふ(諸國郡考、郡名異同一覽、國郡沿革考)
サガノタイネンフツ 嵯峨大念佛 山城國嵯峨清涼寺にて、毎年三月五日より十五日まで行ふ大念佛會をいふ、諸國年中行事大成三月五日の條に、其式今日より十五日まで、寺僧堂前に於て大念佛會を修す、其體金口を打ち、高聲にハ、ミヤと唱へ、後にはハ、ウシヤウヤと唱へ、是に大鼓鉦を合す(中略)按ずるに、ハ、ミヤとは、南無阿彌陀佛の轉じたるものならん、ウシヤウヤといへるは、其由縁を知らず、十一日十三日十五日の三日日は、念佛會畢りて後、假面を被り、堂中舞臺に於て俳優をなす、其狀壬生の俳優に同じ、結願には里童等其用る所の假面を被り、大鼓鉦を打つて、村中を歩行く云々と見えたるに、其大要を知るべきなり、國覺は八十九歳にて應長元年薨す、而して此事は後宇多院弘安二年を以て起因と爲す、無二集に見えたり、また其論る所を知らず、暫く記して參考に供す、江戸時代盛んに行はれ、前に挙げたる儀式の記事は實に此際の記事に依る(諸國年中行事大成)
サガノニフタウタイジャウタイジン 嵯峨入道太政大臣 大炊御門信賴(オホヒミカドノフタツケ)を見よ、

サガノニフタウタイジン 嵯峨入道内大臣 大炊御門家嗣(オホヒミカドイヘツケ)を見よ、

サカノ

サガノミササキ 嵯峨陵 嵯峨天皇の皇后橘嘉智子の御陵、山城國葛野郡嵯峨水尾兩村の境に在り、皇后の崩するや、遺令して薄葬山陵を營ます、其形迹を失ふ、醍醐天皇延喜の制、光城東四六町、南二町、北五町、守戸三畑を置き、遠陵頻帯の例に入らず(延喜式、平安通志)
サガノヤマノウヘノミササキ 嵯峨山上陵 嵯峨天皇の御陵、山城國葛野郡嵯峨村大字上嵯峨に在り、後鳥羽天皇の時、山陵使を遣はされしが、道路荒廢して邑老に訪ふて僅に其處を知るを得たりといふ、今古松巖石其項に立てるのみ、周圍九十七間(禮樂志、陸奥一覽、平安通志)
サガノラン 佐賀亂 延喜七年、江藤新平等佐賀に於て兵を擧げたる反亂をいふ、門閭闕に征討論の行はれざるや、江藤新平等を辭し快々として樂ます、七月一月民選議院建立の議あるや又之が主となりて贊し、政府の改革を行はんとす、時に佐賀縣人中現政府の施設に平かならざるもの多く、江藤を擁して兵を擧げんとす、江藤遂に應じて起つ、江藤直に郷里に歸る、時に島義勇亦不平を抱き共に歸りて兵を擧む、其徒二千五百餘人、二月一日小野商會の金帛を掠奪す、此報東京に達するや、四日熊本及び佐賀近傍の鎮寨に令して兵を出さしめ、九日大久保利通を遣はして鎮撫せしむ、十五日叛徒佐賀縣を襲ふ、二十三日高彰親王征討總督と爲りて四下す、未だ到らざるに、賊軍敗走す、江藤事の爲らざるを知り鹿兒島に奔り容れられず、更に土佐に遷れて逮捕せらる、島も亦鹿兒島に於て捕につく、尋で江藤島を梟首し其徒十人を斬り、他は懲役或は除族し事全く平ぐ、時に四月とす(明治史要、明治歴史)

サカハ

サカハギ 逆剝 太古に於ける天ツ罪の一、(アマツツミ)參看)生物の皮を尾の方より首の方へ逆にして剝ぐことをいふ、古事記傳に「穿其服履之項一逆」剝天麻馬剝面所(剝入)とある是なり、生剝は、生ながら皮を剝たり、逆剝も一なるを、かく重れ云は、古文の文にて、かくさまに云例、いと多し、生剝の逆剝と心得し(或人逆剝を、死たる皮を剝たりと云るは、ひがごととなり、古も今も死たる獸の皮を剝は、常のことにて、罪とせざれば、さてはいかかか此罪條には入らむ)とあるが如し(但し死たる獸の皮を剝は、常の事にて云々とあるは、心得あるべし、此の罪は、死たるにまれ、生たるにまれ、獸の皮を剝を以て罪とせるにはあらず、生ながらに皮をばさたる馬を以て、忌服屋を覆せるを以て、罪とはするなり)古語拾遺にも、生剝逆剝とありて、細註に逆剝生剝とありしと見えたり、
サカハツツケ 逆磔(逆機物) 戦國時代より、江戸時代のはじめにかけて行はれたる刑名、罪人を逆にして磔の刑に處するをいふ、サカサハツツケともいふ、南蠻寺興隆記に、大阪にて、ころばぬ者二人、内一人は筋屋七兵衛、逆磔云々と見えたり、「ハリツケ」參看、
サカヒバラノミヤ 境原宮 嵯峨原(カルノサカヒバラノミヤ)を見よ、
サカヒヒギヤウ 堺奉行 江戶幕府の職名、和泉國堺に駐在し、市街を管理し津港を監視し、訴訟を裁決す、大阪城代の指揮を受け、大阪町奉行と協議す、高千石、役料現米六百石、老中の支配にして、従五位下に叙し美答問詰となす、與力十騎、同心五十人、之に附録す、因幡國室町幕府の季世、堺は三好氏の領地たりしが、奉行二人を置き、市政を

サカハ

サカハ 逆矛 天逆矛(アマノサカハコ)を見よ、
サカマケラ 坂枕 八重疊の下にしく、藁枕、踐踏、大嘗、神今食等の祭事に、神に奉るものなり、延喜掃部式に、御坂枕一枚(長三尺、廣四尺)、料、編一枚、横草一枚、端料麻布一尺七寸五分、麻二兩、木綿一兩三分、長功一人小中、中功大半、短功二人と見えたり、
サカマス 酒量 酒酌油等をばかる斟の名、一名酌量といふ、參見)星の形に似たり、故に酒量星の名あり、今の斗量に、兩粉あるも稍相似たるなり、俗に量一ツを一杯と云ふは、蓋酒量より出たる言にて、今一杯量といふは、一升五合入り(成形圖説)
サカミ 相模 本名乙侍從、相模交許かならず、或は源賴光の女なりといふ、母は前能登守慶滋保草の女、中古三十六歌仙の一、後朱雀天皇の皇女祐子内親王家の侍女たり、大江公實

サガミ

相模守たりし時に嫁す、仍て相模と號す、最和歌を善くし、恨みわび千さぬ袖だにあるものを戀に朽ちなん名こそなしけれ」の歌は既に百人一首にも入りて人口に膾炙せり、此歌は永承五年五月五日殿上の歌合の時詠なること、榮花物語根合の巻に見ゆ(中古三十六歌仙傳、百人一首一夕話)

サガミシラウ 相模次郎 北條時行(ホウアウトキユキ)をいふ、トシをいふ、ウツタカトキユキをいふ、

サガミニフタウ 相模入道 北條高時(ホウアウタカトキユキ)をいふ、

サガミノクニ 相模國 關東は武藏、四北は北條、南は伊豆及び海、北は武藏に至る、東西凡十四里、南北凡十一里、關東西北山麓三州に連り、東方坂早起伏して、海に斗入し、房總二州に對して江戸灣の門輪たり、南方相平野、諸水順下す、東海道に屬す、關東圖書紀景行天皇四十年の條に始めて見ゆ、古事記相武に作り、サガミと大住郡に置く(府址未詳今海濱郡に國府本郷村あり)、源賴朝の興るや府を鎌倉に開き、總追捕使となりて兵馬の權を握り、本州及び伊豆駿河武藏上總下總信濃越後豐後の九國を以て其管國とす、文治中後白河法皇特旨を以て本國を賴朝に賜ひ世襲せしむ、賴朝の後二世にして嗣絶え、其臣北條氏世々執權となり國守に任じ、將軍の廢立する者六世、元弘三年後醍醐天皇北條高時を誅し、建武元年成良親王を東國の管國に任じて、足利直義を執權とし鎌倉に鎮す、明年足利尊氏反して自ら將軍と稱し、府を鎌倉に定め京都を侵す、子義隆を留守として八州を控制せしむ、正平の初其弟基氏代て關東管領となり、鎌倉に居り本州を領す、永享の末基氏曾孫持氏に至り、執事上杉憲實と隣を生

じ、遂に將軍義隆に滅され、山内の上杉清方管領の事を行ひ國事を知る、文安中持氏の子成氏再び管領となり、憲實の子憲忠を誅す、其弟房親自ら管領と稱し兵を擧げて之に抗す、成氏連戦克たすして下總古河に奔り、山内氏遂に本國を掠取す、長享の初扇谷の定正山内の額定と相攻め遂に其地を取る、既にして北條長氏伊豆に興りて小田原(大森藤頼)新井(三浦義同)諸城を陥れ上杉氏を逐ひ、終に全國を併吞して治を小田原に定む、相傳ること五世、天正十八年豊臣氏東征して北條氏亡び、徳川氏關東に遷り、大久保忠隣を小田原に移封す、後ち稻葉氏之に代り、貞享中再び大久保忠朝に賜ひ、其支封を荏野山中とす(大久保忠朝第二子教寛)、又奉行を浦賀に置き船船の出入を監す、明治維新改めて縣となす、既にして廢して足柄縣を置き、尋てまた神奈川縣と改む(關東古より管郡の邊邊左表の如し、尚ほ詳しくは各郡の條參看すべし)地誌提要、國郡沿革考、郡名異同一覽)

愛甲	同	同	同	同	同
津久井	同	同	同	同	同
高座	同	同	同	同	同
鎌倉	同	同	同	同	同
御油	同	同	同	同	同
三浦	同	同	同	同	同
御油	同	同	同	同	同
三浦	同	同	同	同	同

サカモギ 逆茂木(鹿野、鹿角木) 軍陣の時、敵兵を防禦する具、逆茂木鹿角の如きの逆立て、垣に結びて造る(和漢三才圖會)

サカモトウチ 坂本氏 姓は清和源氏、佐竹貞義より出づ、其子義春小瀬三郎と稱し、足利尊氏に從ひ、京都筑紫等に戦ひ功あり、子孫因て小瀬氏と稱す、十代貞義に至り、甲斐に赴き武田氏に仕へ坂本氏と改む、孫貞次將頼に仕へ駿河田中城を成る、後ち徳川家康に從ふ、其子貞吉同く家康に仕へ、戦功あり、慶長五年秀忠に從て、真田を信濃に攻む、其子重安秀忠に仕へ、大坂の役武功あり、寛文二年七月内記重治二千石を加賜せられ、叙爵せられ左衛門尉と稱す、天和元年四月大目付に補せらる、二年十月寺社奉行に補せられ、七千五百石を加賜せらる、前封を併せて一萬石、貞享四年五月封除せられ、更に族某に廣米千五百石を賜はる(系譜、徳川加除封録)

サカモ

成方

直規 直綱 直富 直寛 直昌

サカモトシヤウ 坂本城 關西近江國滋賀郡下坂本村 元龜二年明智光秀當郡に入部して之を築く(關西)光秀死後豐臣秀吉丹羽長秀に此に移し住せしむ、天正十三年秀吉本城を大津に移す(近江國輿地志略)

サカモトシヤウ 坂本城 關西播磨國飾磨郡書寫山南麓關原 赤松清祐自ら築きて此に居る、將軍義教其驕傲を惡み、所領を沒收して一族貞村に與へんとす、聞き、義教を試し當城に據りて京軍を防がんとす、嘉吉元年六月京軍海陸より至る、城兵出て之を防ぎしが、終に敗れて皆當城に集合す、其夜過々放牛十頭計突合けるを敵軍寄せたりとなし、木山城へ逃れ退く、是より城廢せし如し(古城記、嘉吉亂記)

サガヤウ 嵯峨様 角倉與一の創めたる入木道の一派、與一は近衛三範三善提院の書風より出でて別に一機軸を出したり、

サガラウチ 相良氏(肥後人吉) 姓は藤原、左大臣武智麿の四男乙磨七世の孫、遠江守爲憲が曾孫駿河守時理が二男遠江守維兼を祖とす、維兼の孫右京大夫周賴、遠江國橋原郡相良庄に住せしより、子孫相良氏と稱す、周賴五代の孫三郎長頼源賴朝に仕へ、鳥山追伐の時高名を著はす、功により遠江相良庄、播磨飾磨郡、豊前泰利恒庄上毛下毛等の地頭職を賜はる(家譜長頼を初代となす)建久九年肥後國求麻郡人吉庄に下向す、是より永く九州に住す、頼朝薨去の時出家して法名蓮佛と號す、六世孫六郎頼俊弘安の役功あり、曾孫兵庫助定期頼朝に屬し功あり、

サガラ 長文二年日向の地を賜はる、其子相良遠江守前頼元中二年十一月肥後國守護職に補せらる、又日向國を知行す(べき由、鎮西將軍宮命令を承る、其子實長の時足利氏に屬し、本領を安堵せらる、義隆の時武藏を關國に振ひ、從四位上となる、子左衛門長每、天正十五年豊太閤に從ひ、本領を賜はる、文祿元年朝鮮に渡海し韓人を伐て利を獲、慶長三年軍を遣へず、五年關ヶ原の役石田三成長每を誅ふ、聞かす、井伊氏に據りて家康に屬し大功あり、家康書を賜ひて之を賞す、尋て本領を安堵し、肥後國求麻郡人吉城二萬二千二百石餘を領す、同七年母を賀として江戸に送る、是四國大名證人を出すの第一なり、同二十年大坂役東軍に加る、子孫相繼ぎて明治に至り、華族に列し子爵を授けらる(家系譜、藩翰譜、徳川加除封録、華族譜家傳、華族譜)

サガラシヤウ 相良城 關西近江國橋原郡相良町 關原戰勝後天正四年高取正の創建する所、江戸時代に至り、寶永二年本多忠晴一萬五千石に封せられて治す、嗣後延享三年に板倉勝清、寛延二年に本多忠英、寶曆八年に田沼意次相繼ぎて入部し、安永元年の時命を受けて城を築き之を治む、天明七年意明の時、封を陸奥國下村に移されたるも、文

サカモ

サガラ

サカモトウチ 坂本城 關西近江國滋賀郡下坂本村 元龜二年明智光秀當郡に入部して之を築く(關西)光秀死後豐臣秀吉丹羽長秀に此に移し住せしむ、天正十三年秀吉本城を大津に移す(近江國輿地志略)

サカモトシヤウ 坂本城 關西播磨國飾磨郡書寫山南麓關原 赤松清祐自ら築きて此に居る、將軍義教其驕傲を惡み、所領を沒收して一族貞村に與へんとす、聞き、義教を試し當城に據りて京軍を防がんとす、嘉吉元年六月京軍海陸より至る、城兵出て之を防ぎしが、終に敗れて皆當城に集合す、其夜過々放牛十頭計突合けるを敵軍寄せたりとなし、木山城へ逃れ退く、是より城廢せし如し(古城記、嘉吉亂記)

サガヤウ 嵯峨様 角倉與一の創めたる入木道の一派、與一は近衛三範三善提院の書風より出でて別に一機軸を出したり、

サガラウチ 相良氏(肥後人吉) 姓は藤原、左大臣武智麿の四男乙磨七世の孫、遠江守爲憲が曾孫駿河守時理が二男遠江守維兼を祖とす、維兼の孫右京大夫周賴、遠江國橋原郡相良庄に住せしより、子孫相良氏と稱す、周賴五代の孫三郎長頼源賴朝に仕へ、鳥山追伐の時高名を著はす、功により遠江相良庄、播磨飾磨郡、豊前泰利恒庄上毛下毛等の地頭職を賜はる(家譜長頼を初代となす)建久九年肥後國求麻郡人吉庄に下向す、是より永く九州に住す、頼朝薨去の時出家して法名蓮佛と號す、六世孫六郎頼俊弘安の役功あり、曾孫兵庫助定期頼朝に屬し功あり、

サガラ 長文二年日向の地を賜はる、其子相良遠江守前頼元中二年十一月肥後國守護職に補せらる、又日向國を知行す(べき由、鎮西將軍宮命令を承る、其子實長の時足利氏に屬し、本領を安堵せらる、義隆の時武藏を關國に振ひ、從四位上となる、子左衛門長每、天正十五年豊太閤に從ひ、本領を賜はる、文祿元年朝鮮に渡海し韓人を伐て利を獲、慶長三年軍を遣へず、五年關ヶ原の役石田三成長每を誅ふ、聞かす、井伊氏に據りて家康に屬し大功あり、家康書を賜ひて之を賞す、尋て本領を安堵し、肥後國求麻郡人吉城二萬二千二百石餘を領す、同七年母を賀として江戸に送る、是四國大名證人を出すの第一なり、同二十年大坂役東軍に加る、子孫相繼ぎて明治に至り、華族に列し子爵を授けらる(家系譜、藩翰譜、徳川加除封録、華族譜家傳、華族譜)

サガラシヤウ 相良城 關西近江國橋原郡相良町 關原戰勝後天正四年高取正の創建する所、江戸時代に至り、寶永二年本多忠晴一萬五千石に封せられて治す、嗣後延享三年に板倉勝清、寛延二年に本多忠英、寶曆八年に田沼意次相繼ぎて入部し、安永元年の時命を受けて城を築き之を治む、天明七年意明の時、封を陸奥國下村に移されたるも、文

サカモギ 逆茂木(鹿野、鹿角木) 軍陣の時、敵兵を防禦する具、逆茂木鹿角の如きの逆立て、垣に結びて造る(和漢三才圖會)

サカモトウチ 坂本氏 姓は清和源氏、佐竹貞義より出づ、其子義春小瀬三郎と稱し、足利尊氏に從ひ、京都筑紫等に戦ひ功あり、子孫因て小瀬氏と稱す、十代貞義に至り、甲斐に赴き武田氏に仕へ坂本氏と改む、孫貞次將頼に仕へ駿河田中城を成る、後ち徳川家康に從ふ、其子貞吉同く家康に仕へ、戦功あり、慶長五年秀忠に從て、真田を信濃に攻む、其子重安秀忠に仕へ、大坂の役武功あり、寛文二年七月内記重治二千石を加賜せられ、叙爵せられ左衛門尉と稱す、天和元年四月大目付に補せらる、二年十月寺社奉行に補せられ、七千五百石を加賜せらる、前封を併せて一萬石、貞享四年五月封除せられ、更に族某に廣米千五百石を賜はる(系譜、徳川加除封録)

サカモ

サガラ

サギウー サギチ

小路家之用ふ、又花だけを垂らしたるは九條家、一條家、醍醐家等にて用ひたり、

サギウーシヤウ

一種、夏秋の二季鷺を取る時に納むる運上をいふ、高網役(カアミヤク)を参看、

サキカケ

先懸 戦争の時、衆人より先立て、敵陣にかゝるをいふ、鈴鉢に、諸流に其沙汰なし、謙信流に馬入の時、一番に敵陣へ乗込み、川越の時、一番に渡を云ふと云へり、諸流に馬入のことなき故、此事なきなり、又刃にて諸人に先立、敵へ切込たるも先懸と云ふべし、諸流共に信長以後の法にて、土は槍を持つことに極りたる故、此名目なきなりと見えたり、

サキタマノミヤ

幸玉宮 譯語田幸玉宮(サキタマノミヤ)を見よ、

サキチヤウ

三種打(左義長、三木張、散鬼杖) 舊記正月十五日及び十八日に行ふ儀式、三種打とは、種打を三つたて、作れるより名づくといふ、民間にては、トンドと云い、是れ火の燃に燃え上るより名づく、今の爆竹の如し、この日朝廷にては、青竹を束れて清涼殿の庭上にて、扇子或は短冊、主上の吉書などを之に結びつけ、陰陽師等をして誦ひ囃して之を燃さしむ、天皇清涼殿に出御ありて天覽あり、其次等は、先づ陰陽師烏帽子素袍を着し、扇を持って清涼殿御庭の中央の左方に立て囃し、又陰陽師二人上下を着し、杖の枝に白紙をかけて之を持ち立向ひて囃す、次に鬼の面を被りたる童子一人金銀を以て左巻に盡きたる短き棒を以て舞曲を爲す、次に面を被り赤き頭を被りたる童子二人、大鼓を以て舞曲す、次に金の立烏帽子に大口を著し、小鼓を前につけて之を打鳴し舞曲を爲す、

サキチ

又笛一管小鼓一挺牛、上下を著したる者之を打囃し、かく舞曲を爲す間に三種打に吉書など添へて焼き上ぐるものとなし、其数凡十二節なりと云ふ、民間における儀は詳かならず、また時代により變遷したるべければ一概に律すること能はざるが上に、江戸時代には、早く制禁せられて市府に違を絶ちたるを以て、茲に記述するに際しても困難を覺ゆると雖も、左に舊儀後福山藩に行はれたる状況を擧げて其一斑を示すべし、福山藩における三種打は十四日に之を行ひたり、其構造は、まづ巨竿四本を立て、七八分の位置まで縛りて捲き、其竿頭を合結し、四脚漸次開張す、其形恰も尖峰のごとし、名付けて山といふ、蓋輪と稱するものにて、其四脚を固め、外部は太き注連縄を以て捲き、高さ凡そ三丈にして、これに松葉にて作りたる大風形のものを買く、三蓋と稱す、蓋上には、鶴龜、駿馬、花車、人物、花卉等種々の造り物を爲し、金銀錦繡の類を以て之を飾る、其上にまた葉付の竹竿一株を貫きたり、當日市井の壯勇之を昇きて街道を練り、畢りて河原に出で、火を點す、而して其数は全市二十三町廿五本を定めとし、時として三四十本に及ぶとありきといへり、其起原詳かならず、徒然草に、「うちたるさちやうを、眞言院より神泉苑へ出して焼くなり云々」と見えたるが、蓋し其以前より行はれしものなるべし、室町以後は將軍家より民間に至るまで一般に行はれたり、江戸時代に至りては萬治寛文の頃より禁制せられたりければ、都の地には絶えたり、然れども多年の習慣容易に改まらざりしか、寛文六年正月、跡より如申付候町中にて十四日十五日さきち焼候義、御法度候間、此旨相守可申候との法令發布せられたり、これ火災の虞あるを以てなり、地方にては

サキテ サキノ

尙ほ後世までも、此風を壊したる所あり、上に述べたる福山藩のごときは其一例なり(藝苑日涉、日本書紀、和漢三才圖會、日次記事、民間歳時記、安齋隨筆、嬉遊笑覽)

サキテグミ

先手組 江戶幕府の職名、武官なり、弓、鐵砲の二種あり、前者を御先手弓組、後者を御先手鐵砲組といふ、平時は蓮池、平川下、梅林坂、紅葉山下、坂下の五門を分番宿直して警備し、また將軍上野芝の二山へ參詣の時、陣列す各組にみな頭あり、役高千五百石、若年寄支配にして邸内候に候す、一組の與力五騎より十騎に至り、同心三十人より五十人に至る、員數不同なり、而して御先手弓組は十組、御先手鐵砲組は十五組なりしが、後増して鐵砲二十四組となる、河時代より此職ありと雖も、弓十組鐵砲十五組と定りしが寛永九年六月なり、慶安三年各二組を以て四九に分つ、慶應二年八月之を廢す(官制沿革略史)

サキノタテナミイケノシリノミササキ

狭城盾列池後陵 成務天皇の御陵、大和國生駒郡平城村大字山陵に在り、南面、前方後圓、四角に溝あり、延喜の制、兆城方二町、守戸五煙を置く、白河天皇永保二年、山陵火あり、粉を廢すこと三日(延喜式、諸陵考、陵墓一覽)

サキノタテナミイケノヘノミササキ

狭城楯列池上陵 神功皇后の御陵、大和國生駒郡平城村大字山陵に在り、南面、前方後圓、四角に溝あり、延喜の制、兆城方二町、守戸五煙を置く、白河天皇永保二年、山陵火あり、粉を廢すこと三日(延喜式、諸陵考、陵墓一覽)

サキノテラマノミササキ

狹木寺間陵 垂仁天皇の皇后日葉媛命の御陵、大和國生駒郡平城村大字山陵に在り(陵墓一覽) 陵上墳地を以て

サキト サキモ

築く、書紀に、垂仁皇后日葉媛命薨、野見宿禰領土部等、取埴以造作人馬及種々物形獻于天皇曰、自今以後以是土物更爲生人、樹於陵墓、仍號是土物、謂之埴輪、天皇大喜、下令曰、自今以後樹是土物、無傷人焉、と見えたり、

サキトモ

先供 供(トモ)を見よ、

サキノモリゴバウ

鶯森御坊 所記伊國海草郡和歌山○鶯森別院といふ、

サキノヤマシナノウタイジン

前山科 右大臣 藤原園人(フナハラノソノベト)をいふ、

サキバラヒ

先拂 江戸時代、將軍及び諸侯など通行の時に、路行く人の先にあるを迫り拂ふことなす、

サキムリ

防人 「サキモリ」を見よ、

サキモリ

防人 道邊要の地を守る兵士、又サキモリとも云ふ、關守の義、サキモリは、崎守又は堺守の義、崎關境もと語根を同じくして同一義なり、又サキムリともよめり、防人の事を司る官衛を防人司と云ふ(サキムリノツカサ)文字は唐六典に邊要置防人為鎮守とあるより出づ、上代は夷守島守とも云ふ(防人)諸國軍團の兵士を差遣して、三年間邊要の所を守らしむ、發遣の方法は諸國軍團には、必ず兵士以上の歴名簿ありて、校尉以下各種の兵士、年齢等級等を詳載す、故に防人交替期には、國守此の歴名簿に就き、順番に當れる兵士を交替の爲に差遣す、校尉以下の内一人兵士と共に向ふ、若し一家中父子兄弟同時に

サキモ

兵士となり、父兄既に邊に在らば、子弟の差遣を禁す、又一家中祖父母、父母等老病にて看護人なき時は、特に軍籍を除き、其子若は孫の防人たるを禁じたり、防人の本國より難津津迄は國司之を部領す、之を部領使と云ふ、此間の路用は各自の負擔にして、太宰府に至る海上は公料を給せり、かくて防人難波に達するや、防人檢校の勅使を出して、兵士の身分、隨身の戎具等を檢し、兵部省の專使之を受取り、浪速津より太宰府に送る、而して發遣より太宰府に達する間は、兵部省に屬し、一旦太宰府に到達するや、太宰府の防人司之を取扱ふ、預め防人を調査し置き新防人と交替せしむ、年限は三年にして、上番交替期日は毎年二月一日なり、防人歸國せば、國內の上番三年を免す、防人等の防人司に屬するや、其部署に従て役に當り、諸城柵を守る、殊に岬角には斥候を出して交替せしむ、凡そ三箇月に一度替る、最も難苦の場所短宿して公平ならしむ、又防人防に在りて、十日に一日の休暇を與へ、疾病ある時は醫藥を給し、兵士五人の内一人を以て専ら養はしむ、防人の數は大抵三千人にして、一度の交替に概して一千人なるが如し、我國は四面皆水なるを以て上代より邊防に注意せり、故を以て應神天皇三年には海人宰を置き、五年に海人部を置けり、景行天皇紀に夷守に至ると見え、魏志倭國傳對馬國の條に曰く、卑奴母離とあり、卑奴母離は夷守にて、實に後世の防人なり、宣化天皇二年十月大伴磐筑紫に在りて、國政を執り、三韓を防きたる事あれば、此頃既に防人ありしならん、然れども明確なし、大化二年防人を定め置く、是れ防人の名の見ゆる始めなり、持統天皇二年詔して筑紫防人滿三年限とあれば、此時既に交替期限を定めたるが如し、大寶以後は防人司ありて、防人

サキモ

を總括す、天平二年九月諸國の防人を停めて、東國のみとす、同九年九月には東國の防人も停め、筑紫の人を以て、壹岐對馬を守らしむ、後再び天平二年の制に復せしが、踏次國供給に苦み、防人産業亦辨濟し難きを以て、天平寶字元年八月又停む、然るに東國防人を停めてより邊成日に荒廢し、筑紫の防人東國の如く勇武ならず、不慮に備へ難きを以て、太宰府請うて東國防人を復せんと乞ふ、時に蝦夷に事あるを以て同六年四月一時差遣して填補せしめたり、桓武天皇延暦二年五月大に東北を經略せんとし、東國の防人を停め、當土の兵を當處に配し、壹岐對馬のみ防人をして守らしむ、同十四年防人司を廢し、廿三年六月には壹岐對馬防人廿人を廢し、兵三百を以て分番せしむ、茲に於て防人全く廢す、尋て又防人四百餘人を置く、大同元年十月夷浮六百四十人を太宰府に遷して防人とし、去年置く所の防人を停廢す、後には選士衛卒にて守らしめしが、新羅の寇あるに及び、承和二年三月傷人を防人となして寇に備ふ、八年八月太宰府百四十人を以て對馬守軍とし、兼て防人となす、此後史籍に見えず、後宇多天皇弘安十年七月十三日、對馬國司より防人九十四人の切米を請ひし事見えたれば、此頃まで防人ありしならん、これ防人の名の見ゆる最終にして、此後の事詳かならず(書紀、續紀、令義解、後紀、三代格、延喜式、防人徵廢考、太宰府考)

サキモリコトリツカヒ

防人部領使 防人を總領し築紫に送る使を云ふ、委しき事は防人(サキモリ)を見よ、

サキモリノツカサ

防人司 太宰府の下に在りて、防人の名籍、戎具檢閱及び食料田の

サキヤ

事、舟楫の修理等を掌る。正一人正七位上、佑一人正八位上、令史一人大初位下、主船一人正八位上、舟楫修理の事を掌る。主厨一人正八位上、食物の事を掌る。...

サキヤウシキ

左京職「キヤウシキ」を見、サキヤウシキは左京職に属する。...

サキヤマジャウ

左京職「キヤウシキ」を見、サキヤマジャウは左京職に属する。...

サク

竹秀義居住せし處なり、享祿中土岐頼朝居住す、後ち河手城に移る。天文十三年齊藤義隆、頼朝を逐ひ稲葉城に入りしが、後之を義龍に譲り當城に退く。...

サク

名木を棟に立て、貫を通して構へたる城を云ふ。倭名抄に編巨木と見えたり。...

サク

名木を棟に立て、貫を通して構へたる城を云ふ。倭名抄に編巨木と見えたり。...

サクシ

ヤウウを見よ、サクシはヤウウに属する。...

サクシ

ヤウウを見よ、サクシはヤウウに属する。...

サクシ

ヤウウを見よ、サクシはヤウウに属する。...

サクシ

ヤウウを見よ、サクシはヤウウに属する。...

サクシ

ヤウウを見よ、サクシはヤウウに属する。...

サクシ

ヤウウを見よ、サクシはヤウウに属する。...

サク

ヤウウを見よ、サクはヤウウに属する。...

サク

ヤウウを見よ、サクはヤウウに属する。...

否、詳ならず、江戸時代には初は臨時の職なり、寛永九年十月始めて恒職となし、三人を置き、佐久間真勝、神尾元勝、酒井忠知を以て之に充つ。...

サクシ

下野國那須郡那須町城内。...

サクシ

作新館 舊那須藩の學校。...

サクシ

初め明義堂と稱す、メイギヤウシキを見よ。...

サクシ

町幕府の職名、又作事奉行とも云ふ。...

サクシ

松天皇の宮を造る、富樫滿成を以て作所奉行とす。...

サクシ

置く時は、これを小奉行と稱す、又作事。...

サクシ

預る(官制沿革略史) 朔旦冬至 名目十一月

一日が、冬至に當れるを云ふ。朔旦冬至は二十一年に一度廻るを以て、この年に遇ふは、最も祥瑞なり。...

サク

又賀表を奉りて之を祝す、江次第首書に、自黃金二十二年甲子、至延暦三年、合三十四百二十一年、除得二途五部、餘算一得六部之章首、乃爲本朝朔旦冬至。...

サク

委しくは江次第、禮儀類典等を見るべし。...

サク

十一月戊戌朔、勅曰、十一月朔旦冬至者、是歴代之希遇、而王者之休祥也。...

サク

紫宸殿に御して百官に宴を賜ひたり、後世兵亂に依り、不用途閑如に依り、朔旦冬至を行ふこと能はざる時は、曆を改めて、十月大を小とし三十日を十一月朔とし、冬至を退けて二日とし、朔旦を避けてたり、保元元年、文永七年、延慶元年、文明十一年即ち是なり、句(ジュン)參看(續紀、江次第、公事根源、長興記)。

サク

ウツクを見よ、サクはウツクに属する。...

サク

毛あるを云ふ、笏の字サクともシヤクとも訓む、額

サク

馬の額に、笏の形したる白

の字をツキと訓むなり、後世位牌白小馬と名付けて之を思ひ、晋妻鏡建久元年十一月二十三日の條にきくつきのひりげと見えたり。

サク

其作毛を專取するをいふ、享保十五年八月上方筋本編作の檢見取法ありしが、元文三年五月御取取を爲す者あり、檢束の令を達す(大日本租稅志)。

サク

大坪道禪の作り始めし燈を云ふ、サクノクラを見よ。

サク

大坪道禪の作り始めし燈を云ふ、サクノクラを見よ。

サク

大坪道禪の作り始めし燈を云ふ、サクノクラを見よ。

サク

三代實録清和天皇貞觀八年二月の條に見えたり。...

サク

大村(オホムラ)大井(オホキ)餘

サク

尺八「シヤクハチ」を見よ、

サク

朔旦冬至 名目十一月

サクヘ

保宮年中行事に、一年中毎月朔望祭神事云々また日前國懸大神宮神事記にも見え、今昔物語に、其郡に仰て、忽に社を大に造らせて陸奥守平維新朝幣を奉ぜし事見え、玉葉に、壽永二年閏十月一日壬戌、依春日朝幣「神事如常」とあり、其他阿蘇宮、鹿島社文書にも見えたり、而して其朝幣の費用に供する田地を朝幣田といふ、丹後國庄鶴地田數帳に、一朝幣料田十二町一宮御領とあり、六條天皇安元二年六月日肥前國明細佐賀郡に、肥前國河上宮政所注進、當宮見役所課神田坪々事、合二十三町五段、中略、一町、正月朝幣田庫太田里十一坪、中略、一町、五月朝幣、中略、一町、九月朝幣、中略、云々と見え、殿島文書土御門天皇正治元年十二月日の條に、一朝幣田八町四段云々とあり、常陸吉田神社、鹿島神社文書にも見えたり、サクヘイ 索餅 小麥と米とにて製したる菓子な、いふ、麴の索繩のごとく、細長く(大凡二三寸)ねぢりたる故に名く、又ムギナラとも稱す、節會の時晴れの御膳に供する四種の一なり、大膳式より奉る、大膳式に索餅料、小麥粉一石五斗、米粉六斗、鹽五升、得六百七十五匁、手束索餅亦同と云へるにても知るべし、和漢三才圖會に索餅を「ソウメン」と訓じり、蓋し後世の索繩は此の索餅より出でしものなる故にかかばよみしものか(江次第、て三算抄、倭名抄、建武年中行事註解)

サクヘ

舎あり○新儀式(皇后移徙事)に、當日駕輿出、自支那朝平門(或出自便門、或用手車)また侍中群要(仰登車宣旨事)に、至支那門内、立御仰近衛陣、出同門外、又立御、仰兵衛陣、次出朝平門外、仰朝賀陣(小舎人留門柱下、藏人於朝下、引裾、但御物忌之時、於門内、仰之)とあり(大内親王御考證) サクヘイモン井 朔平門院 名義 子孫 伏見天皇第一皇女、母は左大臣實雄の第三女、季子 弘安十年誕生、永仁元年内親王宣下、延慶二年六月二十七日准三宮、同日院號、同三年十月八日薨す、年二十四(女院小傳) サクホシヤリ 作梵閣梨 禪僧にて沙彌得度の時に、梵唄を作すもの(釋林集卷五) サクマウチ 佐久間氏 姓は桓武平氏、三浦義明の孫和田義盛より出づ、義盛の子常盛、常盛の子朝盛共に建元元年義盛と共に戦死す、朝盛の子家盛、安房國平群郡佐久間庄に移り住し、佐久間六郎と稱す、子孫依て氏となす、中頃本國を去り、尾張國愛智郡に移り、其裔信盛、盛次兄弟、織田信長に仕て武勇を顯はす、盛次柴田勝家の妹と婚し、男を生む、長子盛政加賀守護となる、二男は備前守安政、三男は柴田勝政と云ふ、後ち柴田勝家の豊臣秀吉と隙を生じて、近江越前ヶ嶽に戦うや、盛政弟勝政と共に戦死せり、而して安政は弟勝之と共に戰場を脱して、關東に下り、北條氏政に仕ふ、天正十八年北條氏亡びし時、蒲生氏郷の勧めにて、安政兄弟秀吉に屬し、慶長五年關ヶ原の役には徳川家康に従へり、元和大阪の役功あり、二年安政信濃國飯山城に三萬石に封ぜらる、二男安長繼ぐ、其子安次功にして家を繼ぎ、寛永十五年十一月九歳にて夭す、世嗣なきを以て家絶

サクマ

信盛 盛政 安政 安長 勝長 勝之 勝友 勝豐 勝親 サクマザウサン 佐久間象山 名義 幼字啓之助、名は啓、字は子明、修理と稱す、象山は其説なり 一學の子 蘭文化八年二月十一日信濃國松代の城下に生る、弱冠にして漢籍地學等を學び、殊に算數の學に長ず、後ち藩主真田幸實の近侍となり、また御城附月次講助役等となりしが、天保十年請うて江戸に出て、神田お玉が池に庵を下して諸生に授け、傍ら佐藤一齋の門に遊び、また磯川星庵、磯田東湖、大槻磐溪等と相往來して時事を論じたり、此時に當り外船の我國に來る者漸く多きを加へ海防の論議者の間に興る、象山夙に、蘭學者の說を聞か、歐洲實學の精緻なるに注目し、之を研究せんとするの志ありて、いまだ果たずを得ざりき、同十二年幸實老中に補し海防掛となるや、常に象山を延きて、其顧問に備へ、翌年命じて、伊豆龜山に赴き、江川英龍に就きて砲術を學ばしむ、象山居る事月餘にして歸り、更に下曾根金三郎に就きて、同じく其術を學ひ、大要通する事を得たり、其幸實に上書して時務「八策」を陳じ、譯てまた「三策」を陳す、弘化元年

サクマ



始めて門人黒川良庵に蘭學を學ぶ、三年幸實の老中を辭するに及び、象山また從うて國に歸り、大砲工場を松代に營みて銃砲を製造し、傍ら塾を開きて子弟に教授せり、嘉永元年蘭書に據りて三斤野砲一門、十二斤野砲二門、十三斤野砲三門を鑄、松代の郊外に於て屢々之を試射し、翌年また船載の步兵訓練書以下數部の兵書を得、門人と共に講究し頗る得る所あり、此冬更に江戸に出て、深川の藩邸内に野砲塾を構へ、其築造法を試みたり、而して其砲術兵學の

サクマ

の營業、兵制の改革、兵學校の設立等を論じ、其注意を促したり、安政元年米穀再び渡來するに及び、門人吉田松陰密に之に投じて海外に航せんとし、成らずして縛に就くや、辭象山に連りて傳馬町の獄に繋かれ、九月松代に移され、發居を命ぜらる、然れども愛國の志業する能はず、同五年發居通信を許さざるの禁を破り、書在京の梁川星庵に與へ、公武合體して國難に當るべき事、開國の已むべからざる事を論じたり、文久元年に至り始めて發居を免ぜらる、元治元年將軍徳川家茂京都に在りしが、象山を徵して海軍御備向御用屋を命じ、藤四百石を賜ふ、此時に際し洛中は、諸國志士の集合せるもの頗る多く、皆尊王攘夷說を唱へて、幕府の爲す所に平かならざるの徒なりき、而して象山の主張は、公武合體、開國貿易にあるのみならず、更に一策を按じ、朝廷を彦根に移し、志士と皇室との關係を絶ち、公武合體の實を擧げんことを圖りしを以て、深く攘夷黨の憎む所となり、同年七月十日洋鞍の白馬に墜り、建議の物を懐にして、山階宮に至らんとするの途上三條木屋町に於て浪士の爲めに斬らる、時に年五十四、京都妙心寺に葬る、明治廿三年正四位を贈らる(碑文、佐久間象山) サクマモリマサ 佐久間盛政 名義 幼字理介、支藩允と稱す、法名善俊英伯、盛次の長子、母は柴田勝家の妹、織田信長に仕ふ、後ち加賀守護となりて、一向宗の門徒を征し、累戦みな克つ、天正八年伯父信盛罪を信長に得るや、盛政また斬りて出でず、既にして信長盛政の罪を赦して

サクマ

勝家に仕へしむ、勝家即ち尾山城に封じて其城主と爲す、十年六月石動山衆徒及び温井貞正等兵を起すに際し、盛政自ら兵二千五百餘を率ゐて、金澤を發し能登に入り、高島に陣して前田利家を援け、また衆徒が越の上杉景勝の援軍と共に、荒山に築くを聞き、夜兵を發して之を攻め實正等を殺し、首を利家に送る、利家厚く之を謝す、十一年勝家の、豊臣秀吉と隙を生ずるに及び、盛政勝家の先鋒となり、兵一萬五千に將として水木に抵り、二月二十日中川清秀の營を破り、奮戦して清秀を殺す、秀吉時に美濃の岐阜に在り、敗報を得て馳せて岐阜に至る、盛政退いて嶽北の阻隘に據りしを防ぎしと雖も大に敗績し、柴田權六と共に尾山城に歸らんことを圖り、山路を經歷したりしが遂に捕へられ、五月六條河原に於て斬らる、時に年三十、盛政驍勇無雙、世目して夜叉支蕃と稱す(野史) サクマリウ 佐久間流 佐久間立齋流の始めたる軍學の流派、健初め莊左衛門と稱す、弱年より諸家の兵法を學び、後布施源兵衛守之に従ひて山鹿流の奥旨を究む、享保中水戸成公に仕ふ、後ち公命に依りて佐久間流と稱す、門人中澤丈右衛門豐盛、戸祭主馬勝全傑出す(武術流祖註) サクラ 櫻 染色の名、白色に少し赤ばみたる色、直衣、袴衣、細長、下襲、半臂、衣等にこの色を用ひ、直衣は、正月より三月の間に着用し、袴衣は、五節より三月の間に用ひ、細長は、幼童の皇太子及び殿上童、童女通用したること式抄に見え、下襲は、三月晴の時多く之を用ひ、假字裝束抄に、櫻の下襲とてきる、表は唐綾織物なれども、裏は濃紫に染むるなり、花の櫻にはあらず云々と見えたり、半臂は、天皇親臨御袍の時、或は之を着御せらるることあり、衣は、

サクラ

春冬二季に用ふ、而して櫻に、朱櫻(カバヅクラ)...

サクラ井ウチ

櫻井氏

後末子櫻井経助兼里より出づ、兼里近衛殿上人...

サクラ井サクラ

櫻井櫻

花を故としたるもの、出羽國上山の松平氏、攝津國...

サクラ井テラ

櫻井寺

豊浦寺(トユラテラ)を見よ。

サクラ井ノマツダヒラウチ

櫻井松平

サクラ

氏 松平氏(マツダヒラウチ)の鎌伊勢尼ヶ崎の部...

サクラエ

櫻會

法會の後櫻の興業を催ふ事を云ふ、又清...

サクラジャウ

佐倉城

那佐倉町(肥前國)千葉孝胤(十九世)の時、佐倉郡...

サクララウコラウ

佐倉宗五郎

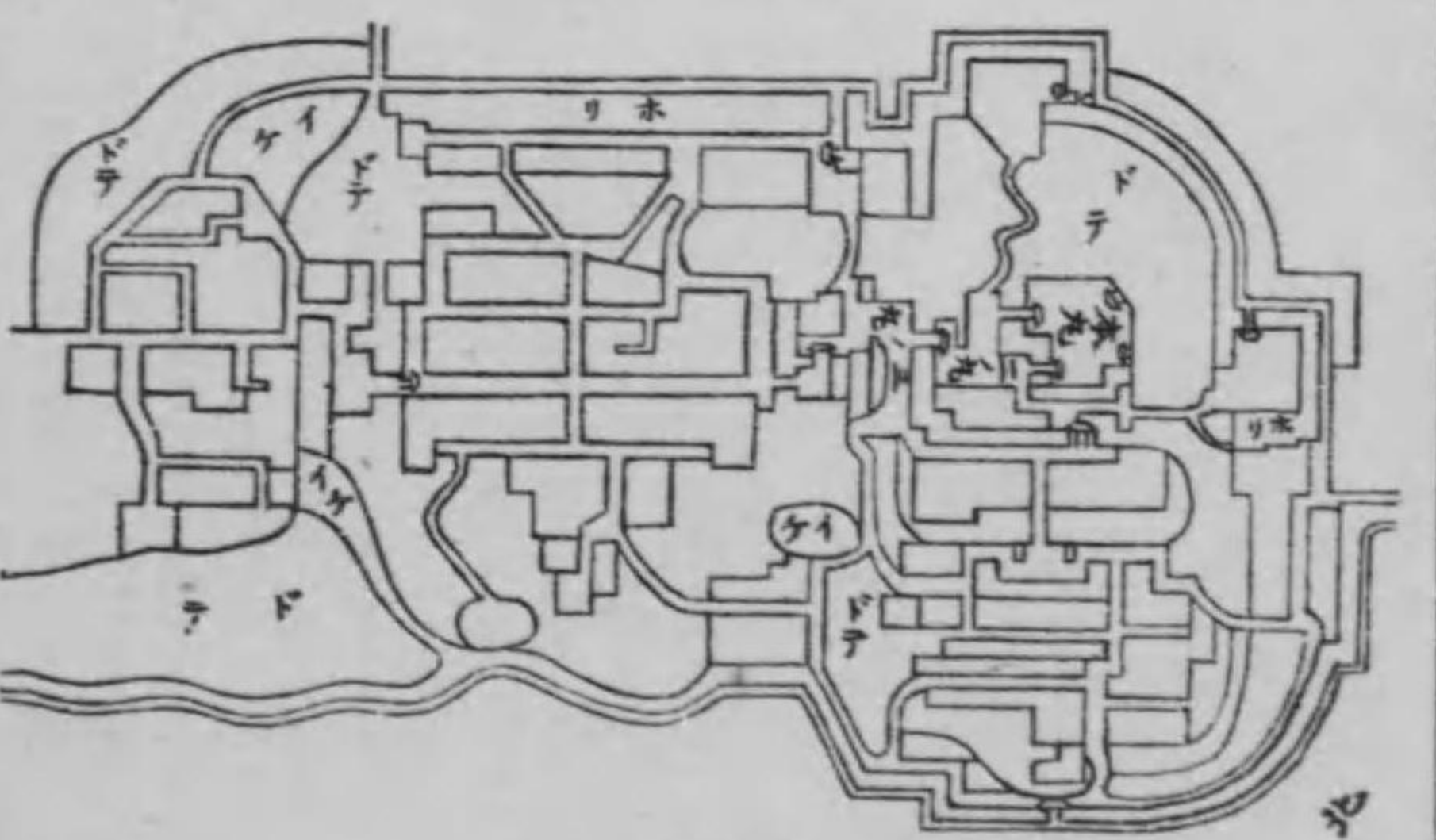
木内宗...

サクララダノ

櫻田殿

徳川綱重(トクガハツナシゲ)を見よ。

サクラ



(圖城倉佐)

サクララダノヘン

櫻田變

三月、水戸の浪士十八人(内一人は薩摩)の時、大老...

サクラ

し、有名なる安政の大獄を起すや、世上之を非難する...

サクラツクシ

櫻盡

櫻の色目の名、裝束色...

サクラノマ

櫻間

江戸城居間の名、白書院...

サクラマチチウナゴン

櫻町中納言

藤原成範をいふ、性櫻を愛し其第宅に多く之を植ふ...

サクラマチテンワウ

櫻町天皇

御名は明仁、幼稱若宮、中御門天皇の第一皇子...

サクラ

史、(陸奥一覽) サクラモエキ 櫻萌黄 櫻の色目の名、春季...

サケイ

左経記

一名経頼記、又は糸東記と稱す、著者の名及び...

年三年長元元年より九年に至るまで、凡十五年の下の所管なれども、將軍の飲むべき酒は酒奉行に託するなり(武家名目抄)始めて名の見えたるは、齋藤親基記に、文正元年二月二十五日飯尾肥前守之種亭御成(中略)御酒方奉行御茶道永阿菊阿也」とあり、サケガミ 下紙 官府の文書に、別に紙を貼り下げて指令するもの、下札又は附紙ともいふ(言海)サケツツ 提筒 鐵砲の一種、種子島なるべし、手に携ふるよりの名なり、頼井家日記に、「提筒衆を山のそばに立て云々、また提筒をも捨て切て入給ひ、火をふらし給へば云々」と見えたり、サケノツカサ 酒司 後醍醐天皇十二司の一、女官、後宮内膳酒の事を掌る(御酒司)向酒一人准六位、典酒二人准八位(開原記)文武天皇天寶元年に之を創置し、後宮内省造酒司の掌る所となれり(令義解、職官志)サケノツカサ 造酒司 「ザウシユシ」を見よ、サケバヤシ 酒宿 江戸時代における酒道家の看板、杉の葉を多く東刈、鼓の如き形を爲して軒頭に掲ぐるもの、詳しくは瓦雜考に見えれば、就て見るべし、サケアキヤウ 酒奉行 關原・室町時代に將軍、諸大名の第に赴く時、諸家臨時に置く職、當日酒を供ふる事を掌る、但し將軍飲む酒は幕府の御酒方の同様に託して、事を辨ぜしむ(關原原簿)永正十五年七月十五日義種將軍上關原登山の時、御酒奉行三河法橋あり(關原登山日記、武家名目抄)サケフダ 下札 下紙(サケガミ)と同じ、又札に田島の高、粗米水等を記して、百姓に下付するものないふ、

サゲヲ

サケヲ

三年長元元年より九年に至るまで、凡十五年の下の所管なれども、將軍の飲むべき酒は酒奉行に託するなり(武家名目抄)始めて名の見えたるは、齋藤親基記に、文正元年二月二十五日飯尾肥前守之種亭御成(中略)御酒方奉行御茶道永阿菊阿也」とあり、サケガミ 下紙 官府の文書に、別に紙を貼り下げて指令するもの、下札又は附紙ともいふ(言海)サケツツ 提筒 鐵砲の一種、種子島なるべし、手に携ふるよりの名なり、頼井家日記に、「提筒衆を山のそばに立て云々、また提筒をも捨て切て入給ひ、火をふらし給へば云々」と見えたり、サケノツカサ 酒司 後醍醐天皇十二司の一、女官、後宮内膳酒の事を掌る(御酒司)向酒一人准六位、典酒二人准八位(開原記)文武天皇天寶元年に之を創置し、後宮内省造酒司の掌る所となれり(令義解、職官志)サケノツカサ 造酒司 「ザウシユシ」を見よ、サケバヤシ 酒宿 江戸時代における酒道家の看板、杉の葉を多く東刈、鼓の如き形を爲して軒頭に掲ぐるもの、詳しくは瓦雜考に見えれば、就て見るべし、サケアキヤウ 酒奉行 關原・室町時代に將軍、諸大名の第に赴く時、諸家臨時に置く職、當日酒を供ふる事を掌る、但し將軍飲む酒は幕府の御酒方の同様に託して、事を辨ぜしむ(關原原簿)永正十五年七月十五日義種將軍上關原登山の時、御酒奉行三河法橋あり(關原登山日記、武家名目抄)サケフダ 下札 下紙(サケガミ)と同じ、又札に田島の高、粗米水等を記して、百姓に下付するものないふ、

サゲガ

將軍臨時には、其家にて饗應に用ふる酒は酒奉行の所管なれども、將軍の飲むべき酒は酒奉行に託するなり(武家名目抄)始めて名の見えたるは、齋藤親基記に、文正元年二月二十五日飯尾肥前守之種亭御成(中略)御酒方奉行御茶道永阿菊阿也」とあり、サケガミ 下紙 官府の文書に、別に紙を貼り下げて指令するもの、下札又は附紙ともいふ(言海)サケツツ 提筒 鐵砲の一種、種子島なるべし、手に携ふるよりの名なり、頼井家日記に、「提筒衆を山のそばに立て云々、また提筒をも捨て切て入給ひ、火をふらし給へば云々」と見えたり、サケノツカサ 酒司 後醍醐天皇十二司の一、女官、後宮内膳酒の事を掌る(御酒司)向酒一人准六位、典酒二人准八位(開原記)文武天皇天寶元年に之を創置し、後宮内省造酒司の掌る所となれり(令義解、職官志)サケノツカサ 造酒司 「ザウシユシ」を見よ、サケバヤシ 酒宿 江戸時代における酒道家の看板、杉の葉を多く東刈、鼓の如き形を爲して軒頭に掲ぐるもの、詳しくは瓦雜考に見えれば、就て見るべし、サケアキヤウ 酒奉行 關原・室町時代に將軍、諸大名の第に赴く時、諸家臨時に置く職、當日酒を供ふる事を掌る、但し將軍飲む酒は幕府の御酒方の同様に託して、事を辨ぜしむ(關原原簿)永正十五年七月十五日義種將軍上關原登山の時、御酒奉行三河法橋あり(關原登山日記、武家名目抄)サケフダ 下札 下紙(サケガミ)と同じ、又札に田島の高、粗米水等を記して、百姓に下付するものないふ、

サゲン

座元 禪宗の僧徒、首座(シヨツ)を見よ、サコク 左獄 王朝時代京都左京桃花坊近衛の南、西洞院の西に置きたる囚獄をいふ、方一町あり、今の出水西洞院西南の地に當れり、大江音人檢非違使別當たる時、長岡より移したるものとす、保元平治の亂、源爲義、義朝、藤原信賴入道信西、壽永の役平宗盛等、延元の役新田義貞等の首を獻門にかけしは此所なり(江談抄、平安通志)サコンエフ 左近衛府、「コノエフ」を見よ、サコンエモンハ 左近右衛門派 吉田左近右衛門兼茂の創めたる弓術の流派、兼茂、性源氏、制誦して木反と號す、出雲守重高の三男、射術の神妙を得、前田利家に仕ふ、長子茂武其業を繼ぎ、父祖に似たり、二男方木、三男茂氏(大藏源運)共に父兄に劣らず(武藝小傳、武術流派)サコンノサケラ 左近衛 内裡兼茂殿前に在る樓にて、俗に南殿の樓ともいふ、殿前の東南角一間の所に在り、四方樓と相對す(關原原簿)梅樹なりしが、桓武天皇源平の時、櫻に改め稱ふられたりといふ、仁明天皇承和の年枯失し、清和天皇貞觀の年亦枯れ、根より腐り崩し、坂上瀧守奉勅之を培養して枝葉再盛に至れり、其後延喜の頃、櫻樹東頭に群列せり、村上天皇天德四年内裡焼亡の時灰燼となる、康保元年一たび枯みらるゝと雖も枯れたるを以て、二年正月吉野の軍花櫻を植ふたり、其後屢々枯失に罹り毎時之を植ふ、近代の櫻は瀬河天皇の時植ふたるものなりと葉中抄抄に見えたり(大内裡圖考證)サコンノタイフ 左近大夫、「コノエフ」の條職員を見よ、

サケカタ 酒方 室町幕府の職名、酒の出納を掌る、鎌倉幕府の時には、寶殿の事は凡て政所執事奉行し、其後官酒食の役に從ふ、室町幕府も之に准じ、政所執事伊勢氏世々之を沙汰し、同朋の内を以て酒方と定め、出納を掌らしむ、又諸侯の家に、サケノチン 左近陣 近衛の陣座を云ふ、紫宸殿の東、日花門内に在り、即ち宜陽殿の西側に在りて右近の陣と相對せり、後世兼茂殿の東北廊の南面に之を移す、即ち崇明門内とす、「シヅクシヨモン」「ソウマイモン」を見よ(拾芥抄、大内裡圖考證)ササキウチ 佐々木氏 姓は宇多源氏、宇多天皇の皇子左大臣雅信の子參議扶義より出づ、其子鎮守府將軍成賴近江佐々木莊に居る、因て氏とす、源秀定行定秀義を生む、行定の後佐々木神社主となり眞野氏を稱す、其派に井上、愛智あり、秀義の時源義朝に屬す、源家衰ふるに及び、平氏に從はず、國を去り相模入道谷重國に依り、定綱經高綱高綱義清源秀を生む、源賴朝兵を起すに當り、諸子皆之に從て大功あり、盛綱高綱最も著はる、秀義平氏を拒ぎ近江に戦死す、經高森岡氏を稱し、相模の流谷に居る、于高重と俱に承久の難に殉ず、盛綱の子信實北條氏に屬し、備前加地の莊を食み、加地氏と稱す、其派に磯部野村小島館浦本堂等の氏あり、高綱の子光綱從りて出雲の能義に居る、能義氏と稱す、義清の子泰清隱岐出雲を領す、子孫隱岐氏と稱す、其族二國の間に蕃衍す、鹽治、富田、井、古志、駒崎、大熊等三十餘氏あり、嚴秀佐々木社の別當となる、其後吉田氏となり、嚴秀三世の孫秀仲は肥前坊嚴覺なり、定綱近江の守護たり、廣綱定重定高信綱廣定時綱行綱頼定を生む、廣綱承久の亂惟綱と俱に節に死す、其後高岡萬木の子倫綱鏡氏を稱す、又承久の難に殉ず、定高澤田氏を稱す、廣定馬淵氏、時綱佐保氏、行綱伊佐氏、頼定山中氏を稱す、信綱北條氏に屬し、家を繼ぎ近江守に任ず、重綱高信泰綱氏を生む、重綱の後大原白井等の氏あり、高信高島氏を稱す、其派に下坂田中朽木等の

氏あり、左衛門尉泰綱、賴綱長綱を生む、長綱の孫高長三河に從り、松下氏を稱す、近江守信信、賴信宗綱を生む、賴信の後、墨田岩山鞍智等の氏あり、賴綱時信を生む、時信の子氏賴足利尊氏に屬す、宗綱時信の孫高氏を養て子となす、亦尊氏に屬す、初め泰綱江南に居り、其第京都六角に在り、氏信江北に居り、其第京極に在り、並に於て其族分れて南北二流となる、南流を六角と號し、北流を京極と號す、二家最も盛なり、而して六角實は本宗たり、京極(キヤウゴクウケ)、六角(ロツカガウケ)參看(氏族志)ササキウチヨリ 佐々木氏 經方 季定 成綱 經方 季定 扶義(佐々木) 秀義(佐々木) 定綱 經方 季定 經高(森岡) 定重(鏡) 盛綱(加地) 定高(澤田) 高綱(能義) 信綱 廣定(馬淵) 義清(隱岐) 時綱(佐保) 嚴秀(吉田) 行綱(伊佐) 頼定(山中)

るや、氏賴國清と謀り義長を走らし、其叔父義住を高木山附近に攻め破る、延暦寺の僧日吉の神典を奉じて京都に入り、南禪寺の僧妙慈を訴ふ、後光嚴天皇氏賴をして東北門を守らしむ、氏賴僧徒の亂入を防ぎ、都く、天皇手書を賜ひて之を賞す、建徳元年死す(年四十五(大日本史))ササキカケアツミ 佐々木掛鏡 日野掛鏡に同じササキサツナ 佐々木定綱 關原大耶と稱す(關原原簿)秀義の長子(關原)大庭景親使を遣はし秀義を招くや之に應ぜず、定綱を伊豆に遣はし源賴朝に之を告げしむ、賴朝大に喜び、彌平弟を召す、定綱日を期し、甲冑を取り諸弟と共に來らんと約し運る、期に運るに一日にして諸弟を率ゐ來り會す、定綱經高義馬に乘り、盛綱高綱歩從す、賴朝その艱苦を見て厚く賞す、即夜北條時政に從て日代平兼隆を襲ひ力戦あり、又佐竹秀義を擊つ功を累て左衛門少尉となり、佐々木莊の地頭に補せらる、建久初年近江守護となる、是より先、佐々木莊の祖、延暦寺僧の供料に充つ、水滸に墮ひて多く缺負す、僧徒定綱の宅を襲ひ誅責且つ毒を行ふ、定綱時に京都に在り、子定重之を防ぎて殺傷あり、僧徒誅責し、定重父子を得て甘心せんとす、賴朝止むを得ず定綱を薩摩に、子廣綱を隱岐に、定重を對馬に、定高を土佐に流す、僧徒猶懼とせず定重を殺さんと請ふ、已むを得ず定重を新て幸時に棄す、四年定綱等故に遇ひ歸り、又近江守護となる(大日本史)ササキサケヲヨリ 佐々木定頼 關原大耶、法名江雲寺光室龜山禪師高頼の第二子、初め相國寺に入りて僧となり名を吉侍者と稱す、兄近綱續を辭するにより、還俗して幕府の近侍

ササキ

ササキ

ササキ

ササキ

となる、永正八年舟岡山の戦に功あり、依て管領に補せられ、彈正少弼に任ぜらる、同十七年二月將軍義隆來り倚る、九月定頼兵三萬を以て京都に入り、東山白川に於て三好長綱細川澄元を奔らし、義隆を擁し京都に入る、天文十一年北畠晴具を討ち、千義賢をして、伊勢を侵伐せしめ、北畠氏の邑を奪ふ、同十五年十二月將軍義隆の元服親となりて從四位下に叙せられ、同十九年如意郡城を築き、幕府を構へて從居し、二十一年正月卒す(野史)

ササキシユンス井

佐々木春水 爲永春水(タメナガシユンスキ)をいふ、

ササキシヨウテイ

佐々木承頼 佐々木義賢(ササキヨシカタ)をいふ、

ササキタウヨ

佐々木道譽 佐々木高氏(ササキタカウヂ)をいふ、

ササキタカウチ

佐々木高氏 名義通 孫四郎、義賢して道譽と號す、備前國宗氏の千孫、北條高時に仕へ、佐渡守、檢非違使たり、高時薨後、其に及び、俱に落髮す、元弘元年高時、後醍醐天皇



(集寛語纂編料史)藏所寺樂勝江近

を隱岐に遷すや、千葉貞胤と共に隱岐に遷る、後高時の流罪日に甚しきを見、竊かに足利尊氏に助

ササキ

めて之を圖らしめ、遂に從うて天皇に歸順す、既にして尊氏の反するに際し、また之に與し、應永官軍と戦ふ、功を以て近江國守護職となる、尋で北畠顯家の兵を率ゐて西上するや、高師泰等と共に黒地川に遊撃す、顯家戦はずして南走す、正平三年高師直に從うて楠木正行を四條原に討つて之を破る、幾干もなくして尊氏其弟直義と相闘ぐに當り、尊氏に黨して、屢々直義と相戦ふ、十四年義隆に從うて吉野の行宮を犯す、晩年其功を恃みて漸く豪傑なるのみならず、人の功を爲すを忌み、屢々讒を放つ、山名師義、仁木義長、細川清氏等の叛せるもの、實に高氏の讒言に基せる事多し、また就うて奢侈を尙び、恣ま、に人の田圃を奪ひ、百姓を峻削し、公卿を陵辱す、與國中、四郊に放獵し、家士を遣はして、妙法院の楓樹を折らしむ、院主亮法親王人をして呵止せしむれども聞かず、更に巨杖を折りて大に侮弄す、宿直僧等俱に撻して之を逐ふ、高氏大に怒り、即夜子秀綱に兵三百人を授け、火を放つて院を燒く、並に於て延暦寺の僧徒等、北土光明天皇に訴へ、高氏父子を得て甘心する所あらんとす、天皇尊氏に告ぐ、尊氏また措いて其罪を問はず、明年に至り延暦寺の僧徒、將に日吉の神輿を奉じ間に入らんことを圖る、尊氏已むを得ず、奏して高氏の死一等を減じ、上總國山邊郡に流す、また嫡子ならずして殺され、後、運りて近江に居る、文中二年死す、年六十八(大日本史)



ササキタカウチ 佐々木高綱 名義通

ササキ

稱四郎、備前國秀義の四子、盛綱の弟、源氏義隆に於て、義隆の兵を率ゐるに及び、馳せて之に屬す、石橋山の戦敗るに及び、頼朝杉山に逃る、道隆峻險にして進むを得ず、會々大庭景親追及すると頗る急なり、高綱馬首を廻し奮闘して之を遮る、頼朝聞を得て僅かに脱走するを得たり、尋永二年頼朝の義仲を討つや、高綱また軍に従ひ、頼朝より賜ひたる名馬生岐に駕して宇治川に先陣す、後功を重ねて、備前安藝等七國の守護となり、左衛門尉に任ず、はじめ頼朝の杉山に逃れし時、高綱に謂つて曰く、我々今日死を免れしものは汝の力による、他日天下に讒令するを得ば、必ず其半を割きて功に報いんと、義仲を討つに及びてまた曰く、事平きなば必ず前旨を踐むべしと、遂に至り高綱實の薄きを怨み、薨髮して高野山に入る、歿年詳かならず(大日本史)

ササキタカヨリ

佐々木高頼 名義通 孫四郎、法名龍光院宗持、族稱を六角といふ、備前國政頼の子、世々近江守護たり、大膳大夫に任じ從四位下に叙す、嘉吉元年八月赤松滿祐を播磨白旗城に攻めて功あり、應仁元年山名宗全の細川勝元と相争ひ、所謂應仁亂起るに及び、宗全に與し、また應永京極氏と戦うて互に一州を併吞せんことを圖る、文明七年九月是より先高頼延暦寺の僧色を掠奪せるを以て僧徒等之を怒り、來り攻む、高頼絶へ撃つて克たす、死傷するもの數百人に及ぶ、九年十一月諸侯各幕府より休暇を賜ひし時、高頼命を受けて京都を留守したりしが、前將軍足利義政の旨に忤ふことありて國に歸り、觀音寺城に據る、將軍義隆將を率ゐて來り討ちしと雖も、軍中にして陣中に薨じ、事兵かな京に歸る、延徳明應の頃、將軍義隆また來攻し互に

ササキモリツナ

佐々木盛綱 名義通 孫三郎、薨髮して四念といふ、備前國秀義の三子、高綱の兄、年十六にして源頼朝に、伊豆の配所に謁して之に仕へ、頼朝の兵を擧ぐるのほじめ、軍に從うて功あり、壽永三年源頼朝、兄頼朝の命により、平氏を西海に撃つに當り、盛綱また之に從ふ、時に平行盛備前島に在り、頼朝之を聞き舟を棄て、藤戸に至る、敵艦々扇を揚げて之を招く、而して頼朝の軍水に阻られて濟るとを得ず、盛綱一漁者を訪うて淺所を探知し、密に標を建て、歸る、明日敵また之を招く、盛綱數回と共馬を躍らして海に入る、能頼其淺瀬せん事を恐れ、人をして之を留めしむ、盛綱聞ざるまねして進み、諸軍相尋で濟り、遂に行盛を破る、因りて兒島を賜ふ、後功を累ねて左兵衛尉に補し、伊豫守護となり、更に邑を越後に食む、頼朝薨せる時難髮す、頼家の立つに及び籠過稀々衰へ、事に座して食邑を奪はる、建仁元年城賞盛越後國にありて兵を起すや、盛綱命を受けて之を征し其居城を陥る、歿年詳かならず(大日本史)

ササキヨシカタ

佐々木義賢 名義承 諱と號し披閑齋と稱す、法名梅心院、備前國定頼の子、備前國世々近江國を領す、天文八年從五位に叙し左京大夫となる、十八年細川晴元を救はんが爲めに兵を率ゐて京都に入り、東九條に次りしが、三好宗三軍敗れて死するに及び、晴元出で走る、並に於て義賢の先鋒また潰ゆ、義賢即ち散兵を集めて北白川に屯し、足利義晴を奉じ、神樂岡を経て東坂本常在寺に入

ササキ

勝敗あり、明應九年後土御門天皇崩す、時に皇室幕府共に衰頹し奉養すること延滞せり、高頼即ち其料を獻す、因りて備前節度職を賜ひ且昇殿を許さる、永正十七年八月卒す(野史)

ササキ

り、永祿元年將軍足利義輝を奉じて知急嶽に軍す、松永久秀之を拒み、累戦決せざりしが、尋で成を行ひ、義輝また京に歸る、五年家を義輝に譲りて剃髮し、幕府の相伴衆となる、十一年八月總田信長大學して義賢を近江國觀音寺城に圍み、遂に之を陥る、や、義賢父子逃れて甲賀山に匿る、後、再舉を圖りしも成らず、元龜元年罪を謝して信長に降る、慶長三年三月卒す、年七十八、義賢馬術に練達し一派を開く、世々佐々木流といふ、ササキヨリ(参看(野史))

ササキ

ササキヨリ 佐々木流 佐々木義賢の創めたる馬術の流派、義賢馬術を好み、盛隆好まに従ひ、其宗を得、中村孫兵衛善佐、義賢の傳を繼ぐ、其門に遊ぶ者多し、大西吉久獨り傑出ず、吉久の末流諸國に在り、推して佐々木流といふ、ササキヨシカタ(参看(武藝小傳、武術流祖録))

ササキ

ササキヨリ 佐々木流 佐々木義賢の創めたる馬術の流派、義賢馬術を好み、盛隆好まに従ひ、其宗を得、中村孫兵衛善佐、義賢の傳を繼ぐ、其門に遊ぶ者多し、大西吉久獨り傑出ず、吉久の末流諸國に在り、推して佐々木流といふ、ササキヨシカタ(参看(武藝小傳、武術流祖録))

ササキ

ササキヨリ 佐々木流 佐々木義賢の創めたる馬術の流派、義賢馬術を好み、盛隆好まに従ひ、其宗を得、中村孫兵衛善佐、義賢の傳を繼ぐ、其門に遊ぶ者多し、大西吉久獨り傑出ず、吉久の末流諸國に在り、推して佐々木流といふ、ササキヨシカタ(参看(武藝小傳、武術流祖録))

ササキ

ササキヨリ 佐々木流 佐々木義賢の創めたる馬術の流派、義賢馬術を好み、盛隆好まに従ひ、其宗を得、中村孫兵衛善佐、義賢の傳を繼ぐ、其門に遊ぶ者多し、大西吉久獨り傑出ず、吉久の末流諸國に在り、推して佐々木流といふ、ササキヨシカタ(参看(武藝小傳、武術流祖録))

ササキ

ササキヨリ 佐々木流 佐々木義賢の創めたる馬術の流派、義賢馬術を好み、盛隆好まに従ひ、其宗を得、中村孫兵衛善佐、義賢の傳を繼ぐ、其門に遊ぶ者多し、大西吉久獨り傑出ず、吉久の末流諸國に在り、推して佐々木流といふ、ササキヨシカタ(参看(武藝小傳、武術流祖録))

サシ

に笹龍膽の名あり、秋の日、葉の梢と、葉の間毎に三五の花を開く、此花葉をとりて、紋所となし(第一)



(第一)



(第二)

あり、後に備前池田氏の一族多くこれを用ふ(武鑑、諸家紋鑑、華族譜)

サシ

佐州銀 佐渡國より出づる金銀にて造りたる貨幣をいふ、農政座右に、寶貨事略曰、佐渡國には、黄金あるよし、宇治大納言物語に見えたり、されば、此國には昔より有しが、世にとるすべをしらざるなり、近頃上杉謙信彼國を攻取り、其金を取て國用を足す、太閤秀吉兼てより此事を傳へ聞て謙信の義子兼勝を奥州に移し、佐渡を押取て金を採られしと金出でずして幾せらる、慶長五年關ヶ原の事終りし翌年より此國の銀出ること多し、同十三年の頃より銀出づること初の如くならず、是より年々少くなりしと見えたり、また佐渡志に據れば、慶長より元和の初までは此國の民、私に金銀を吹て物に換え、其時を「狂吹銀」など云ふ、元和五年以來、新一國限り通用銀八百貫目を造り印銀と名づけ、後藤銀に並べ行はしむ、極印は徳通定印の四ツとす、位は上銀に比すれば大に賤き物にして、寛

サシエ

永の中頃までは年々に作りて國用を足たり、其直は、官にて金一兩を印銀五十九匁四分に換らる、正徳に印銀吹改めらるゝに至るまで遂に替らる、官局は初相川彌十郎町に在り、寛永十九年官廳の中に移す、萬治の初、錢の通用始り、印銀一匁を錢六七十文に易へたり、慶安四年改鑄す、承應元年、正徳の初、また改鑄す、位愈々下る、正徳四年より金一兩に印銀百六十匁、印銀一匁に、錢二十六文を易へしめらる、其後屢々値に就き、變更ありしが、寶曆の初、金一兩に印銀八十九匁、印銀一匁の錢は四十八文となる、同十一年遂に印銀を廢せられ文銀を用あらるべしとて、銀座のものども來り居けるが、寛政の初め之も止みたりといふ、といへり、

サシエビラ

差籠 籠の一種、貞丈雜記に、差籠、弓法私書に云く、籠にさかづら籠さし籠かり籠と云ふあり、さかづら籠本なりと見えたり、さしえびらと云ふは、板にて筒の如くさし、さつととうるしにぬぐひ、すみくは、黒くさきやうめんをとりたるなりと云へり、

サシカケ

指懸 杏の一種、朝臣四位以下の下著するもの、雅亮裝束抄、束帯の條に「さしかけとて祭りの使などのかへさの日はく、又六位の晴にはくものなり、くつひのするものなり云々」と見えたり、

サシガタナ

刺刀 脇差の一種、「サスカガタナ」と見え、

サシガミ

差紙 江戸時代、奉行所より人民を呼出すべき爲めに發する召喚状を云ふ、其名を差紙として呼出す故に名づく(百箇條雜談)

サシキ

棧敷 「サズキ」を見よ、

サシキ

座敷 家屋内の一室にて、専ら客を

サシキ

座せしむる所をいふ、家屋雜考に、古代座といひ、座敷と云ひしは、人の座すべきところへ敷物をしきまうくることにて、今時のごとく、一圍の所を云ふ名にあらず、總じて古代の殿舎は、總敷敷にて主客の座すべきところをいひ、時に臨みて敷物を設けし事なれば、ふるき物語どもにおましをしく、御座をしくなどかけること多し、こは疊間座など敷きまうくるを云ふなり、古語に、主客相對したるころのみ疊ありて、其の餘、皆板敷なる間ともあるは、即ち是れなり、鎌倉年中行事に、御評定所は、十五間中は油磨紫縁の御疊廻り敷きにて、衆中の座は、一重外に半疊あり、御座は常の御座を紫縁の御疊の上にかざれてしかなりなどあるにても、其のさきを知らべし、稍後のことながら、三内口談に、公卿座は、四疊敷なり、清華御所の公卿座は、六疊なりなどあるも、主客の座、いく疊をしくべき廣さと云ふことにて、敷詰にしたる疊の敷にはあらず、しかるに上下おしなべてしきつめにするこゝなれるは、應仁の大亂以來、漸々におしつりし習俗なり、然れども貴人高位を請得するには、かの敷詰の上へまた別に座を敷きまうくること故、後世には是れを上疊としも云ふことなり(永祿四年、三好幸輝成の記に、敷詰の上へ上疊を敷きたるさま見えたり、また一説に、神代記に、海神産火出見尊を敬ひ、八重の座敷をしくとあるは、上疊といふことの始めなりといへり、尤もさもあるべきことなり、されば殿對の屋、客殿、書院、出居の類、すべて客人を通すべきところは座敷にあらずと云ふことなし、是れ後世客座敷、座敷敷等の名より起るところなり、といへたり、

サシキジャウ

佐敷城 關原(尾後國)京北

サシキ

差副 脇差の別名、太刀に帶き副ふ意、太閤記報井日記等に見えたり(武家名目抄)

サシツ

サシツ 差副

サシヒ

サシヒカ 差扣 江戸時代における公卿及び士人の利、職務上の過失などありし時、自家に屏居して官衙に出づるを禁するものにして、又親族來來などの處刑せられたし時、此の利に處するあり(古事類



郡佐敷村(又花園城)といふ(肥前國)起原詳かならず、蓋し鎌倉時代相良氏之を創む、建長六年相良親俊兼北郡城領の事見ゆ、天正九年八月島津義久相良義陽を伐ち富城を陥る、豊臣秀吉西征の時、島津氏の兵之を棄て去る、佐佐成政就封の後、相良氏をして之を守らしむ、同十六年加藤重次此に居り、文祿元年重次朝鮮に出征せし後に、薩人宮内と云ふもの亂を作し、急に富城を襲ふ、留守居坂井善左衛門謀て之を殺す、慶長五年西軍小西島津二氏之を攻め、重次苦守三十日に至り、敵自ら去る、元和元年奉命を以て之を殺ち、細川氏の時此に番代を置く(事蹟通考、増補肥後國志)

サシツキ 差次 職人所(クラワドコロ)の條六位職人を見よ、
サシツキ 指貫(奴袴) 職所(一種、袴の類)を指貫に括りて足に著くるもの、袴の類の括を指貫に括りて、儀名抄に奴袴をサシツキノハカマと云ふ、又絹袴と云へり、奴袴は正しくは袴に於て袴の意なりと云ふ、伊勢貞丈は、奴袴と書くは、奴は奴儀にて、裾を高く括り擧げて奔り廻るに似る善き故に奴儀の著すべき袴と云ふ心なり、是れ後には公卿の服となりて綾織物を用ふる事になれり」と云ひ、一説に奴は借字にて綾織物の略なりと云ふ、天皇は五節儀試にのみ著御、其他は著給ふことなし、職物の時は儀試に准じて著御あり、殿地に寢敷を用ふ、或は雲立浦、仙洞は八葉刺雲立浦鳥摩、臣下は尋常上括、晴の時下括をも用ふ、紫色を聽されし人及び少年は紫地二重織物、文は鶴甲に浮線綾、壯年は緋白の鳥摩、色は紫又は薄色、或は藤の丸織物を用ふ、浮織固織は年齢官位によりて用ふ、中年以後は薄色の綾、文は藤丸、色は年齢多くなるに従ひ薄くなり、四十歳の頃より淺黄、次第に薄くなり、老者は白を用ふ、以上は桃華葉、裝束圖式等によりて大體を述べしなり、古來著用につきては數十種の説あれども右に述ぶる所と大同小異なり、猶委しき事は裝束集成指貫の條に就て見るべし、又女官も指貫を著く、是れは掌侍命婦は行幸の時に騎馬にて供奉する故なり、枕草子に、豊前と云采女はくすしげまさが知る人なり、及びそのの、おりの物さしぬきされば云々」とあり(貞丈雜記(袴の組)には上括あり、後に腰板無し、裾の括り括は裾に穴を穿ち、緒を通して袴衣の袖括の如くせしもの、古くは括緒を總角などに結びて垂れたるが、後には袋紐にしてその袋の中へ、緒

サシツキ 指口米 舊産糧藩に於て、田畠百石を四斗俵百匁、即ち現米四十石となし、之に指米二石と、口米一石二斗六升を加へて四十三石二斗六升を田畠百石と定む、此指米、口米を合稱していふ(日本教育史資料)

サシヒカ 差扣 江戸時代における公卿及び士人の利、職務上の過失などありし時、自家に屏居して官衙に出づるを禁するものにして、又親族來來などの處刑せられたし時、此の利に處するあり(古事類

サシフ サシモ

英法露部(御定書百箇條)に重き御役人之家來御仕置に成候節、其主人差扣何之事、一御老中 一所司代 一大阪御城代 一若年寄 一御側 一寺社奉行 一大目付 一町奉行 一御勘定奉行 一御目付 一大阪御定番 一駿府御城代 一遠國奉行

右家來徒士足輕中間等致、不届、公儀御仕置に成共、其主人不及差扣候、侍以上又は輕者にては徒黨致、惡事御仕置に成候は、差扣可相伺候事、一遠國御役人は於其所家來致、惡事御仕置に成候は、右之通可相心得候事、但表向之御役人に候とも、家來徒黨致、惡事御仕置に成候は、其節之様子次第差扣可相伺事とあり、猶科條類典、憲政類典等にも、その伺出に對しての指令見えたり、

サシフツ 佐士布都 布都御魂の一名、フツノミツマをいふ、

サシマノコホリ 猿島郡 下總國 思原郡に稱す天皇祀、神護景雲三年八月の條に見えたり、延喜式又猿島に作る、倭名抄に塔庵、八俣、高根(マカネ)石井(イシキ)津津(アシツ)色益、餘戶、等の郷あり、拾芥抄猿島に作り、將門記、辛島に作る、今は猿島に從ふ、明治廿九年西葛郡を合併す(郡名異同一覽、國郡沿革考、法令全書)

サシモノ 指物 戰場の標幟にして、旗及び種種の形を爲したる者を用ふ、差物物等々の字をも書す、其旗には無地或は書畫を以てするあり、形狀には、輪貫、四牛、馬蘭、半月、吹流、團扇、桃燈、制札等を以てするあり、其他種類多し、大水の頃より起り、元龜の頃までは總て短小なりしが、漸次長大となり、遂には異様の物とも多くなりて、別に人をして指物

サシヤ サス

を執らしむるに至り、是を指物持といふ(本朝軍器考、武家名目抄、古事類苑兵事部) サシヤ 差矢 筈を突抜にして羽は鴨の第二の羽にてはき、根は木にて作る矢を云ふ、江戸時代に流行す、三十三間堂の通し矢などに用ひらる(貞丈雜記)

サシヤウケン 左將軍 騎兵大將軍(キヘイダイシヤウケン)をいふ、

サス 座主 山門の寺務を總理する者の稱、後世は天台宗の中延暦寺にのみ此稱を用ひ、天台座主、山の座主、貫主などとも唱へたり、釋氏要覽に、取三學解僞師頭拔者、名座主、謂一座之主と見えたり、應永御定書延喜天皇弘仁十三年四月傳教の門徒義真を座主に補せしを始めて、天台座主記に、義真圓澄二代は未座主職を定めず、傳法師の宣言を裏り寺務を執行す、仍て山上にて座主と稱す見えれば、此二代の座主は山上の私稱なりしが如し、第三世圓仁の時延喜四年四月始めて座主に定むべき官符を賜はると座主記に見ゆ、爾來座主職の任命は勅旨によりて宣下せらるることとなり、清和天皇貞觀六年六月、眞言止觀の兩業に兼通する者を選任せしめ、圓仁の弟子安慧を座主となす、陽成天皇元慶七年三月義真の弟子圓珍第五座主となる、圓珍は三井寺の僧なり、是より圓仁の流と圓珍の流と互に座主を争ひ、三井寺の僧徒座主の時には山門衆徒亂暴猖獗すること甚し、建久元年公卿座主となりしより世々補任する事と定めらる、後世輪王寺青蓮院曼珠院の諸門路より座主となる例となる、醍醐寺、超昇寺、貞觀寺、法隆寺、梅樂寺等にも座主ありしことあれども後世皆絶えたり、醍醐寺座主は鎌倉時代まで見えたり○座主職は宣下による事前

サスガ 小刀 (一)中古は腰刀をいひ(二)近世は懐剣をいふ、剃刀の略、(一)は後撰和歌集に、みちの國へまひりける人に火うちを遺すとかきつけ侍る、貫之、折々に打て焼火の煙あらば心さすかをし(一)とぞおもふ、爲家抄に、さすがは腰刀也、鏝を附と見えたり、増鏡に、其の日は大納言にもあきあきらまきをすかして、さすがにまきみのほそちをほきたまひける云々と見えたり、(二)は懐劍にすべきものに限りてさすがと云ひ、稍長きをサシガマナといへり(倭訓栞、貞丈雜記、武家名目抄)

サスガネ 假肢(杖敷) 假肢の名所、アブミをいふ、たる床、後には多く物見用ふ、廣處の義、又サツキとも云ふはサズキの轉なり、應永御定書假肢は太古よりあり、素盞鳴尊出雲に在て、土人足名稚、手名稚に命じて假肢を造らしむることあり、是は假りに建てし家屋を云へるなるべし、神功皇后攝政元年、廣坂皇子、忍熊皇子攝津の菟原野に假肢を造りて獵し、二皇子これに登りて獵場を望みたり、是れ物見用

サス サスキ

に造るが如し、今北朝崇光天皇の時、觀應元年尊圓法親王重補の時賜はりたる宣命を掲げて參考に供す(初例抄、天台座主記、僧官位、皇朝天台史略) 天皇御詔旨共、山中法師等前白河院に、宣勅命、白河久、二品尊圓法親王、智德高麗、年高相長、前上皇慈悲大師の門徒、久住三岳之幽溪、故是座主二品尊圓法親王の辭退、督、座主重實治賜事、白河院、宣勅命、白河 觀應元年七月二十四日

サスガ 小刀 (一)中古は腰刀をいひ(二)近世は懐剣をいふ、剃刀の略、(一)は後撰和歌集に、みちの國へまひりける人に火うちを遺すとかきつけ侍る、貫之、折々に打て焼火の煙あらば心さすかをし(一)とぞおもふ、爲家抄に、さすがは腰刀也、鏝を附と見えたり、増鏡に、其の日は大納言にもあきあきらまきをすかして、さすがにまきみのほそちをほきたまひける云々と見えたり、(二)は懐劍にすべきものに限りてさすがと云ひ、稍長きをサシガマナといへり(倭訓栞、貞丈雜記、武家名目抄)

サスキ 假肢(杖敷) 假肢の名所、アブミをいふ、たる床、後には多く物見用ふ、廣處の義、又サツキとも云ふはサズキの轉なり、應永御定書假肢は太古よりあり、素盞鳴尊出雲に在て、土人足名稚、手名稚に命じて假肢を造らしむることあり、是は假りに建てし家屋を云へるなるべし、神功皇后攝政元年、廣坂皇子、忍熊皇子攝津の菟原野に假肢を造りて獵し、二皇子これに登りて獵場を望みたり、是れ物見用

サスマ

如きものを付け、人の喉頭を押す用に供ふ、故に「コサスマ」といふ、



(股刺) 醫用上使用の器と爲す、重に、見附、門番、及び番所等に之を備へ置き、其形状、木柄にて長さ七尺五寸、其頭に、鐵にて作りたる琴柱の脚を倒にせるが

サスマタ 長脚鑽(刺股) 江戸時代、須藤者召捕ふるに用ひたる武器、突棒、鐵と共三道

サセウシ 左少史 史(シ)を見よ、

サセウ

サセウ 左邊 内官より外官に転調せらるるを云ふ、朝廷の列右を以て尊とす、故に左に遷すとは、より下の義なり、應永御定書延喜天皇の大化五年に、蘇我日向を太宰帥に任じたりしを、時人稱して隱流に遇へりと爲る、左邊の類にてこれを初見とす、應永御定書右大臣藤原實成、天平寶字元年太宰權帥に転せられしも、竟に在に赴かず、天應元年太宰權帥藤原實成を降して、員外帥と爲し、公解を減じ、靈務に預ることを禁ぜり、承和九年に中納言藤原吉野を転調して、員外帥とし、醍醐天皇の延喜元年に右大臣菅原道真を以て權帥と爲し、が如き也に同じ、皆府務を知ることを得ざるなり、又國司に転せられたるは、天平寶字二年吉備眞備が筑前守たるを初めとす、實龜六年兵部大輔兼美作守大津大浦を日向守とし、尋で見任を解きて其國に留め、弘仁元年に藤原仲成の亂に因りて、諸國の權官に転せられたる者多く、淳和天皇の天長元年に至り、入京を聽さるる時に、其人を指して權任の流人と云へり、亦流刑の類なるを知るべし、因て或は其人を流人、其所を配所とも稱せり(古事類苑法律部)

サセウ

サセウ 砂糖 醫藥食物の味を助くる料にて、其味甘し、甘蔗の葉より製するもの、應永御定書延喜天皇天平寶字の頃、眞實和尙、始めて之を撰へ

サセウ

サセウ 左邊 内官より外官に転調せらるるを云ふ、朝廷の列右を以て尊とす、故に左に遷すとは、より下の義なり、應永御定書延喜天皇の大化五年に、蘇我日向を太宰帥に任じたりしを、時人稱して隱流に遇へりと爲る、左邊の類にてこれを初見とす、應永御定書右大臣藤原實成、天平寶字元年太宰權帥に転せられしも、竟に在に赴かず、天應元年太宰權帥藤原實成を降して、員外帥と爲し、公解を減じ、靈務に預ることを禁ぜり、承和九年に中納言藤原吉野を転調して、員外帥とし、醍醐天皇の延喜元年に右大臣菅原道真を以て權帥と爲し、が如き也に同じ、皆府務を知ることを得ざるなり、又國司に転せられたるは、天平寶字二年吉備眞備が筑前守たるを初めとす、實龜六年兵部大輔兼美作守大津大浦を日向守とし、尋で見任を解きて其國に留め、弘仁元年に藤原仲成の亂に因りて、諸國の權官に転せられたる者多く、淳和天皇の天長元年に至り、入京を聽さるる時に、其人を指して權任の流人と云へり、亦流刑の類なるを知るべし、因て或は其人を流人、其所を配所とも稱せり(古事類苑法律部)

サセウ

サセウ 左邊 内官より外官に転調せらるるを云ふ、朝廷の列右を以て尊とす、故に左に遷すとは、より下の義なり、應永御定書延喜天皇の大化五年に、蘇我日向を太宰帥に任じたりしを、時人稱して隱流に遇へりと爲る、左邊の類にてこれを初見とす、應永御定書右大臣藤原實成、天平寶字元年太宰權帥に転せられしも、竟に在に赴かず、天應元年太宰權帥藤原實成を降して、員外帥と爲し、公解を減じ、靈務に預ることを禁ぜり、承和九年に中納言藤原吉野を転調して、員外帥とし、醍醐天皇の延喜元年に右大臣菅原道真を以て權帥と爲し、が如き也に同じ、皆府務を知ることを得ざるなり、又國司に転せられたるは、天平寶字二年吉備眞備が筑前守たるを初めとす、實龜六年兵部大輔兼美作守大津大浦を日向守とし、尋で見任を解きて其國に留め、弘仁元年に藤原仲成の亂に因りて、諸國の權官に転せられたる者多く、淳和天皇の天長元年に至り、入京を聽さるる時に、其人を指して權任の流人と云へり、亦流刑の類なるを知るべし、因て或は其人を流人、其所を配所とも稱せり(古事類苑法律部)

サセウ

サセウ 砂糖 醫藥食物の味を助くる料にて、其味甘し、甘蔗の葉より製するもの、應永御定書延喜天皇天平寶字の頃、眞實和尙、始めて之を撰へ

サタケ

サタケウーサタケ
サタケウーサタケ
サタケウーサタケ
サタケウーサタケ
サタケウーサタケ
サタケウーサタケ
サタケウーサタケ
サタケウーサタケ
サタケウーサタケ
サタケウーサタケ

サタケウーサタケ
サタケウーサタケ
サタケウーサタケ
サタケウーサタケ
サタケウーサタケ
サタケウーサタケ
サタケウーサタケ
サタケウーサタケ
サタケウーサタケ
サタケウーサタケ

サタケウーサタケ
サタケウーサタケ
サタケウーサタケ
サタケウーサタケ
サタケウーサタケ
サタケウーサタケ
サタケウーサタケ
サタケウーサタケ
サタケウーサタケ
サタケウーサタケ

サタケウーサタケ
サタケウーサタケ
サタケウーサタケ
サタケウーサタケ
サタケウーサタケ
サタケウーサタケ
サタケウーサタケ
サタケウーサタケ
サタケウーサタケ
サタケウーサタケ

サタケウーサタケ
サタケウーサタケ
サタケウーサタケ
サタケウーサタケ
サタケウーサタケ
サタケウーサタケ
サタケウーサタケ
サタケウーサタケ
サタケウーサタケ
サタケウーサタケ

サタケウーサタケ
サタケウーサタケ
サタケウーサタケ
サタケウーサタケ
サタケウーサタケ
サタケウーサタケ
サタケウーサタケ
サタケウーサタケ
サタケウーサタケ
サタケウーサタケ

サタケウーサタケ
サタケウーサタケ
サタケウーサタケ
サタケウーサタケ
サタケウーサタケ
サタケウーサタケ
サタケウーサタケ
サタケウーサタケ
サタケウーサタケ
サタケウーサタケ

サタケウーサタケ
サタケウーサタケ
サタケウーサタケ
サタケウーサタケ
サタケウーサタケ
サタケウーサタケ
サタケウーサタケ
サタケウーサタケ
サタケウーサタケ
サタケウーサタケ

サタケ

義軍を率ゐて参會す、其幡頼朝の旗に同きを以て、頼朝月を出せる扇を賜て旗の上に付けしむ、後世是れを家紋とす、五代の孫常陸介貞義元弘建武の頃足利尊氏に從ふ、義盛の時上杉憲定の二男義仁を養子とす、天文中右馬頭兼大膳大夫義高、古河公方晴氏に從ひ、河越城を攻め北條氏康と戦ひ、敗れ退く、孫常陸介義重の時上杉關東管領亡びしを以て、關東の諸侯北條氏に從ふ者多し、從北條氏武田兵を交ふるに及びて、常野の豪族多く義重に從ふ、是より北條と連年戦ふ、天正十八年江戸重通を滅し、水戸城を奪ひ、子義宣に與へ、自ら太田に遷居す、豊臣秀吉小田原征伐の時、義宣軍を率ゐて會せしを以て、常陸一國を賜ふ、慶長五年關ヶ原の役起るや、石田三成に應じ德川家康を伐たんとす、故を以て戰後常陸國八十萬石を收せられ、出羽國秋田二十萬石に移さる、大阪の役功あり感状を受く、寛永三年從四位下左中将に任ず、子孫相繼ぎて明治に至り、華族に列し、伯爵を授けらる、一族に酒出、額田、岡田、小川、船木、長倉、大山、大内、小瀬、山入等の諸氏あり(尊卑分限、系譜、藩論譜、華族諸家傳、徳川加除封誌、氏族志、華族譜)

○義光 義業 昌義 隆隆 秀義 義繁 義信 義盛 長義 義風 行義 貞義 義原 義仁 義俊 義治 義舞 義馬 義昭 義重 義宣 義隆 義盛 義格 義孝 義真 義明 義興 義和 義厚

○義光 義業 昌義 隆隆 秀義 義繁 義信 義盛 長義 義風 行義 貞義 義原 義仁 義俊 義治 義舞 義馬 義昭 義重 義宣 義隆 義盛 義格 義孝 義真 義明 義興 義和 義厚

○義光 義業 昌義 隆隆 秀義 義繁 義信 義盛 長義 義風 行義 貞義 義原 義仁 義俊 義治 義舞 義馬 義昭 義重 義宣 義隆 義盛 義格 義孝 義真 義明 義興 義和 義厚

○義光 義業 昌義 隆隆 秀義 義繁 義信 義盛 長義 義風 行義 貞義 義原 義仁 義俊 義治 義舞 義馬 義昭 義重 義宣 義隆 義盛 義格 義孝 義真 義明 義興 義和 義厚

○義光 義業 昌義 隆隆 秀義 義繁 義信 義盛 長義 義風 行義 貞義 義原 義仁 義俊 義治 義舞 義馬 義昭 義重 義宣 義隆 義盛 義格 義孝 義真 義明 義興 義和 義厚

○義光 義業 昌義 隆隆 秀義 義繁 義信 義盛 長義 義風 行義 貞義 義原 義仁 義俊 義治 義舞 義馬 義昭 義重 義宣 義隆 義盛 義格 義孝 義真 義明 義興 義和 義厚

○義光 義業 昌義 隆隆 秀義 義繁 義信 義盛 長義 義風 行義 貞義 義原 義仁 義俊 義治 義舞 義馬 義昭 義重 義宣 義隆 義盛 義格 義孝 義真 義明 義興 義和 義厚

サタケ

田二萬石を分地す、子孫相繼ぎて、明治に至り、華族に列し、子爵を授けらる(華族諸家傳、華族譜)
○義長 義道 義忠 義武 義知 義純 義謙 義理

○義長 義道 義忠 義武 義知 義純 義謙 義理

○義長 義道 義忠 義武 義知 義純 義謙 義理

○義長 義道 義忠 義武 義知 義純 義謙 義理

○義長 義道 義忠 義武 義知 義純 義謙 義理

○義長 義道 義忠 義武 義知 義純 義謙 義理

○義長 義道 義忠 義武 義知 義純 義謙 義理

○義長 義道 義忠 義武 義知 義純 義謙 義理

○義長 義道 義忠 義武 義知 義純 義謙 義理

○義長 義道 義忠 義武 義知 義純 義謙 義理

○義長 義道 義忠 義武 義知 義純 義謙 義理

○義長 義道 義忠 義武 義知 義純 義謙 義理

○義長 義道 義忠 義武 義知 義純 義謙 義理

○義長 義道 義忠 義武 義知 義純 義謙 義理

サタケ

サタケウーサタケ
サタケウーサタケ
サタケウーサタケ
サタケウーサタケ
サタケウーサタケ
サタケウーサタケ
サタケウーサタケ
サタケウーサタケ
サタケウーサタケ
サタケウーサタケ

サタケ

サタケウーサタケ
サタケウーサタケ
サタケウーサタケ
サタケウーサタケ
サタケウーサタケ
サタケウーサタケ
サタケウーサタケ
サタケウーサタケ
サタケウーサタケ
サタケウーサタケ

サタケ

サタケウーサタケ
サタケウーサタケ
サタケウーサタケ
サタケウーサタケ
サタケウーサタケ
サタケウーサタケ
サタケウーサタケ
サタケウーサタケ
サタケウーサタケ
サタケウーサタケ

サタケ

サタケウーサタケ
サタケウーサタケ
サタケウーサタケ
サタケウーサタケ
サタケウーサタケ
サタケウーサタケ
サタケウーサタケ
サタケウーサタケ
サタケウーサタケ
サタケウーサタケ

サツシ

是大罪也、即ち死を賜ふ、時に年五十(野史)
サツシキ 雑色、サツシキを見よ、
サツシキクワンタウ 雑色官稻 郡稻
(ケンタウ)を見よ、

サツシキチン

雑色田 田地の一種、布薩戒
本田、放生田、勸旨田、御恩田、采女田、健兒田、願念
田、節婦田、職寫田、國寫田、背力婦女田、博獨田、造
船瀬田、船瀬功徳田、日置田、國造田、唐人田、俘囚
田、警固田、府儲田、絶戸田、没官田、出家得度田、逃亡
除帳口分田等の總稱、詳しくは各條を見よ(田制篇)

サツジンシヨ

薩人書 上古薩摩の國人等
の使用したりと傳説せる文字、本朝書籍目錄に薩人
書のあること見たり、然れども今は散逸して世に
なきものなれば、其體などは詳かならず(日文通考、
古代文字考)

サツシヤウ

雑掌 薩摩神社佛寺の所領、
權門勢家等の庄園に在りて、年貢以下の雑事を取扱
ふものを云ふ、即ち雑事は雑事を辨する義なり、又
雑掌人とも云ふ(薩摩)其始め明ならず、鎌倉時代に
至り、庄園の雑掌の外に、炭薪等の雑務を掌る者を、
假に雑掌人又は雑掌と呼び、或は修造營作等の時、所
領より其費に給する錢を出す人を、雑掌と稱するこ
と、吾妻鏡建保元年十二月、同二年五月、延應元年五
月の條に見えたり、寶治中より都雑掌あり、在京武士
の内、たまに在國の時は、門族被官の内を京都に
止めて、雑事を辨する人を雑掌と云ひ、又鎌倉武士
中にも、京都に桑地所領ある者は、往々此職を置き
たり、室町時代に至り、大迫物弓場始等に賞與を出
す役、及び將軍遊行の時、厨事の雜費を掌る者を同
じく雑掌と云へり、其より轉じて其錢をも云へるこ
とあり、此時京都祇候の諸侯にも雑掌を置き、將軍

サツシ

家に入出入して公私の雑事を辨せしむるものあり、慶
長以來武家の雑掌全く滅びて、編り公家のみ存せ
り(武家名目抄)

サツシヤウアキヤウ

雑掌奉行 薩摩
室町時代に將軍が諸大名の第に赴く時、諸家臨時に
置く所職、饗饌の費用の事を專務とす、故に又雜辨
諸式奉行とも稱す(薩摩)天文十七年細川第へ入
御の時は、御成禮奉行之を兼り、永祿四年三好義長
の第に赴きし時、別に雜掌奉行を置く、但し將軍の
供御は、御末衆の内供御方の調達する例なれば、雜
掌奉行は單に料錢を出して供御方に託するなり、薩
摩御登山日記文祿四年御成記等に獻方奉行と記した
るも同職なり(武家名目抄)

サツリケツタンシヨ

雜訴決斷所
薩摩建武中興時代に於ける官衙、諸人の所領等の
訴訟を決斷することを掌る、故に單に決斷所とも決
斷所とも云ふ(薩摩)梅松論に先代引付沙汰立所即ち
六波羅とし、太平記に都芳門の傍とせり(薩摩)後醍
醐天皇元弘三年五月鎌倉幕府を倒し、建武中興の親
政を布き給ふや、記録所雜訴決斷所等を置き、訴訟を
裁決せしめたり、大事は記録所に於てし、普通的事は
決斷所に掌らしむ、蓋し此時雜新の大改革なるを
以て、訴訟多く殊に所領に至りては、或は没官領あり、
或は押領せらるるもの、押領するものありて、紛議
を極めたるを以て、特にこの兩所を置き、事に當ら
しめたるものなるべし、才學優長の公卿、紀傳明法
外記官人等を擧げ用ひ、三番に分ちて、一箇月六箇
月の式日を定め、訴訟を裁斷せしめたり、同年十月
九日三寶院領尾張國安食庄の盜妨を停めしは、本所
決斷の初見なり(薩摩)建武元年正月決斷所の條規を
定め、諸國庄園並に悪黨人に對する處分法及び決斷



(集覽掛圖料史)藏所院王悲大

行はれ朝變幕改決斷所に安堵を得るも、内裏にて
別人に其地を賜ふを以て、一所に四五人の給主ある
に至りて、紛亂止まざりき、幕兵を鎌倉に擧げ、
幕で南北兩朝に分るゝ及びて、決斷所も自然に勢
力を失ひ、終に廢絶するに至る(建武記、梅松論、太
平記、神皇正統記、三寶院文書)本所より下す文書を
雜訴決斷所下文と云ふ、

サツタ

察當 江戸時代法に違ふとして叱り
咎めすることをいふ、言海に察度の轉かといへり、政
談秘書に、文段間違多難三取用一事に御座候間、察當仕
候處無之段申聞云々、聞訟秘鑑に、村指出明細帳之
事(中略)不相當之儀は、何十箇年以前より訟出候事
に而も、一體村方勝手手以て差置候帳面に付、察當
申聞取置候而不苦事とあり、

サツタウ

雜稻 郡稻(ケンタウ)を見よ、

サツタウ

雜袍 直衣を云ふ、コナホシを見

サツバウカ

雜方家 醫師の流派、寶曆の頃
名醫屋芝野出で古方を唱導して、古方家、今方家の二
流ありしが、其頃江戸に望月三英、山田圓南、多紀安
元、大和に福井楓亭、京都に荻野元凱等あり、古今兩
家の説を折衷して一派を爲す、世俗之を雜方家と稱
す(皇國名醫傳、文藝類纂)

サツボロノジンジャ

札幌神社
石狩國札幌市藻岩村國山、官幣大社(舊)大國魂
神、大己貴神、少彥名神(肥前)明治二年に之
を創建す、四年國幣小社に列し、五年官幣小社に進
み、三十二年七月官幣大社に昇格す(官國幣社一覽)

サツマイモ

薩摩芋(甘藷) 本名甘藷、關
西地方にては唐芋、琉球芋、關東にては薩摩芋と稱
す、もと支那より琉球を経て薩摩に渡來し、更に東國
に及べるを以て、各々傳來地の名稱を負はせたるな
り、元祿十一年琉球王之を薩摩に傳ふ、會々深見貞恒
長時に定たりし時、諸國廻漕の米穀運漕する毎に、市
民飢に及ぶの患あるを慨し、寶永元年薩摩より甘藷
を輸入し、培養して食料と爲すを教へたるより次第
に其地に行はるゝに至り、尋でまた薩摩に往來する
舟人の媒介により、江戸に持ち來りて、南ふ者あり

サツマ

しが、漢の毒なりとの俗説を唱ふるものあり、爲め
に其實買も中絶するに至れり、既にして享保十七年
四國總覽ありて農民飢饉に苦しむや、將軍徳川吉宗
大に之を憂ひ、深見貞恒の子有徳に謀議せしに、有
徳は父が昔て長時に培養せる事、並に薩摩にては之
を常食とするものあるを言上し、青木教書また甘藷
考を草して之を呈し、培養の利なるを説きたり、時
に長崎の鐵工平野真右衛門江戸に來りしが、能く甘
藷培養の法に熟せるを以て、吉宗は教書及び真右衛
門に命じ、同二十年試に吹上の庭園に作らしめしに、
年を経て繁殖せるのみならず、其食料に供するに足
るものあるが故に、更に近國の代官に命を下し、温
暖の地を撰みて培養せしめしを以て、幾干もなくし
て、上總下總の諸地方にては之を作るもの漸く多く、
遂には江戸に持ち來りて關々にもあり、其他の諸
國また之に倣ひ、次第に各地方に播種するに至れり、
「アヲキトシヨ」參看(日本食志、徳川實紀)

サツマゴヨ

薩摩曆 薩摩にて發行せる
曆、本田氏造曆の事を司る、島津國史に云、元祿十六
年、是歲島津官造國曆、世用之宣明曆法、貞享中、天
朝改曆法、曰、貞享曆、寛政公、遺仁禮吉右衛門、如
京師、從土御門三位泰福、受貞享曆法、又如江戸、
受推歩法於淺川助左衛門春海、至是公(編貴)遺
本田與一右衛門之江戸、復從春海受曆法、於是
許薩摩世用國曆、授以左券、と見ゆ、ヨヨミ參
看、

サツマノクニ

薩摩國 薩摩東は大隅日
向及び海、北は肥後、西南は海に接す、東西凡十里、南
北凡二十七里、西海道に屬す(薩摩)東北連山環繞、肥
後日隅を界し地勢海に循て南に走り、又勾屈して東
に拱し、大隅に對して一大灣を抱く、山脈其間に斷

サツマ

續して州内に布き、川内川中央を貫き、四方一面大小
洲嶼遠近環峙す(薩摩)上古牟人此に居り、日向
國に隸す、允恭天皇の時、薩摩牟人を征服す、孝德天
皇白雉四年七月始めてその名見たり、文武天皇大
寶二年八月牟人を征服し、國司を置き、嶋直國と稱す
和銅の初め薩摩國と改稱す、國府を高城郡に置き、六府
址今の高城郡龍村屋形原なりと云、文治三年源賴朝
島津忠久を以て守護とし、大隅日向を兼せしめ、
出水郡水本禮に居り子孫傳を襲ぐ、建武中興の時忠
久の玄孫貞久、少貳大友氏と共に官軍に應じ、九州
警固使となりて守護を領し、始めて鹿兒島郡東福寺
城に治す、足利尊氏の西奔するや、貞久之に屬して
功あり、第三子師久守護を襲ぎ薩摩郡龍山に居る、
子伊久の時叔父氏久と俱に官軍に屬し後復足利氏に
降る、應永十四年伊久率し其久之の子元久代て守護を
領し、鹿兒島郡清水城に居る、後四世忠忠に至り内
紅羅々興り國勢大に盛まる、其三子忠治忠登勝久兄
弟相繼ぎ藩藩振はす、大水中勝久其再從弟忠實の子
貴久に封を讓る、貴久頗る英武、漸く故封を恢復す、
天正の初其子義久伊東氏を逐ひ、日向を略し、大友氏
を耳川に敗り、又肥後に入り龍造寺隆信を撃て之を
殺し、筑前筑後を侵奪し、十四年大友氏を逐て豊後
を併す、明年豐臣氏大舉西伐し、義久降を乞ふ、因て
薩摩大隅の二國及び日向の諸縣郡を與へ、其弟義弘を
以て副となす、關ヶ原の役義弘四軍に屬す、義久之
を勵して以て謝す、因て義弘の子家久善封を領する
故の如く、慶長七年徒て鹿兒島の龜丸城に治す、十
四年家久琉球を伐て之を降し、其大島等五島を取る、
明治維新鹿兒島縣を置く(薩摩)古より管郡の風運、
左表の如し、尙ほ詳しくは各條につきて見よ(地誌提
要、國郡沿革考、郡名異同一覽)

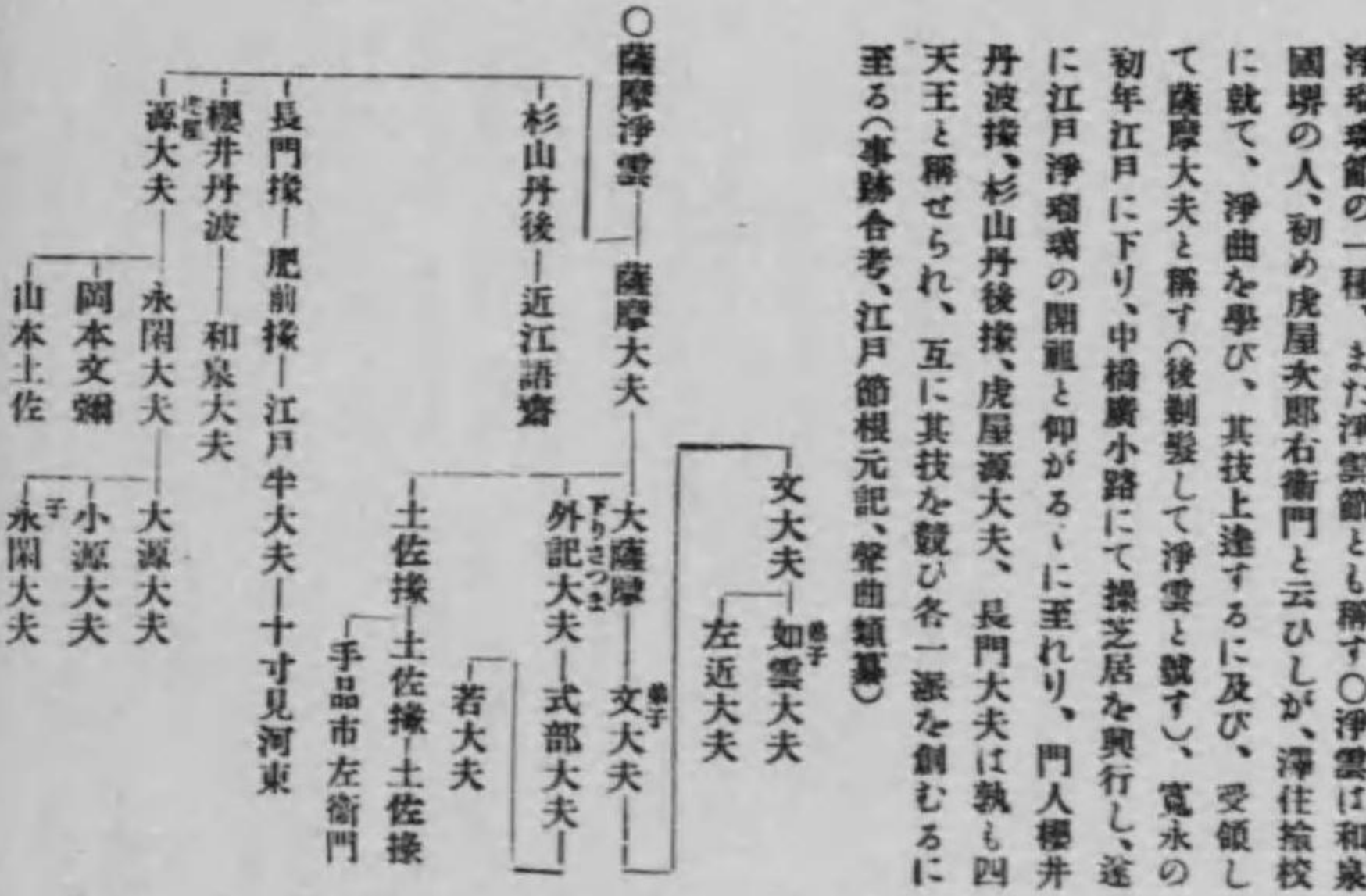
サツマ

Table with 10 columns and 10 rows listing names and locations such as 薩摩, 日向, 大分, etc.

サツマ

サツマノコホリ

薩摩郡 薩摩國 起原 文武天皇四年六月の條に始めて其名見えたり...



サツマ

サツマヤキ

薩摩焼 名産 薩摩國にて製出する陶器 薩摩國に於ては、陶器の製造は、古くより...

サツマ

サトウ

サトウ

に廢絶す、然れども同國龍門寺に於て帖佐様を再び...

サツマサタ 雜務沙汰 鎌倉時代、利錢、出...

サツムフギヤウ 雜務奉行 國奉行を云ふ、...

サトウチアギン 佐渡一分銀 銀貨の一...

サトウイツサイ 佐藤一齋 名國初名信...

垣

年大阪に出て、中井竹山に從ひ、尋て京都に行き、...

垣

より先一齋仕籍を脱するの後職事あるなし、...

秀郷

澤原邊に防ぎ、伊達爲宗の爲めに塵にせらる、後...

サトウシエン

佐藤信淵 名國名は信淵、字は元海、博愛、松庵の號あり、通稱百助、...

サトウ

す、文化十三年江戸に出で吉川神道談所の學頭となり、尋で師家の爲め罪を蒙り江戸を放逐せらる。後深川に住す、天保三年又江戸追放の刑に處せらる。其後諸藩に聘せられ領内を巡行す、弘化三年教され江戸に出づ、時に國家多事、信淵憂心措く能はず、外夷折衝の術を論議す、嘉永三年正月六日歿す、年八十二、江戸淺草森下町松徳寺に葬る、明治十五年朝廷正五位を追贈せらる、信淵人となり英邁剛毅、蔑視難に遇ふもその説を枉げず、林子平と交り厚し、その四方に奔走して寧處に違あらずと雖も、手に管を捨てず、著作する所殆ど三百餘種、老いて益々健なり

サトウタタノフ

佐藤忠信

庄司元治の子、繼信の同母弟、陸奥の人、源義經が、藤原秀衡の許に在りし時より之に仕へ、屢々軍功あり、鎌田盛政、同光政及び兄繼信と共に其四天王と稱せらる、後義經の奏請により、兵衛尉に任ぜらる、既にして義經、兄頼朝と隙を生じて京都に在るや、頼朝土佐坊昌俊をして義經を圍らしむ、忠信等力戦して之を破り、義經を奉じて吉野山に遷る、僧徒等相謀りて來り攻むるに及び、義經窮迫自ら殺せんとす、忠信即ち、義經の甲を著し、伴りて源判官と稱して奮闘す、義經間を得て脱走する事を得たり、而して忠信また谷を越えて逃れ去り、明年京都に居る、精谷有季探知し、兵を以て之を圍む、忠信從士二人と共に力闘し、遂に自殺す、時に年二十六(大日本史)

サトウツグノフ

佐藤繼信

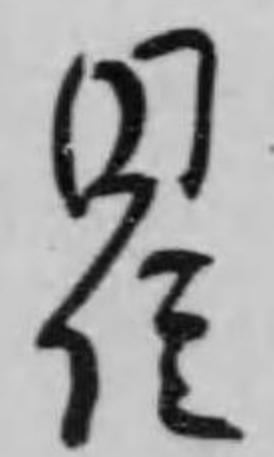
莊司元治の子、忠信の兄、母は亘理十郎清綱の女、陸奥陸奥の人、源義經が藤原秀衡の許に在りし時

サトウ

より之に仕へ、屢々軍功あり、鎌田盛政、同光政及び弟忠信と共に其四天王と稱せらる、後義經の奏請によりて兵衛尉となる、屋島の役、平教經勳弓長矢を以て頼りに義經を何ふ、藤下の勇士馬前に翼蔽して之を遮る、教經射て十餘騎を斃す、繼信亦其弓に當りて重傷を負ひ遂に立たず、時に年二十八、義經悲歎し、僧をして厚く、幸禮林中に葬らしめ、愛する所の名馬を飾りて以て馬と爲す(大日本史)

サトウウシキヨ

佐藤義清



清義(自署)

位、大寶房とも大本房とも號す、又の法名西行法師を以て世に著はる、鎮守府將軍藤原秀郷九世の孫、左衛門尉藤原清の子なり、頼朝家代々武を以て著はる、義清勇敏射を善くし、頗る騎略に通ず、鳥羽上皇に仕へて北面武士となり、左兵衛尉に任ず、和歌を嗜み、造詣高妙、上皇深く其才を愛し、親遇甚だ厚し、然かも義清榮利を喜ばず、常に遁世の志あり、上皇諷して檢非違使に補せんとす、義清罪人を逮捕するを以て、之を辭す、會々鳥羽の新宮成る、上皇時の名士をして陣子の畫に題する和歌を奉らしむ、義清即日十首を進め、大に旨に稱ふ、名劍朝日丸を賜ひ、宮中又恩賜あり、親族皆之を賀す、義清獨り喜ばず、嘗て族人憲康と鳥羽殿に朝して還り、明日又同じく朝せんを語る、義清約の如く至れば、其家哭聲あり、外に聞ゆ、怪み之を訪へば、憲康昨夜暴かに死す、義清益々無情を感じて出家の志愈々堅し、終に意を決して官を辭す、上皇其才を惜て之を許さず、嘗て出遊して家に還る、其女年四歳、嬉笑出で迎へ衣を牽て戯る、義清意甚だ之を憫む、既にして猛省我が出遊の際を爲すは此に過るなしと、女を

サトウ

日辭して東北に赴く、頼朝遣すに銀猫を以てす、通々門前兒童の遊戯するを見、之を興へて去れり、建久元年二月十六日河内國弘川寺にて寂す、年七十三、嘗て櫻の歌を詠じて、わかばくは花の下にてわれしなれり、世之を哀れむ、義清堪忍最も強く、出家して後は道心堅固を以て時人に稱せられ、實に大業二度の行者となり、最も和歌をよくし、時の名士藤原俊成、同定家、九條良経、曾慈圓と親交し、保元の亂以後歌道の衰頹せるを歎じ、之を復興せん、ことを期せり、後鳥羽天皇嘗て曰く、西行才思天成にして、常人の學び得る所にあらずと、順德天皇亦西行の歌を賞し給ひ、時の人天下の名人と稱し、後人新道の權者、柿木の再詠と賞したりき、山家集、御妻瀧河歌合、宮河歌合、撰集抄等多し、撰集抄は後鳥羽書となすものあり、今暫く舊によりて其名を掲げて參考に資す(大日本史、大日本史料、高野山文書)

サトウ

郷長

「カウチャウ」を見よ、

サトウ

サトウ

里長

名主(ナメシ)を見よ、

サトウ

サトウ

里神樂

神樂の一種、諸國の諸社にて行ふ神樂をいふ、連歌祕書に、里とは私の意なりと云へど、信じ難し、後には、祭祀の時戯曲を爲すもの、みをいふに至る、起原沿革詳かならず、樂家録に、里神樂者、禁中殿上之外、諸社修行之神樂也、悉名之里神樂也(其法如之内侍所)但於伊勢石清水加茂等、有勅被遣之神樂之時、不在此名限也、又都曲抄に、るづの神樂里神樂などに、さいのなのことあつまりて、すしめんの聲なん聞え侍り、靈明殿のひるには、神樂してオのをのこめされて、神遊そあらぬか、今時さばがしく、もの、公事もおこたりはべり云々、と見え、歌舞音略史に、祇園、

サトウ

サトウ

サトウ

サトウ

サトウ

サトウ

サトウ

サトウ

サトウ

サトウ

大原野、吉田、北野、熱田、熊野、本宮、新宮、那智等の社は、嘉祿元年十二月藤原頼朝將軍の時、武家の沙汰として神樂を行はるといへり、此等は何れも朝家なる御神樂の式に、さして異なる事なかるべし、又軒葉の大社、鹿島、香取神宮の如き舊社には、自ら古來相傳の神樂ありて、殊勝なるものなり、其他諸社に行はるは、いはゆる里神樂といふものにして、古くは鼓、また銅拍子を撃て、巫女の舞かなでしものなるが、今はやう／＼新奇を競ひ、あらぬさまになり行くこと、都會の地にては殊さらなり、といへり、

サトウガヘリ 里歸 結婚後三日目或は五日目に新婦一たび親里に歸るをいふ、里歸何れの時代より始まりしか詳ならず、此禮唐にもあり、五雜俎に漢以來の禮は二月男女會し、五月五日に親の家に歸ると見ゆ、之を歸寧といふ、明の禮は婚姻三日の後女歸同道にて父母の所へ行くを同歸と云ふ、蓋し里歸の禮は此禮より來りしものならん、婚禮法式に據れば、必ずしも幾日目と定まりたる事なきが如し、新婦土産物を携へて里歸するや、其間男方にては親族を招きて宴を張る、之を花歸りといふ、其後更に賀を迎へて兩家の親族睦じく語り合ふを膝直しといふ、近來は略式にする風あり、コンレイと參看(女諸禮集、五雜俎、婚禮法式、近代世事談)

- サトウダイリ 里内裡 皇城の外に、一特別に設けられたる皇居をいふ、里幕を以て御在所とする故に名づく、桓武天皇延暦十三年都を奠め、大内裡造營ありしより、村上天皇天德四年の災、始めて冷泉院に幸し給ひしかど、未だ里内裡の稱あらず、圓融天皇貞元元年五月の災、太政大臣公季の堀川第に幸し、殆ど一年同居給ふ、是を里内
- 里の始めとす、天安元年再び災するに及び、天皇復堀河後院に遷御す、其後皇城の災あるか、又は方忌、怪異等の事ある時には、必ず堀河の邸第に幸し、短きは一夜、長きは數月、或は年を越ゆるに至る、里内裡を大内に撰造せしは、蓋し鳥羽天皇土御門殿を遺營ありしより始まりしもの、如し、高倉天皇の時、閑院を皇居とし、順德天皇の御宇に及び、後鳥羽上皇指揮の下に大内に撰造せしめられしは、里内裡の内にて最も廣大にして、最も整備せしものなり、其後後更に富小路殿を以て里内裡と爲し、花園天皇の御宇に至りて又大内に撰造せられ、後醍醐天皇延元元年兵燹にかゝりて亡ぶ、今左に里内裡の重なるものを示す、猶詳しくは各條を見よ(山城名勝志、備前采、平安通志)
- 宮名 所在
- 堀河院 二條の南、堀川の東
- 一條院 一條の南、大宮の東二町
- 京極院(東院、主) 土御門の南、京極の西
- 一條東洞院殿 土御門、東洞院の面
- 土御門内裏 土御門の南、烏丸の西
- 近衛殿 土御門の東、近衛の北
- 東一條院(東山) 近衛の南、東洞院の東
- 高陽院 中御門(橋木町)の南、堀川の東
- 一條伏見殿 今の御所の北境
- 一條西殿 土御門、西洞院
- 小川御所 一條の南、油小路西
- 土御門高倉第 土御門の南、高倉の西一町
- 大炊御門東洞院(東) 大炊御門の南、東洞院の東
- 大炊御門内裏 大炊御門の北、東洞院の東
- 二條富小路内裏 二條の北、富小路の西、冷泉の南
- 二條院 二條の北、堀川の東

サナダ

秀の繼田信長を襲ふや、陽光院の宮時に二條の邸に在り、事倉卒に出で、歸らんとするに與なし、適々...

サナダウチ

第三皇子貞元親王(或は第四皇子貞保親王と云ふ)より出づ、二十九代眞田正忠幸隆信濃國小縣郡眞田...

サナダ

す、其弟武藏喜兵衛尉昌幸、後眞田安房守と號し、信支勝頼に仕ふ、天正三年兄戦死後遺領を繼ぎ、同十...

サナダノフユキ

三郎、はじめ信幸といふ、制置して一當番と號す、昌幸の長子、幸村の兄、昌幸の命によりて上野...

サナダ

田三成等兵を擧ぐるに及び、昌幸、幸村等みな之に與したれども、信之は徳川氏と意誼あるを以て、獨...

サナダマサユキ

五郎、通稱喜兵衛、法名を一翁閑雲といふ、昌幸の三子、眞田武田晴信に仕へて其足輕大將たり、...

サナダ



(集菟掛菟編料史)藏所家爵伯田眞

田三成舉兵の報を得るに及び、志を變じて三成に應じ、幸村と共に本國に歸り、上田城に據り、遙かに...

却するの理なしと稱し、遂に徳川氏と絶ちて豊原秀吉に屬す、十七年秀吉昌幸に命じて沼田城を北條氏...

サナダユキムラ

五郎、制置して傳心月叟といへり、昌幸の二子、信之の弟、天正十三年閏三月越後の上杉氏に買たり、景勝爲めに食邑を給す、後大谷吉隆の...

サニハ

齋庭、齋場(サイヤウ)を見よ、郡佐貫町、關原、弘治年間見義弘此に居城せり、...

サヌキヤウ

山を貫き北に瀬戸内海に面し、群島嶺、三箇に連り、景勝の地多し、關原、古事記に讚岐國三飯依...

サヌキノ井

枝におはせしを以てなり、ストクテンラウを見よ、は伊豫、南は阿波、北は海に接す、東西十八里餘、南北...

サナダ

サヌキ

サヌキ

原城に據て四國を經略す、十八年頼春の子頼之清氏を襲殺し、其弟詮春を守護となし、香川郡岡城に居り世々國守に任ず、天文の初阿波の三好長慶細川氏に代りて國柄を執り、其第一存を以て十河氏を繼がしめ、國事を管せしむ、二十一年三好之康持隆を弑し、寒川諸族を降し、州東の地を取る、獨香川信景多度郡天霧城に據り、州西三郡(多度三野豐田)を領す、永祿四年十河一存奉し義子存保嗣ぎ、天正五年阿波を兼領す、七年長曾親部元親香川氏を降し、十一年遂に存保を逐ひ全國を併す、十三年豊臣氏南征して之を奪ひ、仙石秀久を封じ宇足津に治す、又山田郡を十河存保に賜ふ、明年秀久存保共に從て西征し、存保戰没し秀久節度に違ひ皆其邑を收め、之を尾藤知宜に賜ふ、尋て罪を獲其封を奪ひ、生駒親正を全國に封じ、高松(舊尾原)と云、親正に至り改稱すに治す、寛永十七年曾孫高後親ありて國除せられ、松平頼重を高松十二萬石に封じ中國探題となす、又山崎家治を丸龜五萬三千石に封じ三世にして嗣絶え、萬治元年草野高知之に代り、元祿中孫高成弟高道を多度津に分封す、凡て三藩、明治維新廢して縣となす、既にして改て香川縣を置く、又廢して名東縣より兼治す、後復香川縣を置く、古より管郡の變遷左表の如し、詳しくは各郡參看(地誌提要、郡名異同一覽、國郡沿革考)

Table with 6 columns: 六國, 元祿, 天明, 明治, 郡名, 沿革. Rows include 香川, 同, 同, 同, 同, 同.

サネ

Table with 10 columns: 山田, 香川, 香川, 香川, 香川, 香川, 香川, 香川, 香川, 香川. Rows include 山田, 香川, 香川, 香川, 香川, 香川, 香川, 香川, 香川, 香川.

札 殿の名所、ヨロヒを見よ、サネタカコウキ 實隆公記 佐野本六十一世内務卿内大臣三條西實隆の日記にして、文明六年より始まり、天文二年に終る、其間治と六十二年間に亘る、實隆は、有職故實に造したる人にして、有職に關したる書の著し多きが、本書の如きは、最も是等に關して研究の好資料たり、サンアワニシサネカキカキ

サノウチ 佐野氏 姓は藤原、鎮守府將軍秀野の末葉、下野國の住人足利太郎俊綱の曾孫、佐野

サノジ

大郡基綱の裔なり、佐野は下野安蘇郡の庄名にて、同地唐澤山の城は、秀郷の築く所、一旦中絶せしむ基綱の父成俊再造し子孫代々居城とす、因て佐野氏と稱す、基綱十六世の孫小太郎昌綱其子修理亮宗綱の時、天正十一年十二月長尾願長を彦根城に攻めて敗れ戦死す、嗣子なきを以て、家臣議して北條氏政の子左衛門佐氏忠を養ひ、宗綱の女に配し、後を嗣がしむ、天正十八年豊臣秀吉北條氏を小田原に攻め亡ぼす、氏忠小田原にあり同じく之に死す、時に宗綱の弟前となり了伯と號し、秀吉の恩遇を受く、小田原征伐中了伯を唐澤山に遣し降を勧む、家臣多く之に従ふ、因て役後了伯秀吉に乞ひ、秀吉の家人富田左近將監の二男を以て、氏忠の後を嗣がしめ、修理大夫信吉と云ふ、慶長五年の役家康に屬し城に留りて上杉の軍を防ぐ、同十九年三月兄富田知信の連坐により、江戸城に囚禁せられ、佐野城を破却せらる、同六月信濃國松本に流され、小笠原秀政に預けらる、茲に於て下野の家族佐野氏亡ぶ(系圖、藩翰譜)

サノジャウ 佐野城 關西下野國安蘇郡佐野、唐澤山の上關西國鎮守府將軍藤原秀郷の築く所といふ、六代に傳へし後、中絶せしむ、其後孫佐野庄司成俊再興して居住す、子孫相繼ぐ、慶長七年、信吉の時、旨を奉じて、天明初春日岡に移し、十一萬石を領す、同十九年大久保長安の維新に依て收易せらる(下野國誌)

サノコホリ 佐野郡 遠江國 關西下野國鎮守府將軍藤原秀郷の築く所といふ、六代に傳へし後、中絶せしむ、其後孫佐野庄司成俊再興して居住す、子孫相繼ぐ、慶長七年、信吉の時、旨を奉じて、天明初春日岡に移し、十一萬石を領す、同十九年大久保長安の維新に依て收易せらる(下野國誌)

サハウ

サハタ

サハテ

サヒノ

サヒヤ

サフサ

割きて山名郡を置く、郡名考、サノと稱し、地誌提要「サノ」サノの兩様に訓す、明治二十九年城東郡と合併して小笠原と改む(郡名異同一覽、國郡沿革考、法令全書) サハウ 左方 「サア」を見よ、サハウチ 澤氏 姓は清原、伏原正二位宣幸の二男從二位忠量始めて澤氏と稱す、忠量孫人より堂上に列す、宣喜の時、三位主水正となり、廣末を主張し、長濱に據す、文久三年八月朝議一變し、長濱の藩に於て、長門に逃る、十月但馬に據り平野國臣等と共に兵を擧げんとし、成らず、復長門に奔る、後許されて京都に歸る、維新の際あり、九州鎮撫總督となる、後華族に列し、伯爵を授けらる(知譜編記、華族諸家傳、華族譜) ○忠量 宣成 宣維 久量 量行 爲量

サハエジャウ 鯖江城 關西越前國今立郡鯖江町關西國享保五年五月間部詮言西鯖江五萬石に封ぜられて入部す、地狹隘なるを以て東鯖江に城く、今の鯖江城是なり、子孫傳へて明治維新に至る(越前國誌) サハタノコホリ 雜太郡 關西佐渡國 關西天武天皇の末、佐渡國を置かれし時只此一郡あり、關西國又雜太に作る、倭名抄に關(サカ)石田(イシダ)高家(タカヘ)八多(ヤタ)竹田(タケタ)小野(ノ)雜田(サハタ)等の郡あり、元正天皇の養老五年四月分て加茂、羽茂郡を置く、後世郡界大に錯亂して、郡の西邊五十里村以四、相川戸地村等の地、加茂郡に入り、正保圖之を改定して、後見村以南を以て郡界とせり、されど尙ほ其東境高家郷の

サハノコホリ 佐波郡 關西周防國 關西書紀景行天皇十二年九月の條に、始めて見えたり、關西書紀抄、沙摩に作り、また婆娑にも作る、推古天皇十一年、土師連猪手、米日皇子の禊事を掌りて、この地に居り、其裔を婆娑連と稱す、延喜式佐波に作る、以後同じ、倭名抄に幸禮(ムレ)多良(タラ)佐波(サハ)日波(ヒナキ)玉祖(タマノサヤ)餘月(ノト)神戶(カムヘ)勝間(カツマ)等の郡あり、地誌提要「サハ」と稱し、今之に従ふ(郡名異同一覽、國郡沿革考) サハラウチ 佐原氏 姓は桓武平氏三浦義明の子義連始めて佐原氏と稱す、義連後長大にして驍勇なり、文治五年源頼朝に從て奥州奉討を誅す、功を以て會津に封ぜらる、其裔に佐原、眞野、藤倉、猪苗代、比田、蘆名、會津、榎須賀等の氏あり(尊卑分脈、三浦系圖、千葉系圖) サハラノコホリ 早良郡 關西筑前國 關西延喜式に始めて見えたり、關西武内宿禰の子、平群木草の裔、佐和良臣、之に居る、倭名抄に毗伊(ヒ能解)ノケ(額田)メカキ早良(サハラ)平群(ヘタラ)田部(タベ)等の郡あり、郡名考「サハラ」と唱へ、地誌提要、古に復して「サハラ」と稱す、今之に仍る(郡名異同一覽、國郡沿革考) サヒノカハラ 佐比河原 山城の藝途地なり、世に、佛説にて地獄に赴く地なりと思へるは、大なる誤なり、貞觀十三年閏八月、百姓の葬送地を制定

サフ 左府 左大臣の唐名、サダイワンを見よ、サフ 左舞 舞樂の時、左方の舞を云ふ、舞樂には左右を分て舞ふ、左を左舞又左方、右を右舞又右方とも稱し、常には左、右とのみいへり、左方は、支那樂印度樂にて、右方は、高麗樂渤海樂となす、大概如電氏云、平安定都の時、唐天竺の樂を專修したる奈良僧官を左京に置き、夙より三韓樂を傳へたる天王寺樂人を右京に置かれしにや、夫等より左右の名稱起りしならんと思はる、大日本史及び樂家録などに據れば、推古天皇の朝に、大神公持が左右を定めし如くなれど、想ふに後世の如き左舞右舞にはあらず、舊傳の三韓樂と、新來の吳伎樂とを分ちしならん、又云、渤海樂は、音調の上より右方に屬せしめ、本邦製作もまた是れに同じと、舞樂(アカク)參看、サフガイ 挿鞋 香の一種、西宮記に、主上及僧家貴女等之所用といひ、延喜式内藏寮式に、月別縫造御靴一兩、挿鞋一兩(已上御靴)云々しとあり、サフサノコホリ 師瑛郡 關西下總國 關西古海上郡に屬す、後、割きて之を置く、蓋し

仁明紀に據れば、其分郡は、大化以後なるべし、
延喜式又西瑛に作り「サフサ」と唱ふ、倭名抄に野田
(ノダ)長尾(ナカヲ)幸川(カサカハ)千俣(チマヤ)山上
(ヤマガミ)幡間(フタマ)石室(イシムロ)匣瑛(サフサ)大田
(オホタ)日部(ヒベ)玉作(タマツクリ)田部(タノ)

サフシ

仁明紀に據れば、其分郡は、大化以後なるべし、
延喜式又西瑛に作り「サフサ」と唱ふ、倭名抄に野田
(ノダ)長尾(ナカヲ)幸川(カサカハ)千俣(チマヤ)山上
(ヤマガミ)幡間(フタマ)石室(イシムロ)匣瑛(サフサ)大田
(オホタ)日部(ヒベ)玉作(タマツクリ)田部(タノ)

サフシ

色女、乙女、五節女と見えたり、鎌倉幕府にては公文
所に三人を置きたり、
サフシキ 雑色 無位の役人、雑役並使の事を
勤む、服色の定めある衣冠を著する事能はざるもの
なる故に然か名づくとも云ふ、サフシキともいへり、
雑色の出仕する所を雑色所と云ふ、伊勢貞丈は、雑色
の色は、衣服の色にあらずして、品の義にて、雑役を
勤むる人品を云ふなり、即ち雑色は無位無官にて賤
しきものなる故に名づくとも云ひ、又後代家僕の品に
雑色と云ふ名目あるも、雑役を勤むる故の名なりと
云へり、藏人所、院御所、攝關家以下の家司、勸學院、國
司廳等皆之を置きたり、源義家は常に小雑色を具せ
しこと十訓抄に見え、院及び頼朝の雑色が京都鎌倉
の間に使して、往返せしこと吾妻鏡に多く見えたり、

サフシ

色女、乙女、五節女と見えたり、鎌倉幕府にては公文
所に三人を置きたり、
サフシキ 雑色 無位の役人、雑役並使の事を
勤む、服色の定めある衣冠を著する事能はざるもの
なる故に然か名づくとも云ふ、サフシキともいへり、
雑色の出仕する所を雑色所と云ふ、伊勢貞丈は、雑色
の色は、衣服の色にあらずして、品の義にて、雑役を
勤むる人品を云ふなり、即ち雑色は無位無官にて賤
しきものなる故に名づくとも云ひ、又後代家僕の品に
雑色と云ふ名目あるも、雑役を勤むる故の名なりと
云へり、藏人所、院御所、攝關家以下の家司、勸學院、國
司廳等皆之を置きたり、源義家は常に小雑色を具せ
しこと十訓抄に見え、院及び頼朝の雑色が京都鎌倉
の間に使して、往返せしこと吾妻鏡に多く見えたり、

サフシ

愈なり、又「オモトヒト」とも云ふ、御許人の義なり、
上古の内物部、令制以後の朝内、内舍人、兵衛、後の禁
中の瀧口、東宮の帶刀、院中の北面武者等所等の士は皆
侍の官なり、親王公卿等の家に祇候する人を五位六
位の侍とも云ひ、單に侍とも云ふ、後世武家多きに
及びて、武士をも亦侍と云ふ、南北朝以後、戰國時
代には平侍(平は常、並直等の意にて普通の侍を云ふ
なるべし)察侍(數ふるに足らぬ武士)小侍(俗勤のもの
の、後にはツマラマ侍を云ふ)國侍(國々の武士)地
侍(地方の武士)田舎侍等の名あるに至り、又此等
を總ぶるを侍大將と云へり(東雅、倭訓栞、武家名
目抄)侍の字は、月令に凡年八十及萬疾給侍一人云
云とあるを始めとす、然れどもこれは後世祇候の
士とは自ら異なれど、本義に至りては同じ、蓋し祇
候の士を侍と稱せしは、藤原氏權を専らにし、禮容
家格を尊ぶに至り、攝關大臣諸家に祇候するの士
を侍と稱し、遂に一般の稱呼となるに至りしものな
るべし、(三)侍の出仕する所を云ふ、祇候して侍ら
ふ所と云ふ意、故に侍所とも云ふ、三位以上の家に
は皆侍所の別當以下所司を定め置きて事を掌らし
む、武家起るに及びて、之に倣ひて武士の候する所
を侍所と云ふ、同じく別當以下所役人を定め置き事
を掌らしむ(委しくは「サアラヒドコロ」を見よ)、武
士は公卿と異にして、其數多きを以て、侍も大にし
て、且つ數も二十五箇間の多きに至るものあるに至
り、隨て、遠近、方角によりて一々名を付くるに至れ
り、即ち主殿(庭殿)に近きものを内侍、遠きものを遠
侍(外侍)、東に在るを東侍、西に在るを西侍、南に在
るを南侍、北に在るを北侍、又小侍の出仕する所を小
侍と云ふ、源平盛衰記頼朝重衡對面の條に「佐殿の屋
形新しく建て、未門をば不立、四方に築地つき、

サフシ

愈なり、又「オモトヒト」とも云ふ、御許人の義なり、
上古の内物部、令制以後の朝内、内舍人、兵衛、後の禁
中の瀧口、東宮の帶刀、院中の北面武者等所等の士は皆
侍の官なり、親王公卿等の家に祇候する人を五位六
位の侍とも云ひ、單に侍とも云ふ、後世武家多きに
及びて、武士をも亦侍と云ふ、南北朝以後、戰國時
代には平侍(平は常、並直等の意にて普通の侍を云ふ
なるべし)察侍(數ふるに足らぬ武士)小侍(俗勤のもの
の、後にはツマラマ侍を云ふ)國侍(國々の武士)地
侍(地方の武士)田舎侍等の名あるに至り、又此等
を總ぶるを侍大將と云へり(東雅、倭訓栞、武家名
目抄)侍の字は、月令に凡年八十及萬疾給侍一人云
云とあるを始めとす、然れどもこれは後世祇候の
士とは自ら異なれど、本義に至りては同じ、蓋し祇
候の士を侍と稱せしは、藤原氏權を専らにし、禮容
家格を尊ぶに至り、攝關大臣諸家に祇候するの士
を侍と稱し、遂に一般の稱呼となるに至りしものな
るべし、(三)侍の出仕する所を云ふ、祇候して侍ら
ふ所と云ふ意、故に侍所とも云ふ、三位以上の家に
は皆侍所の別當以下所司を定め置きて事を掌らし
む、武家起るに及びて、之に倣ひて武士の候する所
を侍所と云ふ、同じく別當以下所役人を定め置き事
を掌らしむ(委しくは「サアラヒドコロ」を見よ)、武
士は公卿と異にして、其數多きを以て、侍も大にし
て、且つ數も二十五箇間の多きに至るものあるに至
り、隨て、遠近、方角によりて一々名を付くるに至れ
り、即ち主殿(庭殿)に近きものを内侍、遠きものを遠
侍(外侍)、東に在るを東侍、西に在るを西侍、南に在
るを南侍、北に在るを北侍、又小侍の出仕する所を小
侍と云ふ、源平盛衰記頼朝重衡對面の條に「佐殿の屋
形新しく建て、未門をば不立、四方に築地つき、

三方は擬ひしかりけれども、今一方せざりけり、
殿に引きつりて内侍の九間、外侍の七間、十六間に
しつらばれたり、内侍の十二の間をこしらへ、中に
障子を立切て、六間づつにしつらひ、上の六間に高
麗縁の疊を敷き、三位中將を居み奉り、内侍には圓
々のおとな大名並居たり、外侍には若侍其數來り集
れり」と見えたるにて、武家侍の一斑を知るべし(兵
部記、玉葉、吾妻鏡、武家名目抄、貞丈雜記)

サアラヒドコロ

侍所 職種あり、
(一)院、(二)親王家、(三)三位以上攝關以下の家、
(四)鎌倉幕府、(五)室町幕府等におく、もとは家臣の
宿直侍衛する居所を云ひしが、後には職所となりし
なり、サアラヒドコロ(參看、(一)は院侍所と稱す、キソノ
サアラヒドコロ(參看、(二)は別當、年預、所司等の職
員あり、又侍數人あり、(三)は其家により位により、人
員も一定せざれども、大將家に就て概略を説明すれ
ば、別當一人、侍所司一人若くは二人、五位侍四五
人、有官侍六七人、無官侍同じく六七人あり、此外
に雜仕女六人、大子三人、連三人、小舎人二三人等あ
りて雜事を務めたるが如し、大臣が攝關となりし時
には、侍所に藏人所を置き、侍所と藏人所と兼帶せし
が如し、故に記録によりて藏人所のみにて侍所見え
ず、或は侍所のみにて、藏人所を置かず、又兩所を並
べ置たるが如く記したる者見えたり、藤原兼實文治
二年攝政となるに及びて、侍所と藏人所とを別にせ
り(中右記、台記、玉葉)(四)攝關武士を連止し、非
遠を檢察し、罪人を決罰し、及び宿衛扈從の兵員を選
擧する等を、專務の職とす、軍旅の事ある時は、又機
務に參預するを以て、武家に於て、最權勢ある重職と
す(別當、長官なり、治承四年十一月、和田小
太郎義盛を補せしを始めとす、文治元年、頼朝平氏進

サアラ

討として、二弟を西海に遣す時、義盛を以て、範頼の
軍を監せしめ、所司梶原景時を以て、義經の軍を監せ
しむ、五年、奥州の藤原泰衡を追討の爲、軍士を催し、
鎌倉に集むる時、義盛景時をして、徵發の事を掌ら
しむ、建久元年九月、頼朝上洛の時、義盛を以て先
陣の隨兵を奉行せしめ、後陣の事は景時に命ず、三
年、義盛假假の間、景時一日其職を假るべき由懇望
し、終に奸謀を同らして此職に居る、正治二年、景
時誅せられ、義盛還補す、當時別當の威權の重き、執
權と雖もこれを抑壓すること能はず、建保元年五月、
義盛兵を起し、舉族殺さるるの後、北條義時、執權
を以て此職を兼補す、泰時より以來、必ず執權の兼
職となる(嘉元中、北條宗方、評定衆を以て兼補せし
事も有れど、義程なく反して誅せられし)、所司、則
ち次官にして、職掌別當と同じ、當初梶原景時これ
に補せらる、建保六年、所司四人を置く、各分掌あり、
二階堂行村、三浦義村は、御家人の事を奉行す、大
江能範は、將軍の出行、及び營中の雜事を沙汰す、伊
賀光家は、御家人の供奉、所役以下の事を催促す、か
くて別當は、必ず執權兼補の職となり、又小侍所を
置かれて、職掌兩所に分れてより、又所司數人を置
かす、執權の家令長崎氏、獨此職を奉じ、陪臣なが
ら此職を世襲せり、茲に至りて別當と所司とは、自
ら主従なれども、所司の威權を專にする事、猶昔日
に異ならずして、殆ど國命を取るに至り、元弘中東
軍の楠木氏の千早城を圍みし時、長崎高資軍奉行
たり、執權に命じて死傷を注記せしむとあるも、侍
所の所司たりし故なり、開闢、簿書を記録し、文案を
檢査する等の事を掌る、抄所の引付衆より兼補す、寄
人、又右筆と稱す、文案を專務とす、小舎人、驅使
等の雜事に供し、又罪囚獄舎の事に預る、殿卒なる

サアラ

により姓氏を呼ぶ事なし、建長六年侍所小舎人の鎌
倉中に騎馬を止む、下部、小舎人の勸役關白皇后
攝關白家等の侍所に習て置きしものなるべし、平
清盛又之を置きし事平家物語に見えたり、源賴朝治
承四年十一月之を置く、是れ武家侍所の始めなり、承
久中、小侍所を設けしより、宿衛扈從等を奉行する
は、其方に移りて、檢察決罰の事を專務とせり、然
れども、大事に至りては、小侍所と共に將士を連止
する事、初に異なる事なし、久明將軍の時、乾元二
年、侍所に處斷の令を下し、凡庶人の人を殺害する
は斬、刀傷は流、毆打は禁囚六十日に處せよと、元
弘中、僧圓觀、文觀等、後醍醐天皇の旨を奉じて、北條
氏を咒詛し、事覺る、藤原實朝、俊基、亦北條氏を誣
を以て、並に侍所に幽せらる、侍所の刑罰を掌る、
と、猶舊に仍りて改ることなき事明なり、(五)攝關
武士を連止し、禁關及び事務を警衛し、市街を巡察
し、盜賊を防禦し、兼て謀叛、強盜、人命、放火、
鬪毆傷、賭博、産業等を檢査し、婦女を淫略する等の
諸犯を檢察せしめ、大赦に先だちて簿書を檢査し、又
斬、絞、禁獄、拷訊等の事を行はしむ、凡毎月三次を式
日とし、事務を執行す、事の非常に係る者は、式限
に仍らず、内談の制、引付と同じ(所司、別當
を置かず、所司を長官とす、幕府の始め、山名時氏
今川貞世を之に補す、初めは人員も家も定らざりし
が、應永五年より、人員を定め、赤松、一色、山名、京
極の四氏、更々これに補す、故に時人此四家を、四職
と稱せり、此時に及び、山城の國內なる公家の封邑、
社寺の領田の事をも統攝せしにより、或は、山城の守
備に兼補せしかば、權力漸く重し、應仁中、赤松政則
所司たりし後は、足利氏漸く衰へ、諸將封邑に據り
て兵を構へしかば、復所司を置かず、所司代、所司、

サアラ

サンガ

きこれなり、執柄の参賀、太政官之を行ふを常とす、然るに貞觀五年藤原良房の六十賀、及び仁和元年良房の子基經の五十の賀宴を、並に内殿に賜ひ、また永延二年に藤原家家の六十賀宴を常事殿にせしがこときは特例なり、而して其他大臣の賀に至りては子弟自から親戚知友を會して宴をばり、樂を奏し、詩歌を賦するを以て主と爲したり、なほ其當日に奉獻もしくは贈進する所の物品の数は、其年齢と等しくするを例とす、假令仁明天皇四十賀に、佛像經卷をばり、牛馬調度等凡て四の數を以て奉獻せらるるがごとき、藤原基經が五十賀、藤原良房の六十賀に、恩賜せられし所の物品は、いづれも五と六との數なりしが、ことき、藤原忠平の六十賀に、社寺各々六十箇所に奉幣願誦したりしが、ことき、三條四公條の七十賀、勸修寺尹豐の九十賀に、知友より、和歌の短冊を、年數に應じておくれるがごとき、これなり、また江戸時代には、祝宴を催すの外、六十一の還暦には、當人自ら赤色の頭巾、衣服を着けて諸客に會す、蓋し年若いて、却てもとの小兒にかへりたりとの意なるべし、七十の古稱の祝には、紅白の餅を作り壽の字を記して親戚知己に贈る等の風ありき、(東大寺要録に、僧真辨等、聖武天皇四十の御齡を祝せし事を記し、また懷風藻に五八の年を賀する詩を載せれば、蓋し奈良朝の頃よりして行はれしものなるべし、爾來引きつゞきて行はれし事、人の知れるがごとし、而して齊數ならざる年齢を祝する、ことは、室町時代の末年より俗間に行はるゝに至り、其中四十二の賀はもと厄年の爲めにして、所謂算算の意にあらずといへり、また六十一は生年の千支に相當する年なるを以て之を祝したり、江戸時代に及びては六十一、七十(古稱祝といふ)七十七、八十、八十八、九

サンガ

十、百等を祝賀し、其他は之を賀するものなかりき、今日の風また然り(古事類苑禮式部、日本風俗史)
サンガイ 三掛 面掛、胸掛、尻掛を云ふ、古は楸と云ひて、三がいの地名に用ふ(貞丈雜記)
サンガイビシ 三階菱 菱紋(ヒシノモン)を見よ、
サンカイタン 三戒壇 大和國奈良東大寺、下野國藥師寺、筑前國國世音寺の戒壇を云ふ、戒壇(カイダン)參看、
サンカウ 三綱 僧尼の三綱、上座、寺主、都維那の三僧職の總稱、毎寺に之を置き、寺中の僧を統轄し、庶務を辨理す、又所司とも云ふ、(三綱の名稱)三綱の名は、書紀天武天皇朱鳥元年正月の條に見えたりとも、孝德天皇の世既に寺主の名あれば、三綱の定りしは同朝の頃なるべし、文武天皇大寶令制定の時に至り、三綱の職掌を巨細に定む、其一二を示せば、僧尼の運俗には、三綱其屬を統して治部省に告げ、僧尼の乞食する者あらば、三綱運送して精進修行を助知し、僧尼の飲食食等の事を監し、僧尼修行修道の爲め山居せんとする者あらば三綱之を檢し、運送して官に申す、或は僧尼の苦使を監督す、三綱選任法は、諸國定額寺に檀越衆僧の請により國司覆勸して充任すべき由延暦十五年の格に見え、興福寺は諸寺と異にして氏人の簡定に隨ひて補し、東寺四寺は眞言宗定額僧の中を以て任じ、四天王寺、梵釋、常住、仁和寺等は各十僧内を以て補する事三代實錄延喜式に見えたり、別當の職別當に及びて三綱は別當の下に屬す、清和天皇の御代別當を長官とし、三綱を任用する制あり運管には解由を出す、清和天皇貞觀十二年、四年を年限とす(松本博士、僧侶の官位)

サンカ

サンカウ 三講 最勝講、仙洞最勝講、法勝寺八講を云ふ(釋家官班記)
サンカウオンジャウ 參向音聲 參音聲(マホリオンジャウ)と略同くして異なれり、參音聲とは只に行列して樂を奏するをいひ、參向とは假令は貴尊の人あり之を行向して樂を奏するをいふ(樂家錄)
サンカガミ 三鏡 大鏡、増鏡、永鏡の總稱、各條參看、
サンガク 散樂 (サカガク)を見よ、
サンガノクヂン 三箇口傳 除日執事、叙位執事、節會内辨の三箇條に就きての口傳を云ふ、此の内除日を以て第一の口傳となす、此の三箇條に官奏を加へて四箇大事と稱す(官職雜錄)
サンガノツ 三箇都 江戸時代、江戸、京都、大阪の三箇所の都府をいふ、また三都ともいへり、各條參看、
サムカハノコホリ 寒川郡 下野國

サンカ

帳、寛知集、寒川に復す、以後之に従ふ、郡名考、カンガハと唱へ、郡名録又「サムカハ」に復し、地誌提要「サンカハ」サムカハと稱し、訓めり、明治三十二年大内郡と合併し大川郡を置く(郡名異同一覽、國郡沿革考、法令全書)
サムカハノジンジャ 寒川神社 相模國高座郡寒川村宮山(佐河大明神)とも云ふ、古(相模の一宮にして現今國幣中社)國幣大水上の兒寒川比古命、寒川比古命(國幣)仁明天皇承和十三年九月從五位下を授け、文德天皇齊衡元年三月從四位下に叙され、光孝天皇元慶八年九月正四位下を加ふ、醍醐天皇延喜の制名神大社に列り、十六年正月正四位上を授け、後鳥羽天皇建久三年八月源賴朝神馬を奉りき、大永二年九月北條氏綱頼主として社殿再興す、天文十五年三月氏康また之を再興せり、社領百石を領す、神主金子氏代々之を繼ぐ、末社には、稻荷、山王、日天、辨天等あり、明治に至り國幣中社に列す(新編相模國風土記稿、神祇志料、官國幣社一覽、古事類苑神祇部)
サンカン 三韓 太古朝鮮半島の南部、即ち漢江以南に國を建てたる馬韓、辰韓、弁韓の三國をいふ、韓とは河干と同義なり、河干の切は即ちカンなり、カンば會長又は君主の意なり、三朝の地數多の會長ありて、河干、干岐又は干と云ひたるが故に終に國名となりしなり、初辰國と稱す、馬韓最大なり、共に其種を立て、辰王とす、月支國に都し、韓地を統一す、其起原詳ならずれども、大約我紀元以前に在りて、人民既に蕃殖せしもの如し、馬韓は、牛馬の四に在り、北樂浪と接し、南日本に臨み、西は海に枕し、凡五十四國(爰漢、李水、桑外、小石、桑、大石、桑、優休、李派、百濟、伯濟、遠慮、不斯、日華、古語者、

サンカ

古懸、葱藍、月支、香麗、素蘭、古愛、莫風、卑離、古懸、巨豐、支徒、狗盧、卑離、監委卑離、古瀟、致利、鞠、舟路、兒林、國盧、內卑離、感突、萬盧、辟卑離、葛斯、烏且、一離、不離、支中、狗素、捷盧、半盧卑離、巨懸、古懸、臨素、巨豐、如來卑離、越山、塗卑離、一離、狗突、不豐、不新、浪浪、愛池、乾馬、楚離、伯濟、即中古の百濟なり)あり、大國は萬餘家、小國は數千家にして、總て十餘萬戸ありと云ふ、今の全羅、忠清、京畿、三道の地なり、箕準の衝鋒に破らるゝに及びて、其餘衆數千人を將て海に入り、馬韓の金馬郡(全羅道益山郡)に居り、自立して韓王となり、武康王と號す、又朝鮮の相繼稱も、右渠を諱めて用ひられず、去て辰國に來る、民之に隨ふ者二千餘戸ありと云ふ、其後箕準の統、相承くること二百餘年を経て、我紀元六百六十九年百濟王溫祚の爲めに滅さる、而して其民は、巨懸を知り、綿布を作り、男子は布袍を衣、足に草履を穿てり、環珠を重んじて、衣に綴りて飾とし、又頸に懸け、耳に垂る、大抵髮を挽らして結び、其頭を露せり、城郭なく、草屋土室を作る、形家の如し、戸を開きて上に向ひ、舉家皆其中に在り(京畿道清海浦邊には、今日尙彫穴に住する者あり、平地に穴を掘り、上に木を横たへ、土と草とを以て其上を覆ふと云へり、其構造稍同じからざれども、亦此遺風の存せし者なるべし)、跪拜を知らず、長幼男女の別なく、牛馬に騎乗すること知らず、性勇悍にして、誰呼力作す、常に五月耕種の竟りを以て、鬼神を祭り、晝夜酒會して、群聚歌舞し、舞ふ時は、數十人相隨ひ、地を踏みて節をなす、十月に農功畢るも、亦此の如くす、國邑各一人を立て、天神を祭ることを主らしむ、或して天君とす、又別邑を置き、蘇塗と曰ふ、(蘇塗の義は、浮屠に似たりと云ふ、五十餘國

サンカ

の中、巨懸塗國あり、蓋し是に因て名づけしものなるべし)、大木を立て、鈴鼓を懸て、鬼神に事ふ、而して亡逃する者其中に至れば、皆之を還さず、蓋し神地を犯すことを得ざるなり、辰韓は辰國とも云ふ、馬韓の東に在り、北濶野に接し、南弁韓に隣る、十二國(已祇、不新、動者、羅羅、羅羅、再突、軍調、知瀟、戶路、州鮮、馬延、斯盧、優中)あり、今の慶尙道なり、乘の時に當りて、人民苦役を避て、韓國に徙る、馬韓の人、東界の地を割きて、之に與へて居らしむ、是十二國中の一なり、故に或は之を名づけて乘韓とす、其流移の人なるを以て、常に馬韓の爲めに制せられて、自立つことを得ず、相繼きて王たる者は、皆馬韓人なりと云ふ、三韓中に在りては、智識最開發して、鐵を以て貨を造り、漢、馬韓、及び日本と、貿易の業をもなし、ことあり、また其言語馬韓と同じからずして、頗る秦人の語に似たり(國を邦とし、弓を強とし、賊を寇とし、酒を行るを行強とし、相呼て皆徒とするの類なりと云へり)、土地肥美にして、五穀に宜し、桑を植ゑ、蠶を養ひ、綿布を作り、城柵屋室あり、木を積累して屋を作る、頗る牢緻に似たり、其弊に大鳥羽を用ふ、其意死者をして飛揚せしめんと欲するなり、馬牛に乗駕す、嫁娶禮あり、行く者路を讓る、俗歌舞を喜み、酒を飲み、瑟を彈す、小兒の生る、時は、其頭をして扁ならしむるが爲め、之を壓すに石を以てするの風あり、弁韓は、又弁辰とも下韓とも云ふ、辰韓の南に在りて、亦十二國(彌羅、彌羅、接接、古資、彌羅、古淳、是、半路、弁樂奴、彌羅、彌羅、甘路、狗邪、走滑馬、安邪、液盧、液盧は蓋し耽羅なるべし)あり、今の慶尙道の南邊にして、辰韓と雜居せり、辰韓、弁韓、皆大國は四五千家、小國は六七百家にして、總て四五萬戸ありと云ふ(弁韓の地、諸説一ならず、或は辰韓の

サンサ

山叟 慧雲(エツン)を見、
三三九 武家時代に行はれたる騎射の一種、吾妻鏡には三尺と書したり、射儀詳かならず、江戸時代に射術の師など新に妄作して古傳なりと稱し、門弟に傳授せりと雖も、元より信ずるに足らず、但鎌倉室町の兩時代に於て流行せしことは、吾妻鏡以下新猿樂記、庭訓往來、了後大草紙等に其名の見えたるにて知るべし(四季草、貞丈雜記、庭訓往來、諸抄大成扶翼)

算師 祖庸調及び用度の勘計を掌る。主計、主税兩寮に各一人從八位下、太宰府に一人、正八位上、又修理職に一人を置く(四傳)

三事 五位藏人、衛門佐、辨官を兼ねる人を云ふ(辨官補任)

散手作物 裏頭樂(クラトウラク)を見よ、

三十三観音

三十三間堂

京都にては洛東に在り、蓮華王院と稱す、江戸にははじめ淺草、後深川(富岡八幡より二町餘東の方)に在り、京の蓮華王院を以て造營す(源治平)京都のは後白河天皇の建立、れし處にして、(レンガ)ワウケン(を見よ)、江戸のは寛永年間、江戸の弓師備後といへる者、射術稽古の爲めに建立せんことを幕府に乞ひ、よつて地を淺草に於て賜ひしかば、諸

サンシ

家に勸進して費用を募り、同十一年九月落成す、元禄十一年九月焼失せるを以て、後深川に移さる、而して三十三間と稱するは、堂の長さ普通の二間を一間として三十三間(即六十六間)あるを以てなり、兩者共に通矢を射る場所として有名なり、通矢とは的



(集菟掛纂編料史)藏所文豐田吉藝安

に連中したる矢の意なり(通矢)三十三間堂に於て通矢を射ること、起原詳かならず、京都のは無坂源太保元の風射試みしに起ると云ふ、文祿中近藤榮山と云ふもの射試を試み、さし矢を射たりしも、矢數多

サンシ

からずといへり、慶長十年に、淺岡平兵衛(一に徳岡五兵衛)と稱するもの、始めて五十一筋を射通して名譽を得たるより後、諸國よりその術に達せしもの續續として來り、技を試みることを追うて盛なり、貞享三年紀州大八郎の如きは、總數一萬五千本にて、通矢八千三百三十三本の多きに至ると云ふ、江戸にては正保三年四月に、服部權左衛門といふもの千三百十本を射通したるを以て、嘉永五年三月に、田長太郎正時といふもの、五千三百八十三本を射通すに至る、凡此堂に於て技を試みるは、夕刻に始めて翌日の夕刻に終る、約一晝夜を期とし、夜中は矢先に算を燒く、而して其矢數を書し、姓名を記して額として堂に掲げ、以て其名譽を表揚す、もし後人それ以上の矢數を射たる時は、先の額を撤し、代ふるに其人の矢數を書したるものを以てしたり、また百射及び千射といふことあり、總矢數を百筋もしくは千筋と定め、其内の通矢を數ふるを稱し、並に額として堂に掲ぐることも前者と同じ、又少年者が、半堂射と稱し、堂の中間より射を試みるものあり、是を半堂とも云ふ、今江戸三十三間堂の圖を、に示せば、其一斑を知るべし(本朝軍器考、武用辨略、雍州府志、玉露叢、江戸三十三間堂失數帳、江都三十三間堂失數、三十三間堂通矢圖、江戸名所圖會、出放獨言)

サンジフサンジヨクワンオン

三十三所観音 觀世音菩薩の像を安置せる寺堂三十三箇所をいふ、三十三の数は、佛説に、觀世音が衆生濟度の爲めに三十三身に化したりとあるに基づく、之を巡禮するものは功德ありと世に稱せらる(起原詳かならず、而してまた二説あり(一)養老年間、和泉國長谷寺の僧に徳道上人(或は小成光上人)

サンジ

サンジ

サンジ

西國三十三所観音		坂東三十三所観音		秩父三十三所観音	
番	寺名	本尊	所在	番	寺名
一	青岸渡寺(那智郡)	如意輪	紀伊東牟婁郡	一	杉本観音堂
二	紀三井寺	十一面	同 海草郡	二	岩殿寺
三	粉河寺	千手	同 那賀郡	三	安養院田代堂
四	施福寺	千手	和泉 泉北郡	四	長谷寺
一	如意輪	十一面	相模 鎌倉郡	一	四萬部寺
二	十一面	同	同 三浦郡	二	眞福寺
三	千手	同	同 鎌倉郡	三	常泉寺(本願寺)
四	千手	同	同	四	荒木十一面堂
一	如意輪	十一面	秩父 朽谷村	一	聖
二	十一面	同	同 山田村	二	聖
三	千手	同	同	三	聖
四	千手	同	同	四	聖

といふものあり、病を受けて氣絶え、冥府に入りて閻羅王に逢ふ、王曰く、日域に觀音大師の靈場三十三所あり、其地を踏むものは惡趣に陥らず、遂かに本土に歸り、人をして善因を結ばしむべしと、即ち三十三の寶印を賜ふ、之を檢するに、各々三十三所の名を記せり、既にして徳道馳るの後、深く靈験を感じ人を勧めて順禮せしめたるより、觀音巡禮の事起る(一)寛和二年華山天皇の位を遷れて佛道に歸し給ふや、石川寺の僧佛眼、巡禮の功德を思つて法皇に奏し、書寫山の性空上人また靈夢の告により、三十三所巡禮の功德を奏したるを以て、法皇厚く之を信じ、三十三の靈迹を一々巡禮(或はいふ佛眼性空等をして巡禮せしむ)し給へるより起る、二説共に確なる本據を有するにあらず、只傳説に留まるがゆゑに、俄に信すべからず、今按するに、第一説の如きは、事の基因を古きに託せんが爲めに、作成したる奇蹟に過ぎず、第二説もまた首肯しがたし、華山法皇が出家の後地方を巡歴し給ひし事は、正史記録等に散見して疑ふべきにあらず、既に新拾遺集所載御製のはしがきに、「修行せさせ給へる時、粉河の觀音にて御札にかゝせ給へる御歌」など見えたりと雖も、三十三所観音といへるものが、當時ありしとの證なし、而して千載集に「三十三所の觀音おがみ奉らんとて所々にきりり侍りける時、みの、谷汲にて、油の出づるを見てよみは

べりける、大僧正覺忠、世を照らす佛のしるしありければまた燈火も消えぬなりけり」とあるを以て其初見と爲すべし、從つて平安朝の末年には、既に之ありし事分明なり、下りて拾芥抄の中にも散見し、更に下りて、天陰語録、幻雲稿等にも見え、室町時代には、普れく行はれし事を知るに足る、幻雲稿、清水山新建慈願寺縁起(有)序明應七年戊午中に曰く、「爾來士庶歸佛者、不二語之、則終身聖也、然則門之吏、山橋之賊、審中獄、取笠底金、雖有素願、不得遂焉、則改服變名、傍門側口、製髮、髮足、往來惶々、霜辛雪苦、無不備嘗、國俗謂之三十三所巡禮」と、以て其一斑を何ふべきなり、かくのごとくにして三十三所巡禮の風漸く盛んなるに及び、諸地方にありて、亦之を模倣するものを生じたり、茲に於て從來存する所の三十三所は、西國の二字を冠して他と區別し、其餘のものもまた地方の稱呼を冠すに至り、坂東三十三所、秩父三十四所(秩父は一箇所多し)、江戸三十三所、洛陽三十三所、大阪三十三所、等々の名あり、而して坂東秩父の三十三所觀音の起因亦詳かならず、恐らくは江戸時代なるべし、而して洛陽は寛文六年の印本年代記に「萬治三年洛陽三十三所の觀音、此頃よりはじまり、老少あゆみを歩ぶ、寛文六年まで八年になる」と見え、元禄十六年印本大振袖に「いつの頃よりか洛陽三十三番に歩み

をばひはじめ(中略)今様は四十超えたるもの一人も見えず、みな血氣盛人の角前髪、はらの雪踏をばつして、何足かわらざりし常ならぬ紅葉の精足袋、淺黄ちりめんの脚巾、衣裳も一きは大襟襦袢の鉢巻、加賀笠を背地のかた色はりて云々」など見ゆ、また大阪は、延寶八年印本難波靈の新清水の條に「當所にも近會より三十三番の札所ありて、人々巡禮する事となれり云々」とあり、江戸は創始の年代を明かにしなしたるも、増補昔々物語に「寛文の頃、女願禮と稱し、笈摺をかけ、江戸中の觀音へ參詣せし事夥敷風行しとかや」など見えたり、なほ前に述べたる洛陽の三十三所觀音にも、富家の婦女、又茶屋物、風呂屋物など唱へし賣女の類、衣裳に伊達を垂し、笈摺胸札をかけて、實の巡禮のごとくいでたりと參詣せし事、元禄の前後に行はれしといへり、かくのごとく三十三所觀音の種類多しと雖も、最著明なるは西國三十三所觀音にして、坂東三十三所觀音、秩父三十三所觀音之に次ぐ、世に西國坂東秩父を合せて百觀音と名付く、而して秩父が三十四の觀音を有するは、他の兩者と共に百の數に滿つるが爲なり、今此の三者に就きて三十三所觀音の名を掲げて參考に供し、他は省略に從ふ、(ジュンレイ)參看、拾芥抄、伽藍開基記、西國三十三所觀音名所圖會、坂東三十三所觀音靈場記、佛像圖彙、百觀音靈場記、隨尼、足薪系記)

サンジ

五	高井寺	千手	河内南河内郡	勝福寺	十一面	同	足柄郡	語歌寺	准尼	同	横瀬村
六	壺坂寺	千手	大和高市郡	長谷寺	十一面	同	愛甲郡	卜雲寺	同	同	同
七	岡寺	如意輪	同	光明寺	聖	同	中郡	法長寺	十一面	同	同
八	長谷寺	十一面	同	星谷寺	聖	同	同	西善寺	十一面	同	同
九	興福寺	不空羅索	同	慈光寺	千手	武藏比企郡	明智寺	大慈寺	如意輪	同	同
一〇	三密戸寺	千手	山城宇治郡	正法寺	千手	同	同	明智寺	十一面	同	同
一一	醍醐寺	准尼	同	安樂寺	聖	同	同	野坂寺	十一面	同	同
一二	法正寺	千手	近江滋賀郡	慈恩寺	千手	同	同	慈眼寺	聖	同	同
一三	石山寺	聖	同	淺草寺	聖	同	同	今宮坊	聖	同	同
一四	三井寺	如意輪	同	弘明寺	十一面	同	同	藏福寺	十一面	同	同
一五	觀音寺	十一面	京都	長谷寺	十一面	上野郡	同	西光寺	十一面	同	同
一六	清水寺	千手	同	水澤寺	千手	同	同	定林寺	千手	同	同
一七	六波羅密寺	十一面	同	彌福寺	千手	下野都賀郡	同	長生院	十一面	同	同
一八	頂法寺六角堂	如意輪	同	中禪寺	千手	同	同	龍石寺	千手	同	同
一九	行願寺	千手	同	大谷寺	十一面	同	同	岩の上觀音堂	聖	同	同
二〇	善峰寺	千手	山城乙訓郡	西明寺	十一面	同	同	觀音寺	聖	同	同
二一	穴穂寺	千手	丹波南桑田郡	日輪寺	十一面	常陸久慈郡	同	榮福寺	聖	同	同
二二	總持寺	千手	攝津三島郡	正福寺	十一面	同	同	音樂寺	聖	同	同
二三	勝尾寺	千手	同	藥法寺	十一面	同	同	法泉寺	聖	同	同
二四	中山寺	千手	同	中禪寺	千手	同	同	昌久寺	聖	同	同
二五	清水寺	千手	播磨賀東郡	清瀧寺	十一面	同	同	圓融寺	聖	同	同
二六	法華寺	千手	同	龍正院	十一面	同	同	大淵寺	聖	同	同
二七	圓教寺	如意輪	同	觀音院	十一面	同	同	橋立寺	聖	同	同
二八	成相寺	聖	同	高藏寺	十一面	同	同	長泉寺	聖	同	同
二九	松尾寺	馬頭	同	楠光院	十一面	同	同	寶雲寺	聖	同	同
三〇	寶嚴寺	千手	近江淺井郡	清水寺	十一面	同	同	觀音院	聖	同	同
三一	長命寺	千手	同	那吳寺	十一面	安房長狹郡	同	法性寺	聖	同	同
三二	觀音寺	十一面	同	那吳寺	十一面	同	同	水澤寺	聖	同	同
三三	華嚴寺	十一面	美濃大野郡								
三四											

サンジ

なほ四國三十三觀音は、拾介抄には六角堂、中山寺、河島、清水寺(京都)法性寺觀音堂、神光寺、醍醐如意輪堂、石岡寺、總持寺、勝尾寺、六波羅密寺、神兒寺、長谷寺、元興寺、東大寺法華堂、同四金堂、粉河寺、紀伊三井寺、真木尾(施福寺)華嚴寺、那智如意輪堂、天王寺、清水寺(播磨)成相寺、長樂寺(准尼)又は十一面と云ふ、京都(長峰寺)善蓋寺(大和高市郡)藤井寺、石山寺、觀音寺、靈應(近江)穴太寺、の三十二所を掲げ、異本には河崎、中山、長樂寺、法性寺觀音堂、神光寺、神兒寺、元興寺、西金堂、天王寺、紀伊三井寺、靈應等は無き由を断り、別に仲山寺、長命寺、准尼堂、行願寺、千手堂(御室戸)如意輪堂、法華寺(壺坂寺)松尾寺、觀音寺、竹生島を記したり、蓋し拾介抄は、洞院公賢の作にて、實照の増補せしものなれば、南北朝より室町のはじめまでは時によりて一定せざりしが、後には右表の如く定まりしなるべし。

サンジフニチウラガキ 三十日裏書
江戸時代、訴訟文書の名、裁判所にて目安裏書送送の日より出庭の期日を起算して三十日を限るをいふ、憲政類典に、寛保二年訴訟一、家藏諸道具買留出入、町人どもえ相掛り候訴訟は、三十日裏書、但當人欠落訴入掛りは二季之裁許、平日無取上と見えたり、

サンジフニニバン 三十人番 江戸時代
大番をいふ、其番士の數三十人あるを以て名づく、「オホバン」を見よ(徳川實紀)

サンジフバンジン 三十番神
道家にて守護の神を云ふ、番は二、雙、並の意なり、天地神、内侍所守護、王城守護の番神は、各三十二神にて、八神づゝ、東西南北の一方を守り、吾國守護、禁固守護、法華守護は、各三十神にて、各毎日交替す(何時頃より唱へ出せるや詳かならず、保元物

語新院御謀反の條に、吾國邊地聖散の界と云へども、神國たるに依て、總じては七千餘座の神、殊には三十番神朝家を守り奉り給ふとあれば、鎌倉時代既にありしこと明なり、法華守護は、僧日蓮の唱へ出せる所なりと云ふ、以上の外如法經守護番神あり、諸神記諸社根元記に番神の名詳かに見えたり、左に示す(名物類聚考、古事類苑神祇部)

【天地神三十番神】
東宮八神
第一歳星神 (此曰木祖句々龜龜)
第二角宿 (此曰草祖野祖)
第三穴宿神 (此曰小鳥神)
第四氏宿神 (此曰大鳥神)
第五房宿神 (此曰神雷神)
第六心宿神 (此曰神風神)
第七尾宿神 (此曰飛鳥神)
第八箕宿神 (此曰浮船神)
北宮八神
第一辰星神 (此曰三川神)
第二斗宿神 (此曰下津神)
第三牛宿神 (此曰大和山神)
第四女宿神 (此曰雲根神)
第五虛宿神 (此曰萬雄神)
第六危宿神 (此曰海原神)
第七室宿神 (此曰忌部神)
第八壁宿神 (此曰齋幡多尾神)
四方八神
第一太白神 (此曰金祖神)
第二奎宿神 (此曰澤邊水神)
第三亥宿神 (此曰鳥野田神)
第四胃宿神 (此曰龜祭神)

第五品宿神 (此曰龍祖神)
第六品宿神 (此曰浦上神)
第七品宿神 (此曰酒守神)
第八品宿神 (此曰時守神)
南方八神
第一熒惑星神 (此曰大神)
第二井宿神 (此曰井筒守神)
第三鬼宿神 (此曰産魂主神)
第四柳宿神 (此曰道祖兒玉神)
第五星宿神 (此曰澄水吉見神)
第六張宿神 (此曰片山野神)
第七翼宿神 (此曰神高見神)
第八軫宿神 (此曰時主天兒神)
右深祕家傳之訣也、容易不可傳云々、

【内侍所三十番神】
第一離火神 (此曰手比留尊)
第二大日靈貴神 (此曰國津母命)
第三日前尊
第四國靈命 (此曰國津母命)
第五坤地神
第六伊弉册命
第七天香久山尊
第八三輪高見尊 (此曰少女神)
第九兌澤尊
第十多魂尊
第十一押山雄取子尊
第十二鳥籠尊
第十三乾天尊 (此曰天津祖尊)
第十四伊弉諾尊
第十五佐種原尊
第十六心太尊

サシ

第十七次水尊 (此曰河主神)
 第十八國常立尊
 第十九國狹植尊
 第二十豐斟尊
 第二十一良山尊 (此曰山主尊)
 第二十二泥土煮尊
 第二十三大戸道尊
 第二十四素養鳴尊
 第二十五雷尊 (此曰雷主尊)
 第二十六天津彦彦火瓊瓊杵尊
 第二十七彦火火出見尊
 第二十八鷦鷯草葺不合尊
 第二十九雲土煮尊 (此曰神風尊)
 第三十大古邊尊
 第三十一大古邊尊
 第三十二大古邊尊

以上所奉勸請内侍所者、三十番神也、上古不
 之、自延喜聖代以來、平人不傳抄之、神體
 之家談、勿令他視之、勿懷慮云々、

【王城守護三十番神】
 左青龍八神 第二甲神 第三日神
 第一寅神 第二卯神 第三辰神
 第四卯神 第五乙神 第六辰神
 第七酉神 第八風神
 以上八神、將軍塚内封之、自東朱雀至
 町而、九町之内、護之、
 前朱雀八神 第二丙神 第三火神
 第一巳神 第二丁神 第三巳神
 第四午神 第五丁神 第六河伯神
 第七巳神 第八地神
 以上八神、男山清水、上時封之、自九

サシ

條至五條坊門、而十九町之内、護之、
 右白虎八神 第一庚神 第三月神
 第一申神 第五辛神 第六太白神
 第四酉神 第八天神
 第七澤神 第八天神
 以上八神、高麗龍鳴瀧川邊封之、自西朱
 雀、至西洞院、而九町之内、護之、
 後玄武八神 第一壬神 第三水神
 第一支神 第二壬神 第三水神
 第四子神 第五癸神 第六海神
 第七龍神 第八山神
 以上八神、於糺森邊封之、自一、至二、綾小
 路、而廿町之内、護之、

【吾國守護三十番神】
 第一天神與地神 第二日高與太元
 第三陰神與陽神 第四内宮源與外宮宗
 第五狹植與豐斟 第六泥土煮與沙土煮
 第七大戸道與大古邊 第八面足與惶根
 第九忍龍耳與瓊瓊杵 第十火出見與葺不合
 第十一伊弉諾與伊弉册 第十二前與國懸
 第十三淡路與淡路洲 第十四伊弉二名與筑紫洲
 第十五淡路洲與佐渡洲 第十六越洲與大洲
 第十七對馬與壹岐島 第十八瀨洲與水沫
 第十九海原與野原 第二十川神與山神
 第二十一野原與切々通 第二十二脚原與手原乳
 第二十三思兼與手力雄 第二十四照日與月夜
 第二十五杵築與八重垣 第二十六兒屋根與天種子
 第二十七天御原與日御原 第二十八機津與秋津
 第二十九氣吹戸與遠佐須真 第三十夜司與靈司
 高天原仁共誓曰、他國吾國止、他人勿吾人生、故
 天長久地久、君樂人安、異賊襲來之恐も無、難々

サシ

罪事皆樂無、視々他人不傳云々、

【禁國守護三十番神】
 初十日伊勢伊勢 十一日山崎石清水
 十二日山崎上下賀茂 十三日山崎松尾
 十四日山崎大原野 十五日大和春日
 十六日山崎平野 十七日山崎大比叡
 十八日山崎小比叡 十九日山崎聖眞子
 二十日山崎客人 廿一日山崎八王子
 廿二日山崎稻荷 廿三日山崎住吉
 廿四日山崎祇園 廿五日山崎赤山
 廿六日山崎健部 廿七日山崎三上
 廿八日山崎兵主 廿九日山崎苗荷
 卅日山崎吉備津

初一日山崎熱田 初二日山崎諏訪上
 初三日山崎熱田 初四日山崎氣比
 初五日山崎氣多 初六日山崎鹿嶋
 初七日山崎北野 初八日山崎大原江文
 初九日山崎貴布禰

閏月、備之前中後之三吉備津、一旬充守護之、但
 補、每年六日之間、云爾、當日當番中、當神不企參
 詣、神不在焉也、是故強不、神不之云々、

【法華守護三十番神】
 大比叡自三朔日至 小比叡自七日、至二十
 聖眞子自十三日、至二十 客人自四日、至廿
 八王子自廿五日、至 卅日
 右件五神、山門鎮護靈神也、因、技令五神守護此
 經云々、閏月者爲三語末社之役云、

【如法守護三十番神】
 初一日伊勢 初二日石清水

サシ

初三日賀茂 初四日松尾
 初五日平野 初六日稻荷
 初七日春日 初八日大比叡
 初九日小比叡 初十日聖眞子
 十一日客人 十二日八王子
 十三日大原野 十四日大神
 十五日石神 十六日大倭
 十七日廣瀨 十八日龍田
 十九日住吉 廿日鹿嶋
 廿一日赤山 廿二日健部
 廿三日三上 廿四日兵主
 廿五日苗荷 廿六日吉備津
 廿七日熱田 廿八日諏訪
 廿九日廣田 卅日氣比

【サシ】
 歌に秀でたるもの三十六人を云ふ、藤原公任の撰ぶ
 所なり、公任、其平親王と和歌を論じ、公任は實之を
 以て歌仙とせしに、親王は人丸を最も優れたるもの
 とせり、公任依りて秀歌十首を撰びて合せたるに、七
 首は人丸三首は實之の勝となり、依りて古來歌人
 の優劣を定めんが爲めに、公任自ら三十六人の秀歌
 を撰び、左右に分ちて合せて勝負を定めたるものな
 りと云ふ(三十六歌仙傳、後草紙)、後、是に倣ひて中
 古三十六歌仙、新三十六歌仙、釋門三十六歌仙、集外
 三十六歌仙、女房三十六歌仙、近世三十六歌仙等の撰
 あるに至れり、今左に其歌仙の名を示す(詳書一覽、
 古事類苑文學部)

柳本入丸 紀貫之 凡河内躬恒 伊勢
 中納言家持 山邊赤人 在原業平 遍昭僧正
 素性法師 紀友則 猿丸大夫 小野小町
 中納言兼輔 中納言朝忠 中納言教忠 藤原高光

サシ

源公忠 壬生忠岑 齊宮女玉 祭主賴基
 藤原敏行 源信明 源宗千 源順
 源清正 源重之 藤原興風 清原元輔
 坂上是則 藤原元眞 大中臣能宣 壬生忠見
 小大君 藤原仲文 平兼盛 中務

【後六々撰】
 判部藤原範家撰の撰する所なり、詳
 書類從には中古三十六歌仙とせり、

和泉式部 柙 模 嘉慶法師 赤染右衛門
 能因法師 伊勢大輔 曾爾好忠 道合阿闍梨
 藤原實方 藤原道信 平定文 清原深養父
 大江嘉言 源道濟 藤原道雅 增基法師
 在原元方 大江千里 藤原公任 藤原輔親
 藤原高遠 馬内侍 藤原義孝 紫式部
 道綱母 藤原長能 藤原定賴 上東門院中將
 兼覽王 在原棟梁 文康房 藤原忠房
 菅原輔正 大江匡衡 安法法師 清少納言

【新三十六歌仙】
 撰者未詳、正元二年の序あり、
 後鳥羽院 土御門院 順德院
 大上天皇 雅成親王 宗尊親王
 道助入道親王、式子内親王 藤原眞經
 藤原道家、西園寺公經、久我通光
 西園寺實氏 源實朝 九條基家
 藤原家真 藤原定家、八條院高倉
 藤原俊成女、宮内卿 藤原門院少將
 藤原爲家、藤原雅經、藤原家隆
 藤原知家、藤原有家、藤原光俊
 藤原信實、藤原隆祐 源具親
 源家長、鴨長明、藤原秀能

サシ

基俊、源頼政、顯昭、宜秋門院丹後、西行、崇徳院二條
 院院政、徳大寺實定、源俊賴、小侍從、經信、忠良、兼
 宗、清輔の二十人を加へたるもの云ふ、

【女房三十六歌仙】
 撰者不詳、奥書に應安六年長
 月上旬之比以正木書寫畢、とあれば、南北朝の
 頃既にありし、と明なり、

小野小町 式子内親王 伊勢
 宮内 彌中 務周 防内侍
 齊宮女御 後成 女季 堀女
 待賢門院堀河 右近衛大將道綱母 宜秋門院丹後
 馬内侍 高陽門院越前 赤染衛門
 二條院院政 和泉式部 小侍
 女藏人左近 後鳥羽院下野 紫式部
 辨内侍 小式部 少將 内侍
 伊勢大輔 殷富門院大輔 清少納言
 土御門院小宰相 大貳三位 八條院高倉
 高内侍 後嵯峨院中納言與侍
 一宮 紀伊式乾門院御匣相 模
 藤原門院少將

【釋門三十六歌仙】
 貞觀三年勸修寺僧正榮海の撰
 する所、

達磨 菩提 行基 傳教
 弘法 慈覺 智證 滿賢
 玄奘 遍照 喜雲 聖實
 素性 空也 日藏 聖丸
 性空 源信 惠慶 能因
 眞運 永觀 登蓮 行尊
 永縁 俊惠 道因 西行
 慈圓 守覺 顯昭 寂蓮
 寂念 行意 貞慶 高辨

【集外三十六歌仙】
 東福門院の爲めに撰ぶ所なり

サンシヨク

リといへり、後ち壽永中安徳天皇と共に海に沈みしも、浮び出て、復内裡に歸れり、内侍所は即ち此の撰造の鏡を御魂代として、天照大神を祭れる所なれども、其起原は詳かならず、撰造の神鏡は、壽永の亂遂に海底に沈みしかば、晝御座鏡を以て代用し、後ち土御門天皇の時、伊勢より御座鏡を奉りてより、これを神鏡に定め給へり、下りて元弘元年、北條高時の光厳天皇を擁立して、後醍醐天皇を隱岐に流し奉らんとするや、額りに神器を新帝に譲り給はん事を追りしを以て、後醍醐天皇は授くるに偽器を以てし、眞器は御身に帶して配地に幸し給へり、故に幾干もなくして都に還幸ありしに際しては重祚の義を用ひず、只遠所より還御の式に據られしなり、尋で足利尊氏叛して光明天皇を迎へ立てしと雖も、もとより神器を有せざりしが、延元元年に至り、大に官軍を敗るに及び、後醍醐天皇に迫りて、神器を北朝に傳へんことを奏請せり、茲に於て天皇は再び先蹤を返して偽器を授け、眞器を携して吉野に幸す、爾來四代の間、神器殿として南朝に在り、後龜山天皇の時、南朝の勢力日に衰へ、亦如何ともする能はざるを以て、足利義満の請を容れ、南北合一の事を決し、はじめて神器を後小松天皇に傳ふ、時に元中九年十月なりき、既にして嘉吉三年九月、南朝の遺臣楠木正秀等尊秀王(諸尊尊義王)に作る、誤れるに似たり、今看聞御記に從ふを奉じ、兵三百を率ゐて禁閉を犯し、三種神器を奪ひしも、神鏡は衛士佐々木某、黒田高滿等に取られ、神鏡は敗走の途之を清水寺の堂中に捨て、僅に神靈のみを保ち飯山に據りしが、戦利なくして王及び正秀以下皆戦死せしと雖も、楠木氏の一族等は神靈を護して吉野に赴き、北山宮、忠義王の二兄弟を擁して再舉を圖らんとせり、會々赤

サンシヨク

松氏の遺臣上月滿吉、中村貞友等神靈を得て善舞を價はんとし、長祿元年十二月大雪に乗じて、俄に二王を試し、神靈を奪ひたれども、吉野十八郷の士靈を聞きて蜂起し、滿吉、貞友を斬り、再び神靈を得、爾來尊雅王代りて之を擁し吉野を守りしが、翌二年同じく赤松の遺臣小寺性説吉野に入りて宮を害し神靈を奪ひて風聞に奉る、茲に於て三種神器は舊の如く朝廷に具備し、以て今日に傳ふ、カシロドコロ(南朝遺史、南山史、神器考證、古事類苑神祇部)

サンシヨクハチンラク 散手破陣樂
名義 天然樂にて食調二十四曲中の一、俗に散手と稱し、又一名皇破陣樂とも云へり、新樂にて中曲○序拍子二十、被拍子二十、一人舞にて答舞貴徳(神樂)神功皇后征韓の時、率川明神軍士を指導して新羅の軍を平げしかば、時人其形容を撰して舞を作るといひ、釋迦誕生の時、師子嚙王の舞を作りしとも傳ふれども信じ難し、但し樂家録に笛譜を引て、陽班子が敵陣を破るの形にて與陽樂樂を作る、中天竺阿羅國の樂なりと見えたるは少し據あるが如し、嵯峨天皇此舞を善くし、童觀王を源氏として對舞す、又宮殿新成ある毎に此曲を奏せりといふ(禮樂志、歌舞音樂略史)

サンシヨク 三職 室町時代、管領を勤むる三家を云ふ、即ち新波(武衛)と云ふ細川、島山の三氏なり、猶クランリヤウと參看すべし、

サンシヨク 三職 名義 明治政府初年の職名、總裁、議定、參與の三つをいふ(起原 清國慶應三年十二月九日、攝政、關白、内閣、勅問、國事掛、議奏、武家傳奏、守護職、所司代等を廢して始めて之を置く、總裁に有栖川宮熾仁親王、副總裁に三條實美(公卿)議定に嘉彰親王(東伏見宮)吳親王(山階宮)中山

サンシヨク

忠能(公卿)正親町三條實愛(公卿)中御門經之(公卿)德川慶勝(尾張侯)松平慶永(越前侯)淺野茂勳(安藝侯)山内豐信(土佐侯)島津茂久(薩摩侯)參與に、大原重朝(公卿)萬里小路博房(公卿)長谷信篤(公卿)岩倉具視(公卿)橋本實梁(公卿)岩下方平(薩摩士)四郷隆盛(同上)大久保利通(同上)丹羽賢(尾張士)田中輔(同上)辻維嶽(安藝士)櫻井元憲(同上)久保田秀雄(同上)中根師賢(越前士)酒井忠温(同上)毛受洪(同上)後藤泉太郎(土佐士)神山君風(同上)福岡孝悌(同上)等任ぜらる、而して公卿以上の參與、藩士等以下の參與と稱す、明治元年正月三職を八科に分ち、翌二月三職八科を三職八局に改め、總裁は宮之に任じ、副總裁は、公卿或は諸侯を任じ、萬機を總べ、一切の事務を裁決す、議定は、宮、公卿、諸侯を任じ、事務各課を分督し、議事を決定す、參與は、公卿、諸侯、武士を任じ、事務を參議し、各課を分務す、同年閏四月官制を改め、三職を廢して議政官の上局に議定及び參與を置き、議定は、親王、諸王、公卿、諸侯を以て之に任じ、内二人は輔相を兼ねしめ、政體を創立し、法制を造作し、機務を決定し、三等官以上を銜衛し、賞罰を明にし、條約を定め、和戰を宣することを掌る、參與は、公卿、諸侯、大夫、士庶人を以て任じ、職掌議定に同じからしむ、二年五月議政官を廢し、上下課局を開き、行政官中に、議定四人、參與六人を置き、執事も擧げて任す、尋で七月官制を改めて之を廢す(明治史要、法令全書)

サンシヨクモノ 三所物 目貫、筭、小刀の三品揃ひたるを云ふ、貞七雜記に「此の名目古代に聞えざる事なり、條々圖書に云く、公方權御禮物の條、

サンシヨク

御目貫の内つよ桐焼付、御筭しやくどうみ、焼付、又櫛の内左右に御めわきの如くなる桐を焼付候、御小刀つか、かかくわんあり云々、是れ御目貫御筭は桐同様につけたる旨注せり、御小刀桐の沙汰注さず、されば古代目貫と筭とは同様でありしなれど、小刀は別なるべし、既に後藤家に祐乘宗乘乘此の三代の作に、目貫筭と二品揃ひたるはま、有りしといへり、光業より以來は、目貫筭小刀三品揃ひたる品出れりしと云ふ説あり、されば元龜天正和の頃はや三所物ありしなるべしと見えたり、

サンシヨクフキヤウ 産所奉行 産所奉行 町幕府の職名又御産所總奉行とも御産所右筆とも云ふ、將軍家御産の事を掌る(御産所)吉妻親壽永三年七月十二日の條に、御産の間雜事を奉行すと見えたり、然れども定まれる職にあらず、足利義滿生、時、評定衆の内中條二階堂の二氏其事を奉行し、奉行人中より松田白井の二氏右筆となる、此より二階堂氏は世々御産所總奉行となり、松田氏はさしつぎの奉行を命ぜらるゝ習となれり(武家名目抄)

サンセイ 三聖 僧空海、菅原道真、小野道風を云ふ、入木道の聖たるを以てなり(政事要略、夜鶴庭訓抄)

サンセイツシン 三世一身 聖武天皇の御宇、聖田に對して行はれし法をいふ、コンテンの條參看、

サンセキ 三蹟(三跡) 我國にて能書家三人を云ふ、小野道風、藤原佐理、藤原行成を云ふ、小野道風は菅原道真の遺風を繼ぎ、別に新機軸を出だして、菅原の蹟を離れ、漸く和様の端を啓きたり、之を野蹟と云ふ、後に佐理、行成出て書に巧にして和様を大成す、佐理の書を佐蹟、行成の書を權蹟と云

サンゼン

ひ、野蹟と併せて三蹟と云ふ、尊卑分限行成の傳に「本朝入木相承大祖、能筆本朝祖三跡内、號權蹟是也」と見えたり、又嵯峨天皇空海を二聖と云ふに對して、三賢とも云ふ、尺素往來に、道風、佐理、行成稱之三賢、候哉と見えたり、猶入木道(ニフホクダウ)參看すべし、

サンゼン 三千院 山城國愛宕郡大原村の圓徳院とも圓融院とも、梶井宮とも梨本坊とも云ふ(日本書紀)天台宗、本寺にて延暦寺三門跡の一〇本尊藥師如來(圓融院)桓武天皇延暦年間僧最澄、觀山中堂創立の時、東塔の南谷に假に一字を結構す、此を本院の草創とす、貞觀二年僧承雲、清和天皇の勅を奉じて、殿堂を改築し、三千院圓融院と號す、天皇屢々臨幸あり、堀河天皇第二皇子最靈親王より皇族相承の寺となり、天台三門跡の一と定め、聲明音律を統綜す、宮中儀法講の時、本院の法親王之が導師たり、その後觀應坂本郷梶井里に宮殿堂舎を移す、因て梶井宮と號す、貞永元年殿堂焼失す、建長二年山城國舟岡山の麓梨ヶ鼻に移す、其結構宏壯なり、其後白川に移り、應仁の兵火に燒し後此地に移り又災す、天正中再興すと雖も、往昔の觀に復せず、元祿十一年御車路廣小路に別に邸地を賜ひ、宮殿を構築して里坊と稱す、已來法親王此殿に居住し、本院は法規修行の住山となれり、堂宇は、慶長中樂廣殿の舊屋を以て造營したるものにて、其屋根は檜皮葺にして結構甚だ雅潔なり〇極樂院は、三千院内の持佛堂にて往生極樂院と云ふ、永觀三年花山天皇の詔を以て、忠心僧部の建立せし所なり、常行三昧堂の古式、破風造とし、内椽には天井なく、檜を冠して之を覆ふ、欄間に廿五菩薩、佛音の板壁には兩度陀羅尼を畫く、共に忠心の筆とす、本尊丈六阿彌陀佛、左右の觀

サンゾク

音勢至は共に忠心の作と傳ふ、今特別保護に屬す〇梶井宮殿は、門跡の一般宇にして、極樂院と相對す、儀法講修行の内道場なり、明治維新の後、儀法講中絶し、宸殿も亦廢毀したりしが、明治三十年宮内省より寺門に於て同講復興を許したるを以て、目下淨財を集めて再建企畫中なりと云ふ〇什寶貴重の文書及び書畫頗る多し〇左に歴代を示す(山城名勝志、平安通志、京都名勝記)

〇最澄 圓仁 承雲 延雄 尊意 安應 尊叔 明快 眞眞 仁覺 仁豪 仁實 最雲 最忠 明雲 承仁 承圓 尊快 尊覺 最仁 澄覺 最助 覺雲 觀雲 恒雲 尊忠 承覺 承鏡 尊雲 尊胤 承胤 恒胤 覺觀 明承 義承 義鏡 義胤 榮胤 産胤 應胤 承快 最胤 慈胤 最昭 道仁 觀仁 常仁 承眞

サンゾク 三族 父、母、妻の族、或は父母、兄弟、子孫との族、或は父、子、孫との族をいふ、五等親(ネトウシン)參看、

サンダイエン 三臺鹽 名義 唐樂平調二十九曲中の一、常に鹽の字を略す、一名天壽樂と稱す、新樂にて中曲、曉あり、後ち絶ゆ〇被拍子十六、念拍子十六(起原 清國文獻通考などには唐太宗の作ると見えたり、醉郷日月に則て天后の作とある方よかるべし、我國へは犬上是成傳へたりしかど、いたく秘して人に知らせざりしかば、後世遂に絶ゆるに至れり(禮樂志、歌舞音樂略史)

サンリ

サンリ サンタ

サンテ

六月廿六日薨す、年七十一(公卿補任、大臣補任)
サンテウサネタタ 三條實忠 名義後
 三條前内大臣と號す。公茂の子、母は家女房
 康永二年四月内大臣に累進し、貞和元年九月
 辭職三年正月四日薨す、年七十四(公卿補任、大臣補任)
サンテウサネチカ 三條實親 名義世
 白川入道前右大臣と號す、又後三條、淨土寺とも
 いふ、法名靜圓。公房の子、母は内大臣忠親の
 女。嘉祿四年七月右大臣に累進し、仁治元年九
 月職を辭す、建長五年九月出家、弘長三年三月四日
 薨す、年六十九(尊卑分脈、公卿補任、大臣補任)

サンテウサネツム 三條實萬 名義
 中興、制臺して澄空といふ、忠成と號す。公修
 の子。康和二年二月十五日生る、文化九年首服
 を加へ、右近衛權少將に任じ、文政七年累進して權
 大納言に至り、天保二年議奏となる、實萬職を奉ず
 ること、格調周章、尊章に率由し時弊を除革する等、獻
 替の功頗る多し、仁孝天皇深く之を器とす、天皇の
 崩後孝明天皇を輔け、尋で武家傳奏となる、既にして
 嘉永六年米糶渡來するに及び、國事漸く多端、内
 憂外患並び生ず、實萬公武の間に在りて、建築する
 所跡なからず、安政四年二月右大將を兼ね、また外
 國事務を掌り傳奏を修む、五月内大臣に昇る、是時
 に當り朝廷の大匠中、才德器識實萬の右に出づるも
 のなく、朝野望を屬す、五年三月内大臣、及び右大將
 を辭す、外國事務を知る事なほ舊のことし、水戸藩士
 入京して諸公卿間を遊説し、所謂密勸下賜の事あ
 るや、幕府の大老井伊直弼は、以て國家の秩序を亂
 すものとなし、之に關係せる志士を捕へ、併せて幕
 府の政策に反抗せる公卿諸侯以下を處罰す、實萬ま
 た幕府の忌憚を蒙り、職を辭して采邑上津屋野村に

に移る、後また山吉居住せしと見え、天正八年上杉景
 勝三條城を攻るべしとて御馬を寄せらる、前代の
 城主は山吉なりと越後治風記に見ゆ、上杉氏の有と
 なりてより將士を置き守らしむ、慶長の年堀氏入國
 の時、家老權樂助直清を城主と爲す、同十五年松平忠
 輝の移住後、家老大隅守重勝をして守らしむ、元和二
 年忠輝改易の時、重勝下總關宿へ轉じ、伯耆赤橋より
 市橋長勝轉封し當城に治す、元和六年長勝死後、稻垣
 長茂之に代り二萬五千石を領す、慶安四年多河刈谷
 城に移封し遂に廢す(北越雜記、恩榮錄)

サンテ

屏居し、後ち更に一乘寺村に移る、六年五月幕府議
 して落飾せしむ、幾干もなくして十月六日薨す、年
 五十八、天皇實情し、爲めに朝を輾むる事三日、薨す
 るの前一、特旨從一位に叙す、超えて十三日小倉
 山に葬る、文久二年七月右大臣を贈り、明治二年更
 に詔して忠成と號し、十八年十月神號を賜ひて梨木
 神社と號し、別格官幣社に列し、三十二年また正一
 位を贈る(三條實萬公事略、官報)

サンテウサネハル 三條實治 名義
 心院と號す。關原元祿六年八月内大臣に累進し、尋
 で辭す、十七年正月右大臣となり、また罷む、正徳五
 年三月左大臣に任ず、同八月之を辭す、享保九年八
 月十二日薨す、年七十五(公卿補任、大臣補任)

サンテウサネヒデ 三條實秀 名義
 心院と號す。正保五年閏正月内大臣に累進し、
 同年十二月辭す、慶安五年九月右大臣と爲り、承應二
 年二月罷め、萬治三年正月左大臣に任ぜられ、寛文十
 一年八月廿五日薨す、年七十四(公卿補任、大臣補任)

サンテウサネフサ 三條實房 名義
 條入道と號す、法名清空。關原公季八代の孫、公政
 の子、母は中納言清隆の女。享文治五年七月右大
 臣に累進し、建久元年七月左大臣に轉じ、七年三月辭
 職、尋で出家す、嘉祿元年八月十九日薨す、年七十八
 (尊卑分脈、公卿補任、大臣補任)

サンテウサネフユ 三條實冬 名義
 世に後三條入道太政大臣と號す、法名常忠。公忠
 の子。康永二年十二月内大臣に累進し、三年七
 月右大臣に、六年二月左大臣に轉す、九年八月太政大
 臣と爲る、十四年二月出家、十八年一月薨す、公卿補
 任、大臣補任)

サンテ

條入道相國、又は三條と號す、法名運覺。關原公實
 の三男、母は美濃守基貞の女。關原治七年正月叙
 爵、永久三年四月參議に任じ、久安五年七月右大臣
 に進み、六年八月太政大臣に任じ、保元二年八月辭
 職、永曆元年正月出家、應保二年七月廿八日薨す、年
 八十四(尊卑分脈、公卿補任)

サンテウサネトミ 三條實美 名義
 父を實萬といふ。天保八年二月八日京都に生る、
 嘉永二年從五位下に叙し、安政元年從五位上侍從に
 任ず、禁色昇殿を聽さる、文久二年從三位權中納言に
 累進し、議奏使と爲り詔を奉じて江戸に至り攘夷の
 旨を達す、同三年朝廷親兵を徵し實美を總督と爲す、
 既にして朝議一變し長門に奔る、慶應三年幕府政を
 還す、實美召されて議定となる、明治元年正月副總裁
 議定職に任じ、尋で外國事務總督を兼ね、大納言に任
 じ左近衛大將に轉す、江戸に下り關東監察使となる、
 五月右大臣に任じ、輔相兼關東州鎮將たり、同三年太
 政大臣に任ず、六年病あり官を辭す、優賜給はらず、
 九年勳一等旭日大綬章を賜ふ、十一年實勳局總裁を
 兼ね、十二年修史館總裁を兼ね、十五年四月大勳位に
 叙し、十七年公爵に叙す、十八年内大臣に任じ尋で辭
 す、十九年一月勳勞を賞せられて終身年金五千圓を
 賜はる、二十二年十月假に總理大臣を兼ね、尋で辭す、
 二十四年二月十八日病歿するや、聖駕臨問ありて正一
 位に敘せらる、同日薨す、年五十五、北豐島郡吉羽羽
 國寺に國葬す、朝廷痛惜三日間朝を廢せらる(墓誌)

サンテウシヤウ 三條實朝 名義
 滿原郡、今の美館村。關原公實の孫、德治二年佐
 原四郎成明五十嵐川の邊山吉に新城を築き、此時山
 吉と改號し、此地を所領すと、降りて永正十一年、山
 吉家長、長尾爲景の懸望に任せ、當城を讓り同郡水場

サンテ

に移る、後また山吉居住せしと見え、天正八年上杉景
 勝三條城を攻るべしとて御馬を寄せらる、前代の
 城主は山吉なりと越後治風記に見ゆ、上杉氏の有と
 なりてより將士を置き守らしむ、慶長の年堀氏入國
 の時、家老權樂助直清を城主と爲す、同十五年松平忠
 輝の移住後、家老大隅守重勝をして守らしむ、元和二
 年忠輝改易の時、重勝下總關宿へ轉じ、伯耆赤橋より
 市橋長勝轉封し當城に治す、元和六年長勝死後、稻垣
 長茂之に代り二萬五千石を領す、慶安四年多河刈谷
 城に移封し遂に廢す(北越雜記、恩榮錄)

サンテウニシウチ 三條西氏 姓は藤原、
 大臣家の一、西三條氏とも稱す、正親町三條公氏より
 出づ、六世の孫實繼の二男公時權大納言從二位と

サンテ

なり、永徳三年に卒す、其第三條の北、朱雀の西に在
 り、子孫依て氏となす、公時の曾孫道遠内府實隆、
 其男稱名院右大臣公條、其子三光院内大臣實枝等を
 稱して、三條西三代といふ、共に學に厚く和歌に優れ
 たるを以てなり、爾來歌道を傳へ家業とせり、子孫
 相繼ぎて明治に至り、華族に列し伯爵を授けらる、現
 今西三條と稱す、其支族に武者小路、押小路氏あり
 (尊卑分脈、有職中抄、華族諸家傳、華族譜)



(集覽掛圖編料史)藏所院尊二城山

サンテウニシキンエダ 三條西公條
 本名公保、稱名院と號す、法名仍覺。實隆
 の子、母は教秀の女。天文十年正月内大臣に累
 進し、尋で辭す、十一年閏三月右大臣に任じ、十二年
 七月罷り、十三年二月出家す、永祿六年十二月二日薨
 す、年七十七、和歌を能し父の業を繼ぎ才和漢を兼ぬ

サンテ

宇紀抄抄、明星抄等(公卿補任、大臣補任、野史
サンテウニシキンクニ 三條西公國
 もと公光、又は公明ともいふ、關原院と號す
 實世の三子。天正十五年十一月内大臣に
 累進し、同年十二月九日薨す、年三十九(尊卑分脈、
 公卿補任)

サンテウニシキンヤス 三條西公保
 世に後稱名院入道前内大臣と稱す、又武者小
 路と號す。寶徳二年五月内大臣に累進し、同年
 六月辭す、康正元年出家、長祿四年正月廿八日薨す、
 年六十三(公卿補任、大臣補任)

サンテウニシサネエ 三條西實枝
 本名實世、又實澄、三光院入道と號す、法名豪
 空、或は空覺と云ふ。公條の長子、母は從一位元
 長の女。天文十年權大納言に任じ正二位に叙
 し、實澄と改名、後今名に改む、天正七年正月内大



(集覽掛圖編料史)藏所院尊二城山

サンバ

博識を以て匡房と名を齊くす、之を三房と云ひ、また後三房に對して前三房とも云ふ、北島親房博學多識強記にして歴史政治に達す、後醍醐天皇之を擧用して政を行はしむ、是より先吉田定房、萬里小路宣房等宏覽博識にして、後宇多法皇に任用せられ、後醍醐天皇の親政に至り、三人共に皆名あり、之を後三房と云ふ、臥雲日伴鎌文正元年七月十二日の條に、予又間前有三房、後有三房、皆本朝博物之士也、其人々未嘗三名字如何、曰、後三條院代正房惟房爲房三人同時出、又後醍醐天皇代有宣房定房親房云々と見えたり、

サンバウ

法寶(佛の説ける教法) 僧寶(教法に隨ひて修業するもの)を云ふ、佛成道の時、先づ波羅奈に赴きて、五人の爲めに四諦の法を説く、陳如は法眼淨を得るも、餘の四人は未得なり、再説して始めて得、佛又无常苦空无我を説くに、五人共に阿羅漢を得、茲に於て佛を佛寶とし、四諦を法寶とし、五人と佛とを六羅漢と名づけ、之を僧寶とす、三寶の稱法に始まる、猶委しき事は祖庭事を見よ(諸乘法教、佛教いはる辭典)

サンバウ井

三寶院 所傳山城國宇治郡醍醐村醍醐眞言宗、下醍醐寺の塔頭、醍醐三門跡の一〇本尊大日、藥師、釋迦及び兩界曼陀羅、醍醐第七世時覺醍醐寺座主たるの時、本院を建立し、永久三年十一月五日落慶供養す、時覺覺定寶範後の三師に從ひて密法を受く、故に三寶院と號す、第九世定海國家鎮護の爲め灌頂堂を院内に建立し、本院に大日藥師釋迦及び兩界曼陀羅を安置す、鳥羽上皇勅して御願寺となし、阿闍梨敷口を置き、始めて結縁灌頂を行ふ、正治二年六月火災に罹り、僧成賢之を再興す、貞永元年十二月又燒失し、經四傳

サンバ

門のみその災を免る、第十一世慈深禪學を以て、醍醐寺の座主となり、寺運隆盛に赴き坊舎五宇を興し、定濟に至りて全く寺觀を復す、文保二年二月又災す、第二十五世滿濟は、將軍義滿の猶子にして、醍醐寺の座主に補し、一山を檢校し、准三后に昇り、是より座主は本院門跡の専任となる、永和中將軍義持殿堂を建營し、舊觀に復せしが、文明二年八月兵火に罹り、僧通海一字を建立し、法名金剛王輪院と號し、更に灌頂堂を再建す、弘治二年灌頂堂燒失し、僧義演天正十三年僅に小堂を修造す、關白豐臣秀吉義演に歸依し、慶長三年醍醐山に觀花宴を張らんとして、先づ金剛王輪院の殿堂庫院數字を修興す、現今の建物即ち是なり、今特別保護に屬す、後に金剛王輪院を廢して三寶院となし、その寺領六百石を以て本院に附し、修驗道を總管す、舊時山伏と稱するは役小角を最初とし、其法脈を受くるもの、大和國金峰山に入りて苦行練行す、聖寶小角の遺志を繼ぎ、之を振興し、白河天皇の時に至りて二派に分れ、本院と聖護院とに分屬せり、爾來兩派の門徒爭論し、先達と稱するもの之を制する能はず、慶長十八年五月、江戸幕府令して三寶院を小野赤流の正嫡となし、修驗道根本法祖と定め、之を直轄統治せしめしと云ふ、明治維新の後一時衰頹せしが、更に其維持方法を立て、今醍醐一山を總管せり〇什寶極めて多し、足利以來の文書記録に當み、滿濟義演日記の如きは室町時代史を研究せんとするものは、是非とも一讀せざるべからざるものなり、又秀吉花見の時の和歌味草珍とすべし、虚空藏菩薩畫像、五秘密畫像、彌勒菩薩木像、大日經開題(傳海聖)聖寶文書等は皆國寶に屬す、其他古寫經古文書枚舉に遑めず、〇今左に歷代を示す(山城名勝志、山州名勝志、平安通志、京華要

サンバ

〇勝覺 定海 元海 實運 勝賢 實繼 成賢 真海 聖海 勝尊 惠深 定濟 定勝 道性 聖深 聖雲 定任 賢助 聖尊 聖尊 賢俊 光濟 聖珍 光助 滿濟 義賢 政深 義覺 政紹 持嚴 義覺 義演 覺定 高賢 房演 實演 高演 勝演 定演

サンバウクワウジン

三寶荒神 數說あり(一)如來荒神、鹿野荒神、忿怒荒神を云ふ、荒神とは佛敎にて降魔の神を云ふ、梵語毗那夜伽の譯なりと(櫻洲集)(二)三寶は、佛敎に於て、荒神は貪欲神、瞋怒神、飢渴神を云ふ、貪欲の三毒より化現して、一切衆生の福徳を奪ひ、一切の障礙を爲し、貧窮災難を顯はすと(龍祭秘録)(三)役小角葛城山に坐して、赤雲を望し、往て神に謁す、寶冠を戴き六臂具足す、自ら云ふ、惡人を治罰する荒神にして三寶に歸伏すと、即ち三寶を護衛するより名づく(眞俗佛事編)(四)開成皇子攝津降臨にて、荒神の樂りを得て祭ること知らず、時に二鳥二札なくは、來りて落す、これ荒神々供の軌なり、世に傳ふる荒神は即ち是なりと(元亨釋書)(五)神素盞鳴尊、速瀨鳴尊、素盞鳴尊を云ふと(諸社根元記)第一説及び第三説は從うべきに似たり、後世荒神を三寶荒神となすは、僧徒の附會せし説なり、これ靈所に祭る大神の火産靈神は、伊邪那美神の御孫にも、心皇子と詔へる如く、御心荒くて、火に燒ある時は、怒り荒び給ふ神故に、古くは荒神と稱せり、而してこの大神に荒神なる奥津

比古、奥津比賣神を祀祭して、三神となるが、文字の同じさま、附會して混一せるものなり、カマドノカミ參看、

サンバウチヤウギン

三寶丁銀 名種 江戸時代に行はれたる銀貨の一種、面に寶の字三つ、幅印あるを以て名づく、縦二寸五分、横一寸、重三十二毫八分、貨率大凡百分中、銀三十二分、銅六十八分、面に寶の字三つ幅印あり、醍醐國寶水七年四月、豆板銀と共に鑄造して之を行はしむ、鑄造の總額三十七萬四千八百七十七貫目、同年より、正徳元年までを鑄造の年限となす、享保五年三月、通用の年限を六年と定めしむ(大日本貨幣史)

サンバウマメイタギン

三寶豆板銀 江戸時代に行はれたる銀貨の一種、縦八分、横八分五厘、重七毫五分、三寶丁銀と共に鑄造す、サンバウチヤウギンを見よ、

サンハカセ

算博士 名種 サンノハカセと云ふ、唐名算學博士、又密學博士、算術を教ふる事を掌る、又諸國より天皇へ貢る御調物を勘計する事を掌る、大學寮に屬し二人あり、七位上相當、算道の最上官、醍醐國文武天皇大寶元年創置す、後世三善小槻兩家の世職となる、竿道は三善氏之を傳へ、必ず其家譜を用ひ曆数を習へり、小槻氏は諸國の調、庸、租の勘定計を掌り(令義解、職原抄)

サンバンガシラ

三番頭 江戸時代、小姓組、書院番、大番の頭の總稱、詳しくは各條を見よ、

サンビツ

三筆 我國にて入木道に達したる嵯峨天皇、橘逸勢、備空海をいふ、各氏の傳及び「ニフホクダカ」を見よ(和漢名數)

サンフ

參府 江戸時代、諸大名の江戸に參觀するをいふ、其時江戸幕府、物を獻上するを常とす、

サンバ

サンフ

是を參府獻上と稱す、諸藩によりて品物異なりと雖も、概れ巻物、銀、太刀、綿、馬代等の内、二三種を獻す、今諸藩の二三を示せば左の如し(享保武鑑、大日本租稅志)

Table with 2 columns: 品名 (Item Name) and 目録 (Inventory/Details). Items include 尾張名古屋巻物二十、紀伊和歌山巻物二十、越前福井銀三十枚、陸奥會津銀二十枚、加賀金澤銀五十枚、薩摩鹿兒島銀五十枚、陸奥仙臺銀三十枚、肥後熊本銀三十枚、長門萩銀三十枚、肥前佐賀銀三十枚、對馬府中銀三十枚、蝦夷松前銀馬代、銀馬代、虎皮五枚、鷹尾三十尻、龜虎皮、昆布五箱、品目、銀五十枚、太刀、綿三十把、銀燭三百挺、巻物二十、巻物二十、巻物二十、巻物二十、巻物十、巻物十、龍紋十卷、金馬代、人參五斤、昆布五箱。

サンアイチギンナフ

三分一銀納 江戸時代、石代納の一にて、上方藩に於て、田畑總取米三分の一を銀納とするをいふ、即ち畑年貢にして關東の畑永の如し、但し其率關東に比すれば、十分の二を加ふ、古に、米一石に、銀四十八匁の定價なりしが、享保中より、他の石代に同じく、其年上米平均の時價に増銀何匁と改めたり(地方凡例録、大日本租稅志)

サンフギヤウ

三奉行 江戸時代にて、寺社奉行、町奉行、勘定奉行の三人をいふ、詳しくは、各條を見よ、

サンフ

サンホ

三伏 極暑の候の名、初伏、中伏、末伏をいふ、夏至の後第三の庚を初伏とし、第四の庚を中伏とし、立秋の後初の庚を末伏となす、或は小暑の後第一の庚を初伏とし、二度を中伏、三度を末伏ともなす(和漢三才圖會)

サンフケンジヤウ

參府獻上 「サンフ」を見よ、

サンフシントウ

三部神道 唯一宗派神道、兩部神道、本途緣起神道を云ふ、宗源神道とは中臣、卜部、忌部家に傳へたる古來よりの純一なる神道を云ひ、兩部神道とは傳教弘法等が佛法を以て神道に附會し、胎金兩部を陰陽に配し、神佛の本地を同一體となす、所謂本地一體の神道なり、本途緣起の神道とは、諸國の神社に傳へたる緣起によりて祭典を執行する一派なり、(シンマツ參看(指圖雜記))

サンフタイ

三分代 年給にて三分(按)の代に、内官の内舍人に申任するを云ふ、天曆八年醍醐天皇皇女康子内親王當年別遷給三分代として藤原朝臣公望を内舍人とせしを始めとす、(ネンキフ參看(年給考))

サンヘイガシラ

撤兵頭 江戸幕府の職名、持小筒組(モチコツツケミガシラ)を見よ、

サンヘイタイ

三兵隊 江戸時代、歩兵、砲兵、騎兵三隊の總稱、歩兵奉行(ホヘイブギヤウ)を見よ、

サンヘイフギヤウ

撤兵奉行 持小筒組(モチコツツケミガシラ)を見よ、

サンホウセン

三峰尖(三峰膳) 桑名、真丈雜記に、葛の粉にて作り、五色に色をそめて三つの山の形を作りて、たれみその汁をかけ、むきぐるみを前に入れて出す也、山の色は、三色つー

サンフ

サンホ

サンボ

つかはらけにもなるなり、此の色に兩説あり、一説には、須彌山の色にかたり、黄(北冬)、青(南夏)、白(東春)、赤(西秋)とするなり、歌に、北は黄に南は青く東白、西くればなぬにそめいろの山、蘇命路山とは、須彌山の事也、又一説には、五行の色を用ふるなり、青(木色東春)、赤(火色南夏)、黄(土色中央土用)、白(金色西秋)、黒(水色北冬)、四季によりてもりやう、噴ひ様替る也、宗五大雙紙に委しく見たり、又三議一統にも見たり、盛やう噴やう等宗五とは違ひたり、とあり

サンボクサントウ 三木三鳥 古今傳授中の一秘事、コキンテンジユの條を見よ、

サンボフシ 三法師 織田信忠、織田秀信、織田秀雄の幼名、各條參看、

サンボンスキノモン 三本杉紋 紋所の名、杉の立ちたる象を三つ列れたるもの、大神姓なる藤林氏の家紋となす、又岡崎の本多氏、播磨山崎の本多氏は一本杉を用ふ(武鑑、諸家紋鑑)

サンマイ 散米 (一) 祝の時に散する米を云ふ、邪氣を拂ふ爲なり、或は云ふ巳を盡して願にせる心なりと(二) 神拜の時、散して神前に獻する米を云ふ、又神供と云ふ、共に「ウチマキ」又は「ハナシネ」ともいふ(一)は天孫降臨の時、雲霧冥晦にして、物色を辨せず、依りて天孫降臨を抜きて、之を四方に散らすに忽ち開晴すと云ふ、是れ散米の起る所以なり、蓋し我國は瑞穂國にて特に稻を尊びし風習なるべし、大殿祭の祝詞に散米酒切木綿於殿内四角と見え、空穂物語藤原君巻に「恐しき病つきて、ほとく敷いまたすかる、いちめまつりばらへせさせんする時にの給、あたら物を我ためにちりばかりのわざすな、はらへすとともちまきによれいるべし、もみにてたれな

サンマ

さば多くなるべしとあり、後に御座の時に用ひ、又轉じて佛事にも用ひたり、紫式部日記、榮花物語、宇治拾遺及び記録等に屬々見たり(二)は七十一番歌合に「戀せじと神の御前にゆかづきてさんぐの米の打はらふ哉」と見たり(三)は「倭訓栞、貞丈雜記、嬉遊笑覽、南嶺遺稿、古事類苑神祇部」

サンマイガハノオホアラメ 三枚草大荒目 「オホアラメ」ノロロを見よ、

サンマイカフト 三枚兜 鉢付の板の三枚なる兜を云ふ、(カフトの條を見よ)、牛井本保元物語白河殿夜討條に、伊藤六は生年十七歳死生不知の兵也、萌黄句の腹巻に三枚甲に染羽の矢負云々、と見えたり、

サンマイダウ 三味堂 法華三昧を修する堂を云ふ、法華三昧堂の略稱、三味は梵語、譯して調直定又正定と云ふ、心の暴を調へ、曲れるを直し、散するを定め、或は心を正し定むる義なり、即ち心を一處にあつめて善事を行ふを云ふ、智度論に、何時爲三昧、善心一處住不動、是名三昧とあり、即ち法華經を一心に誦し、妙理を觀念して心を他に移さざるを法華三昧と云ふ、専心念佛するを念佛三昧と云ふ(譯名彙編、佛敎、いろは辭典)

サンマイバシシヤウ 三枚橋城 沼津城(ヤマツシヤウ)を見よ、

サンミヤク井サキノクワンバク 三藐院前關白 近衛信尹(コノエノブタダ)を見よ、

サンモン 山門 比叡山延曆寺を云ふ、エンリヤクジを見よ、

サンモン 山門(三門) 寺の前に在る樓門を云ふ、又寺院の總稱にも云ふ、釋林象器に、山對山城市之言、城市俗山林眞凡觀者反俗居、本宜在山、

サンモ

所謂遠難處也、故在(城市)者、亦用(山)號、夫踏(向)眞道(者)當(由)此(入)故言(山門)也と云へり、山門の制、中央、左、右と門三つ列れる故に三門とも云ふ、釋氏要覽に、凡寺院有三門者、只有二門、亦呼爲三門、者何也、佛陀論云、大宮殿三解脱門爲三所入所、大宮殿論法空涅槃也、三解脱門謂空門、無相門、無作門、今寺院是持戒修進求(至)涅槃(入)居(之)、故由三門(入)也と見えたり、

サンモントハ 三門徒派 眞宗一派、如導を派祖とす、本山は尊照寺、越前國福井市に在り、正應三年、如導、足羽郡大町村に一字を創して、尊修寺と稱す、如覺、道性の二弟子師化を助け、佛足の形をなす、世に三門徒といふ、第三世淨一、中野村に移り、尊照寺と改む、天正十三年八月、正親町天皇、勅願所の宣下あり、其後現地に轉す、明治十一年十二月、派名公稱別立の儀を許されたり、眞宗(シンシュツ)參看(日本佛敎史綱、佛敎各宗綱要、法令全書)

サンモンノサントイジシヤ 三門三大侍者 眞宗にて燒香侍者、書狀侍者、請寄侍者を云ふ、燒香は燒香の行禮法語を記録するを掌り、書狀は住持の往復書簡等を掌る、書狀侍者は、又内記とも、内史とも云ふ、外記外史に對するなり、請寄は住持の内客の應待する事を掌る(敎修清規)

サンモンノサントイゼンジ 山門三大禪師 眞宗にて都寺、維那、燒香侍者を云ふ(釋林象器)

サンモンフギヤウ 山門奉行 室町幕府の職名、延曆寺を管する者を云ふ、寺社奉行(シヤアヤウ)參看、

サンモンマス 山門樹 三井寺の所領にて年貢を納むるに用ふる樹の名、

サンヤウダウ

山陽道 中國の一、道、本邦の西部に位し、播磨、美作、備前、備後、安藝、周防、長門の八國より成る、北は山陰道に連り、東は五畿に接し、南は一帶に瀬戸内海に瀕す、上古には吉備道、又は四道と稱す、神武紀に甲寅年十月二月丙辰朔、壬午、至安藝國、居予埃宮、乙卯年春三月甲寅朔、己未、從入吉備國、起行宮、以居之と見え、崇神紀に、十年九月吉備津彦道四道とあり、又「カゲトモノミチ」といふ、成務紀に、山陽曰「影面」と見えたり、天武天皇の御宇、吉備國を分て三國となし、備前、備中、備後と稱す、十四年九月、佐味朝臣少麻呂を山陽の使者となし、國司郡司及び百姓の消息を巡察せしむ、文武天皇七道を定むるに及び、山陽道、播磨備前備中備後安藝周防長門の七國を管す、四年十月に波多朝臣季後門を周防總領となし、上野朝臣小足を吉備總領となす、元明天皇和銅六年四月、備前國を割て美作國を置く、茲に於て八國となる、醍醐天皇延喜式制定の時、山陽道、播磨美作備前を近國と爲し、備中備後を中國と爲し、安藝周防長門を遠國と爲す(書紀、續紀、延喜式、國郡沿革考)

サンヤク 三役 江戶幕府の時、傳馬宿入用米、六尺給米、及び藏米入用金を、領地より高に應じて出すを云ふ、(一)傳馬宿入用米は、五街道の間屋本陣の給米、並に宿方の入用に要する爲め、(二)六尺給米は、養所にて召仕ひ人の扶持に用ふる爲め、(三)藏米入用金は、人民田租を上納する時の諸入費に充つる爲めの米金なり、此の三役は、徳川氏の領地にのみ賦課し、若し私領と成る時には、傳馬宿入用米、及び六尺給米を合せ、高百石に付き二斗六升を夫米と名付け、藏米入用は、糖葉代と稱し、孰も高掛にて御料の節の如く取立るなり(肥前藩傳馬宿其始め

サンヤ

サンヨ

サムラ

詳かならず、徳川時代に至り始めて名稱を附し高に應じて納めしむ、傳馬宿入用米は、寶永四年宿手代を五街道の驛所に置き、之に給するが爲め賦課せしに始まり、正徳二年宿手代を廢すれども舊に依て徵收し、遂に宿驛の間屋本陣等に給するに至る、享保六年吉宗の時、率を定めて高百石に米六升と爲す、六尺給米は初め庭厨に召使ふ人を高に應じて出さしめし、中古よりその代に給米を出さしむ、享保の年に至り高百石に付き米二斗を出さしむ、藏米入用は元禄二年より上方は高百石に付き銀十五匁、關東は永二百五十匁と爲せり、而して三役は享保以前諸國一ならずして課するあり課せざるもありしが、其後一定して更革することなし、寶曆八年正月米納を悉く金納となさしむ、明和八年七月家治の時、六尺給米のみ米納となす、天保八年九月家齊の時、悉く米納となす、明治二年六月猶ほ從來の如く納めしめしが、四年七月二十七日傳馬宿入用米及び六尺給米を廢し遂に全く廢せらる(地方凡例録、大日本租稅志)

サムラヒ 侍 薩阿(サンシヨク)を見よ、

サムラヒヒバウシ 侍鳥帽子 横さび鳥帽子(ヨコサビエバウシ)を見よ、

サムラヒヒシヤウ 侍大將 武門に仕へたる侍にして一軍の將となり、軍士を指揮する者を云ふ、臨時の職、事ある時侍中より擢補す、平家物語宇治橋合戦の條に、侍大將は上總守忠清其子上總大郎判官忠綱飛騨守景家云々、源平盛衰記源氏勢法條に、關東の評定には梶原平三は侍大將軍にて九郎義經に付き、土肥二郎は侍大將軍にて蒲冠者に相從ふべしと被定たりけり、同伯耆卷に、四月八日六波羅合戦有之、御方討負給ひて、大將頭中將、侍大將村上

サンリ

サムラ

列官高僧法眼源盛等八幡へ引退く云々と見え、其他太平記にも見たり、室町幕府の末に至りては名義や、亂れて家の定め同じからず、果は侍大將足輕大將と並べ稱し、侍一組を預り指揮する者の稱となれり、後世の番頭は大概此職掌なり(武家名目抄)サムラヒヒコロ 侍所 「サアラヒ」を見よ、サムラヒヒコロ 侍法師 門跡に奉公する細所の輩を云ふ、髪を剃らず妻帯にて常の侍なり、見の時長絹をつけ坊號をも付く、成長の後は國名を付く、古は僧なりき(寺官抄、釋尊新録、貞丈雜記)サンリン 山隣 眞宗の大徳寺、妙心寺を云ふ、五山の隣封(隣は隣寺隣山の意、封は封疆の意)に在るが爲なり(釋林象器)

サンリヨウ 山陵 陵(ミササキ)を見よ、

サンリヨウシ 山陵志 卷二(二卷) 歴代御陵の事を考證して記したるものなり、一卷に大和山陵三十一箇所、河内山陵十三箇所、和泉山陵三箇所、攝津等七箇所、山陵各一箇所、二卷に山城山陵(泉涌寺除)三十箇所を載せたり(續編、蒲生秀實(山陵志))

サンリヨウアキヤウ 山陵奉行 江戶幕府の職名、山陵を修補し、總て諸陵の事を掌る(肥前藩傳馬宿王政衰へ、武家割據の世となりてより、諸陵荒廢す、徳川氏の治世に及び、元禄中、周廻に垣を設く、享保中また周濠を掘る、然れども既に其所在の地の分別し難きもの多きを以て、文政天保年間より、京畿諸國有志の士、各地を經歷して、探討を務る者あり、文久二年閏八月、戸田忠恕(越前守)を以て、山陵修繕御用掛となす、其上書に據るなり、十一月、戸田の族、戸田和郎を抜擢して、山陵奉行に補し、大和守に任じ、歳俸二百人扶持を給し萬石以上の格

サルガ

態假成夫婦之體、學三衰翁爲夫、撰純女爲婦、始發三言、後及交接、都人士女之見者、莫不解頤、斷斷、輕々之甚也、とあり、なほ宇治拾遺に、職事家綱、行綱の兄弟が、堀河院の仰によりて猿樂を爲しし時、行綱まことにさむけなるけしきを以て、膝を脱までかきあげて、細腰を出して、わなき寒けなる聲にて、より／＼のふけて、さらに／＼にさむさに、ふりちうふりちうありちうあぶらんといひて、庭火を十回許り走りたるに、上より下さまに至るまで、大方どよみけりなど見えたるにて、當時における散樂の一斑を推知すべきなり、後一足、高足などいへる輕樂に類したるものは、田樂に移りしが、デシカクシ參看、鎌倉時代に入りては、田樂の隆盛に歴せられて一時衰へたり、後嵯峨天皇の時、大和の猿樂師圓滿井(子孫圓滿井座と稱す)といふ者工夫して、基を田樂により、更に曲舞、延年舞等の舞態を參酌し、章振附を爲し、幾多の新曲を作り、専ら春日の神祭に用ふ、之れ即ち猿樂の能の起因にして、神事能と唱へたり、されば室町時代まで大社の神事に從ひし猿樂の諸社は、大和春日明神に仕へたる外山(後ちの寶生)結崎(後ちの觀世)坂戸(後ちの金剛圓滿井)後ちの金春の四座、近江日吉神社に仕へたる山階、下阪、比叡の三座等其重なるものにして、また河内に新座、丹波に本座、播津に法成寺座あり、加茂住吉の神事に從ひ、伊勢に和屋、勝田、主門の三座あり、大神宮の神事に從へり、下りて應永の頃、結崎次郎此伎を善くせしかば、足利義滿、召して同朋となし、觀阿彌と名乗る、其子元清また同朋となりて世阿彌宗全と稱し、將軍の寵を受けたり、よりて子孫觀世の名あり、此父子從來の猿樂の舞に、田樂の能、及び諸の舞を折衷して舞態を定め、幾多の新曲を作爲して諸曲を興し、

サルガ

また其曲節は、郡曲と平家とを撮合して、時好に違するが如くに作り、太鼓、大鼓、小鼓、横笛等の樂器を用ひ、名稱は舊に據りて猿樂と唱へたれども、古來より専らとしたる諸譜は狂言として區別したり、之より其伎盛んに行はれ、特に義滿以來猿樂を以て武家の式樂と定めしを以て、堪能なる者また輩出し、足利義政の頃は、觀世、今春、寶生、金剛等、各々座を別ちて、四座の猿樂と稱するに至れり、而して四座以外のもは手猿樂と稱し、なほ女猿樂といへるもありき、また觀世猿樂は永享五年にはじまる(クワンソノウ)參看)専ら豐臣秀吉また此伎を好み、屢々之を催したるのみならず、新曲を製作せしめて、自から舞ひしより、諸大名、家人等も習練せるもの多し、益々世に弄ばるゝに至る、江戸時代には、四座の外喜多流を加へて猿樂師を扶養し、式日嘉儀に際し、必ず之を行ひしより、名人と稱せらるゝものも尠からざりき、此時代には、また廣くは能樂の名を以て行はれ、伎を爲すものは能役者と稱せられたり、蓋し能とは猿樂の能の略稱なり、明治以後は一時衰微せりと雖も、近時漸々流行を來し、主として貴紳の間に弄ばる、名稱は猿樂の名自ら絶えて、單に能とのみ唱ふるゝこと、人の知る所のごとし、諸(ウタヒ)の條參看すべし(歌舞音樂史)○江戸時代、四座の猿樂の費用を、高二萬石以上の諸侯に賦課し、之を猿樂配當米と稱したり、憲教類典に據れば、元和四年の率に、二十萬石に二十石なり、想ふに、元和の後の率を改定せしなり、輕賦須知に據るに、享保年中の課率は、上方は一萬石に三石、關東は一石六斗五升、北國は二石五斗なり、弘化元年三月、金一兩に一石五斗、端銀は六十六匁の率を以て代金を收入せしむ(大日本租稅志)

サルツ

サルツ

サルツナギ 猿繁 妻戸の下の端にかけがれを打置き、縁につばがれを打置きて妻戸をひらきたる時のかげがれを、縁のつばがれにかけて戸をつなぎ置くものを云ふ、武雜記に、縁のさるつなぎと云ふ事あり、是れ妻戸をひらきたる時、妻戸の風にてあほらぬやうに、さるつなぎにてとめて置くなり、妻戸(ツマド)參看(貞丈雜記)

サルチ 猿手 太刀の名所、腕貫の緒を付けん爲めに、兜金に設けたる金具を云ふ、又結金とも云ふ、(カチ)參看、

サルホネ 猿頬 鼻のなき牛頬を云ふ、(カチ)參看、

サルマルタイフ 猿丸大夫 歌人、三十六歌仙の一、何代の人たるを詳かにせず、古今集の中に歌多く収まれるを以て、元慶頃の人なるべしといふ(三十六歌仙傳)

サルメ 猿女 神祇官(シヤクヤク)の職員を見よ、

サルヤマチクワイシヨカシツケキン 猿屋町會所貸附金 江戸時代における貸付金の一、マナクワイシヨシの條を見よ、

サワウタウ 藏王堂 金華山寺(キンアセン)を見よ、

サワヤマシヤウ 佐和山城(澤山城) 近江國犬上郡彦根町の東、佐和山(澤山城)永正中磯野員吉之を築き居り、子員正之を繼ぐ、元龜元年磯田信長之を攻め拔く能はず、諸將をして之に備へしめ、七月上洛す、同二年二月に至り員正遂に降る、丹波長秀城主となり五萬貫を領す、天正十年明智光秀之を有せしが、豊臣秀吉光秀を誅し又當城を奪ひ、堀秀政を城主とす、天正十八年石田三成此

サワラ

シ

シ

に住し、二十三萬石を領す、慶長五年九月徳川家康之を攻め陥れ、六年二月井伊直政に之を與ふ、同九年七月直勝の時、この地狹少にして水利の便なきを以て、彦根に移り、當城を廢す(廢城考、近江國輿地志略)

を用ひ、或は同類の語を對せしむることあり、字數に定數なく、句毎に韻を履も、句中の字は平仄に拘はらざるを古詩、八句より成りて三句と四句、五句と六句と對句(意の相對する字を用ふるを云ふ)に作るを律、句數に限りなく、只だ對句を多く連ぬるを排律、律の中の二の對句を絶て、首尾の四句にて成るものを絶句と云ふ(國語學)支那にては周の文王より始まるに云ふ、我國には弘文天皇の御製を以て史籍に見えたるの始めとし、尋で河島皇子大津皇子等皆之を作る、何れも六朝唐の初めの風を學びて、未だ雅巧ならず、嵯峨淳和兩天皇の御代には、天皇特に好みて詩を作り給ひ、凌雲集、文華秀麗集、經國集の勅撰あるに至る、茲に於て詩賦大に起る、是より先き唐の白樂天の白氏文集、其在世中傳來せしが、また廣く行はれざれしに、此頃より世上に重ぜられ、人々競ひて之を學びたるによりて、詩を言ふもの、體裁を失はずして、殆ど白樂天の眞に通ずものあり、且つ詩を以て文章生を試驗し、禁中權門にも常に詩會を催し、天皇も之を賦し、皇太子親王皆文人の列にありしを以て、士人争ひて之を學び、文人とは詩人を謂ふに至れり、延喜以後は漸く衰へて以前の如くならざりしが、作者恒に絶ゆることなかりき、鎌倉時代以後は禪僧の支那に往來するもの多きを以て、宋元の風を傳へて、平安朝時代の如く文選白氏文集のみならず、蘇東坡、黃山谷等の體に倣ひ、或は韓退之の詩を讀じ、或は三體詩を講ぜり、然れども其作る所、多くは四六駢體なるを以て、師範は其弊害を論じ、周鳳は其意通ぜざるを憂ひしが、僧徒の多くは、元明の體を傳へ、別に一機軸を出して、南北朝より室町の中頃に於て、傑出するもの少からず、周興、義堂、絶海最も著名にして、明人を驚嘆せしめた

シ 史 名「マツリゴトヒト」ともよむ、又左右大史八人ある故に八史とも云ふ、唐名、尙書又は大御事(大宰)大政官の文書勅例を掌り、諸司諸國の庶務を取扱ふ、太政官の佐官なり(國語)左右大史各二人、正六位上、左右少史各二人、正七位上、從五位に大史を勤めし時は、史の大夫とも、大夫の史とも云ふ、五位のものを大夫史と云ふに對して、六位大夫のものを官長者と云ふ(原注)文武天皇大寶元年制定す、一條天皇の御代、小槻宿禰奉親が左大史となりし後、其子孫代々此職を勤め、後に右大史を兼任して、官中の事を行ふ、是を官務と云ふ、多く五位たり、其餘の史は、小槻氏の一族門徒等を擔任す(令義解、職原抄、地下職掌録、有職問答、小槻家譜)

シ 詩 名「國訓にて、カラウタ」と云ふ、和歌に對しての稱、一句は五字又は七字より成る、之を五言、七言と云ふ、又四字六字、九字もあり、句末毎に韻字を履みて歌ふに便にす、又二句毎に互に平仄

リと云ふ、次で得原派文辭を以て著はれ、體彥に至りて最も名高し、靈彥八歳の時後小松天皇の制に應じて詩を作り、三十歳に及びて詩文益々進む、時人謂ふ得原龍派の亞なりと、靈彥後土御門天皇の時に歿してより、藤林の詩風大に衰へたり、武田信玄太田道灌等禪僧をして、詩文を作らしめしかど、一も見るに足るものなし、禪僧は最も意を詩文に用ひたるを以て、詩文集の多きこと、遠く往代の公卿等に過ぎたり、當時公卿等の集は今多く傳らず、又見るべきものなし、詩文の爲めに専ら讀みしは、古文眞寶、三體詩なり、又詩の類に連句ありて行はる、平安朝時代は専ら諸譜を主とし、或は二句に止まる者、或は四句に止まる者ありしが、平安朝末より諸譜を專とせずして、鎌倉の初めには、二十韻以上に至るものありき、室町時代に至りて、五山の僧最も之を善くしたり、又和漢連句、漢和連句ありて、詩の句と歌の句とを聯絡すること行はれたり、狂詩も亦此の頃より起れり、江戸時代には、藤原惺窩林羅山を始め、石川丈山僧元政等初に鳴り、五山の風を脱して自ら一體を爲せり、萩生徂徠、服部南郭、祇園南海、秋山玉山、新井白石の徒相繼ぎて出で、一世を風靡せり、殊に徂徠は古文辭を修め、盛唐及び明の七子の體を擬してより、其題は多く漢宮詞、長安道、塞下曲、采蓮曲の類を用ひ、書は専ら唐詩選を用ひたり、徂徠の學風排せらるゝに及び、唐詩選を用ふるもの衰へたり、文化文政の頃大澤詩佛、菊池五山の輩出で、争ひて詠物の詩を作り技巧を極めしが、當時頼山陽は史學に富めるを以て、好んで詠史の詩を作り、その作には長篇の古詩多し、古詩は從來換韻の法を誤れるもの多かりしが、武元實が支那人朱綠池の口授を承け、其説に從ひて古詩韻法を作りてより、隨人

シウシン

く、十七歳叔父周念道人に隨ひて京都に上り、夢窓を臨川寺に禮し、遂に支旨を契す、夢窓示寂するに及び、建仁寺の龍山により、又南禪寺に轉じ、廿五歳の時鎌倉管領足利基氏の聘に應じ、圓覺庵福に住して群衆を度す、應安四年上杉氏の爲めに報恩寺の始祖開山となり、居ること二十餘年に及び、康暦元年將軍足利義滿召して建仁寺を董せしむ、至徳三年南禪寺に陞る、海内の群衆争ひ到り、岐陽また相模より歸りて名を謀し、講究四年、後ち岐陽が朱學を唱ふるに至りしもの、信の力多きに居る、其夏義滿、後小松天皇に奏し、特に南禪寺を擧げて五山の第一に列す、秋辭して慈氏院に退隱し、嘉慶二年四月四日寂す、壽六十四、臘五十、周信、器識淵偉にして道徳高古たり、その居るや衆と共に甘苦を同くし、禪坐誦誦すること疾に羅かる、雖も尙閑かず、遂に辛勤を以て素願に驚る、學また極めて該博に、兼れて翰墨を善くせり、圖書空華外集、日用工夫集、祖苑瑞芳集、語錄等(本朝高僧傳、日本僧史)

シウシンクワン

修身館 舊本莊藩の學校
師在羽後國由利郡本莊町小路原(即原藩)天明年中藩主六郎政速儒學を尊崇し、居城三丸へ學校を創立し、藩士登原珍平をして専ら學業に従事せしめ、藩子弟をして漢籍を研讀せしめ、益々斯文を擴張せしむ(日本教育史資料)

シウシンシヤ

修身舎 舊森藩の學校
師在豐後國球磨郡森藩、字殿町(即原藩)天保六年、藩主久留島通嘉創めて大會所を以て學校とし、修身舎と名づく、是より後、藩中の子弟農商等各自隨意師家に就き學ばしむ、嘉永の末年より、岡田朝弼に學政を掌らしめ、教官を置き、學規を立て課程を定め、校内に寮舎を設く、明治元年校舍焼失し、

シウタウクワン

同四年閉校す(日本教育史資料)
修身舎 舊大瀧藩の學校
師在近江國大島郡大瀧町外原(即原藩)天明五年六月、分部光實、父光庸の意を繼ぎ學館を創建す、初め光庸學を好み、毎に磯野義隆をして侍講せしめ、學館創立の念切なりし、負債の爲め果さず、光實備員を聘し、臣庶をして學に就かしむ、爾後代々之を繼續し明治に至る(續藩地三百七十七步、建坪六十三坪(日本教育史資料))

シウジツ

柔術 武藝の一種、素手にて組合ひ、人を捕ふるの拳術法「ヤハラトリ」、ヤハラ」とも稱す(即原藩)歸化の明人陳元質といふもの、正保年間、江戸に於て之を其徒に教へしにほじまる、福野七郎右衛門、三浦與次右衛門、磯貝次郎左衛門また就きて學び、技藝妙を極む、後ち關口氏心あり、新心流の法を傳へて遂に一家を爲し、請身に妙を得て古今に比なし、而して此術は諸藝の父母と稱せられて一時盛んに行はれしを以て、名手の出でしも珍からず〇是より先天文年間竹田中務大輔といふものあり、小具足を善くす、武田流といふ、小具足とは捕縛の術なり(續藩地左の如し)

Table with 2 columns: 流名, 創始者. Lists various schools and their founders.

シウセ

眞移心當流 笠原四郎左衛門
日本本傳三浦流 高橋支門齋展屋
爲勢自得天真流 藤田 謙 憲 貞
爲 我 流 江畑木工右衛門齋眞
吉 岡 流 吉岡宮内左衛門
右の内、重なるものは各條に述べたり、就きて見るべし(武術流祖録、日本教育史)

シウセイクワン

修成館 舊鶴牧藩の學校、修來館(シウライクワン)の條を見よ、
シウタウクワン 修道館 舊小泉藩の學校
師在大和國添下郡小泉城の表門外、字使者屋敷(即原藩)天保五年、藩主片桐貞信、文武の制を改め、武術は、總督古所を設立し、文學は、備士江南眞一の家塾に於て教習せしむ、明治元年學校を創立し、修道館と稱し、學制を更正せり、同五年三月奈良縣へ引繼ぐ(日本教育史資料)

シウタウクワン

修道館 舊西尾藩の學校
師在參河國幡豆郡西尾城(即原藩)創建詳ならず、藩主松平和泉守乗秩の代に至り、文武を更張し、一層學事の隆盛を謀り、從來の規則を改正し、奉行掛等の役員を配置し、専ら其事を管理せしむ、且修道館の傍に於て聖堂南北寮に撰擧して、東西七間南北三間の學寮を設置し、藩士は勿論外藩他領を問はず有志の徒を入學せしめ、寄宿或は通學を許可せり(日本教育史資料)

シウタウクワン

修道館 舊花房藩の學校
師在最初は遠江國城東郡橫須賀城内坂下の谷に在り、後安房國へ轉封、假學校を同國長狭郡和泉村長泉寺へ設け、又同郡横濱村觀音寺に移し、明治三年に至り廣島村字松崎に新築す(即原藩)學校の創立は文化八年六月七月の際にして、當時主席重藏渡邊大助の

シウタウクワン

主唱に依る、同十三年頃迄は古學即ち徂徠派の學を主張せしか、同十四五年の頃、佐藤一齋の從弟佐藤英介を聘し、教官となし、専ら教授に従事せしめしより、遂に學派を一變し朱子學を主張するに至れり(日本教育史資料)
シウタウクワン 修道館 舊宇都宮藩の學校
師在下野國河内郡宇都宮町(即原藩)初め藩士各私塾を開き子弟を教授す、文化年中戸田日向守忠延新に學校を設け、支那學を以て藩内の少年を教導す、明治四年廢藩置縣の際に至るまで凡そ六十年間授業す、明治四年十一月縣へ引渡し續校す(日本教育史資料)
シウタウクワン 修道館 舊白河藩の學校
師在磐城國白河郡桐倉丸ノ内、後に代官町に移す(即原藩)明治二年九月、丸ノ内に假設し、更に武科を分離し、専ら文學を修む、同三年正月代官町に移す、且つ分校を川上村、堀村、寺山村、菊多郡窪田町、上遠野町の五町に設置し、藩士の郡村に在る者を教授せしめ、兼て平民の子弟を教育す(日本教育史資料)
シウタウクワン 修道館 舊白河藩の學校
師在陸奥國白河郡白河會津町(即原藩)文政八年創立、藩主飛騨守正篤自ら臨で開校諭す、數年にして學業大に興る、天保十一年藩主能登守正備特に校内へ夜學を開き、自ら臨席して生徒を勵し、學業隆盛なり、慶應元年豐後守正外國に就き大に儒學を尊崇し、藩に布告し、本人子弟必ず就學せしめ、躬親ら儒官並に藩士と貞親政要等の諸書を講究す(日本教育史資料)
シウタウクワン 修道館 舊高田藩の學校
師在越後國頸城郡高田岡島町(即原藩)慶應二年

シウタウクワン

十一月、藩主榑原政敬創めて學館を建て修道館と稱す、是より先、累代學に志し、雖も、昔に儒者を聘して講學を爲すのみ、或は、師範家につきて之を學び、文武の道を研め、學館未だ備はらざりし、是に至て藩士を擧げて入學せしむ、而して事創業に際し未だ確然たる規則なし、尋て戊辰の役起り、藩士の文武を修むる者、唯幼童子弟のみ、明治元年十一月陸奥鎮定後、また壯丁の學業を修むるに至る、明治四年廢藩と共に廢止す(日本教育史資料)
シウタウクワン 修道館 舊松江藩の學校
師在出雲國島根郡松江殿町(即原藩)寶曆八年松江城下母衣町に創設し、桃大藏を儒官となし、群臣の子弟を教授せしむ、文明館と稱す、藩學の權輿とす、後文化申講武所を同地に創立し、藩主屢々入て兵法を講ずるを聽く、大享館と稱す、其他文武師範家其邸内に各教場を設くる者ありと雖も、東西に散在して一藩士卒の修業に便ならず、故を以て之を一處に集め大成せんとし、文久三年城下殿町に於て諸教場を悉く此内に造構し、修道館といふ、尋て館外四箇所に女學校を設く、別に城外に習兵所を設け、且矢道湖の下流に於て水泳練習所を設く、慶應元年藩主松平定安、内命を統文之助和多田瀧藏渡部善一に傳へ、九州地方に遣し、學事の制度を調査せしむ、明治二年十二月兵學校を習兵所中に移す、醫學は初二校あり、松江殿町に洋醫學、同北堀町に漢醫學を置き、洋醫學校には病院を屬せしが、明治三年正月漢醫學校を廢し、尋て館外に更に醫學所を興し之に病院を附録す、同年同月修道館中に書生寮を置き尋て又新寮を其北に起し、名づけて南寮北寮と云ふ、同年同月佛人兩名ヲレット、アレキサンデルを聘して、佛語學習及砲兵等の教師となし、士卒を擧て其教場に入れ、或は通學

シウタウクワン

して傳習を受けしむ(日本教育史資料)
シウタウクワン 修道館 舊津山藩の學校、明治に至り、以前の學問所を修道館と改む、ガクモンシヨ(津山藩の條)を見よ、
シウタウクワン 修道館 舊廣島藩の學校
師在安藝國沼田郡廣島(即原藩)元祿の年天津源之進を儒官とし家塾を開かしめ、廣く士民をして其門に入らしむ、且つ稽古屋敷を設け藩士の子弟を教授せしむ、重慶の時始めて文武の道を獎勵し、初も文藝に通ずる者あれば採用し、就中頼朝太郎香川修藏を民間より士族に拔擧し、儒官とす、天明二年學校を城内に設置し學問所と稱し、頼朝太郎に學科を定めしむ、傍ら醫學科を置き、梅岡文平長喜庵をして醫學を講せしむ、慶應二年學制を一變し、野々口隆正を聘し、皇學を講せしめ、阪谷翁八郎を聘し經書を講せしめ、校内に學塾を設け、藩費生徒を募集し、傍ら一校舎を建築し、洋學修習所となす、更に賀茂郡志和村の地を相し、一の文武場を建築し、廣島より學生三百餘名を移し、廣島藩學校へ合併し、専ら文學のみを講習せしむ、又別に講武所を置きて英式を訓練す、尋て學校を城内八町馬場に移し、修道館と稱し、藩費生徒を募集し、傍ら洋學を教授し、頗る旺盛に赴く、同四年廢校す(日本教育史資料)
シウタウクワン 修道館 舊田邊藩の學校
師在紀伊國四牟郡田邊城内(即原藩)文政年間藩主安藤直馨、儒學を尊崇し、城内に講堂を設置し、家中子弟をして就學せしむ、是より先數世、既に儒臣を養ひ、領主の侍講たりしめ、兼て其家塾に於て家中の子弟を教養せしめ、又安永年間より儒臣をして城内に於て講義をなさしめ、家士及び市郷の醫師

シカイ

詩歌合 漢詩と和歌とを番ひ合せて、其優劣を判定するをいふ、その方法は凡て歌合に同じ、始め詳かならず、崇徳天皇の長承二年に相撲立詩歌合を行ひしを初見とす、文治建久正治年間には藤原良経、源通親等藤原俊成定家等と盛に詩歌合を行ひしこと明月記に見えたり、室町時代に至り、漢和連句、和漢連句盛に行はるゝに至りて、詩歌合自然に廢るゝに至れり(古事類苑文學部)

シカアハセ

自歌合 自詠の歌數十首を左右に番はせて、其優劣を定むるを云ふ、自ら判ずるもあれど、多くは當時の名人に依頼して判詞を加へしむ、この事いつ頃より起りしか詳かならず、古今著聞集に、圓位上人(四行法師)昔より自がよみおきて侍る歌を抄出して、三十六番につがひて、御妻澗川歌合と名づけて、いろ／＼の色紙をつぎて、慈鎮和尚に清書を申、俊成卿に判の詞を書せけり、又一巻は宮川歌合と名付て是も同じ番につがひて、定家卿の五位侍從にて侍ける時、判せさせけり、など見えれば、鎌倉時代の初年より行はれしものなるべし、今御妻澗川、宮川兩歌合ともに詳書類從に取めたり(古事類苑文學部)

シカイ

絲鞋 襪の上に著する履をいふ、イトノクツとも訓す、舞人及び諸衛の六位、これを著用す、殿上の舞人は、これを著けて昇殿



(靴所典類儀禮)



(靴所式圖東裝)

シカイ

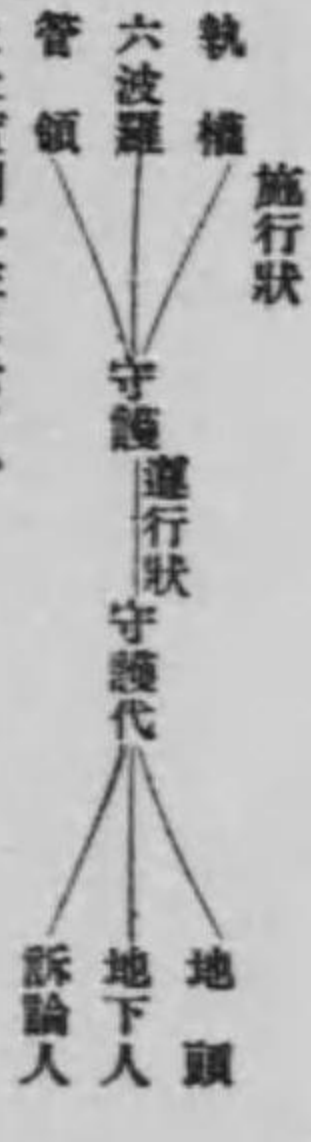
す、主上太子は幼時に召さるゝよし、四三條裝束抄に見えたり、深泥の際には其上に更に淺沓を著せり(儀名抄、飾抄、四三條裝束抄、裝束圖式)

シカウシヤウ

四戒壇 大和東大寺、下野薬師寺、筑前觀世音寺、近江延暦寺の四箇の戒壇を云ふ、戒壇(カウダシ)の條參看、

シカウシヤウ

施行狀 將軍の御教書を承けて命令する文書を云ふ、即ち鎌倉時代には執權より六波羅に下し、或は執權六波羅より守護に下し、室町時代には、管領より守護に下す文書を云ふ、守護より代官(假令は守護代の如き)に下す文書を施行狀と云ひ、代官より更に地頭、地下人又は訴論人に下す文書を打渡狀と云ふ、而して此等地頭、地下人又は訴論人よりして其土地等を受取し請文を、代官に出す文書を請取狀と云ふ、表示せば左の如し(黒板博士説)



備後國太田庄内桑原方陸ヶ郷地頭職能海邊倉敷事、任去月五日 備後國桑原方六ヶ郷地頭職能海邊倉敷事、任去月五日 備後國桑原方六ヶ郷地頭職能海邊倉敷事、任去月五日

室町將軍家施行狀 備後國桑原方六ヶ郷地頭職能海邊倉敷事、任去月五日 備後國桑原方六ヶ郷地頭職能海邊倉敷事、任去月五日 備後國桑原方六ヶ郷地頭職能海邊倉敷事、任去月五日

シカク

仰執連如件、 應永二年四月五日 左衛門佐 細川基之進狀 備後國太田庄桑原方六ヶ郷地頭職事、去月五日御教書如此、早任被仰下之旨、可被打渡高野山西塔鐘堂之狀如件、 應永二年四月十五日 基之(花押)

シカク

試樂 朝廷に於て石清水臨時祭の時、奏すべき音楽を、祭日以前にためしこゝろみる樂を云ふ、多くは中の辰日を用ふれど、又別の日も試むることあり、石清水臨時祭(イハシミツノリノサイ)を見よ、

シカク

慈覺 圓仁(エンニン)を見よ、 四角四境祭 京都の四隅にて疫神を祭るを四角祭といひ、國の四境にて疫神を祭るを四境祭といふ、共に鬼神を驅逐する所にして、陰陽道の祭なり、後世鎮火を四角、道標を四境として藏人所の人を遣はす祭を混して云ふ者あれど誤なり、鎌倉幕府に於ても此祭あり(古事類苑神祇部) 應永六年六月二十三日、四角四境祭を行はんが爲めに、使を各地に遣はせし事、朝野群載に見えたり、又中右記に、長和四年五月六日、今夜吉平幸三仕四角祭、概概殿四方者、九日

シカケ

今日公家被行四境祭と見えたり、鎌倉幕府の祭は、吾妻鏡に、文暦二年十二月二十日、四角四境祭を行ひ、小袋坂小壺六浦固瀨に人を遣したり、又寛元二年四月、建長四年八月の條にも見えたり、其後公家武家にて行はれし事屢々見えたり、

シカケケラ

仕掛鞍 切付をしかけた鞍をいふ、クラ參看、

シカケテラ

志賀寺 崇福寺(スガクシ)を見よ

シカノカウダン

四箇戒壇 シカウシヤウを見よ、

シガノコホリ

滋賀郡 近江國郡 書紀景行天皇五十八年春三月の條に始めて見えたり、

シガノシヤウ

鹿野城 所在因幡國氣高郡鹿野村妙見山○王舎城ともいふ、

シカノダイシ

四箇大事 三箇口傳(サン)

シガノタカアノホノミヤ

志賀高穴穗宮 景行天皇及び成務天皇の皇居、近江國滋賀郡太村、景行天皇五十八年二月、近江國に幸し志賀に居ます、これを高穴穗宮といふ、三年の後天皇崩す、次帝成務天皇またこの地に都す、天皇六十年崩じ給ふ、即ち前後六十餘年間の皇居たり(書紀)

シカノホフエウ

四箇法要 大法會の時、必ず行ふべき梵唄、散華、梵音、羯鼓の四箇法要をいふ、法要とは法會に所要なる事の義なり(一)梵唄如來の微妙の色身を讚嘆する供養の讚、この供養に依て十方の世尊相好具足し、諸根悅豫するが故に大功徳を成すことを得といふ(二)散華は花開清淨妙色妙香諸佛刹に散す、若華開く事あれば諸佛來り坐す、是故に下界の中には花を以て淨土となし、色を見、香を聞、諸鬼神等之を讚ふ、猶ほ人間の靈體をきたむに過たりと、此故に花を散じ惡神の障礙を宥け佛を請じて志願を成すことをいふ(三)梵音、如來の梵音十方に聞ゆるに、其音を聞く者皆道果を得、この故に淨音を以て諸佛乃至法僧を供養すべしといふ(四)羯鼓、即ち塔婆の形なり、寶塔高妙なること功德高顯なること須彌山の如し、故に一度見る人、現世安樂にして、淨刹を生じて悉く佛界の悟を成す、仍て六道能化の地蔵、羯鼓を持て受苦の衆生を警覺するなりといふ(應永添進義抄)

シカマノコホリ

色麻郡 陸前國 聖武天皇天平九年四月、色麻郡見ゆ、蓋し賀美の地を割て之を置きたしならん、續紀、續後紀、延喜式、又色麻に作る、倭名抄に相模(サカミ)安蘇(アン)色麻(シカマ)餘月等の郷あり、延暦十八年三

シガノ

月富田郡を併せ、戦國の際之を廢して賀美郡に屬せしめ、されど五十四郡考に、神野の名見えれば或は色麻郡を然か稱せしにもやあるべからん、郡名考以後賀美と稱し、明治沿革編、加美に改め、今之に従ふ(郡名異同一覽、國郡沿革考)

シガマ

對馬國下縣郡 原の志賀の里にて製出する陶器、文化年間、吉田又市といふ者、其地に於て窯を開き、其地の土及び釉を用ひて製出す、其陶器朝鮮の瓷器に似て刷毛條三島等あり、又磁器を作り白土白釉の上に青華を施せる者多く、青黄黒の釉は妙し、而して共に志賀の二字を印す、又青華にて志賀の二字を記すものあり、其地の工人巧を傳へて今に至る(工藝志料)

シガマ

信樂燒 近江國甲賀郡 對馬國下縣郡 原の志賀の里にて製出する陶器、文化年間、吉田又市といふ者、其地に於て窯を開き、其地の土及び釉を用ひて製出す、其陶器朝鮮の瓷器に似て刷毛條三島等あり、又磁器を作り白土白釉の上に青華を施せる者多く、青黄黒の釉は妙し、而して共に志賀の二字を印す、又青華にて志賀の二字を記すものあり、其地の工人巧を傳へて今に至る(工藝志料)

シガマ

對馬國下縣郡 原の志賀の里にて製出する陶器、文化年間、吉田又市といふ者、其地に於て窯を開き、其地の土及び釉を用ひて製出す、其陶器朝鮮の瓷器に似て刷毛條三島等あり、又磁器を作り白土白釉の上に青華を施せる者多く、青黄黒の釉は妙し、而して共に志賀の二字を印す、又青華にて志賀の二字を記すものあり、其地の工人巧を傳へて今に至る(工藝志料)

シケン

シケンリウ 自源流 瀬戸口備前守の創めたる組術の流...

シコ 飼戸 飼戸(シコテン)を見よ、

シコ 尻籠(矢籠) (一)古くは矢を入るもいふ、貞丈雜記に...



此鏃にて矢を射るなり...

が、おぼつかなし、今の製作色々有り、いまだ古物を見ず...

シコウ

シコウハチシフハツカシヨ 四國八十八箇所...

シコク 始哭 私年號、推古天皇三年に相當す...

シコクイロ 至極色 染色の名、濃き紫をいふ...

シコテン 飼戸田 王朝時代馬寮の飼戸(牧馬を飼ふ爲めに充たる戸にて、即ち馬戸なり)...

シコテン 飼戸田 王朝時代馬寮の飼戸(牧馬を飼ふ爲めに充たる戸にて、即ち馬戸なり)...

シコテン 飼戸田 王朝時代馬寮の飼戸(牧馬を飼ふ爲めに充たる戸にて、即ち馬戸なり)...

シコテン 飼戸田 王朝時代馬寮の飼戸(牧馬を飼ふ爲めに充たる戸にて、即ち馬戸なり)...

シコテン 飼戸田 王朝時代馬寮の飼戸(牧馬を飼ふ爲めに充たる戸にて、即ち馬戸なり)...

シコテン 飼戸田 王朝時代馬寮の飼戸(牧馬を飼ふ爲めに充たる戸にて、即ち馬戸なり)...

シコテン 飼戸田 王朝時代馬寮の飼戸(牧馬を飼ふ爲めに充たる戸にて、即ち馬戸なり)...

シコテン 飼戸田 王朝時代馬寮の飼戸(牧馬を飼ふ爲めに充たる戸にて、即ち馬戸なり)...

シコテン 飼戸田 王朝時代馬寮の飼戸(牧馬を飼ふ爲めに充たる戸にて、即ち馬戸なり)...

シコテン 飼戸田 王朝時代馬寮の飼戸(牧馬を飼ふ爲めに充たる戸にて、即ち馬戸なり)...

シサイ

むべきに適用す、重き者は引廻しの附加あり、又別...



(載所録総大罪刑)

右擧りて新首場に誘引し、入り口にて目隠しを爲す、...

シサウ

と相對して平川町の山田淺右衛門の執刀することありき、...

シサイ 死罪 江戸時代にて、庶民を斬首する刑(廣義の死罪は、死刑の條に説きたれば就きて見るべし)...

シシユウ 次侍從 「シシユウ」を見よ、シシニボタンノモン 獅子牡丹紋...



獅子面章 繪章の一種、獅子を白く染出したる面章を云ふ...

シシノオモチノカハ 獅子面章 繪章の一種、獅子を白く染出したる面章を云ふ...

を見よと稱す、庭を南庭と稱す、儀式を行ふ所なり、殿廊下には、皆溝を周らす、石を以て築き、大宮川より水を引き、りり、恒武天皇延暦十三年に成る、天徳の災に始めて焼け、爾來屢々火災に罹る毎に造替あれども、總べて舊制により變更なし、但し保元造替の時に及び、南北兩を各五尺に減せしといふ、治承の災後一時殆ど荒廢せんとせしが、文治五年二月、源賴朝諸國に課して大内を修せしむ、此時紫宸殿も亦造替ありしなるべし、其後元暦二年十月又修造の事あり、安貞元年四月大内延焼の後全く荒廢せり、今の京都御所の紫宸殿は、寛政造替の時考定して古制に復されしものなり、クワキヨシ參看(大内裡圖考證、平安通志)

自身番

江戶時代、市中を警戒せんが爲め、市街の町毎に一箇所宛の番所を設け、市民をして各々番人を出して詰めしむるものなり、初め家主の自身を出して詰めたるより名づけしものなりと、一に番屋ともいふ、天保年度の書類に據れば、大町並に二三箇町組合の時は、番所一箇所に五人(内家主二人、番人一人、店番二人、晝夜半減とす)小町ならば、三人(内家主、番人、店番各一人)の番人を置き、若し幕府の命ある時は、一箇所七人となす、また水戸番は、一箇所に二人とし、夜四時より締切り、潜り通行し、通行人ある毎に柏子木を打たしむ、然れども市中盜賊、或は狼藉者、喧嘩等ある時は、一時水戸を閉じて往來を止め、又物騒なる時は、大木戸を閉じて小水戸を開きて夜中を守る(肥後藩始末記、其始め詳ならず、享保年間が始まるといふ、初めは地主家主等守りしが、何時頃よりか、地主の勤むることなく、代人を出すこととなりたり、其後、地守とて家主或は大屋の名目出来てより、自身番は遂に大

シシヤ

鹿矢 野矢に同じ、ノヤを見よ、侍者 長者の傍に伺候して其指揮を受け、萬事を掌る僧を云ふ、釋氏要覽に、即長老左右也、華云、恭己順命給侍之者、菩薩從兜率下生經云、侍者具八法、二信根堅固、二其心覺遠、三身无病、四精進、五具念、六不憍慢、七能成定慧、八具足聞智と見えたり、

シシヤウ

史生 「フンビト」とも訓む、唐名行署、公文書を繕ひ寫し、文案を署することを掌る、判授の職、太政官、八省、諸寮、諸司、諸職寮坊以下司々に置く、人数は官職の條の表を見よ、公事の時史生不參の時、召使を以て史生代とすることあり(令義解、本朝世紀、職原抄)猶委しきことば、地下諸役人記に就て見よ、

シシヤウ井ニフダウ

自性院入道

シシヤウクワウホフ

廣幡豐

熾盛徳光明佛を本尊として曼陀羅を懸け、曼陀羅を敷きて、息災除障等を祈る法、鎮護國家の大法にして天台宗にて之を行ふ、諸法要略記に、要法云、熾盛光徳佛頂眞言能成三萬種吉祥、事能除滅八萬種災禍不祥ことあり(肥後藩始末記、嘉祥二年九月延暦經持院にて慈覺大師始めて之を修す、助修二七口、此時始めて十四禪師を置き、鎮護國家の道場となす、天慶七年七月天慶により維持院にて座主義海之を修す、天曆三年大日院にて座主延昌之を修し、同九年

シシヤ

仁壽殿にて同じく修す、皆天變によりてなり、其後屢々行はれし事史に見えたり、詳しくは阿婆縛抄卅三に就て見るべし(諸法要略記、阿婆縛抄)

シシヤウシン井

自淨心院

シシヤクノヒヤウフ

四尺屏風

一種、ヒヤウフを見よ、

シシヤアギヤウ

寺社奉行

職名、諸國の社寺の祝儀等の進退、祭祀法會、社寺の領地、及びその訴訟を審理す、江戸幕府の時は、奏者番の兼帯にて、帝鑑問語第大名の中に、その器に堪へたる人を奏者に補し、この職を兼せしむ、又齋問の家は、始め大番頭に補し、大坂定番、伏見奉行を歴て奏者に轉じて當職を兼ね、自邸を廳衛とし、訴訟を聽く、家士を以て社寺役及び取次となし、政務に與からしめ、又大檢使小檢使ありて、日々社寺を巡視す、後に吟味物調役を置き、公文を調査せしむ、勘定所より出役する者多し(肥後藩始末記、鎌倉時代の初は、定まれる職にあらず、社寺の廢壞の時に臨みて、奉行人中より沙汰せしが、建久五年五月堀原季時を以て寺社の事を裁せしむ、同年十二月鎌倉鶴岡八幡宮、辨長壽院、永福寺、同阿彌陀院、同藥師堂御願寺社に各奉行人を置く、久明將軍永仁元年始めて北條時連を以て寺社奉行となす、此時六波羅にも寺社奉行一人を定めて、畿内近國の社寺一切の事を沙汰せしめたり、室町幕府にも亦之をおく、新編式目追加に、應安元年六月、寺社奉行布施正大夫入道昌晴をして、供御田、及び社田、關白家田等を、將士の漫に侵すを禁じ、命じて全租を納めしめ、他は折中とし、田は皆本主に還さしむ、若し法制を違犯する者は罪に坐すとあるを以て、此の時代に於て、書に見えたるはじ

めとす、後には神社を管するを社家奉行と云ひ、寺院を管するを寺奉行と云ひて區別せり、又石清水八幡宮延暦寺(山門奉行)と稱す(東大寺、興福寺、兩寺を管するを兩部奉行と云ふ、併せて安貞中の事も掌りし也)東寺、天龍寺等特に奉行を置く、其事務多きに由てなり、又鎌倉以來、禪教盛なりしかば、引付頭人の内より、禪律方頭人を定め、奉行人より、禪律長老奉行を置き、住職及び法儀等の處置を爲さしめ、故に又住持奉行とも云へり、一宗の法儀定りし後は、此等の職を止め、寺奉行の内にて、五山十刹等を分管せり、初め五山、及び諸大寺の住僧を撰擇するは、多く公家の推薦に係る、永享八年之を停め、幕府専ら之を逆止せししたり、江戸幕府の時に、はじめ慶長十八年八月、板倉勝重、金地院崇傳二人をして寺社の事を沙汰せしめしが、寛永十二年十一月に至りて奉行職を置き、安藤重長、松平勝隆、堀利重等の三人を之に補す、萬治元年七月、始めて奏者より此職を兼帯す、安永六年九月始めて見習を置く、文久二年奏者番廢止後、本役となる(官制沿革略史)

シシユ

自首 舊惡事を悔悟し、或は人の告發せんことを恐れて、事の未だ發覺せざるに先だち、自から其犯罪を官に陳告するをいふ(肥後藩始末記)王朝時代には、自首は其罪を原し、正賊あれば之を赦す、若し其罪を告言する者ありて、官司已に判して三審するときは、其文牒は、未だ官司に入らずとも、其事已に彰れたれば、本人は首を成すことを得ず、又輕罪の已に發するに因りて重罪を首する者は、其重罪を免じ、推鞠せらるゝに因りて自ら餘罪を訴ふる者は、其餘罪を免す、又人を遣し代りて首せしめ、若しくは三等以上の親屬の如き相容隱することを得る者、之が爲めに首し、同職互に許きて告言するるとき

は、罪人自首の法に同じ、又自首すれども實を吐かずして、強盜して賊を得たるを竊盜したりと云ふが如きは、是不實の罪なり、即ち強盜不得財を以て科斷す、或は盡くは自首せずして、枉法取財十五端なるを十四端なりと云ひて、一端を匿すが如きは、是不實の罪なり、即ち枉法取財一端を以て科斷す、又人の告げんと欲するを知りて自首し、及び逃亡し、若しくは犯人已に上道して自首するときは、本罪に二等を減す、但し人の身體を損傷し、私家に有することを得ずして備償すべからざる禁兵器、禁書の類を毀失し、及び犯罪の事已に發して後に逃亡し、若しくは關を私度し、及び真人を誑し、並に天文を私習する者は、自首の例にあらず、又已に逃亡したる後に、輕罪の人能く同伴重罪の人を捕へ首し、及び同伴の罪、輕重相等しきに、半以上の人を獲て首するときは、其罪を除く、又強盜竊盜し、或は詐欺して人の財物を取りたる者、財主に首露するときは、官司に自首すると同じ、降りて鎌倉室町兩幕府時代には、其制甚だ備はらず、只上代の遺制に依りしもの、如し、江戸幕府の比には、自首するもの、罪を赦宥し、若しくは減罪すること古代に異ならず、されど盜賊等の中に、之を既往に赦し、悔悟を將來に望むべからざるものは、其罪を減せざることありき、覺學(カクキヨ)參看(古事類苑法律部)

シシユ

寺主 三綱の一、仁和寺にては、テラシユト云ふ、法會の時に執蓋の役を勤む、外に權寺主小寺主あり、梵語摩訶帝、又毗阿羅沙彌と言ふ、鎮守法主の義なり、釋氏要覽に、宋孝武勅道猷、爲新安寺鎮守法主云々、今寺主とあり、孝德天皇紀に、寺主の名見えたり、猶三綱(サンカウ)の條參看すべし、

シシユウ

時宗 佛教の一派、其名稱は、臨命

シシユウ

終時の經文に依る、但し人身は無常にして、時々剎生滅するがゆゑに、平生と臨終と敢て異なることなし、故に所謂平生を臨終と心得て、念佛する宗意を表して、時宗と名付く、一説には、時機相應の宗の義なりと云ひ、又一説には、一念發心して所化の衆生能化の衆生に值遇するの時なりといひ、又一説には、彌陀の本願念佛を正業として、往生禮讚を助業に修するが故に、時宗と名く、具には本願念佛六時禮讚宗といふべしと云ふ等の數説あれども、第一説に従ふべきに似たり、一蓮上人の開創する所にして、其己證の法門を熊野大神護國の神勅に依りて開宗す、伊豫より始めて念佛を勸進傳算し、五畿七道に及び、弘安八年丹後を遊行し、後兵庫の觀音堂に入寂するを本宗の起原とす、一蓮教化四十四年間、到る處貴賤道俗歸依滿仰し、其願滿の兩益洽く海内に及ぶ、其徒衆一方に化を擧ぐるもの少からず、歳月を経るごとく久しくして各々一派と稱し、本末合して十二派あり、派は十二に分るといへども、法水は一味にして、相模藤澤山清淨光寺を以て本宗の總本山とす、正應二年、宗祖入寂以後、二世他阿彌陀佛、法燈を繼續し、宗祖入寂の古跡即ち攝津兵庫眞光寺に寺塔を建立す、伏見天皇勅額を賜ふ、是を眞光寺大道場と云ふ、北に尼衆を置き、西に僧衆を置く、之を長樂寺、萬福寺といふ、四世香海の時、正中二年、將軍守邦親王、執權北條高時等の大權を首として、今の總本山清淨光寺を建立す、五世海國に至りて、清淨光寺を以て一宗の本山となす、六世一蓮の時、勅額及び寺領六萬貫を賜ふ、七世託阿、器朴論三卷を著す、十二世を尊觀と云ふ、皇胤を以て法燈を繼ぐ、十四世太空に至りて、德王侯を感化せしめ法門最も盛なり、二十一世知蓮、宗規を制し、時宗要法記を著す、二十五世

シシユウ

佛天に至りて、後奈良天皇の尊崇厚く、勅召に依て参内す、四十七世唯南に至りて、一遍上人繪詞傳を東山天皇の觀覽に供し奉る、天皇觀感斜ならず、五十九世尊教の時、恰も王政維新に際し僧官を廢せらる、明治十九年、兵庫真光寺の本廟に於て宗祖六百年忌を修す、朝命特に圓照大師の臨誡を賜ふ、派は左の十二派あり、詳しくは各條を見るべし(佛敎各宗綱要、十二宗綱要、日本佛敎史綱)

- 遊行派 京都七條金光寺
一向派 近江國香坊蓮華寺
*奥谷派 伊豫國奥谷寶嚴寺
當麻派 相模國當麻無量光寺
四條派 京都四條金蓮寺
*六條派 京都六條歡喜光寺
*解意派 常陸國海老島新善光寺
靈山派 京都靈山正法寺
國阿派 京都東山雙林寺
*市屋派 京都五條金光寺
天堂派 出羽國天童佛向寺
*御影堂派 京都五條新善光寺

シシユウ

侍從 名「オモトヒト」とも云ふ、御許人の義、又「オモトヒトマツナギミ」とも云ふ、御許人前ツ君の義○侍從の出仕する所を侍從局と云ふ、外記廳の南に在り、南所、食所、南厨とも云ふ、東西二十丈、南北八丈の地を占む、西北に門あり、廣き五間四面、南面に孫廂あり、東に廂なし、東西北の三面は壁に葺あり、廂廂を掌る所を侍從厨と云ふ、美福門の東、大舍人家の南に在り(仁壽殿、天皇の御前)

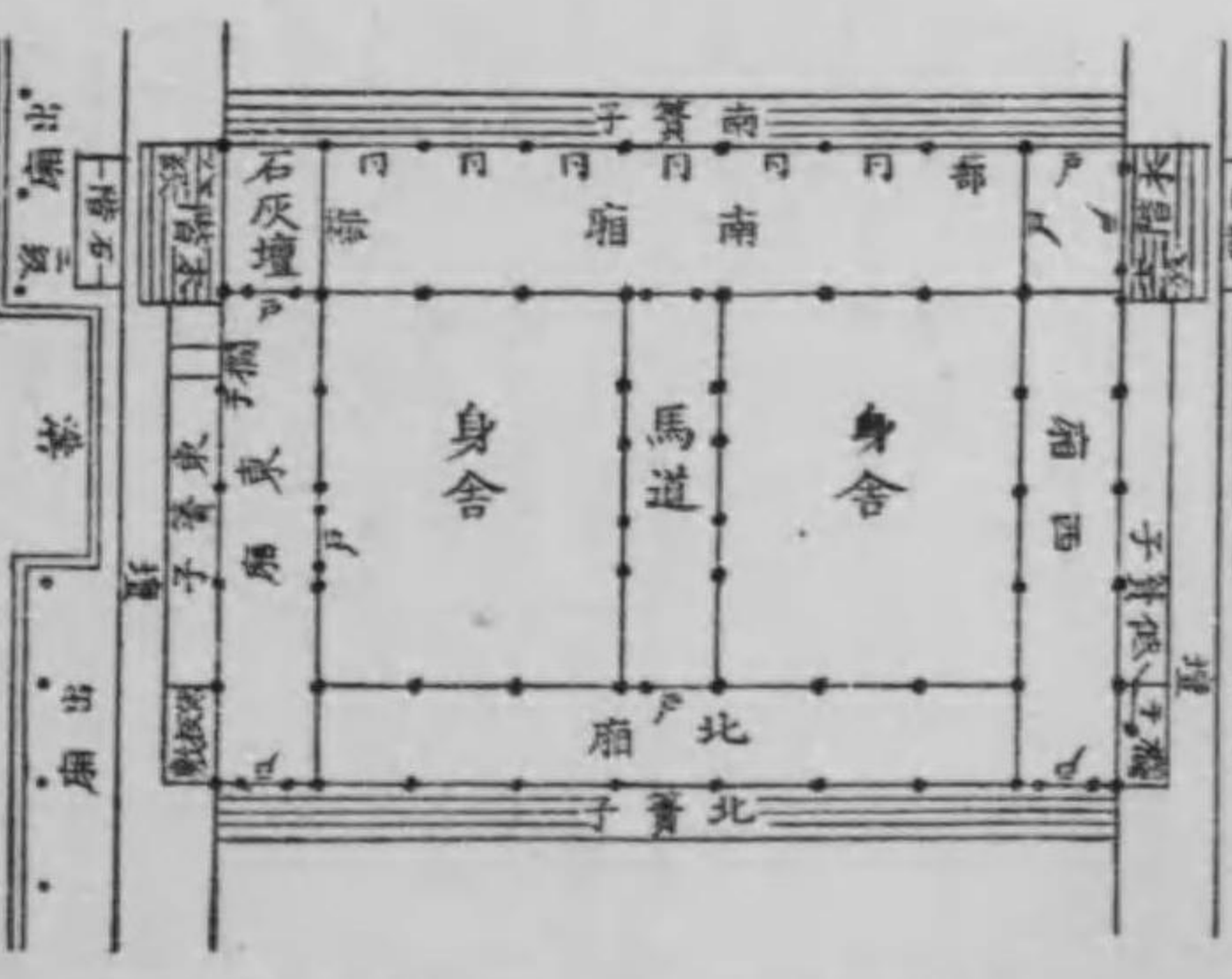
シシユウ

に侍して規諫し、道を拾ひ、闇を補ふを職とす、中務省の所屬職八人、從五位下、此の中三人は必ず少納言を兼ね、稀には中納言參議にて兼ねることあり、後世公達に任たり、大侍從、侍從の正員の外に、殿上を許されて、御前に候するものを云ふ、侍從大の義なり、延喜式に九十二人と定む、御前の雜事を給仕す、四位五位の年勞あるものより擲補す、擬侍從、御即位、節會の儀に、主尊に侍するものを云ふ、預め擬して之を補する故に名づく、左右各二人となす、親王參議等を以て之に充つ、松竹問答に、御即位並に朝賀に、三位或は親王、或は參議左右各一人、四位殿上人左右各一人、以上此時假に侍從にあてられ候、仍擬侍從と稱し候、其役は大極殿(中世以後紫宸殿を用ひらる)堂上高御座の前に左右相對し、位既の上に侍立し、威儀に備候、事訖の時、左の侍從の上臈出で禮畢を稱し候、其外別に所役無之候と見えたり、出居侍從、儀式の時、出居の座に在りて事を行ふものを云ふ、酒番侍從、饗宴の時、紫宸殿に昇りて行酒の事を掌る、非侍從、侍從を経ずして至尊に侍するを得るもの、即ち擬侍從以下是なり、侍從代、公事の時、臨時に侍從のこを行ふものを云ふ、多くは少納言之を務む(仁壽殿)文武天皇大寶元年制定して八人を置く、延喜の制、同じく之に依る、後冷泉天皇永承元年一人を加へ、近衛天皇久安四年又一人を増して十人となす、其後又増して鎌倉時代の初には二十人に及ぶと云ふ、文德天皇仁壽元年、道野王等二十餘人を次侍從、高枝王等二十餘人を出居侍從とす、清和天皇貞觀五年、次侍從十三人を補し、醍醐天皇延喜の制、次侍從九十二人、正侍從八人と合せて百人とす(合義解、文德實錄、延喜式、四宮記、官職秘抄、職原抄、百寮訓要抄別註、貞丈雜記)

シシユウ

侍從代

「シシユウ」を見よ、シシユウテン 仁壽殿 大内親王御殿の初めは天皇の御在所なりしが、清涼殿御在所となりし後には、内裏、相摸、齋館、觀音供など行はる、所となれり、中殿とも稱す、又清涼殿の東に在るを以て東殿とも云ふ、拾芥抄に、「シシユウテン」と訓



所内裏の中央に在りて、紫宸殿の北と、承香殿の南との間に在りて、西に清涼殿東に綾綺殿あり(清涼殿、廣き東西七間、南北六間檜皮葺なり、殿の中央東西七間、南北四間を身舎とし、中に一丈の馬道を通

シシユウ

じ、其東を中殿又は東殿と稱し、綾綺殿に對して、その西を本殿として清涼殿に對す、四方廂にて、東西の兩面に廂あり、南は廣廂にて總て格子なり、其南黃子を經て露臺あり、渡殿並に紫宸殿に通ず、東廂の南端に石灰壇あり、東黃子には欄干あり、その南方に條石を以て石壇を築き階三級となす、西は東面に同じ(石灰壇なきのみ)北は南に同じく格子にて、黃子を經て承香殿との間なる露臺あり、北廂の東面に垂黃子あり、類は中の間の欄上に在り、文に仁壽殿と云ふ、皇居(タラキヨ)參看(大内親王御考證)

シシユウ

音供 名義 正月十八日に、仁壽殿に於て、觀音供養を行はる、いふ、東寺の長者これを勤仕す、里内裏の時眞言院にて行はる、音は又夜居の僧として、二間に召し置かれて、御加持をせしことあり(公事根源)

シシヨウ

支證 物の證據の事をいへる時代語、支はさへるともむ字なり、人の評論ある時、證據を出だして、あそふ人の詞をさへるより出でたる詞、古書に、人の詞をさへる事にも支證と有るもあり、詞の轉用なり(貞丈雜記)

シシヨク

四職 室町時代、侍所の所司を務むる山名、京極、一色、赤松の四家を云ふ、又四殿衆とも云ふ、猶「サムラヒドコロ」を參看すべし(南朝紀傳、書札禮節、貞丈雜記)

シシワウ

獅子王 鳥羽院より二條院に傳はりし名額の名、平治二年化鳥ありて天皇を惱まし、時、源賴政之を射取りし功により賜はりし事、平家物語、源平盛衰記に見えたり、

シシワラク

拾翠樂 名義 水調五曲中の

シセイ

一、一名拾翠樂と稱す、古樂にて中曲の序十二拍各七拍、破急並に七拍各十拍(原源)龍馬樂の律歌に伊勢海曲あるは即ち之なり、仁明天皇の大嘗會の時、豐樂殿の前に於て砂石を集め、樹木を植ふ、以て山阜に擬し、縹布を敷き洋流を散じ、以て海濱に象り、船を其中に設けて舞臺之に乘り、海人の瀧を採る狀に擬して此曲を奏す、大戶清上前曲を作り、尾張濱主舞を作る、然るに後一時絶えて、後冷泉天皇の大嘗會に、樂所預源賴政改めて急となし、山村吉光舞を作り、茲に其再興を見るに至りしも、後世終に舞は絶えたり(禮樂志)

シセイ

四姓 源氏、平氏、藤原氏、橘氏ないふ、南朝別志に、四姓といふ事は、天然にある事なり、源平藤橘を四姓といひたるは、佛法を信するあまりに、何事も天然の事をよしと思ひて、それに擬していへるなり、はては、片田舎の人は、此四より外は、姓はなしと思ひて、外の姓の人も、皆此四つの中にあらためたれば、今はことに、此四つより外はなきやうになりたりといへり、詳しくは各條を見るべし、

シセイ

中院通爲(ナカノキニミチナリ)をいふ、

シセイ

思齋館 舊山崎藩の學校、

シセイ

思誠館 舊新見藩の學校、

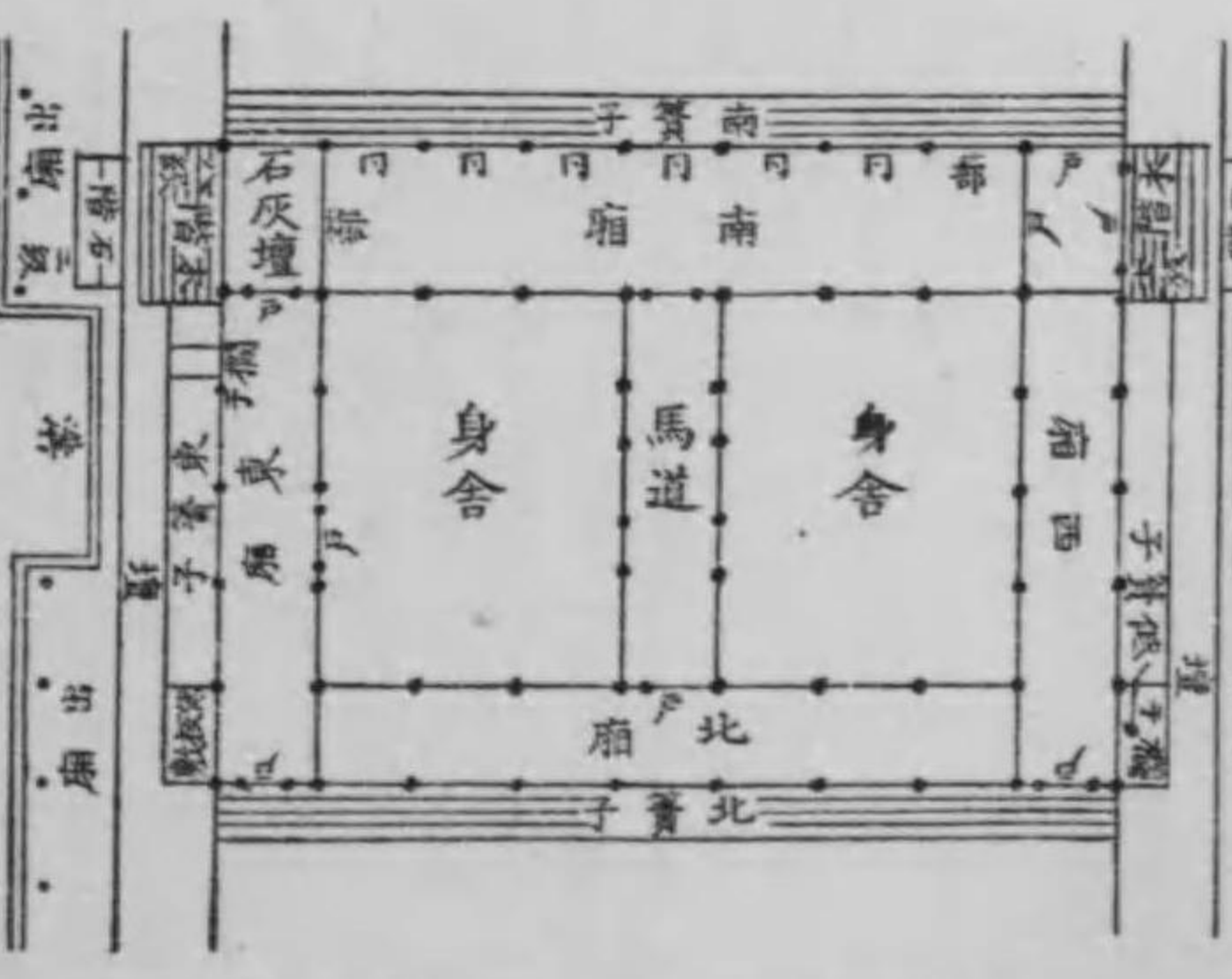
シセイ

新見藩の學校、

シセイ

シセイ

シセイウタウ 施政堂 舊平藩の學校、



陸奥國磐前郡(今磐城國石城郡)平郭内八幡小路を尊崇し、本校を設けて藩士の子弟を教育す、藩士伊藤修助教頭たり、學科は初め漢學の一科にして、安政年間に至り更に武學を加ふ、文久初年砲術を改め、洋法英式を以て練兵の法を立て、後又佛式に改む、明治元年校名及び職員名稱を改め、更に俸給を定む、明治四年廢藩に依り廢校す(日本教育史資料)

シセイ

四姓使 例幣の使を云ふ、中古以來王氏、中臣、忌部、卜部の四姓の人、幣使となりしを以てかく名づく、

シセイ

源平藤橘四姓の用ふる色、源氏は黒色、平氏は紫色、藤原氏は黄、橘氏は黄色を用ふ、清和天皇の時代關白良房勅命をうけて定むと云ひ、一説に村上天皇天曆中定めしとも云ふ、共に從ひ難き説なり(軍用記)

シセイ

慈照 名義 高山と號す、勅して廣濟禪師と號す、菅原道真の後裔、京都白川の

シセイ

足利義政(アシカガヨ)

シセイ

足利義政(アシカガヨ)

シタサ—シタノ

下切付と云ふ物、併せて是を細と云也」と云々
製作 三位以上は竹約の切付、四位約、五位虎、六位
章鹿を用ふ、藁又は葛にて組み、草にて包み、黒く絞
を出す

シタサケ 下作 小作(コサケ)を見よ、
シタサケアキヤウ 下三奉行 江戸時代、
作事、普請、小普請の三奉行をいふ、此三奉行の職掌
異同ありと雖も、共に修營の事を掌る、假令に殿屋造
立の時、普請奉行は、地取石垣等の事を修め、作事奉
行は、殿屋を造立し、小普請奉行は、繁雜の造作を修
む、故に造立の時に當りては、三職相交りて之を經營
す、故に世に之を稱してかく名づく(官制沿革考)

シタチマル 助支丸 横笛の名器、殆ど光高
相傳の重器なり、樂器考に、「助支丸は倭竹製、或人
云く、青興福寺維摩會の時、舞人殆ど光高等例に依て
屋に著て鐘食、其屋星霜あまた積て、垣壁半は穿つ、
助枝の中に一竹あり、笛竹によし、土中に年序歴
といへども、其様未變、光高裁て留とす、果して優
美なり、累代相傳して則房の世まで在之、今は傳る
人なき歎」と見えたり、

シタナガノアミ 舌長鏡 舌の長き鏡を
云ふ、物具裝束抄に、切付の時に用ふと見えたり、ア
ミの條を見よ、
シタノコホリ 志太郡 所屬 駿河國
起原 藤澤の南瀬戸川と云ふ川邊に、志太村あり、蓋
し郡名之より起りたるなるべし、風土記に、止駄郡

シタノ—シタバ

東限 岩田山、西限 八木間山、南限 開杉、北限 大野
峯」と見えたり、萬葉集、風土記、止駄に作
り、延喜式以下志太に作る、倭名抄に大長(オホナ
ガ)大津(オホツ)葦原(アシハラ)餘能、利部(オサカ
ヘ)英原、夜梨、大野(オホノ)等の郷あり、地誌提要
「シタ」と稱し、以後之に仍る、明治二十九年益津郡
を合併す(郡名異同一覽、國郡沿革考、法令全書)

シタノコホリ 志太郡 所屬 陸前國
起原 書紀文武天皇慶雲四年五月の條に、始めて見
えたり、亦建國の初め之を置きたるべし、關東
紀信太、延喜式志太に作る、倭名抄に酒水、信太(シ
タ)餘戸等の郷あり、正保副志田に作り、寛知集志太
に復し、元祿續又志田に作り、以後之に仍る、郡名
考「シタ」と稱し、地誌提要又「シタ」と唱ふ、今之れ
に従ふ(郡名異同一覽、國郡沿革考)

シタノコホリ 信太郡 所屬 常陸國
起原 孝德天皇白雉四年筑波茨城の二郡七百戸を割
て之を置く、風土記に、長柄豐前大宮之世、癸丑年
(白雉四年)中略、分筑波茨城郡七百戸、置信太郡、
此地本日高見國也、と見えたり、關東延喜式又信太
に作る、倭名抄に大野(オホノ)高來(タカカ)朝英(ア
サヒナ)小野(チノ)高田(タカタ)千方(コカタ)志萬
(シマ)中家、島津(シマツ)信太(シタ)乘濱(ノリハ
マ)稻敷(イナフ)阿彌(アミ)藤家、等の郷あり、
弘安の頃、既に信太庄と稱して、郡名を唱へず、文祿
三年十月石田三成當國を據地し、又之を復して郡と
なし、其小野川以南の地を河内郡に併す、地誌提要
「シタ」と稱し、以後之に従ふ、明治廿九年本郡の一
區域(他は新治郡に編入)と河内郡とを廢し、稻敷郡
を置く(郡名異同一覽、國郡沿革考、法令全書)

シタハ—シチキ

下に着用する袴をいふ、關西長き五尺にて、差貫よ
り長きこと一尺なり、常の裝束の裏の、こぼき程に
振りて用ふ、差貫より凡そ五分づゝ廣く縫ふと從二
位殿記に見ゆ、關西 服白を用ふる程の日に著
し、常には用ひず、十五歳以前には濃蘇芳、十六歳
以後には紅、老後は白色のものを用し、裏は表に
おなじ、文は一定せず、裏は表を用し、室町以後
は多く平絹を用ふること、なれり(四三條裝束抄、從
二位殿記、桃花葉集、四位五位裝束抄)

シタハラマキ 下腹巻 裏巻(ハラマキ)を
見よ、
シタラノコホリ 設樂郡 所屬 參河國
起原 關東天皇延喜三年八月、後醍醐郡を割て之を置
く、關西 延喜式設樂に作る、以後又同じ、倭名抄に賀
茂(カモ)設樂(シタラ)黒瀬(クロセ)多原(タハラ)等
の郷あり、明治十三年五月分て北設樂、南設樂の二
郡とせり(郡名異同一覽、國郡沿革考)

シチエウレキ 七曜曆 曆の一種、日、月、
火、水、木、金、土の七曜をしろしたるものないふ、元
日の節會に、中務省陰陽寮を率て之を奉る、これ
を御曆の奏と云ふ(江次第抄、公事根源)延喜式陰陽
寮に、其七曜御曆正月一日供承明門外と見え、又凡
曆本進寮、七曜御曆十二月十一日と見えたり、ヨ
ロミ及び「オンヨミ」ノソウヲ參看、
シチカウザン 七高山 王朝時代、比較、比
瓦、伊吹、神崎、愛宕、金峰、葛木の七山をいふ(二中
歴)後に七高山阿闍梨あり、
シチキヨク 七局 明治元年制定し置かれた
る左の七つの事務局を云ふ(法令全書)

シチク

都城 港口、鎮臺、市尹を掌る、
外國事務局、萬國、交際、條約、貿易、擴張、育民を掌
る、
軍防事務局、海軍、陸軍、練兵、守衛、緩急、軍務を掌
る、
會計事務局、戶口、賦稅、金穀、用度、貢獻、警備、秩
祿、倉庫、商法を掌る、
刑法律務局、監察、彈劾、捕亡、斷獄、刑律を掌る、
制度事務局、官職、制度、名分、儀制、選叙、考課、規
則を掌る、

シチク 絲竹 管絃(クワンケン)を見よ、
シチクワン 七官 明治元年閏四月、三職八
局を廢して置かれたる議政官、神祇官、行政官、會計
官、軍務官、外國官、刑法官の七官を云ふ、詳しくは各
條參看、

シチクワンオン 七觀音 觀世音菩薩(ク
ワンセンボソウ)を見よ、
シチクワンオン井 七觀音院 關西國
山城國下京區南町〇如意輪山淨佛寺、或は護持院と
もいへり、宗廟 眞言宗、勸修寺の所轄に屬す、〇本尊
觀世音(起原)後鳥羽天皇の母后七條院、寶壽長
久天下泰平を祈らん爲め、東山に佛閣を建立し、宮
中に安する所の如意輪觀音像を本尊となし、淨佛寺
と號す、後ち護持院と改稱し、祈願所となす、女院
靈夢三夜に及び、建久五年鳥丸の四四條坊門の北に
移築し、護持尊六觀音像を安じ、七觀音院と稱せし
め、更に寺領を寄せらる、此れより寺運昌隆に至れ
り、文永中龜山天皇の母后大宮院之を重修し、寺觀
偉大ならしめしが、應仁の兵亂に罹る、文明中後土御
門天皇勅して再建せしむ、其後屢々火災に罹り、寺域
を轉じ盛衰一ならず、寛政元年十一月今の地に移し、

後四院天皇表を寄せ、堂宇を建營せしむ、豐臣氏江
戸幕府寺領十九石を付す(山城名跡志、平安通志)
シチケン 七絃 樂器の一種、其形阮咸に似
て大なり、鄭喜子之を作るといふ、我邦の名器を閑
柄、山水といふ、御物只に海老尾のみ殘存するが故
に詳しくは難し(禮源抄、禮樂志)

シチゲ—シチダ

シチゲノクニン 七座公人 延曆寺におけ
る四至内(羅持れば衆徒)維那(同中方會の時、大僧
前達する也)備取(男、前唐院の鐘を預る)出納(下法
師、被物雜物の出納を掌る)庫主(下法師、佛供を調ふ
者)政所(下法師、中堂常御佛供を調する也)專當
(下法師、若輩たりと云ふ杖をつくなり)の七公人
をいふ、執當之を補任す(禮源抄)

シチシヤク 七色役 美濃國郡上都にて
行はる、納稅の一種、小役(コヤク)を見よ、
シチシユウ 七宗 律、法相三論、華嚴、天
台、眞言、禪の七宗を云ふ、詳しくは各條參看(元亨釋
書、神皇正統記)

シチシヨウマス 七升量 量七升を容る、
樹の名、其口九寸四分七厘、深さ五寸六厘(成形圖説)

シチセイグワ 七清華 久我、花山院、徳大
寺、西園寺、大炊御門、三條(轉法輪)菊亭の七家をい
ふ、詳しくは清華及び各氏の條を見よ、
シチリウホフエ 七僧法會 講師、讀師、咒
願師、三禮、唄師、散華師、堂達等七僧の列なる法會を
云ふ(此中上儀を以て咒願師とし、次を導師とす)法
華講等の法會には、七種の所作人あるを以てかく名
づく(拾芥抄、應永靈夢抄)榮花物語經の卷淨妙寺供
養の條に、七僧百僧などせさせ給ひて、法服うるはし
くしてくらせ給ふ云々」とあり、

シチダイジ 七大寺 東大、興福、元興、大
シチゲ 七局 明治元年制定し置かれた
る左の七つの事務局を云ふ(法令全書)

シチタウガラン 七堂伽藍 諸堂具備せる
寺院を云ふ、古來寺院の完全なる結構には、必ず之
を備ふるものとせり、其本據詳かならず、且つ七堂
の名稱、並に建設位置等一定せず、金堂(本堂を云
ふ、金箔たみにせし堂故に云ふ)講堂(佛法を講ず
る所)塔(舍利塔を云ふ)經藏(一説に鼓樓)鐘樓、中
門、大門を眞言七堂、佛殿(本尊を安置する所)法堂
(佛法を演説する所)僧堂(雲堂とも云ふ、僧侶の修行
する所)庫裡、三門、浴室、西淨(廁を云ふ)を眞言七堂
と云ふ、一説に佛殿、寶塔、東方丈、西方丈、鐘樓、鼓
樓、山門を唐樓七堂と云ふ、又一説に、金堂、講堂、
塔、鐘樓、經藏、僧坊、食堂をいふと云へり、傳
へ云ふ寺院の結構は、佛面或は佛體を表示すと、佛
面を表示すと、講堂は頭、鼓樓鐘樓は兩耳、金堂
塔は兩眼、中門は鼻、大門は口なりと、法隆寺の如
きは是なり、然れども諸寺院皆然るにあらず、佛體
を表示すと、法堂は頭、佛殿は心、庫裡僧堂は兩
手、三門は陰、浴室西淨は兩足なりと、禪宗寺院の
如きは是なり(王林抄、禪林象器考、安齋隨筆、鷲尾順敬
氏説)

シチタウバ 七島場 江戸時代、中國より
四、九州邊にて琉球國を作る場所をいふ、琉球國を九
州にて七島といふ、琉球國の内七島より重に作り出
す故に名とす、大隅薩摩に夥く作れり、年貫は段別を
以て納む、稀には段別なき場所もあり、琉球は、關
自然作備ある故に、段別なき場所甚だ少し、年貫は壹
野殿年貫より割合高く附課せり(地方凡例錄)

シチタンノミスホフ 七壇御修法 七佛
臨師法(シチタンノミスホフ)を見よ、

シチダ 七局 明治元年制定し置かれた
る左の七つの事務局を云ふ(法令全書)

シチチ

質金 質金を貸借する爲めに、擔保として入れ置く田地をいふ、古は田圃、口分田なるが故に、私に典賣し得べからず、其典賣する者は、開墾の私地のみなり、

シチテウゼニ

七條院 江戶時代に行はれたる錢貨の一種、銅にて作り色淡黄、徑八分五厘、重さ一匁、輕小者、銅色紫褐、徑八分、重八分、享

シチフ

保十一年京都七條にて鑄造す、因て名づく(新寛永錢譜)

シチフクジン

七福神 大國天、惠比壽、辨財天、毘沙門天、壽老人、布袋和尚、福祿壽を云ふ(七福神考) 和漢名數、書言字考節川集には、

シチヤ

シチヤ

シチヤツヤクシホフ

七佛藥師法 七佛藥師を本尊として、息災安壽等を祈る法、多くは天台宗にて行ふ法、七佛とは、

シチモジ

七文字 横笛の名器、男山八幡宮の寶藏に藏す、此笛所々に蝕し、其餘中に七の字形をなす、故に七文字と名づく(樂器考)

シチヤ

質屋 質屋倉土倉等の名あり、並に質物を擔保の取におくよりの名なり、

シチヤ

禁斷出舉財物、以宅地園圃爲質事 右檢太政官去天平勝寶三年九月四日符簡、宅地爲質、皆禁斷、

合參附文

利別月卅九文 質物布二端 右件錢、限二箇月之内、水利共備、

實龜三年二月十四日

給當麻薩養 價若儀部益國 敢 男 足 と見え、同年同月廿九日の文書にも、

シチヤ

シチヤ

シチヤ

シチヤ

被興行無靈錢土倉事、或彼宛召莫大之課役、或不被制打入之間、已令斷絶、

屋の利潤とし、利息は互にはかりあふまじたるべし、かく定むる後、みだりに下面の質物を取置べからず、

シツキ

地の漆器多し。また當時大器には朱漆を用ふ。爾後沃懸地の漆器多く行はる。保延三年崇徳天皇仁和寺行幸の時、用ひたる膳臺、大盤、中盤は紫檀を以て作り、漆器を以て模倣を嵌装す。其後、或は螺鈿を嵌し、或は蒔繪を作り、或は蒔繪に螺鈿を加へたるを用ふるに至れり。安元の頃漆工の業盛なること極まり、後白河上皇五十の賀宴の時、その工また宴に召見せらる。降りて源頼朝、幕府を鎌倉に開くや、漆工此に業り鎌倉彫(カマクラホリ)と稱する一種の漆器を製出す。承久の亂後工人漆器を製すること甚だ夥し、伏見天皇の御宇紀伊根來寺より根來塗(ネモロメ)の一種を出す。延元元年醍醐天皇吉野金輪寺にて工人に命じ、葛を以て茶器を製す。其製内黒色にして外は溜色なり。世に金輪寺の茶器と稱す。後世製漆の名工等之を模倣して點茶器と爲す。後徳山天皇の御宇、春慶塗(シュンケイメ)の發明あり。寶徳年間足利義政職を辭し、東山に退老しその好む所に隨て諸器物を製し、多く蒔繪梨子地を以て裝飾せり。當時その業盛に、一家を爲す者漸次輩出す。後土御門天皇の御宇、堆朱(ツキシユ)堆黒(ツキコク)の製あり。元龜天正年間織田信長豊臣秀吉等干戈の餘暇、盛に點茶を好み、戦功の將士に茶器を賞與すること多し(室町時代より始まる)。茲に於て茶事に精なる者輩出し、隨て各茶器の新樣を發明し、漆工をして製せしむ。紹徳、利休、織部、備前など稱す。天正年間會津塗(アヒツメ)を製出す。慶長年間薩摩重藤殿と云者あり、漆を以て磁器の缺損を補修することを始め、當時印籠行はれ、外面は蒔繪梨子地を施し、或は螺鈿を以て裝飾し、或は堆朱風輪等の數品あり。此の時漆工盛に重箱を製す。元和以後製漆の術頗る進歩し、家屋橋梁等にも之を施すに至れり、而して

シツキ

漆器の色に、純黒、純赤、青、紫、朱、春慶等あり。寛永年間、京都の工人關宗長始めて製造の器に漆を以て名を記す。此の時紀伊より黒江塗(クロエメ)を製出す。貞享年間、漆産出の國は漆を貢物と爲し、或は漆水と稱して永錢を出さしむ。元禄年間肥前長崎の工人、支那様の蒔繪の器物を製し、また伊勢の工人破笠と云者、一種の漆器を製し、或は細工(ハリツヅイタ)といふ。中御門天皇の御宇、長崎の工人支那法に倣て盛に堆朱、沈金、色蒔繪、青貝等の漆器を製出す。正徳年間安藝廣島の工人塗葛籠(メリツツラ)を造る。寛政年間象谷塗(ザウコクメ)の製出あり。文化年間名古屋の陶工豐助、陶器の外面に漆を塗り蒔繪を施したるものを造り出す。世人豐助塗と稱して愛玩す。安政五年海外諸國と貿易の約を定め、横浜に開港してより以來、外國の風漸く本邦に行はれ、テール椅子書架等の漆器を造る。慶應三年朝廷諸工藝の盛大ならんことを欲し、吏をして之を諸國に勸諭せしむ。漆器を多く出す地は東京、京都、大阪、能登、下野、陸前、陸中、磐城、岩代、陸奥、羽後、常陸、駿河、紀伊、尾張、近江、伊勢、大和、和泉、若狹、但馬、越中、加賀、讃岐、肥前等なり。此の外諸國も亦各漆器を製して、或はその土地の使用に供し、或は他邦に輸出す。今日國として多少之を製造せざるなし(工藝志料)

代刊本に五冊、十冊、十二冊、二冊本等あり。日本文學全書、國史大系第十五冊にも收む。四冊十段の篇目を分ちて教訓せし故に名づく。其主旨は序文に「夫れ世の中にある人、ことわざしげきふるまひにつけて、貴き賤しき品を分たす。賢なるは得多く、愚なるは失多し。然るに今何となく聞き見る所の昔今の物語をたれとして、よるづの言の葉の中より聊か其の二の跡を取りて、よき方をば是をす。い、感しき筋をば是を誡めつ。いまだ此道を學びしらざらん少年のたぐひをして、心をつくる便となさしめん爲め云々」とあるにて明なり。蓋し本邦に於ける、教訓書の嚆矢なり。上巻一可^レ定^ニ心操^ニ操^ニ事、二可^レ離^ニ離^ニ事、三不^レ可^レ侮^ニ人倫^ニ事、四可^レ減^ニ人上^ニ多言^ニ事、中卷五可^レ損^ニ朋友^ニ事、六可^レ存^ニ忠信^ニ廉直^ニ事、七可^レ專^ニ思慮^ニ事、下卷八可^レ堪^ニ忍^ニ事、九可^レ啓^ニ怨望^ニ事、十可^レ庶^ニ幾才能^ニ發業^ニ事、とす【注釋】石橋尚寶氏の十訓抄詳解あり。索引補正、附録等あり。町憲親切を極む。一讀すべし良書なり。猶委しくは十訓抄考を見らるべし。【附録】序文によれば建長四年十月に成りしこと明なれど、著者につきては、楠成季とし、菅原爲長とし或は六波羅二橋左衛門入道の作なりと云へり。前二説は共に根據なき説にして取るに足らず。後説は妙覺寺本の奥書に記する所にして、本書が一般の形式内容共に正しければ、稍々倍するに足るべしと雖も、其果して誰なるやは詳かならず(十訓抄、十訓抄考)

シツクラ

シツクラ 韃(シツクラ)を見よ、

シツクワモン

シツクワモン 日華門(日花) 内裡の門、又中門と云ひ左近衛の障と號す。南殿前の大庭の東向の門にて、春興、宣陽兩殿の間に在り。月花門と相對す。現今京都御所に存する所は、安政の遺營に

シツケ

係りて、瓦屋、南北榮三間、障一間あり、其他は承明門に同じ、皇居の御園參看(拾芥抄、平安通志)

シツケ 尻付 除目叙位の時、大間圖書に、當日叙任せられたる人の官位姓名の下に、内給、臨時内給、院去年御給、攝政當年給など細書せるを云ふ。今その一例を左に示す(魚魯墨抄、除目大成抄、羽倉考、年給考)

大舍人助 正六位上源朝臣親行(左近中將源朝臣當年給二合、以子息申任)

支蕃少允 正六位上藤原朝臣親光(臨時内給)

大炊助 正六位上源朝臣義重(女御藤原朝臣藤子去年未給)

和泉掾 正六位上藤井宿禰國依(元品藤子内親王當年給)

同 目 從七位上物部宿禰眞元(中宮權大夫藤原朝臣當年給)

(保元四年大同)

シツケツヨシシ 日月護身 叙の名、守護(シツケ)を見よ、

シツケン 執權 武家の職名、將軍を輔佐し、内外の機務を總ぶ、朝廷の官僚に比すれば、攝關大臣の任に當る、或は争訟の曲直を裁決するを以て理非決斷の職と稱し、又は判斷職とも云ふ。又常に、後見職、探題職とも稱せり。源賴朝鎌倉幕府草創の時、大江廣元政所別當として、庶政を統領せり。當時稱して執權と云ふ。これ當職の權典なり。建仁三年將軍頼家職を其弟實朝に譲りし時、外祖北條時政を以て政所別當に加へ執權とすと、吾妻鏡、保曆間記に見えたり。是に據れば、當時政所別當の上首なる廣元時政兩人を以て、執權と稱するが如し。時政は、治承四年、源頼朝舉兵の初より、内外の機務に

シツケ

預り、源家興立の功最も多かりしかど、政所別當たらざるを以て、公文に加署する事なかりしを、爰に至りて別當に加り、内外の權勢を全くせしなり。將軍次第、將軍執權次第、梅松論等の諸書に時政治承以來、武家の執權たる由を記せしは、當初別當たらざる雖も、内に在りて政柄を掌握せし故なり。治承元年二年、職を子義時に傳ふ。建久元年、和田義盛滅亡の後、義時又侍所別當に兼補せられ、警衛決斷の兩職、併せて其身に歸す。爾來、子孫此兩職を以て世襲とし、文武の權、永く北條一家の有となり。執權の職愈々重し。室町幕府の初め、家令を稱して執事と云ふ。或は執權管領などとも稱したりしを、義滿將軍の比より、専ら管領と稱し、執權執事等の稱は、絶えたる如くなれり。然れども、儀式的日記、又規矩の記録等には、執權と記すを例とす。鎌倉以來の古格を追ひし故なり。後には管領の陪臣をも、借稱して執權と稱せしかば、應仁文明以後には、大名諸家の臣にも、執權の名を稱ふる習出來て、終には武家の古法を失ふに至れり(武家名目抄、官制沿革略史)○また院にもあり、院執權(ケンシツケン)を見よ、

シツケンシ 實檢使 鎌倉幕府臨時の職名、何事にもあれ、非常の事あらば、其監督のために、發遣せしむる者を云ふ。源賴朝嘉祿元年、石清水八幡の社僧と、興福寺の僧と、莊園の用水を争ひ、相訴ふるに、六波羅より、使を遣して實檢を遣ししめ、眞水の制に、地境の訟ある時は、實檢使を遣して、本跡を糾明せしめ、又實檢使を遣して、陸田を檢査する等のことなり(官制沿革略史)

シツケンノマ 實檢間 武家時代武門に於て物の實否を檢めし見る所の居間の名。屋簷考に、「後世武家々作の圖に、實檢之間、實檢窓と云ふ所あり

シツケ

り、其の由りて起る所を詳にせず。土肥經平が春湊浜話に、此のことを論じて、古代の廢殿造には、中門の廊と云ふものあり、中門の廊には、必ず窓を開きて、連子を造る、後の世是れを實檢窓と唱へて、廊の連子と云ふものなし、それのみならず、主將たる人敵の首を實檢あるに、此の窓より見給ふ式なりなど、作りなしていへることあるにや、かくいふより今城中の殿宇廢殿にあらず、中門もなき所に、かならず實檢の窓をつくる作法の如く云へる人あり、無稽の俗説といふべしとぞ。元暦のむかし源九郎義經木曾を討ちて院參ありし時、白河法皇中門の連子より六人の武者を實檢ありしこと、平家物語に見えれば、これらに基きて取り出し、説にやと云へり。又云、其の後元弘三年、河野、陶山等島羽にて赤松が軍と戦ひ、首七十三討ち取りて、六波羅へ馳せ歸り、その首ども實檢あるに、主上(光嚴院)御座を巻きて觀覽あり、兩六波羅庭上に敷皮しきて、是れを檢知ありしこと、太平記に見え、天子だにかくおぼしきこといへ覺えず、またかゝる例をば、ふるく聞き及びしことあらずと云へり」と見えたり。

シツカンモン 式乾門 大内親外郭門の一、北面の門にて、朔平門の西南に在り、修明門に對す、拾芥抄に式乾門、北面、謂之西廂御仗門、朔平西、此門東無御仗門と見えたり。門内に西廂舍、東廂に御書所あり、孰も結構評かならず(大内親圖考)

シツカンモン 式乾門院 後高倉天皇の第一皇女、母は北白河院、四條天皇の准母、嘉祿二年十一月廿六日内親王と爲り、同日伊勢齋宮となる。天福元年二月五日退下、六月廿日皇后宮と爲り、延應元年十

シツサ

一月十二日尼と爲り、同日院號、建長三年正月二日... 實相院

シツサウ井

郡岩倉村○岩倉門跡と云ふ... 實相院

行譽 餘慶 勤修 心譽 行圓 賴豪

行勝 勝運 公顯 覺朝 靜基 增忠

靜譽 增基 增靜 恒豪 增覺 增仁

靜深 真瑜 增珍 增詮 義命 增運

義桓 義運 義尊 義廷 峯宮 義周

增宣 健宮 義海 棟宮

シツサツ 十刹 禪宗の寺格、五山の下にて、

諸山の上に位す、十刹も五山と同じく、宋國の十刹... 十種供養

シツジ

安國、萬壽(豐後)興國(駿河)臨川(京都)と位次を定... 十種供養

及び問注所等により、又江戸時代の若年寄も執事と... 十種供養

Table with columns for 年度, 階級, 元永, 康永, 康暦, 和漢名, 關東十刹, 鎌倉, 扶桑, 五山記, 五山記

シツジ 執事 其局に當りて事務を專當する者、内寮所院司、攝關家、僧官、關東管領、武家の政所

シツジヨウ井 實乘院 所在山城國愛宕郡岡崎に舊址あり○岡崎房と號す、俗に山岡崎殿

シツス

シツタウ 直堂 禪宗の僧役、堂中の衆僧の... シツタニガクカウ 閑谷學校

シツタ

シツタン 悉曇 梵字を云ふ、又悉曇摩訶... シツタ 悉曇

シツタ 悉曇 梵字を云ふ、又悉曇摩訶... シツタ 悉曇

シツタ

シツタ 悉曇 梵字を云ふ、又悉曇摩訶... シツタ 悉曇

シツタ

シツタ 悉曇 梵字を云ふ、又悉曇摩訶... シツタ 悉曇

シヅメ

アーレンス社の工場と工人とを、陶器商清川惣助氏に譲渡したり、清川氏工場を譲り受るに當り、金属線...

シヅマ—シヅミ

女婦となりしが、幾干もなくして離縁せられ流浪の身となりて江戸に來り、寛政の季また江戸長谷川町...

シヅミ—シヂウ

シロ(射添(イツフ)郎家等の郷あり、元禄圖以後七味に作り、今復七味を用ふ、明治廿九年二方郡と合併...

シヅミヤウ

後輪 鞍橋の一、鞍の條名所を見よ、シヅウチ 四條氏 姓は藤原、左大臣魚名...

シヅウ

シヅウチ 四條氏 姓は藤原、左大臣魚名成の長子隆季四條大宮に居住す、故を以て孫隆衛四...

シヅリ

俊文 シヅオリの時、シヅリを見よ、シヅロクモノ 實録物 小説(セウセツ)を見よ、

シヅマ

シヅマ 志津摩流 佐々木志津摩が創めたる入木道の流派、志津摩は京都加茂の人なり、...

シヅマ

シヅマ 志津摩流 佐々木志津摩が創めたる入木道の流派、志津摩は京都加茂の人なり、...

シヅマ

シヅマ 志津摩流 佐々木志津摩が創めたる入木道の流派、志津摩は京都加茂の人なり、...

シヅマ

シヅマ 志津摩流 佐々木志津摩が創めたる入木道の流派、志津摩は京都加茂の人なり、...

シヅマ

シヅマ 志津摩流 佐々木志津摩が創めたる入木道の流派、志津摩は京都加茂の人なり、...

シヅメ

子(阿彌)幼にして父を失ひ、祖父隆顯に養はる、後果進して備前守に任じ、檢非違使別當となる、既に...

將として飯盛山に陣す、既にして正行戦死し、師直行宮を襲ふ、隆資天皇を率じて之を賀名生に避く、後...

隆宗 隆直 隆盛 隆暲 隆平 隆重 隆昌 隆衛 隆音 隆安 隆文 隆叙 隆考 隆生 隆訓 隆平 隆資

シヅメ

シヅメ 隆資 隆直 隆盛 隆暲 隆平 隆重 隆昌 隆衛 隆音 隆安...

シヅメ

シヅメ 隆資 隆直 隆盛 隆暲 隆平 隆重 隆昌 隆衛 隆音 隆安...

シヅメ

シヅメ 隆資 隆直 隆盛 隆暲 隆平 隆重 隆昌 隆衛 隆音 隆安...

シヅメ

シヅメ 隆資 隆直 隆盛 隆暲 隆平 隆重 隆昌 隆衛 隆音 隆安...

シヅメ

シヅメ 隆資 隆直 隆盛 隆暲 隆平 隆重 隆昌 隆衛 隆音 隆安...

シヅメ

シヅメ 隆資 隆直 隆盛 隆暲 隆平 隆重 隆昌 隆衛 隆音 隆安...

シヅメ

シヅメ 隆資 隆直 隆盛 隆暲 隆平 隆重 隆昌 隆衛 隆音 隆安...

シヅメ

シヅメ 隆資 隆直 隆盛 隆暲 隆平 隆重 隆昌 隆衛 隆音 隆安...

シヅメ

シヅメ 隆資 隆直 隆盛 隆暲 隆平 隆重 隆昌 隆衛 隆音 隆安...

シヅメ

シヅメ 隆資 隆直 隆盛 隆暲 隆平 隆重 隆昌 隆衛 隆音 隆安...

シヅメ

シヅメ 隆資 隆直 隆盛 隆暲 隆平 隆重 隆昌 隆衛 隆音 隆安...

シヅメ

シヅメ 隆資 隆直 隆盛 隆暲 隆平 隆重 隆昌 隆衛 隆音 隆安...

シヅメ

シヅメ 隆資 隆直 隆盛 隆暲 隆平 隆重 隆昌 隆衛 隆音 隆安...

シヅメ

シヅメ 隆資 隆直 隆盛 隆暲 隆平 隆重 隆昌 隆衛 隆音 隆安...

シヅメ

シヅメ 隆資 隆直 隆盛 隆暲 隆平 隆重 隆昌 隆衛 隆音 隆安...

シヅメ

シヅメ 隆資 隆直 隆盛 隆暲 隆平 隆重 隆昌 隆衛 隆音 隆安...

シヅメ

シヅメ 隆資 隆直 隆盛 隆暲 隆平 隆重 隆昌 隆衛 隆音 隆安...

シヅメ

シヅメ 隆資 隆直 隆盛 隆暲 隆平 隆重 隆昌 隆衛 隆音 隆安...

シヅメ

シヅメ 隆資 隆直 隆盛 隆暲 隆平 隆重 隆昌 隆衛 隆音 隆安...

シヅメ

シヅメ 隆資 隆直 隆盛 隆暲 隆平 隆重 隆昌 隆衛 隆音 隆安...

シヅメ

シヅメ 隆資 隆直 隆盛 隆暲 隆平 隆重 隆昌 隆衛 隆音 隆安...

シテウ

頼き左の目尻深かに射られて傷き、随死するも...

シテウノミヤ

山城國京都四條の南、西洞院の東に在り、藤原頼忠及び大納言公任の家なり...

シテウノミヤ

四條宮 圓融天皇の皇后藤原道子及び後冷泉天皇の中宮藤原寛子をいふ...

シテウ

來莫逆の友となり、其畫風を討究して、妙趣を得たり...

シテウ

松村景文 田中日華 岡本豊彦 鹽川文鶴 柴田義重 熊谷直彦 山脇東暉 佐久間草儀

シテウ

垣本雪臣 四條派 時宗の一派、二世他阿彌陀佛の弟子淨阿、京都四條道場金蓮寺に住して衆を領し...

シテウ

視察 禪宗にて一寺の住持になること、又濫業ともいふ、元は官吏が任に就いて官印を視る義にして...

シテウ

賜田 別勅を以て功勞ある人に賜ふ田をいふ、別勅賜田とも云ふ、班田の時も改馬せしめて之を賜ふ...

シテウ

龜二年壬申の功臣を賞して田を賜ふ、爾後田を賜はること史に見え、時には、荒廢田或は荒田、或は山野、或は没官田、或は白田を賜はることあり...

シテウ

私田 公田及び神田寺田にあらざる位田、職田、賜田、口分田、その他各種の雑色田及び墾田をいふ、詳しくは各條を參看すべし(田制條)

シテウ

寺田 國寺院の所領田を云ふ、官より田地を寄せ、或は王臣よりその私地若くは功田を捨入して、その收穫を以て寺用に供せしむるものをいふ、或は寺家私に買得せるものあり、寺家自ら田野を占有して新に開墾せる者あり、僧尼に賜ふる田を以て、遂にその寺院の所有とせるものあり、概して之を寺田といふ、後世寺領といふ、不輪租田にして崩埋侵食せることあるも、更に加授せざること神田と同じ、但買入することを禁す、田に布薩戒本田、出家得度田、放生田、長生田等の種類あり(田制條)

シテウ

皇延暦十四年、更に禁斷を加へ、その既に先に施捨せるをば勅録して官に申さしめ、以後の違犯は没官に處す、また位田は寺家に捨入することを聽さず、當時佛法盛に、崇信者多く、従つて之を捨入する者甚だしし、史上散見頗る多し、降りて鎌倉幕府の時より寺田の制廢たれ、寺領と稱す、シツヤウの條參看(田制條、大日本租稅志)

シテウ

四天王 帝釋天の外臣にて世の武將の如く、四天下を護衛する王を云ふ、四王の下に各八將軍あり、即ち三十二將軍を派し、四天を巡行して、諸の出家人を救護す、故に護世諸天とも云ふ、即ち東方は持國天、南方は増長天、西方は廣目天、北方は多聞天なり、身の長半由旬、衣の重半兩、壽は五百歳、男女交接して陰陽を爲す、欲界六天の第一、須彌山の中腹に居す(諸乘法數、佛教いろは辭典)、これより轉じて、武將、技藝、和歌、弓馬等に秀でたるもの四人を擧げて四天王と稱す、即ち左の如し(和漢名數)

- (一)和歌の四天王 桓阿 兼好 淨辨 慶運
- (二)武將の四天王

シテウ

平維衡 源賴信 平致賴 藤原保昌 (三)頼光の四天王 渡邊綱 坂田金時 確井貞光 卜部季武 (四)義經の四天王 鎌田盛政 鎌田光政 佐藤頼信 佐藤忠信 (五)義仲の四天王 今井兼平 樋口兼光 頼朝 根野井行親 (六)義貞の四天王 藤原伊賀守 亙利新左衛門 栗生左衛門 細六郎左衛門 (七)藤原の四天王(北越四天王) 直江實綱 甘糟景持 宇佐美良勝 柿崎景家 (八)信玄の四天王(六甲關四天王) 甘利信登 小山田昌長 飯富茂昌 板垣信形 (九)信長の四天王 柴田勝家 瀧川一益 丹羽長秀 明智光秀 (十)秀頼の四天王 木村重成 眞田幸村 長曾我部盛親 後藤基次 (十一)家康の四天王 井伊直政 本多忠勝 榊原康政 酒井忠次 (十二)二階堂盛俊の四天王 前部 濱田 遠藤 守屋 (十三)結城の四天王 多賀谷 水谷 山川 岩上 (十四)重名の四天王 平田 松本 佐藤 富田

シテウ

シテウガフキヤウホフ 四天王合行法 國四天王を本尊として災を擧ひ禱を招かんが爲に修する法を云ふ、四天王とは多聞持國増長廣目信を云ふ(肥前)天慶三年正月美濃國中山南神宮寺にて三七日修す、既にして將門諺に伏す、

シテニ

後三條天皇延久二年十一月地置す、天文密奏陰陽師勸文等兵革の前兆となす、仍ち攝津師長宴をして延曆寺に修せしむ(諸法要略記)

シテニワウジ

四天王寺

所在攝津國東成郡(大阪)天王寺村(荒陵山と號す、又難波寺、難波大寺、御津寺、法花園堀江寺と云ふ)宗廟(天台宗、元は八宗兼學)本尊は如意輪觀音にして、腰壇に彌勒佛四天王を安置す(起原)用明天皇の大漸に及ぶや物部守屋は穴穗部皇子を立て、太子となさんと欲す、是より先守屋蘇我馬子と權を争ひ、且佛法の事を以て互に相仇視せしが、是に至りて遂に兵端を開く、馬子乃ち麻呂皇子を奉じて、守屋を討す、皇子兵を率ゐて河内の守屋の邊川の宅を攻めて屢々敗る、皇子群臣と議して大願を四天王に發して、敵人誅伏の事を祈る、既にして戰大に克ち、守屋を滅す、皇子仍て用明天皇二年を以て當寺を玉造の岸上にて建て給ひしが、推古天皇元年に之を今の地に移せり、當時境内を施藥院療病院悲田院敬田院の四種に區別し、山號を荒陵山と稱し、寺號は別に難波寺、難波大寺、御津寺、法花園堀江寺と云ふ、元と八宗兼學なりしが、徳川氏に至り、日光山門主の管轄に屬し、専ら天台宗を奉ぜり、推古天皇三年朝廷近江遠江等六國につきて、三百烟の封戸を賜ひ、同六年守屋の田園其國に於て十八萬六千餘代の田地を納め、同十年又攝津朝來郡の壱田十二萬八千餘代を納め、爾來歷代の天皇亦頻りに封戸寺田を寄進し給ふ、桓武天皇延暦二十年十月並に詣り、法施の樂を奏し、陽成村上後一條鳥羽後鳥羽龜山後醍醐後光嚴の諸帝前後駕を枉げさせ給ふ、天正四年五月織田信長事を以て御遊を焚きしも、同六年には地子六十二石を免じて、再興の志を表し、同十一年豊臣秀吉は再興を命じ、錢五千貫

米五千石を寄進せり、文祿三年秋野草順勸進を始め、遂に堂宇の再興を成せり、享和元年十二月雷火の爲めに炎上し、金堂、講堂、五重塔、其他四十有餘の建物悉く烏有に歸せり、文化九年大阪白銀町の紙屋屋淡路屋太郎左衛門と云ふもの、奮勵勸進の任に當り、之を再造せりといふ、即ち今の建物是なり(鳥羽天皇の時より、近江國三井寺の管轄に屬し、鎌倉時代を通じて永く相承せり(此間延曆寺より朝廷に訴へて延曆寺に屬したる時もありき)室町時代には、天台眞言を問はず、法親王入寺せしが、元和以後は天台宗論王寺の所管となれり、明治八年より更に住持を置くこととなり、境内の廣二萬五千六百二十三坪にして、堂塔を併べて四十餘寺其中に立てり、明治六年八月公園地と定め、大阪第一の名所となれり(南大門、當寺の正面にして南方に在り、東に東大門あり、特別保護に屬す(仁王門、南大門の北に在り、左右に金剛夜叉高各十五尺の像を安す、其彫刻甚だ巧妙なり(五重塔、仁王門北に在り、高二十間半、基礎は三間五尺四方なり、每層に雲水の彫物ありて、垂木には象頭を刻み、釋迦及び八祖の畫像、並に四天王の木像を安置す(金堂、五重塔の北に在り、廻廊の中央に在り、本尊一丈八尺の如意輪觀音菩薩、四天王及び婆羅門の像、並に舍利塔等あり、二重屋根にして、内を内陣外陣に分つ、内陣は四方を金色に塗り合せ、天井の板に草花の畫あり、昔時は僧徒の外常人之に入るを許さず、外陣は四方に十二天菩薩の像を畫く(講堂、金堂の北に在り、本尊丈九尺五寸の阿彌陀佛、其左右に丈六尺の觀音勢至と、四天王及び三千佛の小像とを安す(方丈は講堂の北に在り(迴廊、講堂の左右より起りて、南仁王門に連り、五重塔及び金堂を圍繞し、方形をなす、其長凡そ百五十間

シテニ

米五千石を寄進せり、文祿三年秋野草順勸進を始め、遂に堂宇の再興を成せり、享和元年十二月雷火の爲めに炎上し、金堂、講堂、五重塔、其他四十有餘の建物悉く烏有に歸せり、文化九年大阪白銀町の紙屋屋淡路屋太郎左衛門と云ふもの、奮勵勸進の任に當り、之を再造せりといふ、即ち今の建物是なり(鳥羽天皇の時より、近江國三井寺の管轄に屬し、鎌倉時代を通じて永く相承せり(此間延曆寺より朝廷に訴へて延曆寺に屬したる時もありき)室町時代には、天台眞言を問はず、法親王入寺せしが、元和以後は天台宗論王寺の所管となれり、明治八年より更に住持を置くこととなり、境内の廣二萬五千六百二十三坪にして、堂塔を併べて四十餘寺其中に立てり、明治六年八月公園地と定め、大阪第一の名所となれり(南大門、當寺の正面にして南方に在り、東に東大門あり、特別保護に屬す(仁王門、南大門の北に在り、左右に金剛夜叉高各十五尺の像を安す、其彫刻甚だ巧妙なり(五重塔、仁王門北に在り、高二十間半、基礎は三間五尺四方なり、每層に雲水の彫物ありて、垂木には象頭を刻み、釋迦及び八祖の畫像、並に四天王の木像を安置す(金堂、五重塔の北に在り、廻廊の中央に在り、本尊一丈八尺の如意輪觀音菩薩、四天王及び婆羅門の像、並に舍利塔等あり、二重屋根にして、内を内陣外陣に分つ、内陣は四方を金色に塗り合せ、天井の板に草花の畫あり、昔時は僧徒の外常人之に入るを許さず、外陣は四方に十二天菩薩の像を畫く(講堂、金堂の北に在り、本尊丈九尺五寸の阿彌陀佛、其左右に丈六尺の觀音勢至と、四天王及び三千佛の小像とを安す(方丈は講堂の北に在り(迴廊、講堂の左右より起りて、南仁王門に連り、五重塔及び金堂を圍繞し、方形をなす、其長凡そ百五十間

シテニ

四尺(太子殿、廻廊外の東南に在り、聖德太子の像を安置す、今の殿舎は明治十一年の新築に係る(石の鳥居、天王寺の四圍を南北に通する天王寺街道に在り、發心門と云ふ、高四間半、石柱周圍一間五尺餘、銅造の扁額を掲ぐ、高五尺幅三尺七寸、面に、釋迦如来轉法輪所當極樂土東門中心と題せり、傳へて小野道風筆と云ふ(寶物頗る多し、中には聖德太子の筆に係る當寺建立の本願緣起の卷に、太子の手印二十五を印し、千歳の下手痕を見るべし、又建武二年後醍醐天皇の當寺に於て右御手印緣起を寫し給ひたりと云へる卷には、帝の御手印二個あり、此他太子四十九歳の時水鏡に向て寫し給ひし御影、及び有名なる七星五銀、鳥佛師の作なる圓淨檀金の彌陀三尊あり、千手觀音及び二天龍佛(僧空海作、源滿仲護持佛、全國寶となる)等少からず(扶桑略記、寺門高僧記、元亨釋書、天王寺別當次第、京華要記、國寶目録)

シトウ

Table of ranks and titles (シトウ) including 近衛府, 大將, 少將, 將監, 將曹, 官名, 神祇官, 太政官, 省, 職坊, 寮, 監, 臺, 署, 近衛府.

シトギ

シトギ 糶 古へ米の粉を淨水にて、ね、團子に作りて神へ奉るものをいふ、今は蒸熟して之を春き鷄子の形に作りたるものなり、貞丈雜記に、しとぎの事、糶の字也、本草綱目に、時珍が曰く、單糶粉者此の團子神道名目類聚抄に見えたり神糶に用ふるものなり(〇いひつ形の糶をシトギツバと云ふは是の形に似たるゆゑなり)

シトク

シトク 至徳 鳥羽北朝後小松天皇御宇の年號、永徳四年(南朝の元中元年)二月二十七日改元、三年を経て嘉慶と改む(開國孝經に、先王有至徳至道、以順天下、民用和睦、上下無怨)とあるに據る、權中納言資康勳申す(國朝年號譜)

シトノ—シドロ

ありき(禁語抄) シドロツカヒ 四度使 ヲドノツカヒ

又風雨をも除く、皇極紀には降子を「シトミ」とよめり、細き木を縦横に組み格子とし格子の間を板張としたるものなり、宮殿神社佛閣等に之を用ふ、シトミは止にて上より下に下り止る故に名づく

シトミ

子曇 名國大通禪師と號す 華嚴宗の台州の人、叢林を遍遊し善く老宿に譽す、文永年間我が邦に渡來す、東福寺の辨圓、建長寺の道隆、皆敵軒を闘きて之を待つ、數年にして本國に歸る、正安元年寧一山と舟を同うして重れて來る、北條貞時弟子の禮を執る、圓覺寺に居らしむ、後建長寺に移る、徳治元年十一月二十八日遷化す、曇蓋を能くし、京都大徳寺に虛堂を畫けるものありといふ(元亨釋書、皇朝名僧拾遺)

シドロヤキ

志登呂燒 名遠江國志登呂村にて製出する陶器也 開元中唐大永年間始めて之を製す、當時専ら葉茶壺、花瓶を造り、同他の諸器をも造りしが、後葉茶壺、寛永年間小堀政一、業を工人に勤む、因て再び盛に起る、工人能く茶壺を造る、その質粗にして土色は淡赤、釉色は濁黄にして黒色を帯び、甚だ瀬戸の破風窯に似て、而して陶質堅實なり、今は只雜器のみ製出すと雖も、仍能く

シナ

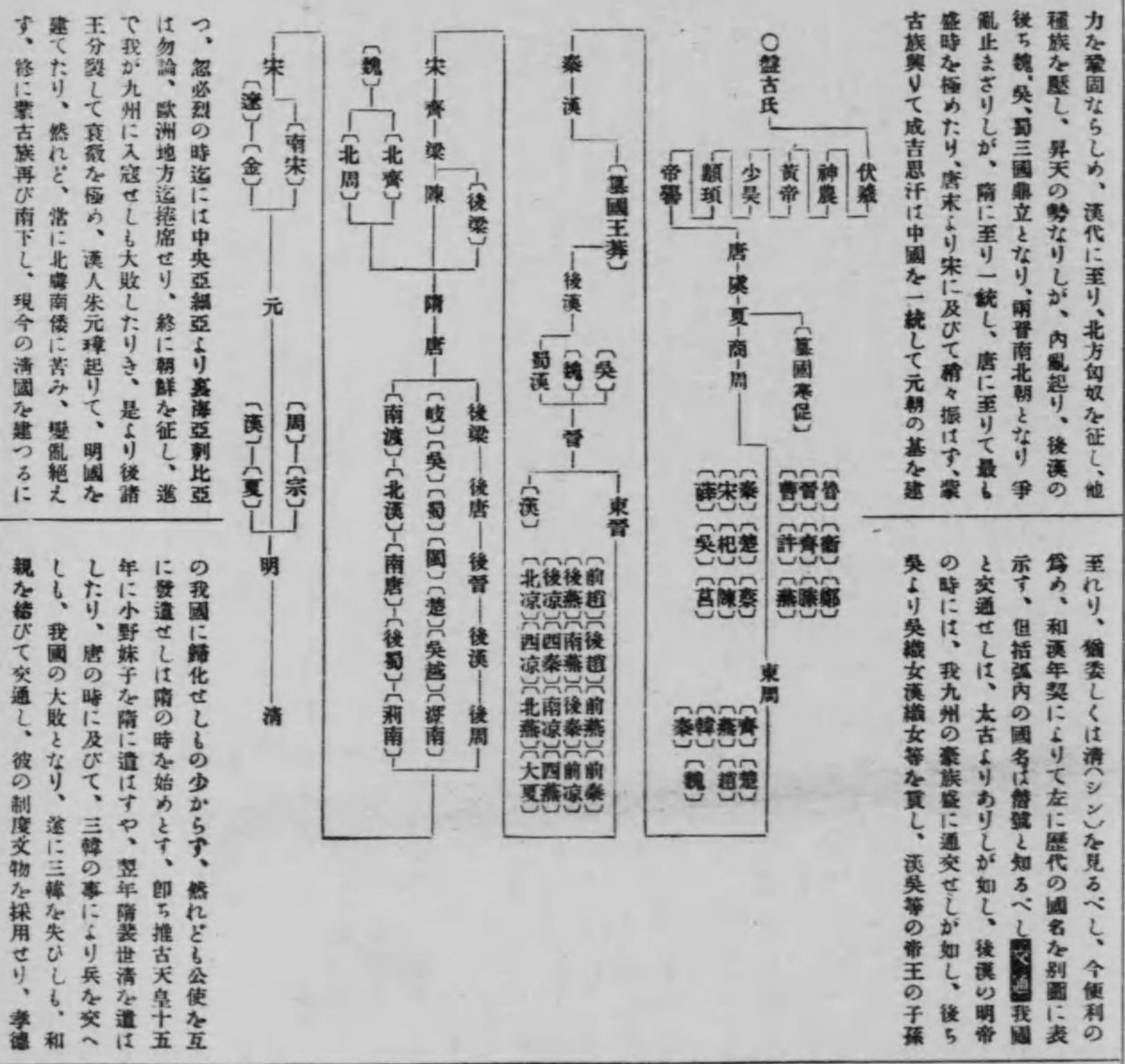
古體を失はず(工藝志料) シナ 支那

那、莫訶至那と云ふ、共に秦の轉音なり、秦の始皇始めて天下を一統し、咸を四境に振ひたるを以て、諸外國は秦を稱號して支那と呼びたるなりと云ふ、翻譯名義集に東方は震旦と稱す、日の出づる方を震旦と云ふ、支那は東方に在るを以て震旦と稱す、又華嚴音義に梵語思惟の義、支那人は思慮に富めるより命名せしなりと云ひ、或は舊約全書以塞亞書に見えたるシム(Shim)を始め、麻理の法典、及び印度の詩篇「マハバータラ」に「ラーマヤナ」或は「フラーナス」等にチナスとあるは、即ち今日の支那帝國を指したるものなりと云ひ、或は姚秦又は大秦の轉とす、或はセルとするの諸説あれども何れも論據薄弱なり、西洋の書籍にて最も早くシナの名稱の見えたるは、エリスレイアン海案内記(紀元後一世紀の終りの著)を初めとす、又印度にても夙に稱へしと見え、支那の西域記羯若鞠閣國の條に、王曰大唐國在何方、經途所至去斯遠近、對曰、當此東北數萬餘里、印度所謂罽賓國是也(譯詞は大の義)とあり、蓋し馬來由人は、上古より支那南部及び交趾地方の沿岸をシナと稱し、マルコ・ポロの紀行にも南海をシナ海、江南をシナと稱することを記せり、これ始皇帝南越征服によりて、馬來由人等秦の名を傳へて「シナ」と稱せるより、海路によりては印度に入り、一は波斯亞刺比亞等を経て、歐洲に達せしものなりと云ふ、初めは諸説紛々一定せざりしが、十七世紀に至り佛蘭西の宣教師「マアチン、マアチニイ」氏等より起りしと唱へしより、「ネルビス」の「キヤム」レクリエウの諸氏之を賛し唱導せしより(時に異説を唱ふるものなきにあらざるも)一般に認めらるるに至り

シナ

るに至り(國亞細亞の東部に在り、東は日本海朝鮮黃海に接し、南は支那海に沿ひて、安南暹羅緬甸印度に連り、西は印度及び土耳其斯坦に抵り、北は西比利亞に界す、東經七十三度に起り、百三十四度に盡き、北緯十八度二十二分に起り、五十六度十六分に止る、面積大約八十五萬三千餘方里、境内を分ちて五區となす)第一支那本部は面積大約三十七萬四千方里、直隸、山東、山西、陝西、甘肅、河南、江蘇、浙江、安徽、江西、福建、廣東、廣西、湖南、湖北、四川、貴州、雲南の十八省に分つ、歴代帝王興亡の跡大抵此中に在るを以て、歴史上最大關係を有せり)第二滿洲は本部の東北に在り、面積大約六萬三千六百方里、盛京、吉林、黑龍江の三省あり、上古の嚳、中古の鞏、遼、遼東等の地に於て、清朝の起る所なり、近世大半は露國に割食せられたり)第三蒙古は、本部の西北に在り、面積大約廿四萬八千方里、沙漠以南長城に至る迄を内蒙古と稱し、沙漠以北阿爾泰山に至る迄を外蒙古と稱す、匈奴突厥及び元朝の疆りし處歴史上亦頗る關係あり)第四伊犁は、新疆又は回疆と云ふ、本部の西に在り、面積大約六萬六千四百方里、北部を天山北路、南部を天山南路と云ふ、古來西域と稱せしは此地方にして、近年新疆省となす)第五西藏は、伊犁の南に在り、面積大約十萬方里、東を前藏、西を後藏と稱す、中古の吐蕃國にして、近古清朝の版圖に歸せり)第六支那人は支那固有の種族にあらず、今より大約五千年前中央亞細亞より遷移して、支那本部に入り、當時既に黃河揚子江の間に群居せる土人苗族を逐ひ、歲月を経るに従ひて漸く繁殖し、各地に蔓延し、國を建つるに至り、太古の事蹟は詳かならず、傳説に三五皇帝あり、尋で夏殷周を経て、秦に至りて統一し、其勢

シナ



シナ

力を鞏固ならしめ、漢代に至り、北方匈奴を征し、他種族を壓し、昇天の勢なりしが、内亂起り、後漢の後、魏、吳、蜀三國鼎立となり、兩晉南北朝となり、争亂止まざりしが、隋に至り一統し、唐に至りて最も盛時を極めたり、唐末より宋に及びて稍々振はず、蒙古族興りて成吉思汗は中國を一統して元朝の基を建

シナ

至り、猶委しくは清(シナ)を見るべし、今便利の爲め、和漢年契によりて左に歴代の國名を別圖に表示す、但括弧内の國名は併號と知るべし、我國と交通せしは、太古よりありしが如し、後漢の明帝の時、我九州の豪族盛に交通せしが如し、後吳より吳續女漢續女等を貢し、漢吳等の帝王の子孫

天皇白雉四年始めて遣唐使を遣はし、又留學生を遣はして、彼の學業を傳へしめたり、爾來代々遣唐使留學生を遣はしたりしが、唐の亂によりて公使留學生の發遣を止む、此の間唐使留學生等の交通行はれたり、宗の時に及びて僧侶入宋して、禪宗を學び傳へたり、元及びて我に交通を求めし、之を離さざるのみならず、彼使を屢々斬りしを以て、世宗大に怒りて、文永十一年弘安四年の兩度大兵を遣りて、九州を侵せし、共に大敗したり、明の時我が邊海の民彼の沿岸を侵し、倭寇と稱して、常に之れが防禦に備たりしが、足利義晴以後、時々遣明使を發遣し、明亦使を送りて、屢々倭寇を止めんことを請ひたり、文祿征韓の役明大兵を發して、朝鮮を採りし、常に我軍の破る處となりしが、後慶長十五年徳川家康明船の來りし時、通信をすしめしは従はず、南京の商船のみ、年々長崎に來りて交通したりしが、清に及び、享保十年醫學博士蘭學長崎に來りて、その著書を獻じ、十三年清の學士沈雲龍來りし、公の通信なかりしが、明治四年北京條約を以て、兩國公然通信するに至り、猶委しくは隋、唐、宋、明、清等の條に就て見るべし(支那名義考、震旦及支那なる名稱に就き、支那史、外交志稿)

師安	欽明	二五	果安	天武	一五
如備(和備)	欽明	二六	大化	天武	一五
金光	欽明	三一	大和	持統	四
賢輔(賢接、賢樓、賢稱)	敏達	一〇	大屯	持統	六
鏡常(鏡當、鏡帝)	敏達	一〇	天感(天平感寶の略敷)	孝謙	天平感寶
照勝(勝照、勝烈)	敏達	一四	大長	文武	元
和重	用明	二二	泰平	高倉	承安二
端政(端正、端改)	崇峻	二二	迎雲	後鳥羽	建久元
法興	崇峻	二二	白鹿	土御門	正治元
喜樂	崇峻	二二	白鹿	後醍醐	延元元
吉貴(吉貴、從貴)	推古	二二	大道	後村上	興國二
始哭	推古	三三	天晴	南北朝末	
顯勝(顯勝、顯博)	推古	三三	寬(寛正の略敷)	後花園	嘉吉三
端政	推古	三三	福徳	後花園	寛正元
光天(光元、弘元)	推古	三三	福徳	後土御門	文正元
定居	推古	三三	福徳	後土御門	延徳二
見斐(見知)	推古	二二	福徳	後土御門	延徳二
景純(原純、和景純)	推古	二二	福徳	後土御門	延徳二
仁王	推古	二二	福徳	後土御門	延徳二
節中	推古	二二	福徳	後土御門	延徳二
聖徳(聖徳)	推古	二二	福徳	後土御門	延徳二
備安(備安)	推古	二二	福徳	後土御門	延徳二
備安(備安)	推古	二二	福徳	後土御門	延徳二
長命(命長、明長)	推古	二二	福徳	後土御門	延徳二
常色	推古	二二	福徳	後土御門	延徳二
白雄	推古	二二	福徳	後土御門	延徳二
白鳳	推古	二二	福徳	後土御門	延徳二
白鳳	推古	二二	福徳	後土御門	延徳二
中元	推古	二二	福徳	後土御門	延徳二
朱雀	推古	二二	福徳	後土御門	延徳二

シノビ

シノギ

シノタ

シノビ

シノギ

シノタ

師安	欽明	二五	果安	天武	一五
如備(和備)	欽明	二六	大化	天武	一五
金光	欽明	三一	大和	持統	四
賢輔(賢接、賢樓、賢稱)	敏達	一〇	大屯	持統	六
鏡常(鏡當、鏡帝)	敏達	一〇	天感(天平感寶の略敷)	孝謙	天平感寶
照勝(勝照、勝烈)	敏達	一四	大長	文武	元
和重	用明	二二	泰平	高倉	承安二
端政(端正、端改)	崇峻	二二	迎雲	後鳥羽	建久元
法興	崇峻	二二	白鹿	土御門	正治元
喜樂	崇峻	二二	白鹿	後醍醐	延元元
吉貴(吉貴、從貴)	推古	二二	大道	後村上	興國二
始哭	推古	三三	天晴	南北朝末	
顯勝(顯勝、顯博)	推古	三三	寬(寛正の略敷)	後花園	嘉吉三
端政	推古	三三	福徳	後花園	寛正元
光天(光元、弘元)	推古	三三	福徳	後土御門	文正元
定居	推古	三三	福徳	後土御門	延徳二
見斐(見知)	推古	二二	福徳	後土御門	延徳二
景純(原純、和景純)	推古	二二	福徳	後土御門	延徳二
仁王	推古	二二	福徳	後土御門	延徳二
節中	推古	二二	福徳	後土御門	延徳二
聖徳(聖徳)	推古	二二	福徳	後土御門	延徳二
備安(備安)	推古	二二	福徳	後土御門	延徳二
備安(備安)	推古	二二	福徳	後土御門	延徳二
長命(命長、明長)	推古	二二	福徳	後土御門	延徳二
常色	推古	二二	福徳	後土御門	延徳二
白雄	推古	二二	福徳	後土御門	延徳二
白鳳	推古	二二	福徳	後土御門	延徳二
白鳳	推古	二二	福徳	後土御門	延徳二
中元	推古	二二	福徳	後土御門	延徳二
朱雀	推古	二二	福徳	後土御門	延徳二

シノビ

シノギ

シノタ

シノビ

シノギ

シノタ

シノビ

シノギ

シノタ

シノビ

シノギ

シノタ

シノビ

シノギ

シノタ

シノビ

シノギ

シノタ

シノビ

シノギ

シノタ

シノビ

シノギ

シノタ

シノビ

シノギ

シノタ

シノビ

シノギ

シノタ

シノビ

シノギ

シノタ

シノビ

シノギ

シノタ

シノビ

シノギ

シノタ

シノビ

シノギ

シノタ

れも縮寫したるものなり(内閣江戶時代現存せる本邦古代よりの書簡印章器物金石文等を、原物の通り撰寫縮寫して、一々其所大小を明記したり、信爲疑はしきもの少なからずと雖も、歴史考古學研究者は、必ず見るべきの良書たり、部類を十七種に分ち各部類毎に凡例目録を掲げたり、碑銘百二十一種、鐘銘百十一種、甲冑四十八種、旗四十九種、弓矢四十五種、刀劍百二十三種、馬具六十五種、銅器八十八種、樂器百十五種、七祖畫七種、文房具五十八種、小倉色紙三十三種、玉洞八景、名畫帖十九種、印章二百六十三種、扁額三百六十二種、古書骨像百三十六人を収む、寛政十二年正月廣瀨典の序あり、序文凡例等によれば、松平定信爲政の餘暇を以て、古物の古色愛すべきもの片斷隻字と雖も、打撈撰寫して、博く集め、得るに隨て收め入れしを以て、世次年代の順を立てず、部類に分つのみなりしと云ふ、其眞實疑ふべきものありと雖も、的確の指摘すべきなきものは收めて博覽に資せりと云ふ、マツダヒラサダノヲ参照、別に集古十種二巻あり、同じく定信の輯むる人物骨像禮服束帶等三十二種より成る、明治十七年松平定信氏の出版する所なり(集古十種)

保官櫛の十合をさすからず、たゞ長保の櫛の十三合ならば、今の一升二合六勺一撮にあたる、この櫛の九斗は、今の一石一斗三升四合九勺計にあたる、是壹段の地の年貢なり、その比の壹段は、今の三百六十歩にあたるれば、是を今の收納の法に比するに、上田三百六十歩にては大抵壹石八斗、中田壹石二斗、下田は八斗九斗にいたるべし、是によれば延徳の時の一石一斗は、今の中田と相比して相應といふべし、然ればこの十三合櫛は、長保官櫛の十三合櫛なることうたがひなく、併てこの比の十合といふもの、長保官櫛を用ひし事しるべしといへり、

ふ親に奉行にて行儀正しき人なりしが、奢侈者にて衣服、諸道具、飲食皆華麗を盡せり、燕餅を食するに、燕餅の上に拆きて十字を作されば食はざりしと也、此の故事を以て、餅を十字と云ふなり、拆きて十字を作すは餅の上に小刀めを十字に入れり、くひよき様にした、めたるをいふなり、云々と見えたり、

藤福葉兩人を以て學頭となす、藩士をして上校修學せしむ、明治元年別に一校を郭外に設け、名稱を集成館と定め、學規を改革す、又一校舎を海濱村に設け、下士の子弟を教育す、暫くして之を集成館に合す、同四年廢藩置縣に及び、文武諸館共に廢す、同六年有志者協同して假學校を設立し、學則等藩校の制に依り頗る修飾を加ふ、幾干もなく學制實施に會し小學校の基礎となる(日本教育史資料)

院師入水の事を記して、「彌生の末の事なれば、藤重れの十二單の衣をめぐられたり云々」とあれば、既に此の頃より云へり見えたり、後世五衣にても、唐衣、裳を打掛けたるを指して十二單と稱せり、尙、イッ、ギ、メ、及び衣服並に女房裝束の挿圖を参照すべし(裝束甲冑圖解)

院師入水の事を記して、「彌生の末の事なれば、藤重れの十二單の衣をめぐられたり云々」とあれば、既に此の頃より云へり見えたり、後世五衣にても、唐衣、裳を打掛けたるを指して十二單と稱せり、尙、イッ、ギ、メ、及び衣服並に女房裝束の挿圖を参照すべし(裝束甲冑圖解)

シフコ

シフサ

シフシ

シフコ 十五大寺 東大寺、興福寺、藥師寺、元興寺、西大寺、法隆寺、法華寺、新藥師寺、本元興寺、招提寺、東寺、四天王寺、崇福寺を云ふ(類聚符宣抄)、又東大寺、興福寺、元興寺、大安寺、藥師寺、西大寺、法隆寺、太后寺、不退寺、新藥師寺、招提寺、超證寺、京法華寺、宗鏡寺、弘福寺の十五大寺をいふ(拾芥抄、增補抄)詳しは各條を見よ、

シフシ 十二支 十二支小判 古金貨の一種、小判の極印に、十二支の形を用ひたる故に名づく(蘭語)一寸四分五厘、横一寸四分五厘、重さ二匁、極印の卵なるは、十二支卯の字小判といふ(金銀圖録)

シフシ 十二支 十二支小判 古金貨の一種、小判の極印に、十二支の形を用ひたる故に名づく(蘭語)一寸四分五厘、横一寸四分五厘、重さ二匁、極印の卵なるは、十二支卯の字小判といふ(金銀圖録)

シフセ 十善君 天皇を稱す、佛教にて十善とは十惡の反對にて、四十二章經に「衆生以十事爲善、十事爲惡」とありて、前世に十善戒を保てる功德によりて、今世に國王に生れ給へるを云ふ、十善とは、不殺生、不盜倫、不邪淫、不妄語、不惡口、不兩舌、不綺語、不饑食、不嗔恚、不邪見を云ふ、圓融院御受戒記に、寛和二年三月廿二日庚寅待臣曰、(中略)十善之主、既富春秋、其猶如此、我等何益(下略)保元物語新院御遷幸事の條に、新院(崇徳)を讀成國へ遷し奉るべき由を奏聞す(中略)十善の君、萬葉の主、先世の宿業をばのがれ給はずと思召むはしとぞ成けるし見えたり、

シフニ 十天樂 名唐樂、沙陀調十五曲中の一、古樂にて中曲、ソツテンラクとも訓む(蘭語)聖武天皇東大寺講堂を度し、笛師常世弟魚に勅して之を作る、凡堂を度し供奉に之を奏す、舞無し(禮樂志)

シフニ 十人組 江戸時代、京都市街の市人を十人づいに組を定め、其組中に、一人にても悪行の者あらん時には、同組の者、悉く同罪たるべしと爲す、其組を稱していふ、慶長八年十二月始めて之を置く、五人組(ゴニングミ)參看(徳川實紀)

シフセ 十帖一本 一東一本 (カツクイッホン)を見よ、

シフニ 十二坊 上品蓮臺寺をいふ、ソワヤコッペンダイワシを見よ、

シフニ 遊塗烏帽子 遊塗烏帽子をいふ、柿塗にて塗れたるにはあらす(蘭語)遊塗烏帽子の名は、もと塗り色の名なれば、これに立烏帽子もあり、細烏帽子もあり、其他種々あるを以て、製作は、烏帽子並に各條につきて見るべし(眞丈雜記)

シフセ

シフニ

シフニ

シンガ

重せんとするの意にはあらざるべきか、一説に、位階に附屬せる田地を寄進する目的なりとあれど、信じ難し(古事類苑神祇部)

シンガク

清樂 清國より傳はりたる音楽、樂器は凡十一種あり、笛、洞簫、琵琶、月琴、蛇皮、胡琴、提琴、木琴、揚絃等とす。...

シンガク

新樂 古樂に對して、樂曲の新しいふ、コガクと參看。

シンガク

心學 名義 神儒佛の三道並に老莊等の諸教を調和したる教、一に道説ともいふ、其目的とする所は、童蒙婦女に對して、極めて平易に實踐道徳を教ふるに在り、故に務めて俗談俚解をなし...

シンガ

とす、北窓瑣談に、婦人小供などの耳にも入りやすく説き聞かせて、孝悌忠信の事より、家業、商賈、家産、儉約、農業、耕作の事に至るまで、手近く教ふる故に、是にて、中流しき家内も、此講話を聞きしより家族睦ましく、わんぱくなりし小兒も、父母を尊敬する、...

(櫻梅田石)

江戸を中心として、廣く諸地方に傳播したりしが、明治以後頗る衰へたりと雖も、東京、京都、西の宮、廣島、千葉の諸地方には之を講ずるものなほ存せりと、いへり(史學雜誌、心學の傳説)

(櫻梅田石)

幼童に對すること、父の子に於けるが如く、諄々として數萬言を累れ、訓導して倦むことなければ、四方の民皆喜びて教を受け、終に其學海内に擴がるに至り、天明六年二月九日歿す、年六十九、著はすと、...

(二進洋中)

其門人甚だ多し(武術流祖録) シンカゲリウ 新陰流 柳生宗嚴の創めたる劍術の流派○宗嚴は但馬守と稱す、大和柳生の人、幼より刀槍の術を好む、時に上泉秀綱、神後正田を從へ、柳生に至る、宗嚴其術を學ばんとす、秀綱、正田を留め自ら諸國に遊ぶ、後ち又柳生に至り其奥を授け、且つ其技を賞して曰く、實に新陰といふべし、...

シンカ

身成佛といふも、亦これに外ならずと、また石門の教を奉じ、手島堵庵に親炙して、遂に性理の蘊奥を極む、五十五歳にして、髮を剃つて名を道二と改め、同年師の命を得て、江戸に出て道を説くこと、前後すべて二十餘年、始め講席を神田小川街に建て、寛政三年に至り、參前舎を外神田相生街に開きて、門生と學を講じ、教諭僉ます、其間京都に歸り、攝陽南紀の邊に至り、丹但攝陽の諸州に赴き、或は東國北國に往きて道を説く、務めて俚解をなし、難ぶるに滑稽諧謔を以てし、能く人をして感激心服せしむ、庶人賤隸に至るまで、皆喜んで其説を聞き、社友日に月に盛なり、享和三年六月十一日參前舎に歿す、年七十九、門人其口授せる所を筆記して刊行し、道二翁道説と名づく、其外石門の流を汲みて心學を究め、道説を爲すもの多し、其一二をいはば、布施律右衛門、名は矩道、松翁と號す、京都松原の邊に住居し、學を堵庵に受け、後藩塾を開きて生徒を集む、著はす所松翁道説あり、奥田壽太、名は在中、賴杖と號す、藝陽の人、淇水に親炙して石門の學を傳へ、之を諸國に唱道す、天保十年江戸に來り、講席を參前舎に開く、著はす所心學道説あり、就中有名なる柴田鳩翁とす、名は亨、字は陽方、通稱謙藏、剃髮して鳩翁と號す、薩埵藩に從うて心法を學ぶ、中年にして明を失し、後専ら諸國を遊歴して、心學道説をなす、例を引き置を連れて、説くこと數萬言、恰も水の流るゝが如く、人をして覺えず其道に入り、正路に歸せしむ、されば諸侯は之を招き、賤民は之を慕ひ、講席の聽衆頗る盛なり、天保十年五月三日歿す、年五十七、男武修其講話を筆記して、鳩翁道説といふ、現今に至るも京阪の民、鳩翁の名を知らざるものなしといふ、心學は實にかくのごとくにして、京都

シンカ

上泉秀綱 神後伊豆守 正田文五郎(正田陰流祖) 柳生宗嚴(新陰流祖) 丸女藏人大夫(心貫流祖) 塚原卜傳(卜傳流祖) 奥山孫次郎

シンカ

シンカゲリウ 眞陰流 天野傳七郎忠久の創めたる劍術の流派○忠久は水戸家の人なり、眞野文左衛門につきて、愛洲陰流の刀術を學び、妙旨を得、また兵學流體に達し、流名を改めて眞陰流と號す、其門人甚だ多し(武術流祖録) シンカゲリウ 新陰流 柳生宗嚴の創めたる劍術の流派○宗嚴は但馬守と稱す、大和柳生の人、幼より刀槍の術を好む、時に上泉秀綱、神後正田を從へ、柳生に至る、宗嚴其術を學ばんとす、秀綱、正田を留め自ら諸國に遊ぶ、後ち又柳生に至り其奥を授け、且つ其技を賞して曰く、實に新陰といふべし、...

シシヤウ 山部王、蘇我果安等をして不破を襲撃せしめ、大上川濱に陣す、山部王反心あり、果安の爲めに殺され、陣中大に亂る、果安軍を進むることを得ず、犬上より返りて自殺す、諸將亦敵に降る者多し、七日大津吹負、皇軍を息長横川に破りて、境部樂を斬り、尋で鳥籠山に於て泰友足を斬る、紀阿閉廣、多品治等亦連戦して皆勝つ、男依等更に進んで安河濱、栗太に於て皇軍を破り、廿二日長驅して瀨田に到る、天皇群臣と共に橋西に陣す、族幡野を蔽ひ埃塵天に漲り、鉦鼓の聲數十里に聞ゆ、兩軍互に河を隔て、亂射し、勢矢下ること雨のごとし、皇軍の將智厚精兵を率ゐて先鋒たり、橋を中斷して敵を拒ぐ、男依の兵進むこと能はず、時に大分稚臣といふものあり、長矛を捨て、甲を重振し、板を踏で橋を度り、奮闘して皇軍を衝く、茲に於て皇軍大に亂れ、散走するもの多し、智厚怒りて退くものを斬ると雖も止むることを得ず、軍遂に敗れ、智厚亦戦死す、天皇、左大臣蘇我赤兄、右大臣中臣金等と共に橋に身を以て過る、男依進んで栗津岡下に陣し、翌日皇軍の將大養五十君、谷壁手を栗津市に斬る、茲に於て天皇走て入る所なし、即ち還りて山前に隱れ、自ら縊れて崩す、御年廿五、時に左右大臣及び群臣等皆隨亡し、唯物部麁鹿に舍人二人の從へるのみなりき、廿四日吉野の諸將志賀に會して、左右大臣等を探へ、廿六日天皇の御頭を不破の本營に呈す、八月一日右大臣中臣金等八人を斬り、左大臣蘇我赤兄、大納言巨勢比等々を配流し、餘は悉く之を殺す、九月大海人皇子、不破より桑名、鈴鹿、名張を経て大和の古京に著し、飛鳥浄御原宮に遷り、翌年二月即位す、是れを天武天皇といふ(書紀、日本紀略)

シシヤウウチ 神社「ヤシロ」を見よ、
シシヤウウチ 新庄氏(常陸麻生) 姓は藤原、武蔵守秀郷の六世右馬允季俊の男瀧口季方、新羅三郎義光に屬し、奥州合戦に武功を顯し、男三郎大夫後季近江箕浦に住す、五世進士入道俊綱同州今井に移住し、今井と稱す、五世民部丞俊名、義詮將軍に仕へ、同州坂田郡新庄を賜ひ、新庄氏と稱す、後世朝妻城に移る、九世新三郎直賴、豊臣秀吉に仕へ、攝津山崎城に移り、後又同州高槻城を賜ひ、一萬三千石を領し、從五位下駿河守となり、後秀頼に仕ふ、慶長五年關ヶ原の役、伊賀國上野城を奪ひ之に據る、亂後會津に流され、蒲生秀行に預けらる、同九年正月召返され、駿府に至り家康に謁し、又江戸に赴き將軍秀忠に謁す、常陸國行方河内新治眞壁郡河、上野國芳賀郡賀河内等八郡に於て三萬三百餘石(一説二萬七千)を賜ふて、常陸行方郡麻生に住す、同十三年十二月剃髮して法印に叙し、宮内卿と號す、元和大阪の役、子越前守直定其子直好と先陣の功あり、寛文二年七月三千石を次子美作守直房に分封す、延寶四年四月民部直矩嗣なきを以て封除せられ、更に族縁峻守直時に壹萬石を賜はる、子孫相繼ぎ、明治に至り華族に列し、子爵を授けらる(澤柳謙、武藏、徳川加除封録、華族諸家傳、華族譜)

直良 直賴 直定 直好 直時 直隆
直祐 直隆 直隆 直隆 直貞 直貞
直貞 直隆 直隆 直隆 直貞 直貞
直隆 直隆 直隆 直隆 直貞 直貞

シシヤウコクラクジ 眞正極樂寺
 山城國京都上京區淨土寺町○眞如堂とも稱し
 鈴聲山と號す、天台宗○本尊立像三尺三寸の阿彌佛

シシヤウサイ 新嘗祭 「ニホナマツ」を見よ、
シシヤウサイ 神嘗祭 「カンニヘノマツ」を見よ、
シシヤウサイモン井ン 新上西門院
 藤原房千代女(藤原元天皇の女、母は攝大納言冷泉爲滿の女)○藤原元天皇の中宮、東山天皇の准母、承應二年八月生れ、寛文九年十一月二十一日入内、從三位に叙し女御となる、天和二年十二月七日三宮に准す、同三年二月十四日中宮となり、貞

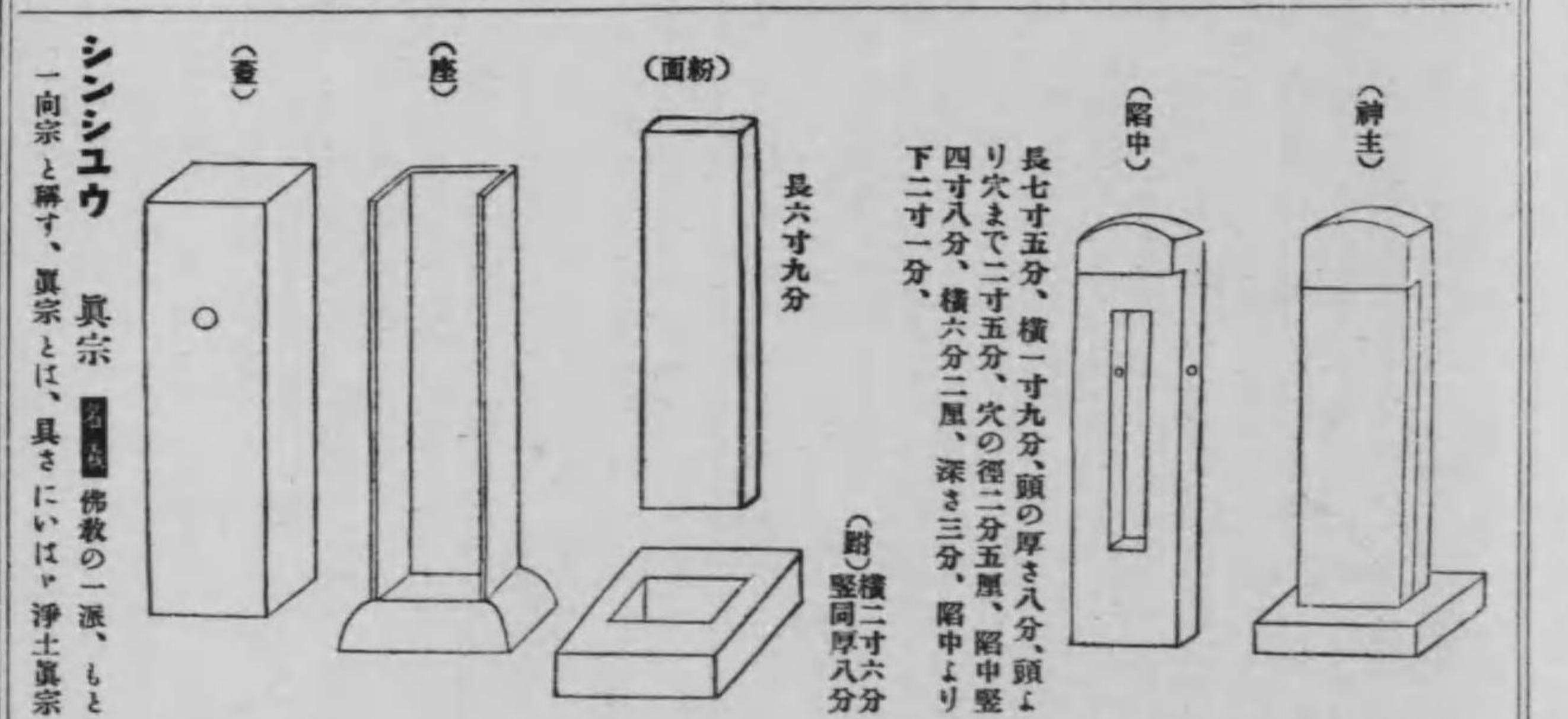
享四年三月二十五日院號を賜ふ、正徳二年四月十四日崩す、御年六十、同五月十二日泉涌寺に葬る(門院傳)

シシヤウトウモン井ン 新上東門院
 藤原晴子、阿茶局と稱す、贈左大臣勲修寺晴右の女、或は晴豐の女に作る、母は右京亮元隆の女、陽光院上天皇の妃、後陽成天皇の御母、後三宮に准じ、慶長五年十二月二十九日准后を罷めて院號を賜ふ、元和六年二月十八日崩す(門院傳)

シシヤキ 人車記 兵範記(エイハンキ)をいふ、

シシヤマス 神社樹 神社に用ふる樹の名、神社に因りて各種の名あり、伊勢に、宮中樹、供用樹、黒樹、判樹、於麻加利樹等あり、春日に、神供樹あり、甲斐の二宮神社に、宮樹と稱するあり、詳しくは各條につき見るべし、

シシヤシユ 神主 儒教にて、死したる人の姓名を書して、祠堂に安置するものを云ふ、祠堂なき者は略制にして神位と云ふ、共に座蓋に納め、木にて造る、其製法は喪祭式、葬禮儀略に見えたりども、類はしければ、圖のみを示して省略す、支那宋の朱熹の家禮に據りしものなれども、我國にて行はれしは、江戸時代儒者の儀葬を行ひしり後の事とす、墳墓考に、鎌倉時代禪宗渡來して、彼徒専ら埋葬を司りしより、士大夫の墓には石の神主を作りて建つものまゝ出來り、爾後庶士以上の墓には、卒塔婆を建てたるものと、神主を安ぜるものと兩様になれりと云へど、これ今云ふ板碑なり(イタビ)參看、而して其姓名等を記すには、陷中に、故□□守從五位下□□姓府君、故□□字□□號□□神主、粉面に、故□□守從五位下□□姓府君神主と書す(古事類苑禮式部)



と稱す、淨土とは所期の果界にして、此淨土に往生せんことを期すれば、往生淨土の略にして、此土入聖の聖道門に對據するの名なり、眞宗とは、淨土門中、權實眞假種々の法あるが故に、其中權假方便の說に關んで、専ら眞實の一法を取りて以て所宗を定むるなり、**見眞大師**觀賢が其師淨土宗の元祖圓光大師源空より、面受相承の法義を、開闢顯揚する所なり、源空没後、門派分れ立義同じからず、觀賢之を概し、所傳を紹述し、要文を類纂し、教行信證文類六卷を作る、實に元仁元年なり、是を眞宗開創の起原とす、本宗の教義たる、因りて宗祖已證の法門にして、一流の宗義二途あることなれども、唯だ門末統率の上に就きて漸次派を分ちて現今十派に及び、明治五年三月一向宗を眞宗と稱せしむるべし、左のごとし、詳しくは各條につき見るべし(佛教各宗綱要、日本佛教史綱、法令全書)

派名 本山 所在

本願寺派 西本願寺 山城國京都市西六條

大谷派 東本願寺 同 京都市東六條

佛光寺派 佛光寺 同 京都市玉條坊門高倉

高田派 尊修寺 同 伊勢國阿蘇郡一身田村

木邊派 錦織寺 同 近江國野州郡中里村

出雲路派 善攝寺 同 越前國今立郡味真野

山元派 證誠寺 同 今立郡新橋江村橫越

誠照寺派 誠照寺 同 今立郡新橋江村

三門徒派 尊照寺 同 福井市豐町

興正寺派 興正寺 同 山城國京都市南町

シシヤウ井ン 眞宗院(京都) 圓福寺(エノブクツ)を見よ、

シシヤユツ 鍼術 醫術の一、鍼針を以て疾病を醫するの術、和漢三才圖會に「凡針有補

濁之法、先以左手、指其處、隨用大指爪、重按、切...

と爲る、安一の後に垣本誠源が帝威、大威、葉葉威の...

せらる、御帳臺黒漆金蒔繪唐神、御障子の繪桐竹...

ぎ、傍に碑を立て、楠木一族の菩提を祈る、是を中...

シンシヨノジユン 新所旬 内裡造營の...

の成功を祈願し、更に叡山に登り、四塔南上房の住持...

- 照之 宿澄 照慶 宿慶 照源
照朝 照時 照峰 照乘
照融 照順 照阿 照猷 照輪

- シンシヨウトク 進走禿 進宿禰(シンソ)
照風 照勳
トクを見よ、

- シンセイハ 眞盛派 天台宗の一派、西教...

